

防災に関してとった措置の概況  
平成26年度の防災に関する計画

第186回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成26年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

# 目 次

---

## 特 集 共助による地域防災力の強化

第1章	はじめに ～首都直下地震、南海トラフ地震等の発生の懸念～	2
1	平成25年版防災白書特集との関係	2
2	首都直下地震及び南海トラフ地震	2
3	大規模広域災害と自助・共助の重要性	3
第2章	「公助の限界」と自助・共助による「ソフトパワー」の重要性	4
1	大規模広域災害時の自助・共助の例	4
2	地域コミュニティにおける共助による防災活動	8
3	防災に関する国民の意識	13
4	消防団及び自主防災組織の状況	14
5	事業者の状況	17
第3章	平成25年災害対策基本法改正と地区防災計画制度	19
第4章	地域コミュニティにおける先進的な取組の事例	22
1	先進的な取組の事例	22
	(1) 町内会、小学校区単位等での取組の事例	23
	(2) 事業者と行政の連携、事業者間の連携等に関する 取組の事例	32
	(3) 大学を中心とした取組の事例	35
2	各事例の特色	36
第5章	まとめと今後の方向性	37
1	「公助の限界」と自助・共助による「ソフトパワー」の重要性	37
2	自助・共助に関する国民の意識の高まりと 地域コミュニティにおける活動	38
3	地区防災計画制度の活用	38
4	今後の方向性 ～ソーシャル・キャピタルと地域防災力の活性化～	38

# 第1部 災害の状況と対策

第1章 我が国の災害対策の取組の状況等	41
第1節 東日本大震災の教訓を踏まえた主な取組	41
1-1 災害対策法制の見直し	41
1-2 防災対策実行会議	43
1-3 防災基本計画の見直し	44
第2節 国土強靱化の推進について	44
2-1 背景及び経緯	44
2-2 基本法の概要	45
2-3 国土強靱化の基本的な考え方	46
2-4 これまでの取組	47
2-5 今後の展望	49
第3節 災害対策に関する施策の取組状況	50
3-1 事前防災	50
(1) 防災に関する科学技術の研究の推進	50
(2) 災害に強い国づくり、地域づくり	50
(3) 防災拠点施設	51
(4) 人材育成	51
(5) 防災訓練	52
(6) 社会全体としての事業継続体制の構築	53
3-2 災害発生時の対応及びそれへの備え	60
(1) 緊急事態における初動対応	60
(2) 避難勧告ガイドライン	60
(3) 救急・救助体制	62
(4) 広域医療搬送等	62
(5) 広域的な応援体制	64
(6) 円滑な物資供給体制の構築に向けた取組	64
(7) 情報収集・伝達体制	67
(8) 防災無線通信網	68
(9) 防災情報の活用	71
(10) 災害対応の標準化	72

3-3	被災者支援対策	73
(1)	避難行動要支援者の避難支援等	73
(2)	被災者台帳	73
(3)	避難所における良好な生活環境の確保等	74
(4)	災害救助法、災害弔慰金の支給等	74
(5)	被災者生活再建支援法	75
(6)	被災者支援に向けた今後の取組	76
3-4	復旧・復興対策	77
(1)	公共施設等の復旧	77
(2)	地方公共団体の復興支援	79
3-5	多様な主体の連携による防災活動の推進	79
(1)	防災に関する国民運動の展開	79
(2)	防災教育の取組	80
(3)	災害教訓の伝承	80
(4)	防災ボランティアの取組等	81
(5)	男女共同参画の視点からの取組	82
3-6	国際防災協力	82
(1)	世界における最近の災害	82
(2)	国際防災協力への取組	84
<b>第4節 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況</b>		89
4-1	地震・津波災害対策	89
(1)	地震・津波想定等の適切な見直し	89
(2)	南海トラフ地震対策	91
(3)	首都直下地震対策	98
(4)	津波避難対策の強化	108
4-2	大規模水害対策	111
(1)	大規模水害対策の必要性	111
(2)	大規模水害対策の検討の経緯	111
(3)	現在の取組	112
4-3	大規模土砂災害対策	112
(1)	大規模土砂災害対策の必要性	112
(2)	大規模土砂災害対策の現状等	114
(3)	現在の取組	114
(4)	避難勧告ガイドライン（再掲）	114

4-4	火山災害対策	115
(1)	火山災害対策の必要性	115
(2)	火山災害の特徴と対策	116
(3)	火山災害対策の取組	117
(4)	大規模火山災害対策への提言	118
(5)	火山災害における応急対策の方針	118
4-5	雪害対策	120
(1)	雪害の現況	120
(2)	雪害対策の概要	120
(3)	豪雪地帯対策の概要	120
(4)	今後の雪害対策の方向性	121
4-6	竜巻災害対策	122
(1)	竜巻災害の現況	122
(2)	竜巻災害対策への取組状況	123
<b>第2章 東日本大震災の復旧と復興に向けた取組</b>		126
<b>第1節 東日本大震災からの復興に向けた取組</b>		126
(1)	現場主義の徹底	126
(2)	復興庁の司令塔機能の強化	126
(3)	復興のステージに応じた取組	126
<b>第2節 復興の現状</b>		128
2-1	被災者支援の状況と取組	128
(1)	避難者と仮設住宅等の入居状況	128
(2)	被災者支援の現状と被災者の健康、生活面への対応	129
2-2	地域づくり	130
(1)	災害廃棄物の処理状況	130
(2)	公共インフラの本格復旧・復興の状況	130
(3)	住宅再建・復興まちづくりの取組と状況	132
(4)	職員応援の状況	134
2-3	産業復興と雇用の確保	135
(1)	産業復興の状況と取組	135
(2)	雇用確保の状況と取組	135
2-4	復興関連制度等の活用状況	136
(1)	復興特区制度による特例の活用状況	136

(2) 復興交付金制度の活用状況	136
(3) 取崩し型復興基金の活用	137
2-5 原子力災害からの復興	137
(1) 避難指示区域の見直しの完了と福島県田村市の 避難指示解除	137
(2) 福島復興に係る政府の新たな取組	138
(3) 避難指示区域等の復興と住民帰還に向けた取組	139
(4) 公共インフラの復旧の取組	139
(5) 損害賠償の状況	140
(6) 除染等の状況	140
(7) 放射線による健康への影響等に対する対策の推進	140
(8) 原子力災害による風評被害を含む影響への対応	141
第3節 「新しい東北」の創造	141
(1) 「新しい東北」の創造	141
(2) 具体的な取組	141
第4節 第3回国連防災世界会議（再掲）	143
第5節 原子力災害への対応状況	144
5-1 原子力規制委員会の設置	144
(1) 原子力規制委員会の体制強化	144
(2) 透明性・中立性の確保、人材育成	145
(3) 国際機関及び諸外国との連携・協力	146
5-2 原子力施設等の安全確保に向けた取組	146
(1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対応	146
(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る 放射線モニタリング	147
(3) 原子炉等規制法に基づく規制基準等の見直し	147
(4) 適合性審査の実施	147
(5) 原子力発電所敷地内破砕帯の調査	148
(6) 全国の原子力施設の検査等の状況	148
(7) 放射性同位元素等による放射線障害の防止	148
5-3 原子力防災の改善	149
(1) 原子力災害対策の体制整備	149
(2) 緊急時対応への取組	149
(3) 環境モニタリング	150

5-4	原子力事故の避難に関する実態調査	150
<b>第3章</b>	<b>平成25年以降に発生した主な災害</b>	<b>151</b>
<b>第1節</b>	<b>平成25年梅雨期における大雨等</b>	
	(6月8日から8月9日)	151
1-1	災害の状況	151
1-2	国等の対応状況	151
<b>第2節</b>	<b>8月23日から的大雨等</b>	<b>152</b>
2-1	災害の状況	152
2-2	国等の対応状況	153
<b>第3節</b>	<b>9月2日及び4日の竜巻等</b>	<b>153</b>
3-1	災害の状況	153
3-2	国等の対応状況	154
<b>第4節</b>	<b>平成25年台風第18号</b>	<b>154</b>
4-1	災害の状況	154
4-2	国等の対応状況	155
<b>第5節</b>	<b>平成25年台風第26号及び第27号</b>	<b>156</b>
5-1	災害の状況	156
5-2	国等の対応状況	156
<b>第6節</b>	<b>平成25年11月末から的大雪等</b>	<b>157</b>
6-1	災害の状況	157
6-2	国等の対応状況	158

## 第2部 平成24年度において防災に関してとった措置の概況

概 要	161
1 法令の整備等	161
2 科学技術の研究	161
3 災害予防	161
4 国土保全	161
5 災害復旧等	161
6 国際防災協力	161
第1章 法令の整備等	162
第2章 科学技術の研究	163
1 災害一般共通事項	163
2 地震災害対策	164
2-1 地震に関する調査研究	164
2-2 地震災害対策一般の研究	168
3 津波災害対策	169
3-1 津波に関する調査研究	169
3-2 津波対策一般の研究	170
4 風水害対策	170
5 火山災害対策	171
6 雪害対策	172
7 火災対策	172
8 危険物災害対策	173
9 原子力災害対策	173
第3章 災害予防	174
1 災害一般共通事項	174
1-1 教育訓練	174
1-2 防災施設設備の整備	176
1-3 その他	179

2	地震災害対策	186
2-1	教育訓練	186
2-2	防災施設設備の整備	187
2-3	その他	190
3	津波災害対策	193
3-1	教育訓練	193
3-2	防災施設設備の整備	193
3-3	その他	194
4	風水害対策	195
4-1	教育訓練	195
4-2	防災施設設備の整備	195
4-3	その他	196
5	火山災害対策	199
5-1	教育訓練	199
5-2	防災施設設備の整備	199
5-3	その他	199
6	雪害対策	200
6-1	教育訓練	200
6-2	防災施設設備の整備	200
6-3	その他	201
7	火災対策	201
7-1	教育訓練	201
7-2	防災施設設備の整備	201
7-3	その他	201
8	危険物災害対策	202
8-1	教育訓練	202
8-2	防災施設設備の整備	202
8-3	その他	202
9	原子力災害対策	204
9-1	教育訓練	204
9-2	防災施設設備の整備	204
9-3	その他	204
10	その他の災害対策	205
10-1	教育訓練	205

10-2	その他	205
<b>第4章</b>	<b>国土保全</b>	<b>206</b>
1	治水事業等	206
1-1	維持管理	206
1-2	災害対応・危機管理対策	206
1-3	予防的な治水対策	206
1-4	ダム建設事業	206
2	治山事業	206
2-1	国有林治山事業	206
2-2	民有林治山事業	206
3	地すべり対策事業	207
3-1	直轄事業	207
3-2	補助事業	207
3-3	国土交通省所管事業	208
4	急傾斜地崩壊対策事業	208
5	海岸事業	208
5-1	直轄事業	208
5-2	補助事業	208
6	農地防災事業	208
6-1	直轄事業	208
6-2	補助事業	208
7	災害関連事業	209
8	地盤沈下対策事業	210
9	下水道における浸水対策	210
10	その他の事業	211
<b>第5章</b>	<b>災害復旧等</b>	<b>212</b>
1	災害応急対策	212
1-1	平成24年5月に発生した突風等に対してとった措置	212
1-2	平成24年7月九州北部豪雨に対してとった措置	212
1-3	平成24年8月13日からの大雨等に対してとった措置	213
1-4	平成24年台風第17号に対してとった措置	213
1-5	平成24年11月からの大雪等に対してとった措置	213

1-6	その他の災害に対してとった措置	214
2	災害復旧事業	216
2-1	公共土木施設災害復旧事業	216
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	217
2-3	文教施設等災害復旧事業	217
2-4	厚生施設等災害復旧事業	218
2-5	その他災害復旧事業	218
3	財政金融措置	219
3-1	災害融資	219
3-2	災害保険	220
3-3	地方交付税及び地方債	221
4	災害復興対策等	222
4-1	被災者生活再建支援金の支給等	222
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	222
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	222
4-4	三宅島噴火による災害に対してとった措置	222
4-5	平成16年(2004年)新潟県中越地震による 災害に対してとった措置	222
4-6	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による 災害に関する復興対策	223
4-7	霧島山(新燃岳)災害による復興対策	223
4-8	東日本大震災に関する復興対策	223
4-9	その他の災害に対してとった措置	227
第6章	国際防災協力	229
1	多国間協力	229
2	二国間協力	230

## 第3部 平成26年度の防災に関する計画

概要	233
1 科学技術の研究	233
2 災害予防	233
3 国土保全	233
4 災害応急対策及び災害復旧・復興対策	233
5 国際防災協力	233
第1章 科学技術の研究	234
1 災害一般共通事項	234
2 地震災害対策	236
2-1 地震に関する調査研究	236
2-2 震災対策一般の研究	239
3 津波災害対策	241
3-1 津波に関する調査研究	241
3-2 津波対策一般の研究	242
4 風水害対策	243
5 火山災害対策	244
6 雪害対策	244
7 火災対策	245
8 危険物災害対策	245
9 原子力災害対策	246
10 その他の災害対策	247
第2章 災害予防	248
1 災害一般共通事項	248
1-1 教育訓練	248
1-2 防災施設設備の整備	250
1-3 災害危険地住宅移転等	254
1-4 その他	254
2 地震災害対策	264
2-1 教育訓練	264

2-2	防災施設設備の整備	264
2-3	その他	270
3	津波災害対策	272
3-1	教育訓練	272
3-2	防災施設設備の整備	272
3-3	その他	274
4	風水害対策	275
4-1	教育訓練	275
4-2	防災施設設備の整備	275
4-3	その他	276
5	火山災害対策	280
5-1	教育訓練	280
5-2	防災施設設備の整備	280
5-3	その他	280
6	雪害対策	281
6-1	教育訓練	281
6-2	防災施設設備の整備	281
6-3	その他	282
7	火災対策	282
7-1	教育訓練	282
7-2	防災施設設備の整備	282
7-3	その他	283
8	危険物災害対策	284
8-1	教育訓練	284
8-2	防災施設設備の整備	284
8-3	その他	284
9	原子力災害対策	286
9-1	教育訓練	286
9-2	防災施設設備の整備	286
9-3	その他	287
10	その他の災害対策	287
10-1	教育訓練	287
10-2	その他	288

第3章 国土保全	289
1 治水事業等	289
1-1 防災・減災	289
1-2 戦略的維持管理・更新	289
1-3 水辺の未来創造	289
2 治山事業	289
2-1 国有林治山事業	290
2-2 民有林治山事業	290
3 地すべり対策事業	290
3-1 農林水産省所管事業	290
3-2 国土交通省所管事業	291
4 急傾斜地崩壊対策事業	291
5 海岸事業	291
6 農地防災事業	292
6-1 直轄事業	292
6-2 補助事業	292
7 災害関連事業	292
8 地盤沈下対策事業	294
9 下水道における浸水対策	295
10 その他の事業	295
第4章 災害復旧等	297
1 災害応急対策	297
1-1 自衛隊の災害派遣	297
1-2 災害救助費の国庫負担	297
1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	297
1-4 被災者生活再建支援金の支給	297
1-5 その他の災害応急対策	297
2 災害復旧事業	297
2-1 公共土木施設災害復旧事業	297
2-2 農林水産業施設災害復旧事業	298
2-3 文教施設等災害復旧事業	299
2-4 水道施設等災害復旧事業	299
2-5 その他の災害復旧事業	299

3	財政金融措置	300
3-1	災害融資	300
3-2	災害保険	301
3-3	地方債	301
4	災害復興対策等	301
4-1	被災者生活再建支援金の支給	301
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	302
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	302
4-4	三宅島噴火災害に関する対策	302
4-5	平成16年（2004年）新潟県中越地震による 災害に関する復興対策	302
4-6	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による 災害に関する復興対策	303
4-7	霧島山（新燃岳）災害による復興対策	303
4-8	東日本大震災に関する復興対策	303
4-9	その他の災害に関する復興対策	307
第5章 国際防災協力		308
1	多国間協力	308
2	二国間協力	309
附属資料		311

本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。



## はじめに

平成26年版防災白書の「特集」では、「共助による地域防災力の強化～地区防災計画制度の施行を受けて～」をテーマに、自助・共助・公助に関するデータのうち、特に共助に焦点をあてて、地域防災力強化の方向性について検証を行いました。

その結果、地域コミュニティにおける、①一般的な地域活動（地縁活動）の活性化、②防災に関する人・組織の整備・充実と行政による情報支援の強化、③事業者と地域住民との連携・共生の促進、等が地域防災力の向上につながる可能性があるのみならず、地域コミュニティの活性化にも寄与する可能性があることが明らかとなりました。

次に、「第1部 災害の状況と対策」においては、

- ・平成24年度と平成25年度に「災害対策基本法」の改正を実施するとともに、恒久的な復興の枠組みを用意するものとして大規模災害からの復興に関する法律を制定したことから、改正の内容等を記述。
- ・昨年11月に「首都直下地震対策特別措置法」の制定及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正（「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を改正）が行われ、本年3月にはそれらに基づく基本計画が策定されたことから、被害想定からこれら一連の取組までを網羅する新たな項目を設けて詳細に記述。
- ・来年3月（14日～18日）に仙台市において「第3回国連防災世界会議」が開催され、我が国の有する東日本大震災の教訓や知見、防災技術、被災地をはじめとする東北地方の復興の状況等を国際社会と共有、発信していくこととなっていることから、同会議に関する項目を新設。
- ・平成25年9月の竜巻災害、10月の台風第26号による土砂災害、平成26年2月の大雪災害など、今年度大きな被害が出された災害により、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」の改定等の新たな対策が講じられたことから、それらを詳細に記述。

する等、内容の充実が図られています。

「平成26年防災白書」における主な法律・指針等の新設事項（掲載順）	本体の頁
・特集「共助による地域防災力の強化～地区防災計画制度の施行を受けて～」	1
・「災害対策基本法」の改正、防災対策実行会議、防災基本計画の見直し	41
・「国土強靱化基本法」	45
・事業継続ガイドライン第三版	55
・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）	61
・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	73
・避難所における良好な生活環境の整備に向けた取組指針	74
・第3回国連防災世界会議	85
・大規模地震防災・減災対策大綱	90
・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」	96
・「首都直下地震対策特別措置法」	103
・火山災害における応急対策の方針	119
・雪害対策	120
・竜巻災害対策	122

**特 集**

**共助による地域防災力の強化  
～地区防災計画制度の施行を受けて～**

首都直下地震、南海トラフ地震等大規模広域災害の発生が懸念される中で、国及び地方公共団体によるソフト及びハードの対策を組み合わせた防災・減災対策（公助）とともに、住民自身による自助、地域コミュニティ等における共助が災害対策に重要な役割を果たすようになってきている。

東日本大震災においては、地震や津波によって、市町村長が亡くなったり、多くの市町村職員が被災する等本来被災者を支援すべき行政自体が被災し、行政機能が麻痺した。このような大規模広域災害時における「公助の限界」が明らかになった一方、自助・共助による「ソフトパワー」の重要性が強く認識されたことから、平成25年の「災害対策基本法」の改正においては、地区居住者等による地域コミュニティレベルでの防災活動に関する計画である地区防災計画制度が創設された。

そこで、平成26年4月に地区防災計画制度が施行されたことを踏まえ、東日本大震災後の地域コミュニティにおける共助による防災活動について、最新データを踏まえて検証を行い、これらを活用した地域防災力の強化の方向性を考えるものとする。

## 【特集目次】

- 第1章 はじめに ～首都直下地震、南海トラフ地震等の発生の懸念～
- 第2章 「公助の限界」と自助・共助による「ソフトパワー」の重要性
- 第3章 平成25年災害対策基本法改正と地区防災計画制度
- 第4章 地域コミュニティにおける先進的な取組の事例
- 第5章 まとめと今後の方向性

## 第1章 はじめに ～首都直下地震、南海トラフ地震等の発生の懸念～

平成25年に公表された中央防災会議の首都直下地震及び南海トラフ地震に関する各ワーキンググループの最終報告では、地震による災害規模を推計するとともに、適切に防災・減災対策を講じれば、被害量は確実に減らすことができる旨指摘している。

### 1 平成25年版防災白書特集との関係

平成25年版防災白書の特集では、「指標等から見る我が国の防災対策」というテーマで、自助、共助及び公助の各種データを基に我が国全体の災害による被害の軽減に向けた取組について分析を行った。

その「まとめ」では、「首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が懸念される中、国及び地方公共団体における取組をさらに強化し、ソフト、ハード対策を組み合わせた防災・減災対策を進めていくことや地域住民、事業者、災害ボランティア等との連携による取組の強化等により、地域の防災力の向上を図っていくことが、ますます重要となっている。」旨指摘している（内閣府（2013）「平成25年版防災白書」P 38参照）。

平成26年版防災白書の特集では、平成25年版防災白書での分析も踏まえつつ、地域防災力向上のために、昨年6月の「災害対策基本法」の改正で創設され、本年4月から施行された地区防災計画制度を取り上げ、共助による地域防災力の強化の方向性について考えるものとする。

なお、ここでは、自助・共助・公助に関するデータのうち、特に共助の部分に焦点をあてて検証を行うが、自助についても共助とあわせて、「自助・共助」という形で記載している場合もある。

### 2 首都直下地震及び南海トラフ地震

ところで、首都直下地震及び南海トラフ地震についても、昨年から検討が進んでいることから、まず、これらについて簡単に整理しておきたい。

まず、「首都直下地震」とは、首都及びその周辺地域の直下で発生するマグニチュード7クラスの地震及び相模トラフ（相模湾から房総半島南東沖までの海底の溝）沿い等で発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震のことである。

中央防災会議のワーキンググループの平成25年の報告では、いくつかのタイプに分けて想定を行い、30年以内に70%の確率で起きるとされるマグニチュード7クラスの首都直下地震が都心南部直下で発生した場合には、最悪の場合、死者が約2万3,000人、経済被害が約95兆円に上るとの想定が発表されている。

同報告では、建物の耐震化の推進や出火防止策の強化等事前に対策を講じれば被害は大幅に減るとし、しっかりとした備えの重要性について指摘している（中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ（2013）「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」参照）。

次に、「南海トラフ地震」とは、南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までの太平洋沖の海底の溝）沿いで発生する最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）のことである。

この地震については、平成25年度に中央防災会議のワーキンググループから報告が出されており、最大で死者約32万3,000人、約170兆円の直接被害と約45兆円の生産・サービス低下の影響が出るとされている。

同報告では、耐震化や津波避難対策等の防災・減災対策を講じれば、被害量は確実に減らすことができる旨指摘している（中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（2013）「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」参照）。

なお、以前は「南海トラフ巨大地震」という用語が使われていたが、現在では、「南海トラフ地震」という用語が使われるようになっている。そのため、特集部分では、以前の報告書を引用したり、会議名等を除き、原則として、「南海トラフ地震」という用語を使っている。

### 3 大規模広域災害と自助・共助の重要性

首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模広域災害が発生した直後には、状況にあわせて適切な避難行動を行う等自分自身の命や身の安全を守るとともに（自助）、隣近所で協力して生き埋めになった人の救出活動を行ったり、子供や要配慮者の避難誘導を行う等地域コミュニティでの相互の助け合い等（共助）が重要になってくる。

また、東日本大震災においては、地震や津波によって、市町村長が亡くなったり、多くの市町村職員が被災する等本来被災者を支援すべき行政自体が被災してしまい、行政機能が麻痺した。このように大規模広域災害時における「公助の限界」が明らかになり、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが認識された。

そこで、次章では、阪神・淡路大震災、東日本大震災等の教訓を踏まえ、「公助の限界」と自助・共助による「ソフトパワー」の重要性について主要データを用いて整理する。

## 第2章 「公助の限界」と自助・共助による「ソフトパワー」の重要性

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模広域災害時の「公助の限界」が明らかになるとともに、自助・共助による「ソフトパワー」が重要なものとなっている。

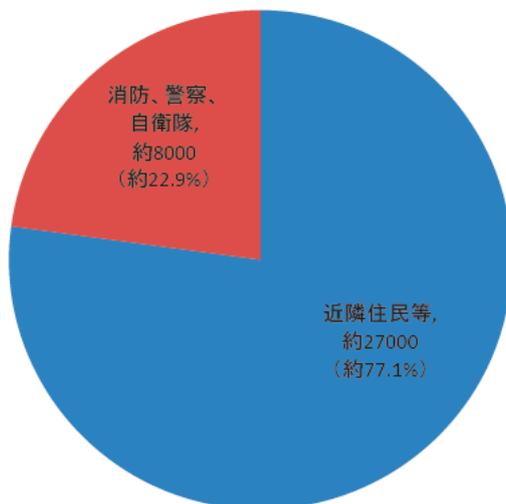
また、国民の意識の中でも、「公助に重点を置くべき」という回答が減少し、「自助、共助、公助のバランスを取るべき」という回答が増加した。

### 1 大規模広域災害時の自助・共助の例

6,400人以上の死者・行方不明者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出されており、消防、警察及び自衛隊によって救出された者は約2割であるという調査結果がある（図表1）。

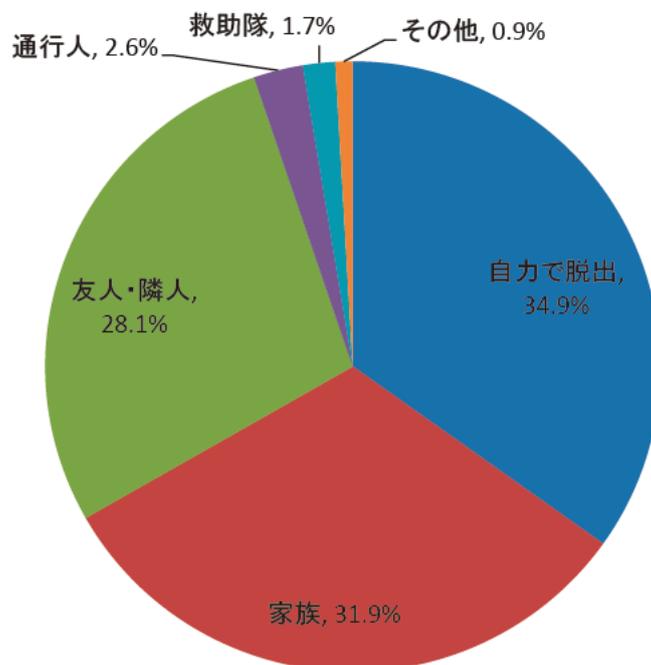
また、別の調査では、自力で脱出したり、家族、友人、隣人等によって救出された割合が約9割を超えており、救助隊によって救助されたのは1.7%であるという調査結果もある（図表2）。

図表1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



推計：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号参照。ただし、割合は内閣府追記。

図表2 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等



標本調査：(社)日本火災学会(1996)「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」参照

これは、地震によって倒壊した建物に閉じ込められた人の救助と地震によって発生した火災の消火活動を行政が同時に行う必要があったため、行政機能が麻痺してしまい、行政が被災者を十分に支援できなかったこともあり、自助・共助による救出率が高くなっている。倒壊した建物に閉じ込められた人の救出は、一刻を争うが、一方で、大規模広域災害時には、全ての倒壊現場に行政の救助隊が速やかに到着することが難しい。そこで、このような状況を前提として自助・共助の強化を図るべきであるといわれるようになった。

さらに、1万8,500人以上の死者・行方不明者を出した平成23年3月の東日本大震災でも、岩手県大槌町のように町長をはじめ町の多くの幹部や職員が津波によって死亡する等本来被災者を支援すべき行政自身も大きな被害を受けた。

このように、行政が被災してしまい、被災者を支援することができなかったため、自助・共助による活動に注目が集まった。

例えば、岩手県釜石市内の児童が、自発的に避難したり、また、地域の住民とともに避難活動を行ったように、地域コミュニティが一緒になって避難をしたり、避難所の運営をするような様々な自助・共助の事例が見られた。

## 「釜石の出来事」について

釜石市は、昭和三陸地震（昭和8年）やチリ地震（昭和35年）等の津波で大きな被害を受けた経験があった。

そのため、同市では、「津波てんでんこ」（「てんでんこ」とは各自の意味。海岸で大きな揺れを感じたときは、肉親にもかまわず、各自一刻も早く高台に避難し、津波から自分の命を守れという意味である。）とよばれる自分の命を守ることの重要性や津波の恐ろしさを伝える防災教育を実施してきたほか、「想定を信じるな」、「最善を尽くせ」、「率先避難者たれ」という「津波避難の3原則」を強く訴えてきた。

こうした教えによって、例えば、全校児童の9割以上が下校していた釜石小学校では、児童全員が無事に避難することができた。さらに、児童の中には、自宅にいた祖母を介助しながら避難を行ったり、津波の勢いの強さを見て、避難してきたまわりの人々とともに、指定避難所よりもさらに高台へ避難したりする例がみられた。

このように、積み重ねられてきた防災教育が実を結び、「津波避難の3原則」がいかされ、釜石市の小中学生のほとんどが津波から避難をして助かることができた（ただし、下校後等で学校にいなかった小中学生5人が犠牲となり、また、学校事務職員1人が行方不明のままである。）。また、このような小中学生の行動の影響を受けて、地域コミュニティの人々の中にも一緒に避難をして助かる人がみられた。

## 被災地における共助について

内閣府は、平成26年2月～4月に東日本大震災の被災地において共助による支援活動に関するヒアリング調査を実施した。

### 【調査概要】

- ①調査名 東日本大震災における共助による支援活動に関するヒアリング調査
- ②調査方法 ヒアリング調査
- ③調査対象者 18名（仙台市、大船渡市、気仙沼市で被災経験のある30～80代の男女）
- ④実施期間 平成26年2月～4月

同調査では、被災地や被災者ごとに状況は異なるものの、市町村や自衛隊等による公助のほか、地域コミュニティにおける助け合いによる共助が、被災者の生活の維持に特に大きな役割を果たしていることがわかった。

そして、ヒアリングの中では、「①共助によって倒壊した自宅から救出された事例」、「②共助によって助け合って避難を行った事例」、「③共助によって助け合って避難所の運営を行った事例」、「④共助によって隣近所の住民が助け合って在宅避難を行った事例」等がみられた。

#### ①共助によって倒壊した自宅から救出された事例

大船渡市のAさん（60代女性）は、海岸で仕事中に津波を目視し、高台にあった自宅の2階に避難した。しかし、津波によって自宅が100m近く流され、倒壊した自宅に閉じ込められた。たまたま、自宅が流れ着いた場所が、地域コミュニティの住民が集まっている場所だったため、多くの住民が2時間以上救出活動に参加してくれて、なんとか救出されることができた。

#### ②共助によって助け合って避難を行った事例

大船渡市のBさん（60代女性）の場合は、発災時に自宅にいたが、地域コミュニティの住民が津波を目視し、放送等が聞こえない中で、大声でコミュニティの仲間に警告してくれた。それがきっかけとなって近隣の住民が協力しあって避難をすることができた。

#### ③共助によって助け合って避難所の運営を行った事例

気仙沼市のCさん（60代男性）は、発災時に自宅にいたが、携帯しているラジオで津波がくることを知って、家族で近隣の避難所に避難した。そこでは、自らリーダーとなって地域コミュニティの被災者たちの調整を行い、被災者をまとめて皆で掃除、消毒等を積極的に行う等助け合って避難所の運営を行った。

#### ④共助によって隣近所の住民が助け合って在宅避難を行った事例

仙台市のDさん（30代女性）は、発災時は子供を連れて外出中であったが、発災後は在宅避難を行った。そして、町内会の役員による見回り・情報伝達・物資の支給、隣近所からの物資の支援等を受け、マンションでの在宅避難を継続することができた。

## 2 地域コミュニティにおける共助による防災活動

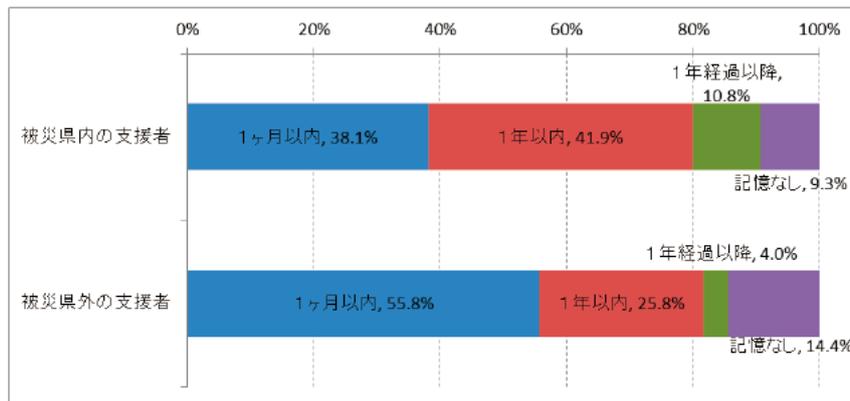
現在、東日本大震災から3年以上が経過したが、被災地における支援活動は、発災直後と比較すると少なくなったといわれている。

内閣府が平成25年に実施した調査によれば、支援活動を行っている者に対して、支援活動を開始した時期についてたずねたところ、被災県外の支援者よりも被災県内の支援者のほうが、発災から1年経過以降に支援活動を実施した割合が高いことがわかっている。

これは、被災県内においては、自身が被災した者が多いことから、その対応が一段落した段階で、被災県外の支援者よりも遅れて支援活動に入った面もあると思われるが、一方で、被災した地域コミュニティに近い者（又は自身も被災者である者）のほうが、地域コミュニティの状況も踏まえながら長く支援を続けている面もあると思われる。

そして、復興においても、地域コミュニティにおける相互の助け合い（共助）が大きな役割を果たしていると思われる（[図表3](#)）。

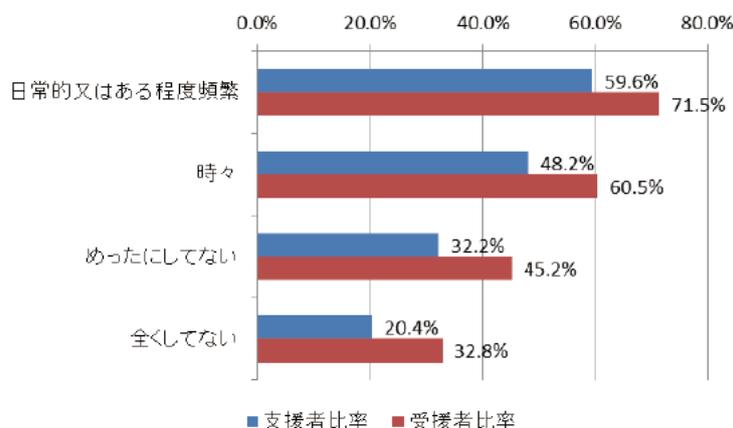
**図表3** 東日本大震災における支援活動開始時期



出典：内閣府（2013）「東日本大震災における共助による支援活動に関する調査報告書～支援側及び受援側の意識の変化について」より作成

また、東日本大震災の被災者に対する調査においては、東日本大震災前に自治会、町内会等の地縁活動への参加の程度が高い人たちほど、東日本大震災の際に、支援者として活動した比率（支援者比率）も支援を受けた比率（受援者比率）も高いという調査結果がある（[図表4](#)）。

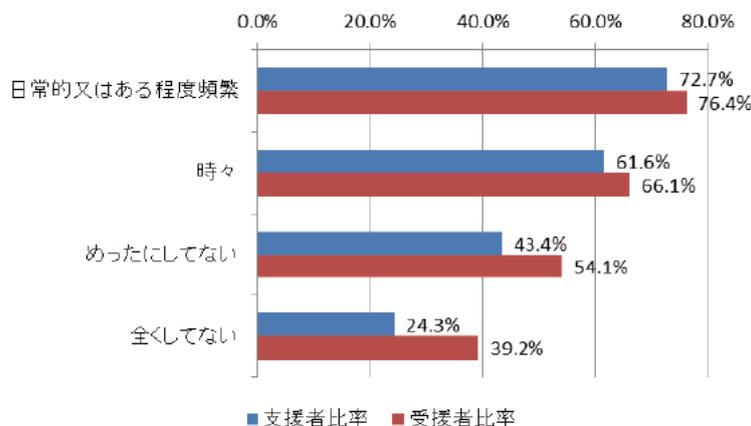
図表4 震災前の自治会・町内会等の地縁活動と支援者比率・受援者比率



出典：日本NPO学会（2014）「震災からの生活復興と民間支援に関する意識調査概要」

さらに、同調査においては、東日本大震災前にNPO、ボランティア等の活動への参加の程度が高い人たちほど、東日本大震災の際に、支援者比率も受援者比率も高いという調査結果がある（図表5）。

図表5 震災前のNPO、ボランティア等の活動と支援者比率・受援者比率



出典：日本NPO学会（2014）「震災からの生活復興と民間支援に関する意識調査概要」

これらを踏まえるならば、東日本大震災の前から、自治会・町内会等の地縁活動やNPO、ボランティア活動等への参加の程度が高い人ほど、大災害時にも孤立することなく、支援したり支援を受けたりすることができる可能性があるといえ、このような活動が地域コミュニティの防災力の向上に重要な役割を果たすと思われる。

一方、平成26年2～3月に内閣府が実施したwebアンケート調査によれば（調査概要参照）、地域コミュニティにおける防災活動を除く一般的な地域活動（地縁活動）と防災活動の関係をみると、一般的な地域活動（地縁活動）を行っている者のほうが、防災活動を実施している割合が高いことがわかる（図表6）。

ここから、一般的な地域活動（地縁活動）と防災活動の関係は深くなっており、一般的な地域活動（地縁活動）の活性化が、防災活動の活発化につながり、それが地域防災力の強化にもつながると思われる。

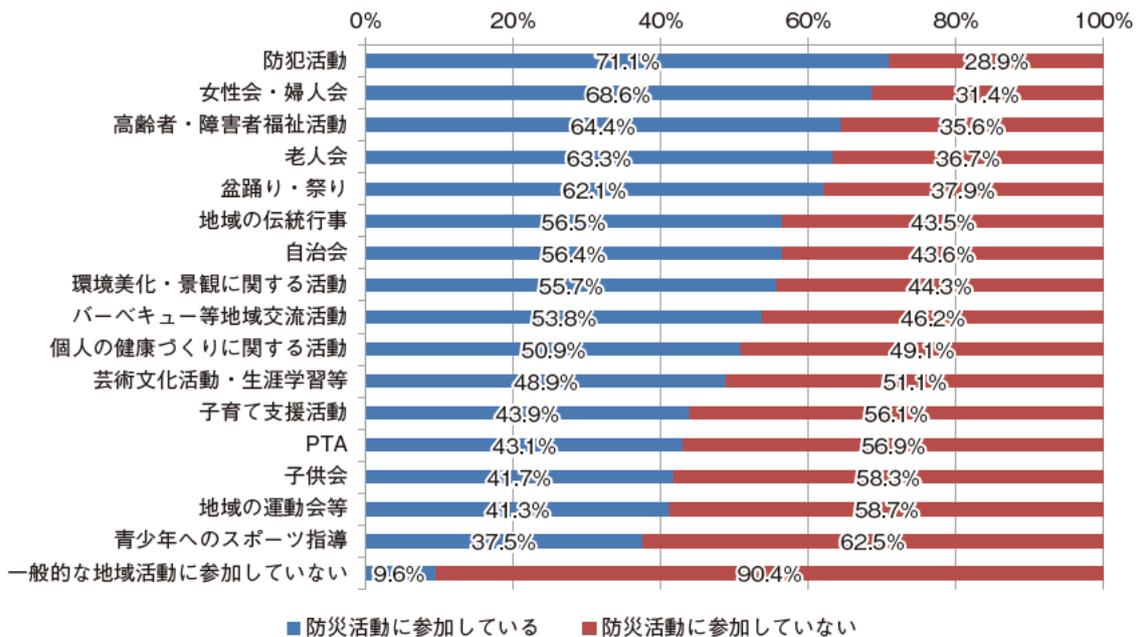
なお、地域活動の中でも、防犯活動（71.1%）、女性会・婦人会（68.6%）、高齢者・障害者福祉活

動（64.4%）、老人会（63.3%）、盆踊り・祭り（62.1%）等に参加している者は、防災活動に参加している割合が比較的高い。これらは、一般的な地域活動（地縁活動）の中でも、特に日ごろから多くの地域住民とのつながりを有していたり、その関係が比較的長く継続される種類の地域活動であるが、このような性格を持つ地域活動と防災活動は、比較的親和性が高い可能性がある。

【調査概要】

- ①調査名 地域コミュニティにおける共助による防災活動に関する意識調査
- ②調査方法 調査会社によるWebアンケート調査
- ③調査対象者 3,000人  
(20歳以上の神戸市、仙台市及び名古屋市在住者各1,000人を調査会社のモニター登録者の中から抽出)
- ④実施期間 平成26年2月27日～3月4日

図表6 一般的な地域活動（地縁活動）と防災活動との関係



出典：内閣府（2014）「地域コミュニティにおける共助による防災活動に関する意識調査」より作成

さらに、同調査において、自助・共助・公助を、それぞれ、「人・組織」、「モノ・金」、「情報」の3つの要素に分類した上で、地域の防災活動の活性化のために必要なものはどれかについて質問した。

その結果、まず、自助・共助・公助それぞれの中では、「共助」が重要だとする回答が最も多いことがわかった。

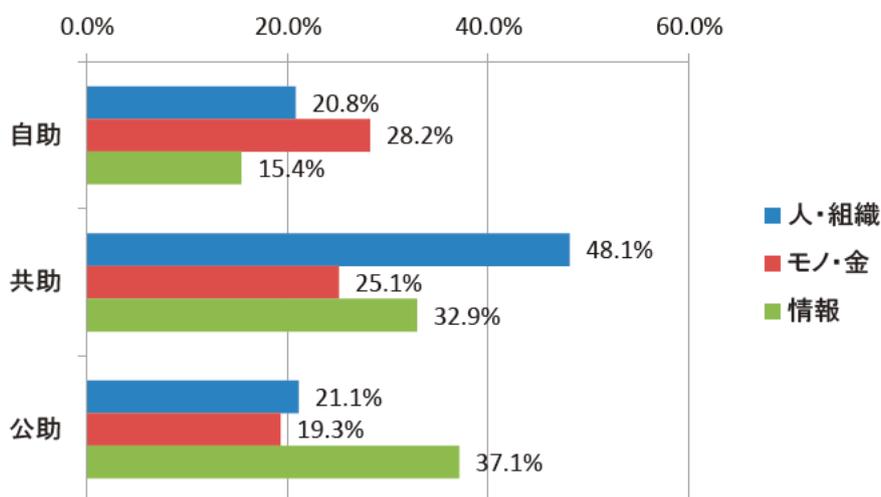
また、「共助」の要素の中でも、「人・組織」（48.1%）が最も必要だと考えられている。

そして、「公助」の要素のうち「情報」（37.1%）を必要だと回答した割合が全体で2番目に高くなっており、「公助」による情報発信が防災活動の活性化に特に必要だと考えられている（図表7）。

このことから、国民は、地域の防災活動の活性化のためには、地域コミュニティにおける防災に関する人・組織がしっかりしていることが必要だと考えており、また、同時に関連制度や支援に関する情報が不十分であることから、公助において、関連情報をしっかりと発信することを求めていると考えられる。

今後、行政において、地域コミュニティにおける防災活動の体制づくりを支援するとともに、積極的に関連情報の提供を行う等地域コミュニティと行政が連携して対応していくことが重要になる。

図表7 地域の防災活動の活性化のために必要なもの（2つまで回答可）



出典：内閣府（2014）「地域コミュニティにおける共助による防災活動に関する意識調査」より作成

### 企業での防災活動における情報の重要性

ここまで、地域住民を対象にした調査の分析結果を紹介して、地域の防災活動の活性化のためには、行政からの情報提供が重要であること等について述べたが、ここでは、少し観点を変えて、企業に対する調査から判明した防災活動の活性化のための情報の役割について紹介しておきたい。

内閣府の「平成25年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」によれば、大企業が重要な経営資源だと考えているものは、「情報システム」が86.5%（平成23年度比10.8ポイント増）、「通信手段」が84.3%（同10.8ポイント増）、「データ・重要文書」が73.5%（同30.5ポイント増）となっており、上位に情報関係の資源があがっている。

これは、東日本大震災等の経験を踏まえたものであると思われる。つまり、東日本大震災のような大規模広域災害時には、「何が起きたか」を判断することが重要になるが、災害時には、通信回線の輻輳等により迅速に情報を入手することができない場合があるほか、入手できた情報も不正確で信頼できない場合もある。このような場合には、情報に基づいて適切な判断や行動を行うことも難しくなる。

そこで、その解決策として、災害にも強い「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、「データ・重要文書」の保全等が重要な経営資源にあげられていると思われる。

このように、企業の観点からも、防災活動の活性化に向けて、情報の在り方がとても重要だと考えられていることがわかる。

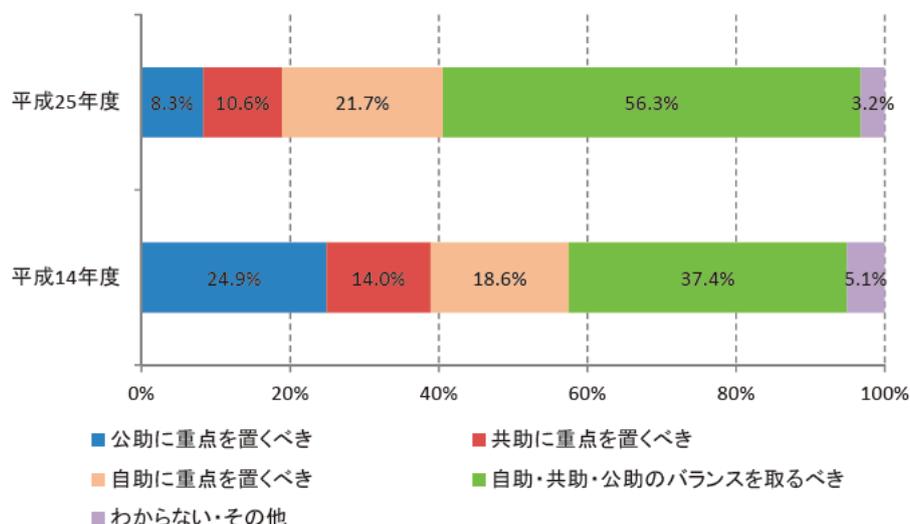
経営資源の種類	25年度調査結果	23年度比
情報システム	86.5%	10.8ポイント増
通信手段	84.3%	10.8ポイント増
外部インフラ	81.5%	23ポイント増
データ・重要文書	73.5%	30.5ポイント増
事務所・店舗	66.1%	25.7ポイント増
工場・施設	62.1%	16.1ポイント増
輸送手段（物流）	61.6%	30ポイント増
装置・機械・器具	55.2%	19.9ポイント増
材料・部品等	47.0%	10.2ポイント増
決済手段	37.5%	11.4ポイント増
自家用発電機、水処理設備等	37.0%	5.7ポイント増
特殊技能を有する従業員	32.0%	1.1ポイント減

出典：内閣府（2014）「平成25年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」

### 3 防災に関する国民の意識

国民の意識も変化しており、平成25年11～12月に内閣府が実施した「防災に関する世論調査」では、国民が重点を置くべきだと考えている防災政策に関する質問で、「公助に重点を置くべき」という回答が8.3%と大幅に減少し（平成14年比16.6ポイント減）、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべき」という回答が56.3%と大幅に増加した（同18.9ポイント増）。これは、東日本大震災での経験を踏まえてのことであると思われる（図表8）。

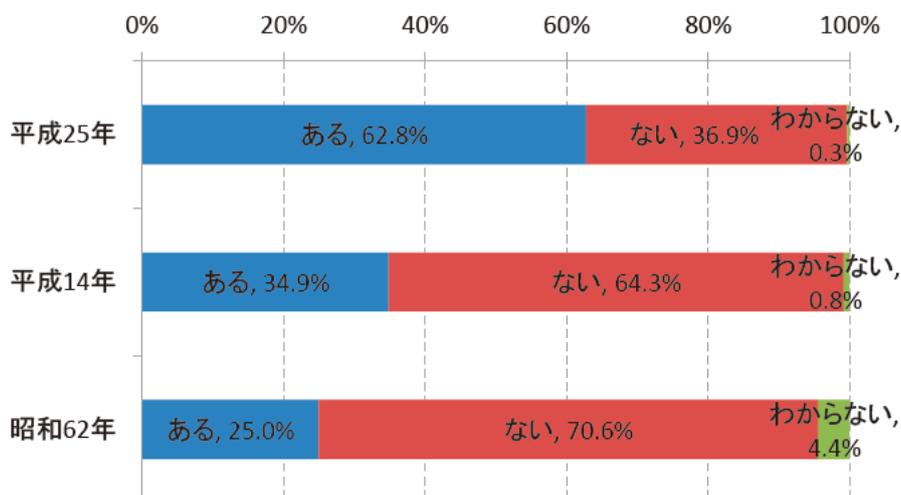
図表8 国民が重点を置くべきだと考えている防災政策



出典：内閣府（2014）「防災に関する世論調査」より作成

また、国民の災害（大地震）についての家族や身近な人との話し合い等についても、話し合い経験のある国民の割合が62.8%（平成14年比27.9ポイント増）と増加している。ここでも、東日本大震災での経験を踏まえ、国民の関心が高まっていることがうかがえる（図表9）。

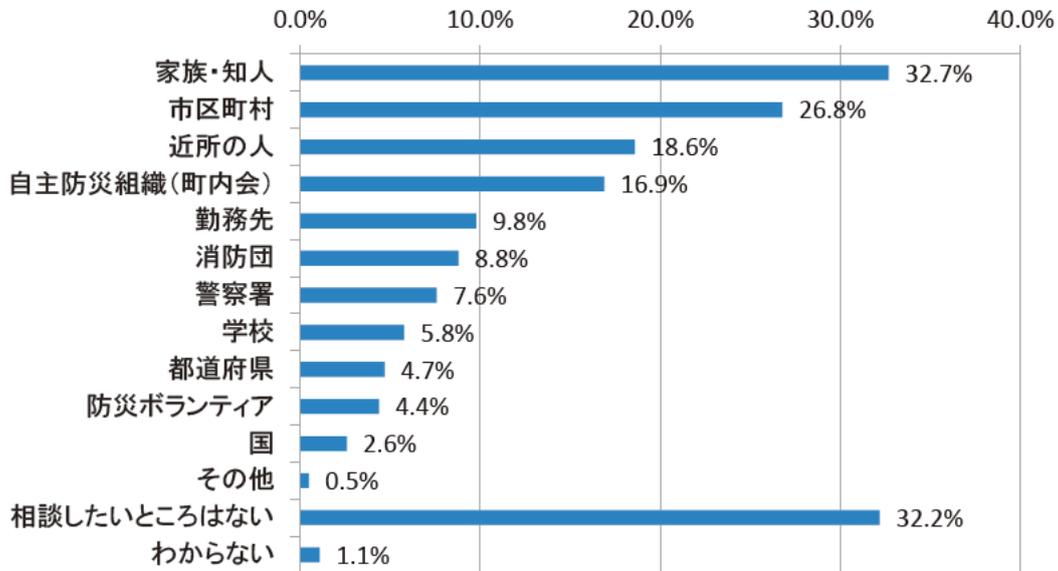
図表9 災害（大地震）についての家族や身近な人との話し合い



出典：内閣府（2014）「防災に関する世論調査」より作成

さらに、国民が、災害対策について相談したい人や組織としては、家族・知人、市区町村（の担当者）、近所の人、自主防災組織（町内会）等が上位にあがっており、いずれも地域コミュニティに関係の深い者となっている（図表10）。

図表10 災害対策について相談したい人や組織



出典：内閣府（2014）「防災に関する世論調査」より作成

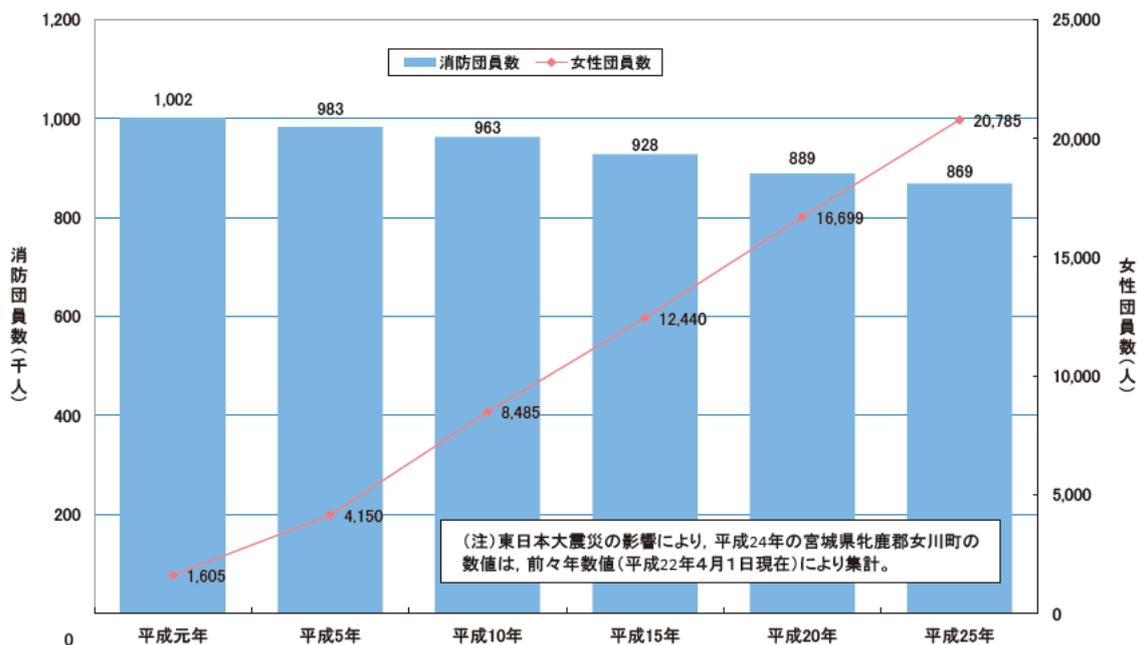
このような傾向を踏まえると、国民は、自助・共助による地域防災力の必要性を強く感じており、地域防災力を強化するための防災活動を自ら実施する強い意欲を持っていると考えられる。

#### 4 消防団及び自主防災組織の状況

このように地域コミュニティにおける自助・共助による地域防災力を強化するための防災活動の役割は大変重要なものとなっている。そこで、地域防災力の中核を担う消防団及び自主防災組織の状況を整理しておきたい。

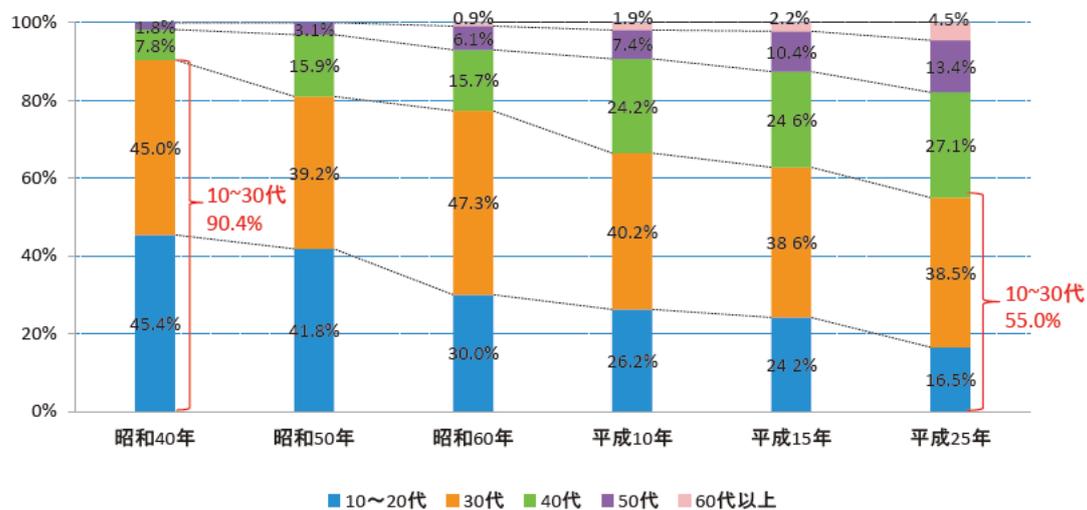
まず、消防団は、団員数が90万を切っているほか、30代以下の団員が6割を切る等団員の減少、平均年齢の上昇等が進んでいる（図表11、12）。

図表 11 消防団員数の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

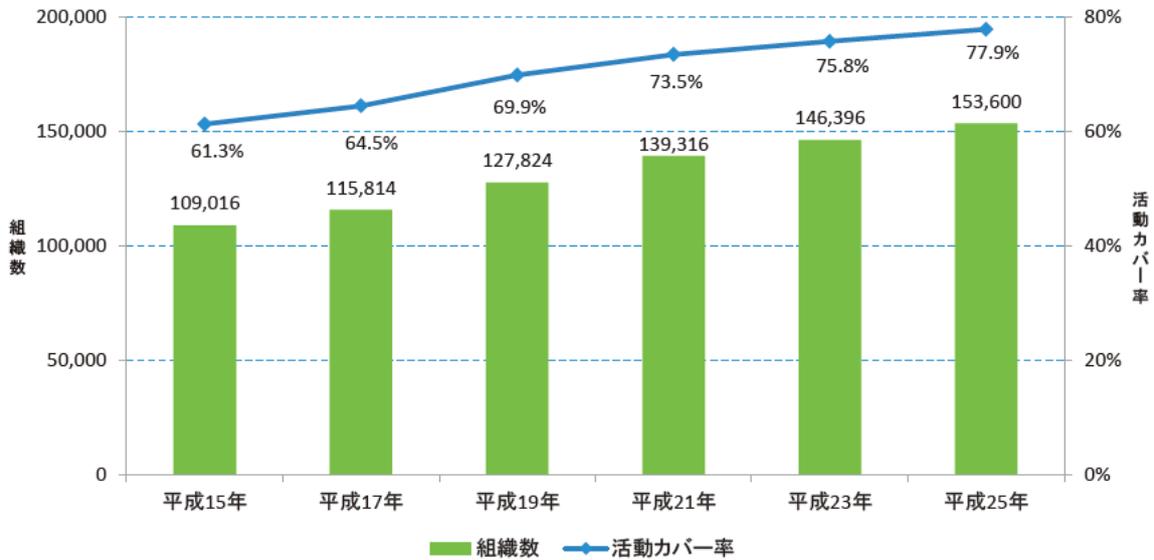
図表 12 消防団員の年齢構成比率の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

また、住民による自発的な防災活動に関する組織である自主防災組織については、その組織数及び活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数）は増加傾向にある（図表13）。

図表 13 自主防災組織の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

このような状況を受けて、消防庁においては、消防団への加入促進、処遇の改善、装備、教育・訓練の充実強化、自主防災組織のリーダー育成等地域防災力の充実強化を図っているところである。

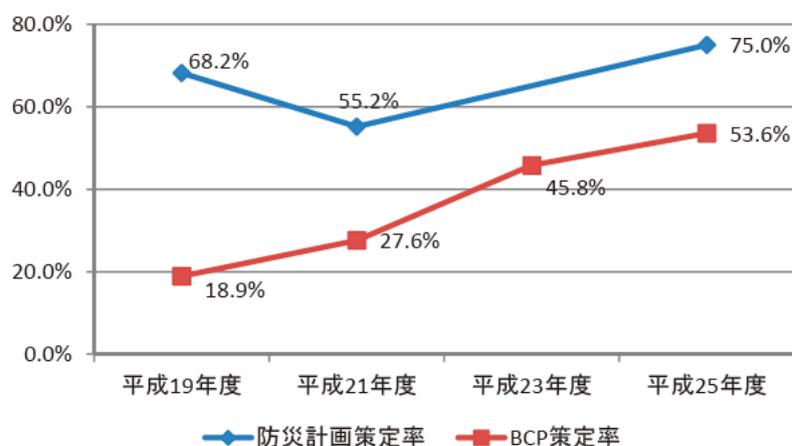
なお、平成25年12月に議員立法により成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であると位置付けた上で、地域防災力の充実強化に関する計画の策定、消防団への加入の促進や公務員の兼業の特例等による消防団の強化、地域における防災体制の強化について規定している。

## 5 事業者の状況

また、東日本大震災等においては、事業者の自助・共助による防災活動も注目されたほか、事業者による地域との連携や共生の重要性が指摘されるようになってきていることから、事業者の自助・共助による活動についても整理しておきたい。

まず、企業における防災計画の策定率が平成25年度には75.0%（平成21年度比19.8ポイント増）になったほか、事業継続計画（BCP）の策定率が平成25年度には53.6%（平成23年度比7.8ポイント増）になる等その取組が進んでいる（図表14）。

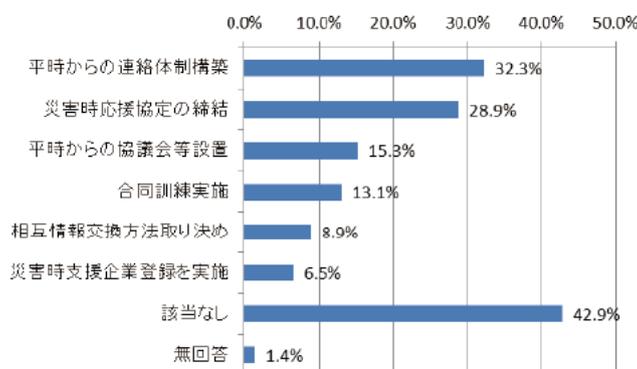
図表14 企業における防災計画及びBCPの策定状況



出典：内閣府（2014）「平成25年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より作成

次に、企業による防災に関する地域コミュニティとの協力の内容については、平時からの連絡体制構築（32.3%）、災害時応援協定の締結（28.9%）、平時からの協議会等設置（15.3%）等が上位にあがっている（図表15）。

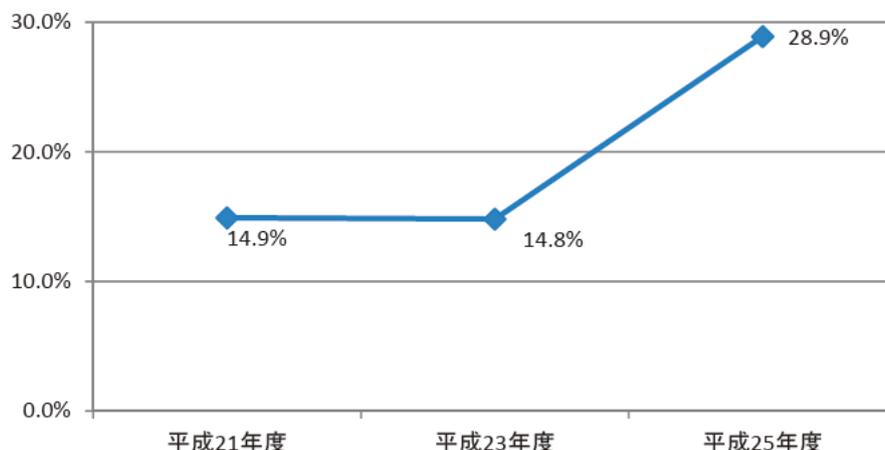
図表15 企業における地域コミュニティとの協力の内容



出典：内閣府（2014）「平成25年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より作成

このうち、特に、災害時応援協定の締結率を時系列的にみると、前回の平成23年度調査時より14.1ポイント増加している（図表16）。

図表16 企業の災害時応援協定の締結率



出典：内閣府（2014）「平成25年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より作成

このように事業者の自助・共助による防災活動が活発化したのは、東日本大震災等を受けて企業の防災意識が高まったためであると思われる。

ここまでで明らかになった点は、以下のような点である。

まず、自助・共助の必要性や地域防災力の強化に関する国民の意識の高まりが明らかになった。

また、地域コミュニティにおける一般的な地域活動（地縁活動）と防災活動の関係は深くなっており、一般的な地域活動（地縁活動）の活性化が防災活動の活発化につながり、それが地域防災力の強化にもつながるとと思われる。

次に、国民は、地域の防災活動の活性化のためには、地域コミュニティにおける防災に関する人・組織がしっかりしていること、また、公助において、関連制度や支援に関する情報をしっかり発信することを求めていることから、今後、行政において地域コミュニティにおける防災活動の体制づくりを支援するとともに、積極的に関連情報の提供を行う等地域コミュニティと行政が連携して対応していくことが重要になる。

さらに、事業者による地域との連携・共生の重要性が指摘されるようになってきていることから、防災に関する事業者と地域コミュニティとの協力関係も進展しており、今後、このような連携・共生の促進が、地域コミュニティ全体の防災力の向上につながっていくと思われる。

このような状況を踏まえるならば、国民（地域住民）や事業者の防災活動の活性化が重要になることから、以下では、平成25年の「災害対策基本法」の改正において盛り込まれた、地区の居住者と事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動を促進し、行政と連携して、地域防災力を強化することを目的として創設された地区防災計画制度について紹介する。

## 第3章 平成25年災害対策基本法改正と地区防災計画制度

平成25年の「災害対策基本法」の改正では、地区における自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。

地区防災計画制度の特徴は、①計画提案制度が採用される等ボトムアップ型の計画であること、②地域に詳しい地区居住者等が作成する「地区の特性に応じた計画」であること、③計画に基づく活動の実践、定期的な評価や見直し、活動の継続等を重視した「継続的に地域防災力を向上させる計画」であることの3点があげられる。

過去の大規模広域災害時には、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと災害対策がうまく働かないことが強く認識された。

そのため、市町村の行政機能が麻痺（「公助の限界」）するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要である（自助）。その上で、地域コミュニティでの相互の助け合い等が重要になってくる（共助）。

そして、過去の教訓を踏まえて、これまでの「災害対策基本法」の改正においては、自助・共助に関する規定が追加されてきている。以下では、それらを振り返りながら、平成25年改正で盛り込まれた地区防災計画制度について紹介したい。

もともと「災害対策基本法」には、自主防災組織（現第2条の2第2号）や住民等の責務に関する規定（現第7条第3項）が置かれていた。

そして、平成7年の阪神・淡路大震災において、学生を中心としたボランティアの活動が目立ったことを踏まえ、ボランティアによる防災活動の環境整備に関する努力義務規定が盛り込まれた（第8条第2項第13号）。

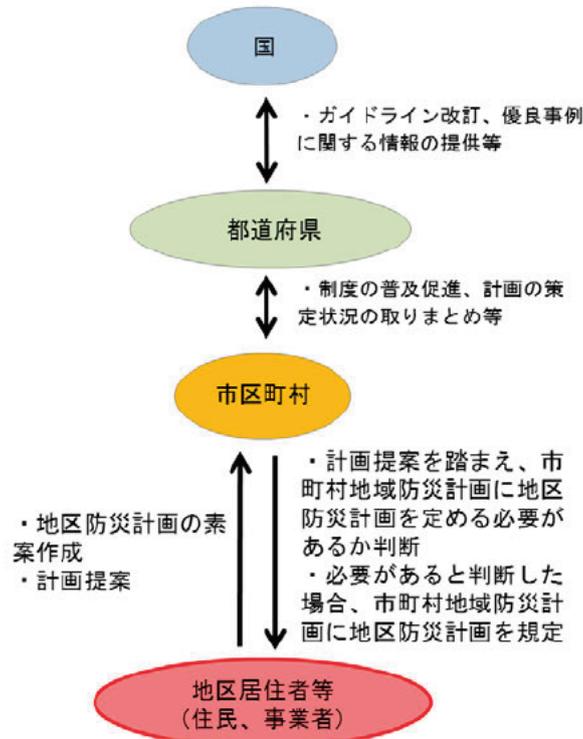
その後、東日本大震災後の平成24年改正では、住民による教訓伝承（現第7条第3項）に関する規定が入り、また、都道府県防災会議の委員に、自主防災組織を構成する者を指名することができるようになった（第15条第5項第8号）。

平成25年改正では、基本理念に、住民による防災活動のほか、自主防災組織等多様な主体による自発的な防災活動を規定した（第2条の2第2号）。この多様な主体とは、地域住民や自主防災組織のほか、ボランティア、NPO、事業者等を含んだ概念である。

また、行政とボランティアの連携（第5条の3）、事業者の事業継続の努力義務（第7条第2項）等が盛り込まれたほか、地域住民の責務として、生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等を明記した（第7条第3項）。

さらに、東日本大震災においては、地震や津波によって、市町村長が亡くなったり、多くの市町村職員が被災する等本来被災者を支援すべき行政自体が被災してしまい、行政機能が麻痺してしまった（公助の限界）ことから、自助・共助による「ソフトパワー」の重要性、特に地域コミュニティにおける共助の重要性が強く認識されたことを踏まえ、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）による地域コミュニティレベルでの防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域防災力を高めるために、地区居住者等による自発的な防災活動に関する計画制度である地区防災計画制度が創設された（第42条3項、第42条の2）（図表17）。

図表 17 地区防災計画制度の全体像



出典：内閣府資料

本制度は、地区居住者等による自発的な防災活動を対象とした計画制度であるが、住民参加によるボトムアップ型の手法を取り入れており、地区居住者等による計画提案の仕組みを採用した。具体的には、地区居住者等は、市町村防災会議に対して地区防災計画を定めることを提案することができることとした。なお、市町村防災会議には、提案に対する応諾義務が課せられている。

地区防災計画制度の特徴としては、①ボトムアップ型の計画（計画提案もボトムアップ型を象徴する手法の一つである。）であることのほか、②地域に詳しい地区居住者等が作成する計画であるため、「地区の特性に応じた計画」であるということ、③単に計画を作成するだけでなく、計画に基づく活動の実践、定期的な評価や見直し、活動の継続等による「継続的に地域防災力を向上させる計画」であるということがある（図表 18）。

図表 18 地区防災計画の特徴

地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画	地区防災計画は、 <u>地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画</u> であり、 <u>地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画</u> です。また、 <u>地区居住者等による計画提案制度が採用されていることもボトムアップ型の一つの要素</u> です。
地区の特性に応じた計画	地区防災計画は、 <u>都市部のような人口密集地、郊外、海側、山側、豪雪地帯、島嶼部等あらゆる地区を対象にしており、各地区の特性（自然特性・社会特性）や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができるように設計</u> されており、 <u>計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができます。</u>
継続的に地域防災力を向上させる計画	地区防災計画については、単に計画を作成するだけでなく、 <u>計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないように評価や見直しを行い、継続することが重要</u> です。

出典：内閣府（2014）「地区防災計画ガイドライン」概要より

この地区防災計画制度については、平成25年6月の「災害対策基本法」の改正法の成立（公布）後、平成25年10月に、「災害対策基本法施行規則」を改正し、計画提案の手続に関する規定を追加した。また、平成26年3月には、地区居住者等向けに「地区防災計画ガイドライン」を作成し、計画作成の方法、計画提案の方法等について解説を行った。そして、同年4月から同制度が施行されている。

なお、前述の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、市町村は地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めること等が規定されている（第7条第2項・第3項）。

## 第4章 地域コミュニティにおける先進的な取組の事例

平成26年4月の地区防災計画制度の施行に伴い、現在全国で地区防災計画の作成に向けた取組が進められようとしているが、地区防災計画の作成に当たって参考となるような先進的な取組事例を、(1)町内会、小学校区単位等での取組の事例、(2)事業者と行政の連携、事業者間の連携等に関する取組の事例、(3)大学を中心とした取組の事例に分けて、コラム形式で紹介する。

### 1 先進的な取組の事例

平成26年4月の地区防災計画制度の施行に伴い、現在全国で地区防災計画の策定に向けた取組が進められようとしている。

地区防災計画は、地区居住者等の防災活動の経験やレベル、地区の特性等に応じて、地区居住者等が主体となって作成する計画であり、各地区のカスタマイズ化されたオリジナルな計画を作成することが重要になるが、初めて計画を作る場合には、各地区に類似した取組の事例を調べる人が多いと思われる。

そこで、以下では、地区防災計画の作成に当たって参考となるような先進的な取組の事例を、(1)町内会、小学校区単位等での取組の事例、(2)事業者と行政の連携、事業者間の連携等に関する取組の事例、(3)大学を中心とした取組の事例に分けて、コラム形式で紹介する。

各事例は、それぞれ特色のある取組であることから、これから地区防災計画の作成に取り組む地区居住者等にとって、ヒントとなる部分も多く、理解の促進につながると思われる。

また、地区防災計画制度は、地域防災力の強化を図るための制度であり、全国民にとって重要な制度であることから、既に防災活動に取り組んでいる関係者だけでなく、全ての国民に地区防災計画制度に対して興味を持ってもらいたいと考えている。

## (1) 町内会、小学校区単位等での取組の事例

ここでは、町内会、小学校区単位（自主防災組織）等で住民が主体となって、行政と連携して実施している特色のある取組について紹介する。

### 地域特性を踏まえた地区の防災計画（地区防災ガイド）の策定 （北海道石狩市）

石狩市では、津波、河川の氾濫や土砂災害等地区によって起こり得る災害が異なる特性があったことから、地域防災計画の見直しと同時に、地域住民、事業者等が参加して、平成25年3月に各地区の特性を踏まえた防災活動に関する計画である「地区防災ガイド」を市内を8地区に分けて策定した。

石狩市は、面積721km<sup>2</sup>、人口6万人であり、西側には南北約80kmにわたる日本海の海岸線、北部は山がちの農漁村地域、南部は石狩川の沖積平野に市街地や工業団地が広がっている。このため、津波、河川の氾濫や土砂災害等地区によって起こり得る災害が異なっている。

#### ① 地区防災ガイド作成のきっかけ

石狩市では、東日本大震災を契機として地域防災計画・水防計画を抜本的に見直したが、市の特性に鑑みると、「地区レベルの防災計画がなければ災害時には役に立たない」と考えられたため、有識者からの提言を受け、地域防災計画・水防計画の改訂と並行して、各地区の防災活動に関する計画である「地区防災ガイド」の策定に取り組んだ。

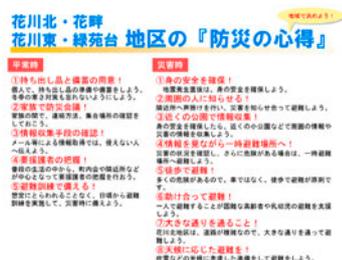
#### ② 地区防災ガイドの作成プロセスとその内容

このガイドは、市内を社会特性、地形、企業の立地、集落としてのまとまりなどを踏まえた8地区に分け、その地区ごとに町内会・自治会や教育機関、福祉・医療機関、企業関係者等で構成した「地区防災計画策定会議」が主体となって、全戸アンケート結果なども踏まえて「地域で作った計画、地域で育てていく計画」として策定した。

平成25年3月に完成したガイドは、避難経路や地区のルールを定め、地域防災計画と相互に補完するものとし、自助・共助の地区単位の行動指針として、「地区の基本的な考え方」「地区の特性」「平常時の行動」「災害時の行動」「実践」「資料」で構成されている。

#### ③ 地域防災計画と地区防災ガイドの整合の確保

地域防災計画で自助・共助の目標を明確化し、公助も含めた平常時・災害時における責務を明示したことと、地域防災計画の改訂と併せて、全地区一斉にガイドの検討に取り組むことで、地域防災計画との整合を図ることができた。



取組の紹介（石狩市ホームページ）  
～地域防災計画・水防計画全面改定・  
各地区防災計画策定会議～  
<http://www.city.ishikari>

## 東日本大震災を踏まえた「地区津波防災計画」 (岩手県大槌町安渡町内会)

大槌町安渡町内会では、東日本大震災を受けて住民、防災の専門家及び行政が連携して防災計画づくりに着手しており、地区における防災活動計画である「地区津波防災計画」を作成したほか、平成26年3月には、地域防災計画の中に位置付けられた。

### ① 東日本大震災を受けた町内会、防災の専門家及び行政が連携した防災計画づくり

安渡地区は、平成23年3月11日の東日本大震災によって、犠牲者218人（地区人口比11.2%）という甚大な被害に見舞われた。町内屈指の防災活動が活発な地区と評されながら、なぜこれほどの被害が出てしまったのか。

安渡町内会では、平成24年6月、防災専門家、町役場の支援を受け、「安渡町内会防災計画づくり検討会」を立ち上げ、東日本大震災の検証と新しい防災計画づくりに着手した。

町内会では、検討会を平成24年度内に8回開催し、地区住民の避難行動、死亡状況、避難生活、地域防災活動等に関わる各種調査や津波シミュレーション、土石流調査の結果等をもとに、毎回4時間以上の熱心な議論を経て、安渡地区防災計画（案）を取りまとめた。

### ② 地区津波防災計画の作成

そして、平成25年4月、町長に対して、計画案と併せて町内会と町役場との懇談の場を求める「要望書」を提出し、「安渡町内会・大槌町懇談会」の設置に結びつけた。同懇談会では、町との連携が必要な検討課題7項目の具体的な協議を行い、合同防災訓練の実施やコミュニティ施設（避難所）の整備等の防災施策への反映を果たした。

安渡地区防災計画（案）は、その後の懇談会や住民意向調査での結果を反映し、平成25年10月に「安渡地区津波防災計画」（以下「地区津波防災計画」という。）として成文化された。地区津波防災計画は、避難行動と避難所運営についての東日本大震災の教訓とルール（行動規範）、安渡町内会の防災組織体制及び今後の予防対策の3章構成で、避難行動のルールを時系列に12項目、避難所運営のルールも同様に23項目に分けて規定した。

### ③ 地域防災計画への反映

地区津波防災計画の検証結果や考え方は、平成26年3月に公表された「大槌町東日本大震災検証報告書（平成25年度版）」に反映され、検証報告に基づき修正された「大槌町地域防災計画」に地区津波防災計画の全編が収録されたほか、内容を検証するため平成26年3月には「安渡町内会・大槌町合同防災訓練」も実施された。



地区津波防災計画住民懇談会の模様（左）と安渡町内会・大槌町合同訓練の模様（右）

## 地域特性を踏まえた「地域版避難所運営マニュアル」 (宮城県仙台市)

仙台市では、地域と行政が連携して、地域の状況に応じた避難所における防災活動に関する「地域版避難所運営マニュアル」の作成を進めているが、地域が主体となって、その取組が広がりつつある。

### ① 「地域版避難所運営マニュアル」の作成推進

東日本大震災の際の避難所運営については、避難者が多く発生した中で、誰が避難所の開設・運営を行うのかが不明確であったことなどから、震災後、新たな「仙台市避難所運営マニュアル」を作成し、それを参考に地域団体、施設管理者、市の担当職員の三者による避難所運営の意識の共有化を図り、地域の状況に応じた避難所における防災活動に関する「地域版避難所運営マニュアル」の作成を推進していくこととした。

### ② 地域の町内会・学校と行政の連携

取組の内容としては、平成25年4月から本庁各課を中心に191箇所の指定避難所毎に避難所担当課を割り当て、同年7月から「地域版避難所運営マニュアル」の作成のための地域及び施設管理者（市立学校等）との事前協議を開始しており、町内会、学校及び仙台市が様々な情報や意識を共有化し、平時より「お互いの顔が見える関係」を構築して円滑な避難所運営を目指すこととしている。

また、「地域版避難所運営マニュアル」の作成を支援するため、有識者を支援アドバイザーとして派遣したり、「仙台市避難所運営マニュアル」について、視覚的にも分かりやすいように解説を加えたDVDを作成し、町内会をはじめとする避難所運営関係者に配布している。

### ③ 地域が主体となった取組の広がり

この市の取組については、地域の代表である仙台市連合町内会長会の平成26年度の目標として、平成26年度内の全地域における「地域版避難所運営マニュアル」の作成及び避難所運営訓練の実施を掲げている等地域が主体となって取り組んでおり、平成26年度中には、「地域版避難所運営マニュアル」の作成と避難所運営訓練による検証を行う予定になっている。



仙台市避難所運営マニュアル

## 宿泊型避難所開設訓練 (愛知県名古屋市緑区)

名古屋市緑区では、住民と行政の共同により、実践的な訓練を目指し、「宿泊型避難所開設訓練」を実施している。訓練を通じて課題の洗い出しや最適な運営方法を模索しており、住民の防災意識の向上と地域防災力の強化につながっている。

### ① 実践的な宿泊型避難所開設訓練の実施

名古屋市緑区は近年、区画整理事業の進展、地下鉄桜通線の延伸、JR南大高駅の開業、名古屋環状2号線の開通など都市基盤が整備され、人口も市内の行政区で最も多い約23万6,000人である。東日本大震災を契機に、避難所の開設・運営の重要性を再認識し、参加者と運営者がともに多くの気づきと学びが得られる実践的な訓練を目指し、本市で初めて、平成23年度に「宿泊型避難所開設訓練」を実施した。

発災直後には行政による地域住民への十分な対応が困難となることが想定され、地域住民が主体的に避難所を開設し、円滑に運営することが必要となるため、地域が主体となって取り組む訓練としている。

訓練は毎年6月に行い、本市の避難所運営マニュアルに基づき、避難所の鍵の開錠や応急危険度判定、施設内スペースの確保、管理・運営体制の確立など初動時の対応から始まり、区本部との無線訓練、仮設トイレ組立、地下式給水栓操作など長期にわたる避難所運営も見据え、ストーリーを重視した内容としている。

### ② 訓練の効果と見えてきた課題

平成25年度の訓練の参加者は約400名、うち宿泊者は約100名であり、親子での参加者が非常に多かった。訓練参加者のアンケートによると、訓練全体の評価について「ためになった」と回答した方が93%であった。また、避難所運営の中で協力できる取組について「何でも協力したい」と回答した方が40%と最も多く、防災意識の高まりがうかがえた。

今後は、避難所の運営者が、訓練を通じて様々な課題を洗い出し、それぞれの避難所にあった最適な運営方法を目指し、経験を積むことが必要であり、また、訓練の参加者には、避難所での様々な体験を踏まえて、必ずしも避難所に行かなくても良い対策を各家庭で取り組んでもらい、自身の被災を最小限に抑えてもらうことが必要である。



宿泊型避難所開設訓練の様相

## 「身近な地域の市民防災行動計画」による住民の防災意識・地域防災力の向上 (京都府京都市)

京都市では、住民と行政が連携して、平成12年から「身近な地域の市民防災行動計画」策定を進めている。この取組は、地域の消防署員の情報提供等の支援を受けつつ、住民自身が自らの手で地域の事情にあった計画を策定するものである。

### ① 町内版地域防災計画「身近な地域の市民防災行動計画」

京都市では、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、市民と行政が一丸となって防災・減災の取組を推進してきた。その取組の一つが、「身近な地域の市民防災行動計画（以下「行動計画」という。）」づくりである。これは、地域住民主体の町内版地域防災計画であり、おおむね町内単位で結成されている約6,300の自主防災組織を対象とし、ほぼ全ての地域で策定されている。

### ② 行動計画づくりの流れ

行動計画策定の流れは、まず、地域で集まっていただき、消防局が持つその地域の防災関連情報を提供することで、住民自身に自分の町の防災力に対する「気付き」を喚起する。

次に、「気付いた」防災上の脆弱性に対し、それを解消するためワークショップ形式で知恵を出し合い、地域の事情に合った行動計画を策定する。

消防署員の役割は、地域住民から出ていない視点からの問題提起や、参加者全員の発言を引き出す進行等中立的な立場からワークショップの調整役を担うことである。

### ③ 計画策定の効果と今後の課題

行動計画について地域住民からは、「行動計画を策定したことで減災が具体的にイメージできた。」「災害は何が起きるか分からない。計画どおりにいくかどうか。訓練による検証が必要ではないか。」等の意見もあり、本取組により、市民の防災意識・地域防災力の向上に一定の成果があった。

しかし、平成25年9月の台風第18号による豪雨災害では、隣接地域と連携した対応や連携体制の確立等の必要性が明らかになり、より広域版の行動計画の必要性も認められた。

今後は、前途の課題を解消するため、小学校区単位を対象に、町内単位の活動を集約し、避難所到達までの活動要領を明記した行動計画を策定するとともに、消防署員が行動計画の策定・維持・更新に積極的に関わり、より実効性のあるものにしていくこととしている。



ワークショップの様相

## 災害リスクの種別が異なる「防災福祉コミュニティ」間の連携訓練 (兵庫県神戸市)

神戸市では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、福祉活動と連携しつつ、防災活動を行う自主防災組織である「防災福祉コミュニティ」を結成した。住民と行政が連携して活動が活発化しており、災害リスクの種別が異なる地域コミュニティ間での連携訓練が行われる等地域間連携の強化が進んでいる。

### ① 住民主体の「防災福祉コミュニティ」の結成

「防災福祉コミュニティ」とは、災害発生時においても、市民が主体となり適切な防災活動が展開できるように地域の連帯感を強くするため、日ごろから福祉活動と連携した活動を行う自主防災組織で、阪神・淡路大震災を教訓に市内191全地区で結成された。

### ② 住民と行政の連携

「防災福祉コミュニティ」は、住民と行政が密接に連携して推進されており、行政による地域への活動支援としては、①新規の「防災福祉コミュニティ」の結成時の防災資機材の配布、②活動に必要な経費の一部助成、③「防災福祉コミュニティ」内の市民防災リーダーの育成、④津波防災マップの作成支援等を行っている。

その結果、「防災福祉コミュニティ」の活動は活発化しており、平成25年度は全市で828回の訓練等が行われた。

### ③ 災害リスクの種別が異なる「防災福祉コミュニティ」間の連携訓練

特徴的な活動の例としては、津波対策を進めている海に面した東灘区の「魚崎町防災福祉コミュニティ」と土砂災害への対策を進めている山側の「本山第二小学校区防災福祉コミュニティ」の2つの「防災福祉コミュニティ」の連携訓練がある。

南海トラフ地震発生を想定し、作成した「魚崎町防災津波マップ(改訂版)」に沿って、津波発生時を想定して、「魚崎町防災福祉コミュニティ」が魚崎地区から本山第二小学校区内の住吉川東緑地への避難訓練を実施し、その所要時間の検証等を行うとともに、避難先では、「本山第二小学校区防災福祉コミュニティ」が避難者の受入れの実施と両コミュニティ合同での炊き出し訓練を行い、訓練を通じて地域間の連携強化を図る等地域全体の防災力の向上を図った。



防災福祉コミュニティ間の連携訓練の様相

## 津波に対する危機意識から生まれる地域再生の動き (和歌山県串本町)

串本町では、南海トラフ地震による津波が最短2分で到達すると言われており、当初はあきらめの声もあったが、町民と行政が連携して自助・共助によるハード・ソフト対策を進めたところ、防災をきっかけに地域コミュニティと行政との一体感の再生につながった。

### ① 南海トラフ地震による津波が最短2分で到達

串本町は、本州最南端に位置しており、南海トラフ地震による津波が、全国で一番早い最短2分で到達すると言われていた。

2分で津波が到達するという発表は、町民に大きな衝撃を与え、「逃げ切れない」というあきらめの声が聞こえてきた。

### ② 町民と行政の連携によるハード・ソフト対策

しかし、町民が避難することを助ける公助を担う行政があきらめるわけにはいかない。行政がやるべき対策を迅速に、かつ町民の理解を得ながら進めていくことにより、町民と行政の間に信頼関係が生まれ、町民による自助・共助の意識と行動も更に高まってきた。

そこで、串本町では、あらゆる防災対策に加え、町民と行政が連携して、自助・共助によるハード・ソフトの両面からの対策も推進してきた。まず、ソフト面では、全ての地区においてワークショップを開催し、町民主体での津波ハザードマップの作成、津波避難路の検討等を重ね、自発的に行うべき防災活動について整理するとともに、それを受けて、ハード面については、行政プラス自主防災会による避難路整備作業等を促進している。

### ③ 防災をきっかけとした地域コミュニティと行政との一体感の再生

「逃げ切れない」という絶体絶命の想定であったが、防災という老若男女共通のテーマをもとに、希薄化しつつあった地域におけるコミュニティと行政との一体感が今、まさに再生されようとしている。



全地区で開催したワークショップ（左）と自主防災会による避難路整備作業（右）

## 地域特性を踏まえた自主防災活動 (広島県広島市)

広島市では、地域特性を踏まえた自主防災活動を促進しており、自主防災組織と多様な主体が連携して、各地域の緊急退避施設、避難場所等を掲載した「避難計画マップ」の作成を進めている。

### ① 地域特性を踏まえた自主防災活動

広島市では、町内会、自治会単位を基本とした自主防災組織が、ほぼ市内全域で結成されている。

自主防災組織は、会長・副会長をリーダーとして、地震等の大規模災害が発生した場合を想定し、あらかじめ情報連絡班、応急活動班及び避難誘導班などの班編成を組織内で定めている。

こうして編成された自主防災組織は、地域の特性を踏まえた自主的な防災活動を行っており、大規模災害時に自主防災組織は、福祉施設入居者の避難誘導、介護援助及び初期消火活動等を行い、福祉施設は自主防災組織に対して、避難場所を提供し救護処置等の協力を行うといった福祉施設と相互応援協定を締結している。また、地元企業とは物資供給や火災消火等について協定を締結する自主防災組織もある。

### ② 各地域の緊急退避施設、避難場所、避難経路等を掲載した「避難計画マップ」

平成24年度以降は、津波、洪水又は高潮の浸水想定区域を有する小学校区において、浸水想定区域に加え浸水時緊急退避施設や地域の避難場所、避難経路等を掲載した「避難計画マップ」の作成を進めている。

このマップの作成に当たっては、自主防災組織をはじめとする地域住民が、主体的に防災に取り組む姿勢を醸成するため、マップの原案は地域実情に精通した住民が主体となって検討・作成し、行政がこれを支援することとしている。

このような取組を行うなか、工業団地と住宅地からなる安芸区の矢野・矢野西学区において、自主防災組織、町内会連合会、事業所、区役所及び消防署が協力して、高潮、洪水、津波による浸水を想定した「避難計画マップ」を作成した。



矢野・矢野西学区の「避難計画マップ」

## 世帯別津波避難カルテ (高知県黒潮町)

黒潮町では、震度7、最大津波高34mでも犠牲者ゼロをめざし、全職員に防災業務を兼務させる「防災地域担当制」を導入したほか、「世帯別津波避難カルテ」の作成を進めている。

### ① 震度7、最大津波高34mでも犠牲者ゼロをめざす

2012年3月31日、黒潮町に衝撃が走った。「町が日本最大の津波高34.4mに襲われる可能性がある。」ということが中央防災会議から公表されたのである。しかも、最大震度は7、高知県には最短2分で津波が到達するかもしれないというものであった。マスコミからは「町が消えてしまう」等の報道が流れ、多くの住民にあきらめの声があがった。

しかし、町は「避難放棄者を出さない」という基本的な考え方を示し「あきらめない。揺れたら逃げる、より早く、より安全なところへ。」を町民が共有するメッセージとした。

### ② 全町職員に防災業務を兼務させる「防災地域担当制」の導入

また、全町職員に防災業務を兼務させる「防災地域担当制」を導入した。全職員（約200人）を消防分団管轄地域に振り分けて、自主防災会や消防団と協働して地域の防災対策に取り組む制度である。

### ③ 「世帯別津波避難カルテ」の作成

さらに、津波浸水危険区域で住民一人一人の避難行動を調査することとし、2013年2月～2014年1月にかけて地区の最小単位である「班（10軒～15軒）」ごとにワークショップを202回実施し3,790の「世帯別津波避難カルテ」を完成させた。このワークショップへの参加率は63.33%、カルテの回収率は99.98%である。

このカルテにより、津波浸水危険区域の住民が「自力避難ができるか」「家族の力だけで避難できるか」「避難方法」「避難経路と避難場所」「住宅の耐震状況」「避難上の課題」等が明確になってきた。

この情報は、避難行動要支援者台帳や今後作成する避難行動要支援者の個別計画や地区防災計画に反映させていく予定である。

世帯別津波避難カルテ関係の記入シート

## (2) 事業者と行政の連携、事業者間の連携等に関する取組の事例

ここでは、事業者が主体となって、行政と連携したり、事業者間で連携を行って、特色のある防災活動を行っている事例について紹介する。

### 都心ターミナルの地域特性に応じた防災活動 (東京駅周辺防災隣組)

東京駅周辺の大丸有地区では、帰宅困難者対策のため、地区の事業者が「東京駅周辺防災隣組」を設立。その後、隣組事務局等が中心になって、同地区における自発的な防災活動に関する「東京駅周辺防災隣組ルールブック」を取りまとめ、千代田区等と連携して活発な訓練等を実施している。

#### ① 東京駅周辺防災隣組の特徴

東京駅周辺の大手町・丸の内・有楽町（大丸有地区）は、多くの大企業本社が立地し、日本の経済活動の中核機能が集中する地区であるが、平成16年にこの地区の事業者62社が中心となり、帰宅困難者対策のために「東京駅周辺防災隣組」を設立した。同年、千代田区より東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会として指定された。現在、エリア内の会社は約4,000社あり、その内約100社が加盟している。

#### ② 「ルールブック」の作成とその内容

発災時に東京駅周辺防災隣組が滞留者対策の一環として活動しうるルールを明確化し、東京駅周辺の混乱防止に役立てるため、大丸有地区における自発的な防災活動に関する「東京駅周辺防災隣組ルールブック」を東京駅周辺防災隣組事務局等が中心となって作成した。

ルールブックでは、平常時のルールとしてシンクタンク機能やコーディネーター機能の強化等を定め、発災時のルールとして情報連絡本部の開設基準や発災直後の取組内容等を定めている。

発災直後の取組内容としては、地区内を9組に分けたうえで、(1) 安否・被害情報の収集・伝達、(2) 帰宅誘導（帰宅経路の案内）、(3) 応急救護、(4) 食料・飲料水の配布、(5) 千代田区災害対策本部への支援要請、(6) ボランティアの統括、(7) 国等行政情報の収集を行うこととしている。

#### ③ みえてきた課題

東日本大震災での経験、千代田区等と連携した「ルールブック」に基づく帰宅困難者避難訓練等を通して、防災活動の検証・見直しを行い、ルールブックの改定等を実施している。

また、災害時に避難施設において収容する人数がオーバーしたときに、入所希望者を断ることが難しいという問題があることから、発災時には、インターネットを通じて避難施設に関する情報を流して避難者を誘導する等の対応が必要であると指摘されている。

## 防災拠点となる街づくり (森ビル株式会社)

六本木ヒルズ等東京都心部を中心に再開発事業を手がける森ビルでは、地域の防災拠点としての「災害に強い街づくり」を推進しており、行政や地域コミュニティと連携しつつ、社員の防災活動に関する「震災対策要綱」を定める等の取組を実施している。

森ビルでは、「逃げ出す街から逃げ込める街へ」をコンセプトに、安全な建物や街を創るのももちろん、ソフト面でも様々な対策を講じている。以下、六本木ヒルズを例に紹介する。

### ① 地域コミュニティとの連携

居住者、テナント等多彩な構成員による自治会活動が根付く六本木ヒルズでは、消防署の協力による震災講習会、六本木ヒルズ震災訓練を実施し、日ごろから防災意識を高めるとともに、六本木エリアの清掃活動や盆踊り等のイベント活動を通じて地域コミュニティの結束を深め、「自助と共助」の意識で、災害時に地域に貢献できるように取り組んでいる。

### ② 行政機関との連携

まず、官民連携強化を目的に、2012年3月1日、港区と「災害発生時における帰宅困難者の受入れに関する協力協定」を締結し、区から要望があれば一時滞在場所の提供や、備蓄食糧・飲料水、避難誘導用具の提供等を行うこととしている。

### ③ 「震災対策要綱」の作成等防災拠点となる街づくり

また、災害時のテナント及び居住者へのサポート、地域コミュニティ及び行政機関への貢献・連携のため、社員の防災活動に関する行動基準である「震災対策要綱」を定めている。

さらに、発災後は1,400名の全社員が震災対策組織に移行し、迅速な復旧活動が行えるよう訓練を実施しているほか、休日・夜間の発災に備えて徒歩圏に防災社宅を設け、その居住者に向けた特別訓練も行っている。そして、10万食（森ビル全体では約20万食）の備蓄を行い、社員、帰宅困難者、テナント、居住者及び近隣住民に配布できるよう備えている。



森ビル総合震災訓練（左・中央）と六本木ヒルズ震災訓練（右）

## 事業者間での災害情報の迅速な共有のための取組 (かんさい生活情報ネットワーク協議会)

大規模広域災害に備え、関西に拠点を置くライフラインや交通等の事業者等による災害情報共有システム「かんさい生活情報ネットワーク」が平成25年6月に発足し、異なった業種の事業者が連携して、業種を越えた危機管理や事業継続の推進を進めている。

### ① 事業者間の災害情報共有システム「かんさい生活情報ネットワーク」の発足

東日本大震災では、発災直後から電話やFAXが通じなくなり、さまざまな情報のやり取りができなくなり問題となったが、今後も南海トラフ地震等の大規模広域災害等において、被害の軽減を図り、また早期の復旧・復興を実現させるためには、多くの事業者や地方公共団体、報道機関、専門家等が、これまで以上に密接に連携し、災害情報を共有することが重要になる。

そこで、関西に拠点を置くライフラインや交通等の事業者、地方公共団体、報道機関、専門家等が参加し、インターネットのクラウドサービスを使って主に災害情報（停電、通信途絶、電車運行状況等）を迅速に共有するためのシステム（かんさい生活情報ネットワーク）を運営する「かんさい生活情報ネットワーク協議会」が平成25年6月に発足した。

### ② 大規模な異業種間連携による取組

協議会は、約100機関をメンバーに構成されているが、このような業態も規模も文化も違う団体による災害情報の共有を主目的とした大規模な連携は、日本初であるといわれている。

このシステムは、簡単・確実・安全・安価を旨としており、災害時に住民の生命や財産を守るとともに、さまざまな団体の危機管理や事業継続に貢献することを目指しているが、日本で初めて特別警報が発令された平成25年台風18号では、電力会社が定期的に停電情報を提供し、実際にメディアのL字放送で活用された。

### ③ 「普段使い」の促進と訓練の実施

こうしたシステムが非常時に実際に機能するために大切なことのひとつが「普段使い」であることから、平時から、「熱中症情報」、「防災番組情報」等の関係情報の共有を図り、災害時にも迅速に対応できるように備えている。なお、平成25年9月には、大阪府の「大阪880万人訓練」と連動する形で、南海トラフ地震にそったシナリオで災害情報を共有する訓練を実施した。



災害情報共有システムの概要（左）と災害情報を共有するための訓練の様（右）

### (3) 大学を中心とした取組の事例

ここでは、地域の大学が中心となって、行政、事業者、地域住民等と連携して実施されている地域レベルの事業継続に関する事例を紹介する。

#### 大学が中心となった「地域継続計画（DCP）」の策定に向けて （香川県高松市）

香川大学を事務局として、香川県内の行政機関、事業者等で構成する「香川地域継続検討協議会」が発足し、「香川地域継続計画」(DCP)の策定に向けた取組を進めている。

#### ① 南海トラフ地震に対応するための地域継続計画（DCP）

今後発生が想定される南海トラフ地震による被害は、個々の組織に止まらず広域的な災害が発生し、地域が機能不全に陥る恐れがあることから、大規模かつ広域的な災害発生を想定した地域継続計画（District Continuity Plan：DCP）の策定・運用が必要である。

香川県は、南海トラフ地震が発生した場合に四国の緊急災害現地対策本部が設置される等四国の防災拠点としての役割が期待されていることから、このDCPの策定に着手した。

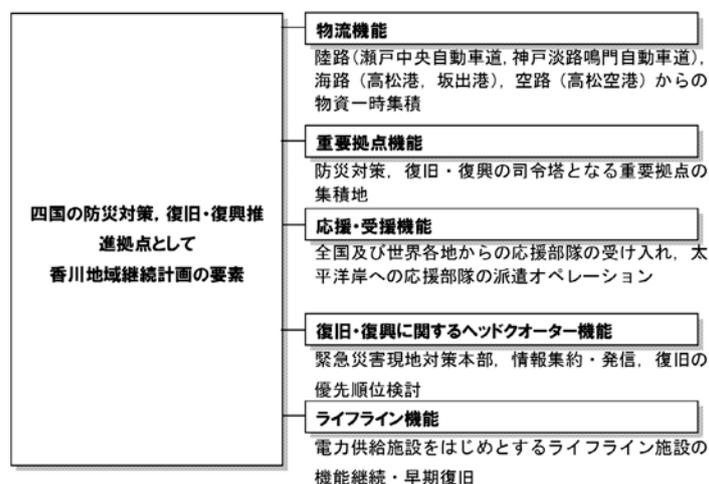
#### ② DCPの観点からの行政、事業者等のBCPの見直し

DCPの策定のため、香川大学危機管理研究センターが事務局となって、国・県・市等の行政機関、ライフライン企業、商工会議所、経済同友会で構成する「香川地域継続検討協議会」を平成24年5月に設立し、各機関が既に策定しているBCPについてもDCPの視点から見直し・改善を図った。

#### ③ 「香川地域継続計画」の策定に向けて

その後、協議会では、DCP策定に先立って、その方針を示す観点から「香川地域継続計画骨子」を策定することとしており、骨子を受けて、DCPにとっての重要機能について検討を行い、今後DCPが作成される予定となっている。

（活動の詳細は<http://www.kagawa-u.ac.jp/csmrc/ccckr/> 参照）。



香川地域継続計画で想定した5つの重要機能

## 2 各事例の特色

ここまで、(1) 町内会、小学校区単位等での取組の事例、(2) 事業者と行政の連携、事業者間の連携等に関する取組の事例、(3) 大学を中心とした取組の事例に分けて紹介してきたが、これらの事例をさらに分析すると、以下のような特色がある。

### ① 一般的な地域活動（地縁活動）の活性化

兵庫県神戸市では、福祉活動と連携して防災活動を行う自主防災組織である「防災福祉コミュニティ」において防災活動の活発化が進んでおり、地縁活動（福祉活動）と防災活動が効果的に連携している。

### ② 防災に関する人・組織の整備・充実と行政による情報支援の強化

京都府京都市や広島県広島市の自主防災組織は、地域コミュニティにおけるしっかりとした活動体制があるところに、行政からの情報が提供されて効果的な取組が進んでいる。また、やや性格は異なるが、宮城県仙台市、愛知県名古屋市緑区、高知県黒潮町でも、地域住民等が主体となって行政と連携して特徴のある取組を実施している。

### ③ 事業者と地域住民との連携・共生の促進

東京駅周辺防災隣組、森ビル株式会社及びかんさい生活情報ネットワーク協議会では、地域コミュニティ、事業者、行政等との連携体制・協定の構築、協議会の設置の取組を進めている。なお、やや性格が異なるが、香川県高松市では、大学が中心となって行政・事業者等との連携を図っている。

### ④ 地区防災計画制度を踏まえた計画作成

北海道石狩市及び岩手県大槌町安渡町内会では、地区防災計画制度の施行前のものであるが、地域住民等が主体となって地区の特性に応じた防災計画を作成し、地区の防災計画と市町村地域防災計画の整合を確保したり、地区の計画を市町村地域防災計画に盛り込む等しており、地区防災計画制度を踏まえた取組が先行して行われている。

### ⑤ 地域防災力向上のための取組からの地域再生

和歌山県串本町では、地域コミュニティにおける地域防災力向上のための取組が、地域コミュニティと行政との一体感の再生や地域コミュニティの活性化へとつながっている。

## 第5章 まとめと今後の方向性

東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になったことから（「公助の限界」）、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害時の被害を少なくするためには、地域コミュニティにおける自助・共助による「ソフトパワー」を効果的に活用することが不可欠である。

この点、以下のような点が分析から明らかになった。

- ①一般的な地域活動（地縁活動）の活性化が防災活動の活発化・地域防災力の強化にもつながる可能性。
- ②行政が、地域コミュニティにおける防災活動の体制づくりを支援するとともに、積極的に関連情報の提供を行う等地域コミュニティと行政が連携して対応していくことが重要になる可能性。
- ③事業者と地域住民との連携・共生の促進が、地域コミュニティ全体の防災力の向上につながる可能性。

このような状況において、地域住民や事業者による防災活動を活性化させるには、地区の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災計画であり、地域コミュニティと行政の連携によって地域防災力の向上を図るための制度である地区防災計画制度を普及させていく必要がある。

また、地域コミュニティの活性化と地域防災力の向上は、表裏一体の関係にあることから、今後、地区防災計画制度が、地区居住者等主体で、地域防災力の向上だけでなく、地域コミュニティの活性化を通して、地区の実情に応じたきめ細かいまちづくりにも寄与する可能性がある。

### 1 「公助の限界」と自助・共助による「ソフトパワー」の重要性

第1章・第2章で紹介したように、東日本大震災等の大規模広域災害の発災時には、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になった（「公助の限界」）。

そのような場合には、発災後しばらくの間は、行政の支援を受けることなく、地域住民が自発的に避難行動を行ったり、地域コミュニティで助け合って、救助活動、避難誘導、避難所運営等を行うことが重要になってくる。また、災害からの復興に当たっても、地域住民一人ひとりや地域コミュニティ全体が主体的にかかわることが「よりよい復興」にとって不可欠である（自助・共助）。

また、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害での被害を少なくするためには、地域住民一人ひとりや地域コミュニティ全体が、「災害はひとつごと」と思わず、いつ発生するかわからない災害に備え、自分でできること、家族でできること、隣近所で力を合わせてできること等を考え、また、相互に助け合うことが重要であり、地域コミュニティにおけるこのような自助・共助による「ソフトパワー」を効果的に活用することが不可欠である。

## 2 自助・共助に関する国民の意識の高まりと地域コミュニティにおける活動

第2章で紹介したように、国民は自助・共助による地域防災力の必要性を強く感じており、また、地域防災力を強化するための防災活動を自ら実施する強い意欲を持っている。

また、地域コミュニティにおける一般的な地域活動（地縁活動）と防災活動の関係は深くなっており、一般的な地域活動（地縁活動）の活性化が防災活動の活発化につながり、それが地域防災力の強化にもつながると思われる。

次に、国民は、地域の防災活動の活性化のためには、地域コミュニティにおける防災に関する人・組織がしっかりしていること、また、公助において、関連制度や支援に関する情報をしっかり発信することを求めていることから、今後、行政が地域コミュニティにおける防災活動の体制づくりを支援するとともに、積極的に関連情報の提供を行う等地域コミュニティと行政が連携して対応していくことが重要になる。

さらに、事業者による地域との連携・共生の重要性が指摘されるようになってきていることから、防災に関する事業者と地域コミュニティとの協力関係も進展しており、今後、事業者と地域住民との連携・共生の促進が、地域コミュニティ全体の防災力の向上につながっていくと思われる。

## 3 地区防災計画制度の活用

前述のような地域住民や事業者の防災活動を活性化させていくためには、第3章で紹介したように、平成26年の「災害対策基本法」で創設された地区の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災計画であり、地域コミュニティと行政の連携によって地域防災力の向上を図るための制度である地区防災計画制度を普及させていく必要がある。

また、現在全国で地区防災計画の作成に向けた取組が進められており、第4章のコラムで紹介したような、地区防災計画の作成に当たって参考となるような取組事例が広がりつつあることから、これらの事例を広く普及させていくことが重要である。

さらに、並行して、第2章のコラムで紹介した釜石市の出来事のように、過去の災害教訓を地域コミュニティにおける子供等に対する防災教育の中でしっかりと後世に伝える必要がある。また、地域コミュニティにおける防災活動を活性化するためには、第2章で紹介したように、関連する制度や支援に関する情報が不十分であると国民が感じていることを踏まえ、地域コミュニティにおける情報の収集・共有・発信、各種ツールの活用等が重要になってくる。

## 4 今後の方向性～ソーシャル・キャピタルと地域防災力の活性化～

このように地区防災計画等自助・共助による防災活動を強化することが、大規模広域災害に対処するためには不可欠である。

一方で、社会の変化に伴い、都市部においては、人間関係の希薄化等が進み、また、地方においては、人口減少や平均年齢の上昇等が進む等地域コミュニティの脆弱化が懸念されていることから、地域防災力を向上させるためには、地区防災計画に基づく防災活動が地区居住者等によってしっかり実施されるように、地域コミュニティそのものの強化や活性化が必要である。

また、地域コミュニティにおいて、①人的なネットワーク、②お互い様の意識（規範・互酬性）、③相互の信頼関係等が構築されている場合は、共助による活動が盛んであり、防災や復興にも良い影響があるともいわれており、このような①～③の要素を中心として、社会的な効率性を高めるものとして、「ソーシャル・キャピタル」という用語が学術的に使われることがあるが、第4章のコラムの事例等を踏まえると、地域コミュニティ内での防災に関する話し合い等をきっかけに、コミュニティ内でのメンバー同士のネットワークが形成されたり、お互い様の意識（規範・互酬性）

や信頼関係が醸成されており、防災をきっかけに地域コミュニティの「ソーシャル・キャピタル」が活性化している。

このように、地域コミュニティの活性化と地域防災力は表裏一体の関係にあることから、地区防災計画制度が、地域防災力の向上だけでなく、地域コミュニティの活性化を通して、地区の実情に応じたきめ細かいまちづくりにも寄与する可能性がある。

今後、自助・共助による「ソフトパワー」を強化するとともに、地域コミュニティにおける「ソーシャル・キャピタル」を促進することによって、地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化が促進されることが期待される（図表19）。

図表19 まとめと今後の方向性

#### 『公助の限界』と自助・共助による『ソフトパワー』の重要性

東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になったことから、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害による被害を少なくするためには、自助・共助による「ソフトパワー」の活用が重要。また、復興に当たっても、地域住民一人ひとりや地域コミュニティ全体が主体的にかかわることが「よりよい復興」にとって不可欠。

#### 自助・共助に関する国民の意識の高まりと地域コミュニティにおける活動

国民は自助・共助による地域防災力の必要性を強く感じており、自ら防災活動を行う意欲がある。また、以下のような点が分析から明らかになった。

- ①一般的な地域活動（地縁活動）の活性化が防災活動の活発化・地域防災力の強化にもつながる。
- ②行政が地域コミュニティにおける防災活動の体制づくりを支援するとともに、積極的に関連情報の提供を行う等地域コミュニティと行政が連携して対応していくことが重要。
- ③事業者と地域住民との連携・共生の促進が、地域コミュニティ全体の防災力の向上につながる。

#### 地区防災計画制度の活用

地域住民や事業者による防災活動を活性化させるには、地区の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災計画であり、地域コミュニティと行政の連携によって地域防災力の向上を図るための制度である地区防災計画制度を普及させていく必要がある。

#### 今後の方向性～ソーシャル・キャピタルと地域防災力の活性化～

地域コミュニティの活性化と地域防災力の向上は、表裏一体の関係にあることから、今後、地区防災計画制度が、地区居住者等主体で、地域防災力の向上だけでなく、地域コミュニティの活性化を通して、地区の実情に応じたきめ細かいまちづくりにも寄与する可能性がある。

# 第1部

## 災害の状況と対策

### 第1章

我が国の災害対策の取組の状況等

### 第2章

東日本大震災の復旧と復興に向けた取組

### 第3章

平成25年以降に発生した主な災害

## 第1章 我が国の災害対策の取組の状況等

### 第1節 東日本大震災の教訓を踏まえた主な取組

#### 1-1 災害対策法制の見直し

東日本大震災は、我が国に甚大な被害をもたらした。また、今後発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害により、深刻な被害が発生することも想定されているところである。

中央防災会議に設置された専門委員会である「防災対策推進検討会議」での議論を通し、東日本大震災を踏まえ、

- ・災害対応に「想定外」はあってはならないこと
  - ・災害から命を守るため「逃げる」ことが重要であること
  - ・被災者のニーズ変化や多様性に応じた支援が必要であること
  - ・行政のみならず、地域、市民、企業による取組との協働が必要であること
  - ・大規模災害からの恒久的な復興の枠組みが必要であること
- などといった今後の大規模災害に対する課題が提示された。

「防災対策推進検討会議」での議論を踏まえ、政府としては平成24年度と平成25年度に「災害対策基本法」の改正を実施するとともに、恒久的な復興の枠組みを用意するものとして大規模災害からの復興に関する法律を制定した（図表1-1-1、1-1-2、1-1-3）。

図表 1-1-1 「第1弾」災害対策基本法の改正の概要

概要	残された課題 (第1弾改正時にお示ししたもの)
<p><b>1 大規模広域な災害に対する即応力の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化</li> <li>● 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設</li> <li>● 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大</li> <li>● 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化</li> </ul> <p><b>2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県・国が要請を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設</li> <li>● 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受け入れ（広域避難）に関する調整規定を創設</li> </ul> <p><b>3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の責務として災害教訓の伝承を明記</li> <li>● 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定</li> <li>● 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方</li> <li>● 避難の概念の明確化</li> <li>● 被災者支援の充実</li> <li>● 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上</li> <li>● 復興の枠組みの整備</li> <li>● その他災害対策法制全体の見直し</li> </ul>

#### 附 則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

出典：内閣府資料

図表 1-1-2 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

背景	
<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った「災害対策基本法」の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。</li> </ul>	
法律の概要	
<b>1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。</li> <li>災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。</li> <li>大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等</li> </ul>	<b>3 被災者保護対策の改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。</li> <li>災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。</li> <li>市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。</li> <li>災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等</li> </ul>
<b>2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。</li> <li>市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。</li> <li>的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。</li> <li>市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等</li> </ul>	<b>4 平素からの防災への取組の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。</li> <li>災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。</li> <li>住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。</li> <li>国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等</li> </ul>
	<b>5 その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。</li> <li>特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等</li> </ul>

出典：内閣府資料

図表 1-1-3 大規模災害からの復興に関する法律の概要

背景	
<b>東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設</b> <p>東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した昨年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。</p>	
法律の概要	
<b>1 復興に関する組織等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興対策本部の設置 内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。</li> <li>復興基本方針の策定 政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。</li> </ul>	<b>3 復興計画等における特別の措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。</li> <li>復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。</li> <li>復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。</li> <li>大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。等</li> </ul>
<b>2 復興計画の作成等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。</li> <li>大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。</li> </ul>	<b>4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。</li> </ul>
	<b>5 その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。等</li> </ul>

出典：内閣府資料

しかしながら、法律はあくまでもツールであり、適切な運用・実行がなされてこそ、効力を発揮するものである。

そこで、内閣府では法改正に伴い以下のような取組を実施している。

- ・地方公共団体への説明会を通じた、「災害対策基本法」の改正内容及び「大規模災害からの復興に関する法律」の制度趣旨の周知
- ・地区防災計画の作成・運用に関するガイドラインを策定するとともに、優良事例を広くPRすることを通じた地区防災計画制度の全国展開の促進
- ・避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る取組指針の策定・公表

また、平成26年1月に災害対策基本法の改正等を踏まえた防災基本計画の修正を実施しており、指定行政機関や都道府県などでも防災基本計画の修正の趣旨を踏まえた防災業務計画・地域防災計画の修正が進められている。

## 1-2 防災対策実行会議

平成25年3月26日の中央防災会議において、防災対策推進検討会議の後継組織として、最終報告等に基づく各省庁の諸施策の実行を後押しするとともに、防災対策に係る省庁横断的な課題を議論し、実行に結び付けるため、「防災対策実行会議」の設置が決定された。防災対策実行会議は平成25年度に計4回開催し、以下のテーマについて議論を行った。

### 【第1回（平成25年6月14日）】

- ・会議の公開等について
- ・会議の検討課題について

### 【第2回（平成25年8月16日）】

- ・各防災機関、企業・団体等における業務継続体制の在り方について
- ・実践的な防災行動定着のための取組について
- ・災害情報の収集と分析について

### 【第3回（平成25年12月24日）】

- ・首都直下地震対策検討WG最終報告及び政府業務継続計画案について
- ・被災者行政に係る課題について（住まいの再建関係）
- ・「防災先進国・日本」を世界に発信する取組について（第3回国連防災世界会議関係）

### 【第4回（平成26年1月17日）】

- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」関係
  - －南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（案）について
  - －南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定（案）について
  - －南海トラフ地震防災対策推進基本計画（案）について
- ・「首都直下地震対策特別措置法」関係
  - －首都直下地震緊急対策区域の指定（案）について
  - －首都直下地震緊急対策推進基本計画（案）について
  - －行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（案）について
- ・個別案件
  - －大規模地震防災・減災対策大綱（案）について
  - －平成26年度総合防災訓練大綱（案）について

### 1-3 防災基本計画の見直し

防災基本計画は、「災害対策基本法」に基づき中央防災会議が作成する我が国の防災対策の基本を定めた計画であり、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにするとともに、この計画に基づいて、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成し、計画的に災害対策を推進している。

本計画は、大規模災害の経験等を礎に修正を行ってきた。近年では、東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成23年12月、平成24年9月に修正を行っており、さらに平成26年1月に、災害対策基本法の改正（平成25年6月21日公布）、原子力規制委員会における検討結果等を踏まえ、大規模災害への対策強化、原子力災害対策の強化等を主な内容とする修正を行った（図表1-1-4）。

図表 1-1-4 防災基本計画修正（平成26年1月）の概要

<p><b>大規模災害への対策強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災の基本理念の明確化</li> <li>○大規模広域災害に対する即応力の強化</li> <li>○住民等の円滑かつ安全な避難の確保</li> <li>○被災者保護対策の改善</li> <li>○平素からの防災への取組の強化</li> <li>○大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興</li> </ul>
<p><b>原子力災害対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力災害対策重点区域における防護措置の実施</li> <li>○緊急事態の区分の設定</li> <li>○運用上の介入レベル（OIL）の設定</li> <li>○緊急時モニタリング体制の見直し</li> <li>○安定ヨウ素剤の予服用体制の整備</li> </ul>
<p><b>構成の見直し等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各災害に共通する対策の整理</li> <li>○防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の見直し</li> <li>○最近の災害の教訓を踏まえた見直し</li> </ul>

## 第2節 国土強靱化の推進について

### 2-1 背景及び経緯

2011年3月11日に発生した東日本大震災の教訓の一つとして、「防護」という発想によるインフラ整備中心の対策だけでは生命や財産、経済社会活動を守ることに限界があることが明らかとなった。

このような大規模自然災害等から人命、社会経済の致命傷を回避するための強さと被害から迅速に回復するしなやかさを備えた国土、経済社会システムを構築し、想定外の災害等から守る考え方を国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）と呼んでいる。

諸外国では、災害をもたらす外力からの「防護」ととどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の「抵抗力」、「回復力」を確保することを目的とした計画及び体制の整備が既に進められ、国家のリスクマネジメントの基本となっている。英国では大洪水、米国ではハリケーン・カトリーナを契機として、大規模自然災害に対する強靱化の取組が進められているほか、2013年1月に開催されたダボス会議（世界経済フォーラム）においても、強靱化が国家の重要な課題として取り上げられ、国際社会における関心事項の一つとなっている。

政府においては、2013年3月から学識者や民間有識者から構成される「ナショナル・レジリエ

ンス（防災・減災）懇談会」及び国土強靱化担当大臣が議長を務める「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、国土強靱化の具体的な取組について検討を進めてきたところである。

また、議員立法により「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が同年12月11日に公布、施行されたところである。

## 2-2 基本法の概要

基本法においては、

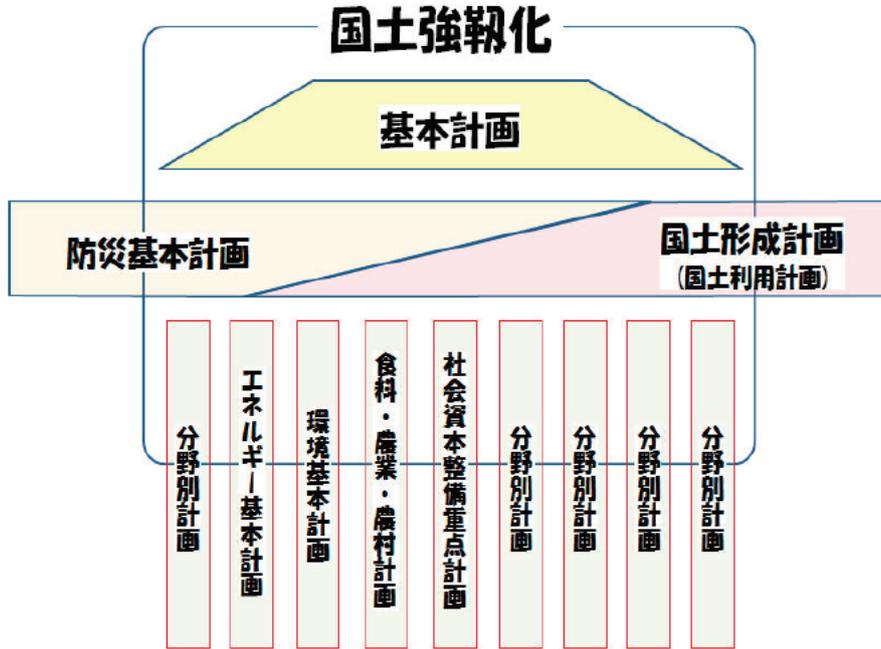
- ①迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること、
- ②国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること、
- ③地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること、
- ④地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること

等の基本方針を示しているほか、施策の策定及び実施の方針として、既存社会資本の有効活用等による費用の縮減、施設等の効率的かつ効果的な維持管理、民間資金の積極的活用などが規定されている。

また、基本法により、国土強靱化を推進するための組織として内閣総理大臣を本部長とする「国土強靱化推進本部」（以下「本部」という。）が設置され、図表1-1-5のとおり国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を定めることが規定されている。基本計画については、指針を定めたうえで行われる脆弱性評価の結果に基づいて本部においてその案を作成し、閣議により決定されることも規定されている。

あわせて、国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、都道府県、市町村は国土強靱化地域計画を定めることができるとされている。

図表 1-1-5 分野別計画等の指針となる国土強靱化基本計画



出典：内閣官房資料

### 2-3 国土強靱化の基本的な考え方

国土強靱化に向けた取組を進めることは、人命を守るだけでなく、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムを確保すること等を通じて、我が国の競争力を向上させ、国際的な信頼の獲得をもたらすものである。このため、政府として、国土強靱化に向けた取組を府省庁横断的に進めるだけでなく地方公共団体や民間とも連携しながら総合的に推進する。東日本大震災の教訓を踏まえると、千年に一度というような低頻度で起こる大規模な災害への備えについて、狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。

このため、いかなる大規模災害等が発生しようとも、

- 1) 人命の保護が最大限に図られること
- 2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4) 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土の強靱化を推進する。

国土強靱化とは、いわば国のリスクマネジメントであり、

- ①強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ②リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

というPDCAサイクルを繰り返して見直すことにより、国全体の強靱化に取り組む。

## 2-4 これまでの取組

基本法に基づく取組の第一歩として、本部の第1回会合を2013年12月17日に開催し、基本計画の基となる「国土強靱化政策大綱」（以下「大綱」という。）及び「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」（以下「脆弱性評価の指針」という。）を決定した（[図表1-1-6](#)）。

**図表 1-1-6 脆弱性評価の指針で記載している事項**

<p><b>【評価の方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価</li><li>➢ 「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する施策について横断的な評価</li><li>➢ 投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価</li><li>➢ 施策の進捗を把握するため、出来る限り定量的に評価を実施</li></ul> <p><b>【評価の前提となる事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 想定するリスク：大規模自然災害</li><li>② 施策分野：12の個別施策分野と3の横断的分野</li><li>③ 目標と起きてはならない最悪の事態</li></ul>
---

脆弱性評価の指針に基づき、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」（[図表1-1-7](#)）を回避するための施策群を府省庁横断的な「プログラム」として整理し、次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。その上で、プログラムごとの分析・評価により新たに顕在化した課題等を踏まえ、改めて施策分野ごとに現状の脆弱性を分析・評価した。

図表 1-1-7 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
		3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全	
		3-4 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
		4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態	
		4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
	II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
			5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5 太平洋・ペルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
			5-6 複数空港の同時被災
			5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
			5-8 食料等の安定供給の停滞
III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
		6-5 異常漏水等により用水の供給の途絶	
IV. 迅速な復旧復興	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	
		7-2 海上・陸海部の広域複合災害の発生	
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
		7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出	
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
		7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

※網掛けは、重点化すべき起きてはならない最悪の事態

出典：内閣官房資料

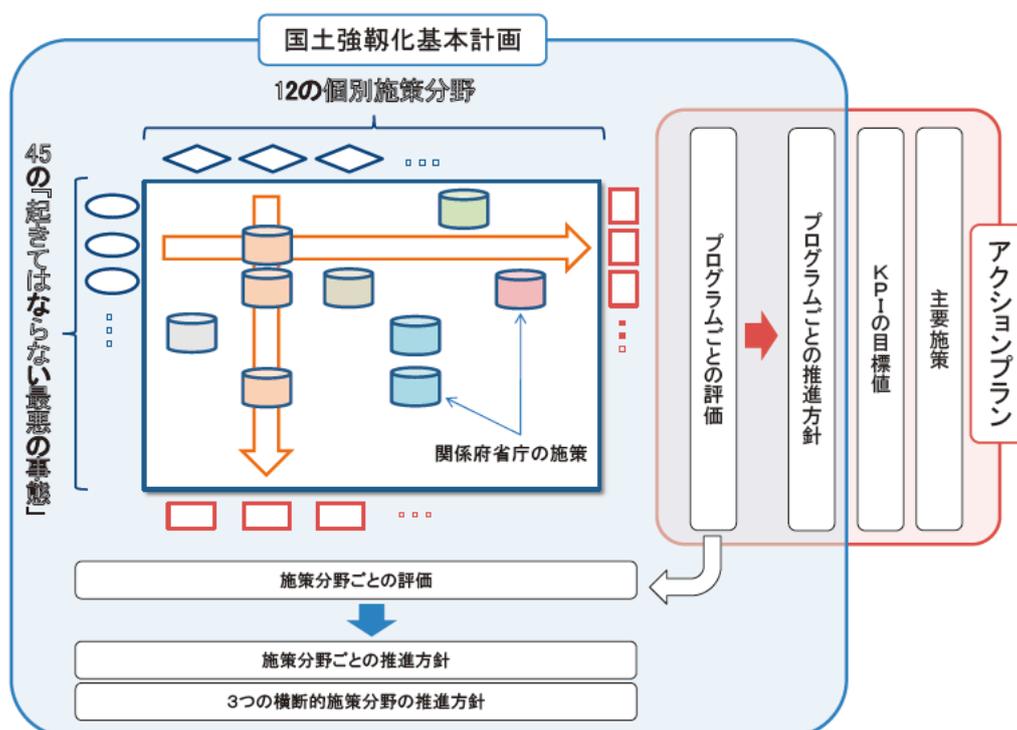
ここで、個別施策ごとの課題分析に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定した。また、プログラムごとの達成度・進捗の把握に当たっては、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとに重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）をできる限り選定した。

脆弱性評価の結果、（１）重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせること、（２）代替性・冗長性等を確保すること、（３）地方公共団体・民間等と連携することが必要ということが明らかになった。

この評価の結果を踏まえ、2014年6月に大綱の方針を踏襲して基本計画を閣議決定した。基本計画においては、国土強靱化の基本的考え方に加え、脆弱性評価の結果、12の個別施策分野及び3の横断的分野並びに45のプログラムに係る国土強靱化の推進方針を取りまとめている。

また、第3回本部会合において「国土強靱化アクションプラン2014」（以下「アクションプラン」という。）を決定している。アクションプランにおいては、プログラムごとの脆弱性評価、各プログラムの推進方針にKPIの目標値を加えた推進計画、プログラム推進のための主要施策の各事項を明らかにしており、毎年度、プログラムの進捗状況を府省庁横断的に評価することによって、見直しを行うこととしている（図表1-1-8）。

図表 1-1-8 脆弱性評価の結果と国土強靱化基本計画及びアクションプランとの関係



また、基本計画の決定にあわせ、地方公共団体において国土強靱化地域計画の策定が円滑に図られるように「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を取りまとめるとともに、モデル調査の実施などの地方公共団体への支援を行っているところである。

## 2-5 今後の展望

今後、基本計画に基づき、リスクマネジメント・サイクルによる本格的な取組を国全体で推進するとともに、地方公共団体における国土強靱化地域計画の策定とそれに基づく対策の実施を支援していくこととしている。

## 第3節 災害対策に関する施策の取組状況

### 3-1 事前防災

災害による被害の発生を未然に防止し、あるいは軽減するためには、災害に強い国づくり、地域づくりのための施策を進めるとともに、防災に関する調査・研究・観測を通じた最新の科学的知見を反映した防災対策の取組が重要である。また、国民一人一人が、平時及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備をするよう促すため、防災訓練等の実施が重要である。

#### (1) 防災に関する科学技術の研究の推進

災害対策を効果的に講じるため、科学技術の分野において、以下のような方針を策定し、防災に関する科学技術の研究を推進している。

我が国の科学技術基本政策の方針を記した「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月閣議決定)においては、科学技術政策により目指すべき国の姿として、①震災から復興・再生を遂げ、将来にわたり持続的な成長と社会の発展を実現する国、②安全かつ豊かで質の高い国民生活を実現する国、③大規模自然災害等、地球規模の問題解決に先導的に取り組む国、④国家存立の基盤となる科学技術を保持する国等を掲げた上で、「震災からの復興、再生の実現」等を、東日本大震災から力強く復興、再生を遂げ、将来にわたり、持続的な経済成長と社会の発展を実現するための主要な柱として位置付けるとともに、「我が国が直面する重要課題への対応」として、それと同等に取り組むべき課題を掲げている。これらの課題の達成に向けて重点的に推進すべき施策の基本的方向性としてこれまでの分野別の重点化から重要課題の達成に向けた施策の重点化への転換、重要課題の達成に向けたシステム改革、世界と一体化した国際活動の戦略的展開等に取り組むこととしている。

また、科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月閣議決定)において、科学技術イノベーションが取り組むべき課題として世界に先駆けた次世代インフラの整備を掲げ、自然災害に対する強靱なインフラの実現を重点的取組として、耐震性等の強化技術や地理空間情報等を用いた観測・分析・予測技術、災害情報の迅速かつ確実な把握・伝達により被害を最小化する技術、ロボット等による災害対応・インフラ復旧技術等を推進し、多様な災害に対応した安全・安心を実感できる社会を目指すとしている。

また、文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部においては、「新たな地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」(平成21年4月、平成24年9月改訂)等の方針に基づき、活断層調査の総合的推進、地震調査研究の重点的推進を図っている。

#### (2) 災害に強い国づくり、地域づくり

地域の特性に配慮しつつ、災害に強い国土と地域を目指して、国土保全、地域づくりを推進するとともに、主要な交通・通信機能の強化、構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保に関する施策等を実施している。

風水害、土砂災害、地震・津波災害、火山災害等の自然災害から国土並びに国民の生命・身体及び財産を保護するため、治山・治水対策、土砂災害対策、海岸等による国土保全施設の整備や、自助、共助、公助による安全かつ的確な警戒避難体制の整備、老朽化した社会資本の適切な維持管理に取り組んでいる。

また、大規模災害に対しても多様な輸送手段の選択が可能となるよう、高速道路のミッシングリンクの解消等による道路ネットワークの強化や鉄道施設の耐震化、耐震強化岸壁の整備、空港施設の耐震化等を進めている。

今後発生が懸念される大規模地震においても建物等の倒壊による大きな被害が想定されていることから、住宅・学校・病院等の建築物やライフライン、インフラ施設等の構造物の耐震化、吊り天井等の非構造部材の脱落防止対策等を推進している。また、大規模な盛土造成地について、地震発生時に地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を推進している。

さらに、地震被害に対する都市の防災性向上のため、根幹的な公共施設等の整備を推進している。都市公園事業及び街路事業等の活用による避難地・避難路の整備を推進するとともに、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成等を図っている。

津波対策については、海岸保全施設等の整備に加えて、海岸防災林の整備、土地のかさ上げ、津波避難ビルや津波避難タワー、避難路・避難階段の整備等を行うほか、外郭施設等が有する津波に低減効果を活かした防災・減災対策を推進している。

風水害を始めとした災害発生時には、災害に関する情報や避難勧告等の情報を正確かつ円滑に伝達するため、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等多様なメディアの多重活用、災害時の通信遮断を回避するためのネットワークの多重化や優先迂回路等の整備等、情報通信手段の確保を図っている。

農山漁村については、国土の保全等の森林の有する多面的機能を発揮させ、災害に強い森林づくりを推進しているほか、決壊時に甚大な被害を及ぼすおそれのあるため池の整備等のハード整備と防災情報提供システムの整備等のソフト対策の一体的な実施による農用地及び農業用施設等の防災・減災対策を実施している。また、避難路としても機能する林道、災害時の避難地や災害対策拠点として活用するための漁村広場や公園、緊急物資輸送に資する漁港の耐震岸壁、災害対策上必要な施設の整備を実施している。

### (3) 防災拠点施設

内閣府（防災担当）では、首都圏における大規模地震・津波災害の発生に備え、緊急災害対策本部が官邸に設置できない場合の代替施設の1つである「災害対策本部予備施設」（立川広域防災基地内）及び緊急災害現地対策本部が設置されることとなる「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設」（有明の丘地区・東扇島地区）を維持、管理及び運用している。また、南海トラフ地震など首都圏以外の地域における大規模地震・津波災害の発生に備え、被災地の災害応急対策に係る連絡調整を実施する緊急災害現地対策本部の設置場所を既存施設の中から順次選定しているところである。

その他の防災拠点施設については、各施設の管理者において整備や耐震化、設備機能強化等を進めている。地方公共団体が主体となり防災拠点施設の整備等を実施する場合は、その用途や機能に応じて、国土交通省の社会資本整備総合交付金や消防庁の防災対策事業債等により、国が支援をしている。

### (4) 人材育成

#### ① 人材育成の意義、必要性

中央防災会議に設置した「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成24年7月）において、災害発生時対応に向けた備えの強化として、「職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携」、「国・地方の人材育成・連携強化」、「政府の防災部門と地方の人事交流の機会の拡充」等を図るべきとの提言がなされたことから、内閣府では、平成25年度より、国や地方公共団体等の職員を対象として、危機事態に迅速・的確に対処できる人材や国と地方のネットワークを形成する人材の育成を図るため、「防災スペシャリスト養成研修」に取り組んでいるところである。

## ② 平成25年度に実施した「防災スペシャリスト養成研修」

地方公共団体の職員等に対して、内閣府の業務を体験しつつ、災害の予防から応急対策、復旧・復興等に係る講座・演習を行う研修や、有明の丘基幹的広域防災拠点施設を活用して、一般職員、中堅職員、幹部職員それぞれの職務と経験に応じた災害対応力の養成のための研修などを実施した。

## ③ 平成26年度に実施を予定している「防災スペシャリスト養成研修」

地方公共団体の職員等に対して、「内閣府の業務を体験する研修」、「有明の丘基幹的広域防災拠点施設における研修」と地方で行う「地域別総合防災研修」などを実施する。特に、有明の丘基幹的広域防災拠点においては、災害対策本部運営の中核的役割を担う職員を対象とした「総合管理研修」、個別課題の対応に専門的に従事する職員を対象とした「個別課題研修」及び防災部門への新任職員を対象とした「防災基礎研修」を設定し、防災対策に必要な活動を行うための能力を習得するための研修を実施する。

また、「地域別総合防災研修」については、各地域における災害発生上の特性を踏まえたテーマを設定して実施することにより、災害対応に必要な知識や態度の習得を効果的に行うこととする。

## (5) 防災訓練

### ① 防災訓練の意義、必要性

災害が発生した場合においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、国民と連携しつつ対応することが求められ、防災関係機関は災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚を目的に、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき、防災訓練を実施することとしている。

このため、国や地方公共団体で実施する防災訓練の基本的な方針や、国において実施する訓練の概要等を、毎年度、中央防災会議で「総合防災訓練大綱」として決定しているところである。

### ② 平成25年度に政府が実施した主な防災訓練

災害対策基本法の改正を踏まえ、災害緊急事態の布告や災害緊急事態への対処に関する基本的な方針の決定等についての手続の確認を行うため、全閣僚が参加する緊急災害対策本部の設置・運営等の訓練を実施（平成25年9月1日、「防災の日」政府本部運営訓練）した。

また、緊急災害対策本部事務局要員の知識・練度の向上を図るため、同事務局要員に対する座学及び基礎的な図上訓練（平成25年6月19日、緊急災害対策本部事務局要員図上訓練）を実施するとともに、緊急災害対策本部事務局機能及びマニュアルの実効性を検証するロールプレイング形式の図上訓練（平成26年1月14日、政府図上訓練）を実施した。

さらには、初実施となる香川県、大阪府を含む3府県において緊急災害現地対策本部の設置・運営訓練を実施した（平成25年8月31日、平成26年1月17日、平成26年2月4日、緊急災害現地対策本部設置等訓練）。

その他、災害派遣医療チーム（DMAT）の参集、被災地外広域搬送拠点の設置、自衛艦に医療モジュールを搭載した実証訓練などの広域医療搬送に関する総合的な実動訓練（平成25年8月31日、広域医療搬送訓練）や人命救助訓練や道路復旧訓練、住民が参加する避難訓練（平成25年11月9日、津波防災訓練）等を実施した（附属資料43）。

### ③ 平成26年度に政府が実施を予定している主な防災訓練

東日本大震災や昨今の社会状況等、また平成25年度に実施した防災訓練のフォローアップ結果を踏まえ、平成26年度総合防災訓練大綱を定めた（[図表1-1-9](#)）。

この大綱においては、平成26年度に政府が実施を予定している主な防災訓練として、

- ・ 9月1日の「防災の日」に行う政府本部運営訓練を首都直下地震を想定して実施すること
- ・ 緊急災害現地対策本部の運営訓練を本格的に各地域で実施すること
- ・ 11月5日「津波防災の日」を念頭に津波防災に関する訓練を広く国民参加の下、大規模に実施すること
- ・ 火山に関する防災訓練を実施すること
- ・ 在日米軍と実施する日米共同統合防災訓練を実施すること

を定めている。

この大綱に基づく訓練を関係機関が連携して確実にを行うことにより、災害への備えをさらに確かなものとしていく。

図表 1-1-9 平成26年度総合防災訓練大綱

<p><b>(1)「防災の日」総合防災訓練</b> 首都直下</p> <p>「防災の日」(9月1日)に以下の訓練を実施。</p> <p><b>ア 「防災の日」政府本部運営訓練</b> 総理を始めとする全閣僚による緊急災害対策本部会議等の訓練</p> <p><b>イ 九都府合同防災訓練と連携した被災地(相模原市)への現地調査訓練</b></p> <p><b>ウ 閣僚の徒歩等による官邸への参集訓練</b></p>	<p><b>(5)津波防災に関する訓練</b></p> <p>「津波防災の日」(11月5日)を念頭に以下の訓練を実施。</p> <p><b>ア 津波防災訓練</b> 南海トラフ 近畿地方沿岸部において関係機関等と連携して実施する実動訓練</p> <p><b>イ 緊急地震速報の訓練</b> 首都直下・南海トラフ 他 広く国民参加の下、緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練</p> <p><b>ウ 住民参加の地震・津波防災訓練</b> 首都直下・南海トラフ 他 7つの地域において実施する地域住民を対象にした地震・津波防災訓練</p>
<p><b>(2)緊急災害現地対策本部運営訓練</b> 首都直下・南海トラフ 他</p>	<p><b>(6)火山に関する防災訓練</b></p>
<p><b>(3)政府図上訓練</b></p> <p><b>ア 政府図上訓練</b> 南海トラフ 緊急災害対策本部事務局における業務や関係地方公共団体等との連携に関する訓練</p> <p><b>イ 緊急災害対策本部事務局要員図上訓練</b> 首都直下 緊急災害対策本部事務局に対する座学及び基礎的な図上訓練</p> <p><b>ウ 初動対応図上訓練</b> 大規模な浸水被害を想定した図上訓練</p> <p><b>エ 自衛隊統合防災演習</b> 南海トラフ 一部実動訓練も含んだ指揮所活動等の総合的な防災訓練</p> <p><b>オ コンビナート防災合同訓練</b> 南海トラフ コンビナート大規模火災を想定した、関係事業者等と連携した防災合同訓練</p>	<p><b>(7)原子力防災訓練</b> 未定 原子力災害を想定して、関係地方公共団体、原子力事業者等と連携して実施する総合的な防災訓練</p>
<p><b>(4)業務継続計画検証訓練等</b></p> <p><b>ア 情報伝達・官邸参集図上訓練</b> 首都直下 利用可能な通信手段による閣僚の安否確認と参集手段確保の訓練</p> <p><b>イ 業務継続計画実効性確認訓練</b> 首都直下 各府省庁において実施する職員の方針確認訓練・非常参集訓練、災害対策本部の設置・運営等訓練及び情報システム継続訓練</p> <p><b>ウ 分野(業界)別、テーマ別訓練</b> 首都直下・南海トラフ 他 経済中枢機関及びライフライン・インフラ事業者等の業務継続性確保のための業界横断的な訓練</p>	<p><b>(8)災害時医療に関する訓練</b></p> <p><b>ア 広域医療搬送訓練</b> 南海トラフ 大分県、宮崎県及び鹿児島県を被災地と想定して実施する訓練</p> <p><b>イ 民間船舶を活用した医療機能の実証訓練</b> 未定</p>
	<p><b>(9)事故災害等対応訓練</b></p>
	<p><b>(10)地域ブロック広域訓練</b> 首都直下・南海トラフ 他 協議会等が主体となって実施する広域的な実動・図上訓練</p>
	<p><b>(11)地方公共団体等関係機関と連携して実施する実動訓練等</b></p> <p><b>ア 九都府合同防災訓練、静岡県総合防災訓練、近畿府合同防災訓練、東海地域広域連携防災訓練等と連携した訓練</b> 首都直下・南海トラフ 他</p> <p><b>イ 防衛省と在日米軍を中心とした日米共同統合防災訓練</b> 未定</p> <p><b>ウ 東海地震に関連する情報の伝達訓練</b> 南海トラフ</p>

出典：内閣府資料

## (6) 社会全体としての事業継続体制の構築

### ① 行政機関の業務継続体制

国の行政機関である中央省庁においては、これまで、首都直下地震等の発災時に首都中枢機能の継続性を確保する観点から、省庁ごとに業務継続計画を策定し、業務継続のための取組を進めてきた。平成25年12月に、「首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)」が施行されたことを受け、政府は、同法に基づく計画として平成26年3月に「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」を閣議決定した。本計画に基づき、中央省庁は、省庁業務継続計画について、改定を行い、首都直下地震発生時においても政府機能が麻痺することのないよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

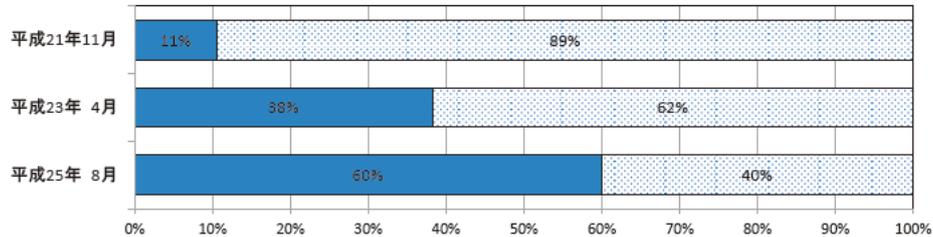
また、地方公共団体は、災害時に災害時緊急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められており、特に、東日本大震災では、地震・津波により、地方公共団体の庁舎が大きな被害を受け、首長や職員も被災者と

なったことから、地方公共団体の業務継続体制の構築が強く求められるようになった。これまで、内閣府では、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（第1版）」により地方公共団体における業務継続の取組を支援してきたところであるが、地方公共団体における業務継続計画の策定率は、近年伸びてはいるものの、平成25年8月現在、都道府県で60%、市町村で13%と低水準に留まっているところである（図表1-1-10）。

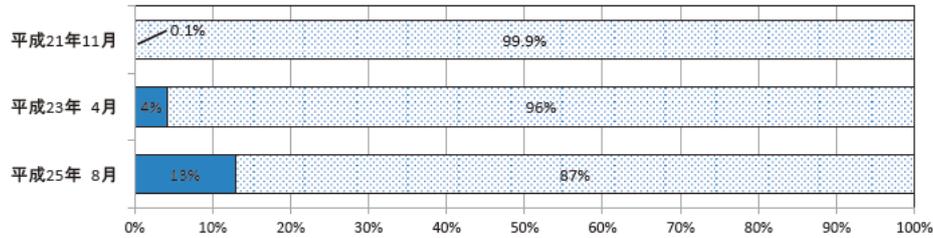
このため、内閣府においては、上記手引きの改定等を行い、地方公共団体の業務継続体制の充実・強化を支援していくこととしている。

図表 1-1-10 地方公共団体の業務継続計画の策定状況

【都道府県】



【市町村】



出典：平成21年11月 地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府（防災担当）及び消防庁調査）  
 平成23年4月 地方自治情報管理概要（平成24年3月）（総務省調査）  
 平成25年8月 大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率（速報値）（消防庁調査）

② 企業に対する取組について

i 企業の事業継続計画策定・事業継続マネジメント促進に向けた内閣府の取組

大規模災害等が発生して企業の事業活動が停滞した場合、その影響は自社にとどまらず、関係取引先や地域の経済社会、ひいては我が国全体に多大な影響を与えることとなる。そのため、大規模災害等の発生時における企業の事業活動の継続を図ることは、極めて重要である。

そのため、平成16年に中央防災会議の「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」において、必要な官民連携策を示した「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」が取りまとめられた。当該提言において、事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））に関する指針の検討が必要とされ、平成17年に内閣府として、「事業継続ガイドライン」を策定した。

また、国の防災基本計画においては、平成17年に「企業がBCPを策定するよう努めるべき」旨を盛り込み、平成20年には、「国及び地方公共団体が策定支援等に取り組むべき」旨を明確に規定し、地域防災計画においても重点を置くべき事項として位置付けた。

このような取組の中、東日本大震災が発生し、あらためて災害時における企業の事業継続の重要性が明らかとなり、加えて、それに資する平常時の活動が注目されることになった。すなわち、平常時の経営戦略に組み込まれる事業継続マネジメント（Business Continuity Management 以下「BCM」という。）が重要視されるようになったのである。

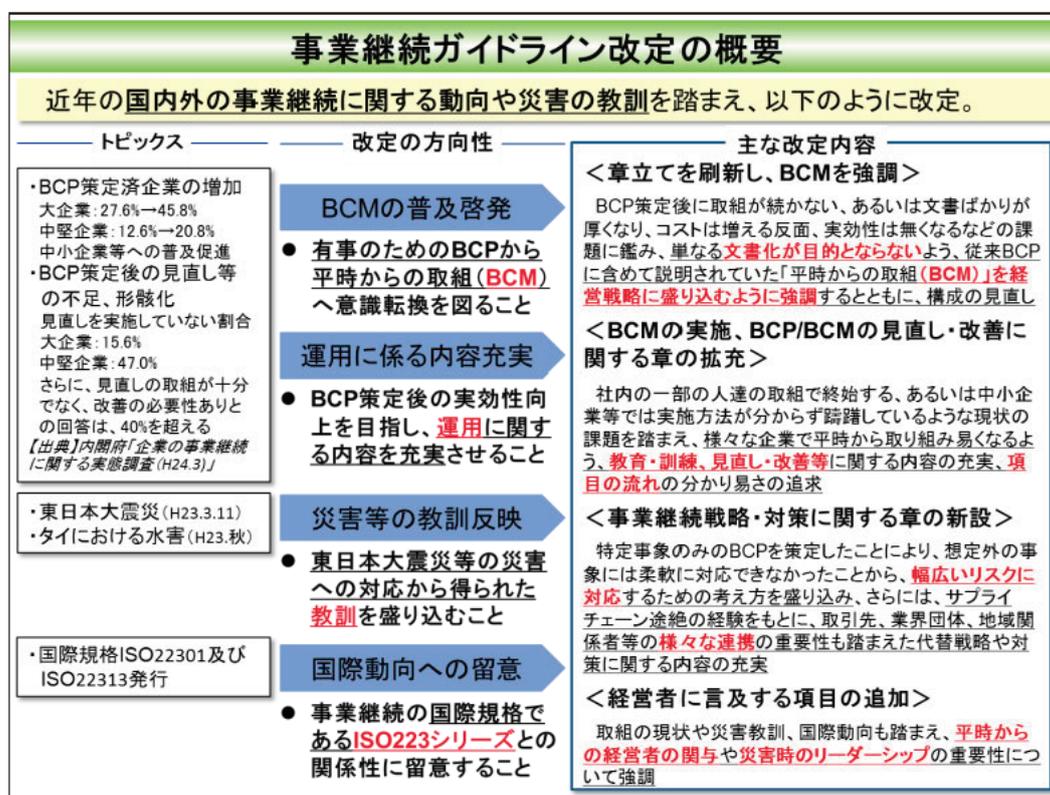
これらを背景に、平成25年6月の災害対策基本法改正において、事業者に関する事業継続の

責務が盛り込まれ（第7条第2項）、平成25年8月には、BCMの考え方を盛り込み、大幅な改定を施した「事業継続ガイドライン第三版－あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応－」（図表1-1-11）を公表した。

さらには、平成26年1月の防災基本計画の修正において、「企業がBCMの推進に努め、国及び地方公共団体がBCMの支援に努めるべき」旨を定め、平成26年3月に決定した首都直下地震緊急対策推進基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、大規模地震防災・減災対策大綱にもその旨を定めた。南海トラフ地震防災対策推進基本計画については、具体的な目標として、BCPを策定している大企業の割合を100%（全国）に近づけること、中堅企業の割合は50%（全国）以上を目指すことを盛り込んだ。

内閣府においては、企業のBCP策定及びBCM推進に向けて、「事業継続ガイドライン」等の充実とともに、課題解決策の検討、優良事例の紹介などに引き続き取り組んでいく。

図表 1-1-11 事業継続ガイドライン改定の概要



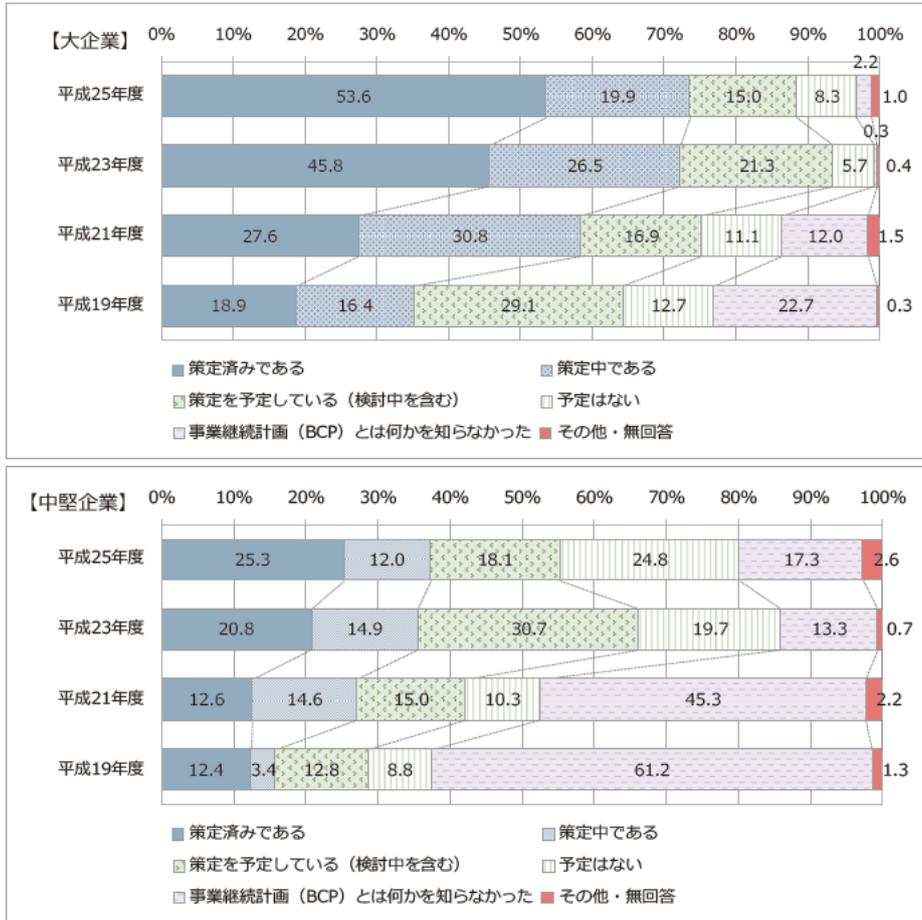
出典：内閣府資料

## ii BCP及びBCMに関する企業の取組の現状

内閣府では、全国の大企業・中堅企業を主な対象とした「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」を平成19年度より隔年で実施している。

当該調査結果のうち、BCPの策定率に関して（図表1-1-12）、大企業では、「策定済み」及び「策定中」が7割強、中堅企業でも「策定済み」及び「策定中」の回答が約4割と、いずれも前回調査（平成23年度）から伸びていることがわかる。

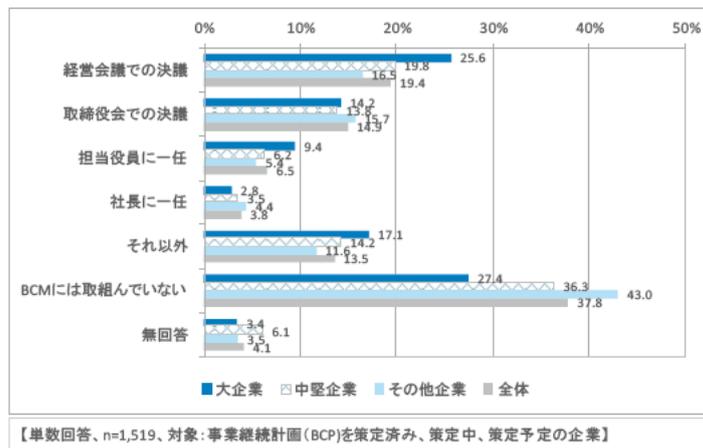
図表 1-1-12 大企業と中堅企業のBCP策定状況



出典：内閣府資料

BCMの実施状況においては（図表 1-1-13）、大企業（計52%）・中堅企業（計43.3%）ともに、経営層の決定（「経営会議での決議」、「取締役会での決議」、「担当役員に一任」、「社長に一任」の合計）が4割から5割程度となる反面、大企業では3割弱、中堅企業では4割弱が「BCMには取り組んでいない」と回答している。

図表 1-1-13 BCMの実施状況

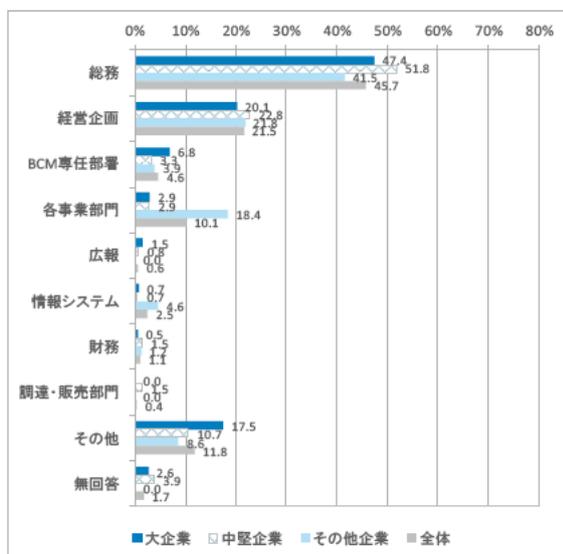


出典：内閣府資料

また、BCMを実施している企業においては、日常的にBCMをサポートしている部署は、大企業・中堅企業ともに、総務部門が約5割となり、次に経営企画部門が2割程度となっている（図表1-1-14）。

今後、さらに経営層の意識を高め、防災の観点のみならず、経営戦略の一部として、BCMを全社的に拡大していくことが望まれる。

図表 1-1-14 ▶ BCMをサポートしている部署

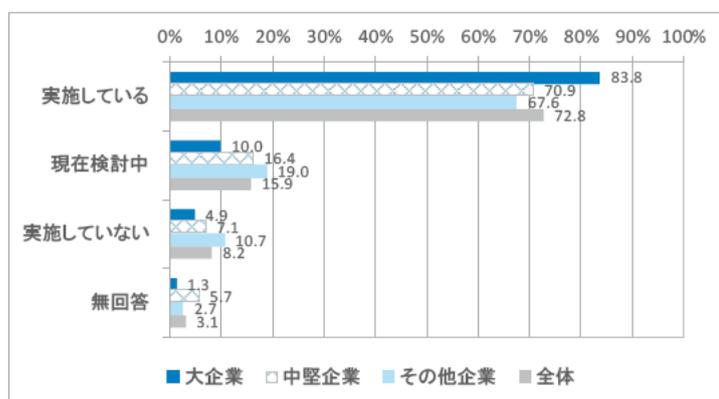


【単数回答、n=699、経営者のBCMへの関わりで、全社的な体制を構築、運営体制を維持する人員確保と回答した企業】

出典：内閣府資料

加えて、BCMに関する教育・訓練は、全体として7割強が実施しているが（図表1-1-15）、BCMの点検・評価や是正・改善は、全体で4割程度に留まることがわかる（図表1-1-16）。BCMにおいて、双方が一連となることにより、実効性の高い継続的な活動につながるため、この観点からも、さらなる普及啓発が望まれる。

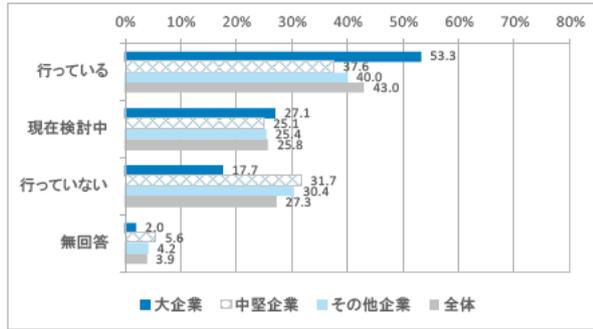
図表 1-1-15 ▶ BCMに関する教育・訓練の実施状況



【単数回答、n=975、対象：事業継続計画（BCP）を策定済み、策定中、策定予定の企業で「BCMに取り組んでいない」企業を除いた企業】

出典：内閣府資料

図表 1-1-16 BCMの点検・評価、是正・改善状況



【単数回答、n=975、対象：事業継続計画(BCP)を策定済み、策定中、策定予定の企業で「BCMに取り組んでいない」企業を除いた企業】

出典：内閣府資料

### iii 民間事業者団体による事業継続の取組の普及促進

上述のように、国として企業等における事業継続の取組の課題に対して様々な施策を推進しているところであるが、民間事業者団体においても、東日本大震災等の教訓を踏まえた課題や事例に着目し独自の調査を行い、提言や指針などを取りまとめている。

例えば、一般社団法人日本経済団体連合会では、被災による経済活動の停滞、倒産等の回避は、社会全体で取り組むべき課題であり、まずは個社の取組をより充実させることを前提に、関係する主体との協働を推進すべきとして、途上にある企業間連携に係る取組を観点に、企業・経済界には、サプライチェーンを構成する企業間の連携の強化、地域内連携の強化、業界内連携の強化、行政には企業間連携への支援及び防災・減災対策のさらなる充実を求めている（図表 1-1-17）。企業・経済界と行政との連携・協働を深化、拡大させていくためには、様々な主体による具体的な取組と相互の理解を着実に進めていくことが必要である。

図表 1-1-17 企業間のBCP/BCM連携の強化に向けて 概要（経団連資料）

## 企業間のBCP/BCM連携の強化に向けて 概要

2014年2月18日  
一般社団法人 日本経済団体連合会

### I. はじめに

- 東日本大震災では、企業による平時からの備えは一定の機能を果たしたものの、取引先等の被災により事業に大きな影響
- 個別企業や企業グループ内でのBCP/BCMの策定に著実な進展が見られる一方、企業間連携はまだまだ途上
- 関係する主体との協働により、事業活動の継続性をより一層強化すべく、①サプライチェーンを構成する企業間、②地域内、③業界内のそれぞれの連携について、課題を整理するとともに、企業・経済界に求められる取り組み・先進事例と政府等への要望を提言

### II. 企業の事業継続計画にあたり、考慮する要素

- 首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、目下懸念される甚大な自然災害への対応
- 災害対策基本法の改正(2013年6月)、内閣府事業継続ガイドラインの改定(2013年8月)、国土強靱化政策の進展(2013年12月)等

### III. 連携強化に向けた課題

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <p><b>1. サプライチェーンを構成する企業間の連携の課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○原材料・資材調達先の被災、部品の在庫不足、基幹インフラの被災、燃料の不足等により、事業活動が停滞するおそれ</li> <li>○サプライチェーンを担う中小企業ではBCP/BCMの整備に遅れ。また、自社の生産・販売拠点の分散も限界</li> </ul> | <p><b>2. 地域内連携の課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市部の商業・業務地区では、多数の被災者、帰宅困難者が発生</li> <li>○臨海工業地区では、津波による大きな被害や工場・事業所等が孤立化のおそれ</li> </ul> | <p><b>3. 業界内連携の課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時にエネルギーや運送、通信、食料品など国民生活に不可欠な物資・サービスの供給を途絶えさせないことが重要</li> <li>○非常時の官民の連携体制の構築・深化</li> </ul> |
|---|--|--|

課題解決に向けて、それぞれ以下の取り組みを実施

### IV. 企業に求められる取り組み・先進事例と行政への要望

	サプライチェーンを構成する企業間の連携	地域内連携	業界内連携
【企業に求められる取り組み】	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT等を活用した<b>自社・パートナー情報の可視化</b>による資源配置とサプライチェーンの再設計</li> <li>・BCP/BCMの目標や<b>優先して復旧すべき品目等を明確化</b>、その内容について取引先と共有</li> <li>・中小規模事業者への支援</li> </ul> <p><b>先進事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(ITメーカー) ITを活用し、サプライチェーン情報を可視化。<b>必須部品の需給管理</b>を徹底し、問題発生抑制と解決期間の半減を達成</li> <li>・(小売会社) 品目別に自社、サプライチェーンの在庫量を把握したうえで、増産可能性を推計、さらに自社の物流センター内に<b>燃料備蓄基地を設置</b></li> <li>・(物流会社) 大規模災害時に不通区間が生じた場合は、トラックや内航船による<b>代行輸送を実施</b></li> <li>・(自動車メーカー) 被災時に優先復旧・生産すべき<b>重点品目を明確化</b>、生産再開日数の目標を具体的に設定し、サプライヤーと共有、周知のためサプライヤー等と勉強会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業間、自治体との連携を深めるため、<b>地域協議会</b>等を活用。地域内の人的ネットワークを形成</li> <li>・地区全体での<b>共同訓練の実施</b>、共同の災害備蓄・自家発電設備等の整備</li> <li>・企業間連携による<b>委託代替生産協定の締結</b></li> <li>・企業と<b>自治体との連携協定の締結</b></li> </ul> <p>・鹿島東部コンビナートでは、<b>工場長懇談会</b>等を通じ、平時よりコミュニケーション基盤を構築、信頼構築と情報共有の下、迅速に復旧</p> <p>・大丸有地区では企業と行政等から構成される協議会を設置し、予め「地域防災計画」を策定。<b>自治体と連携して「帰宅困難者対策訓練」を実施</b></p> <p>・愛知県の明海地区工業団地では<b>共同の「避難計画」を策定、「共同訓練」を実施</b></p> <p>・神奈川県と新潟県の遠隔地の工業組合同士で、「委託代替生産協定」を締結</p> <p>・ある小売会社は、複数の自治体と、災害対策等を含め多分野に渡り、連携協定を締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界内の企業間での<b>協力</b>、情報共有</li> <li>・競争に直結しない部品等の<b>標準化</b>を検討</li> <li>・業界としてのBCP/BCMに関する<b>ガイドライン等の策定</b></li> <li>・業界としての<b>合同訓練</b>等の実施</li> </ul> <p>・通信業界では、<b>無線LAN回線の共同利用</b>などの協力を検討</p> <p>・石油業界では、関係官庁と調整し、<b>施設の共同利用</b>等の仕組みを構築</p> <p>・飲料業界では、被災時に代替供給先からの調達を容易となるよう、<b>缶容器的規格を統一</b></p> <p>・損害保険業界では、業界策定のマニュアルのもと、被災地域の被害状況を業界各社の共同により調査</p> <p>・銀行業界では、業界団体加盟各社が関係官庁等とともに、合同訓練を実施</p>
【行政に求められる取り組み】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹道路・港湾などのインフラの早期復旧</li> <li>・<b>中小企業に対するBCP/BCMの策定支援</b>、中小企業が取り組むべきBCP/BCMの基本要素の抽出</li> <li>・BCP/BCMの取り組み状況の達成度を測るための評価指標の提供</li> </ul> <p><b>横断的な支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初等・中等教育段階を含め、国民全体に防災教育・啓発を実施し、<b>リスクコミュニケーションを徹底</b></li> <li>・防災・減災に係る<b>各種法規制等の緩和</b></li> <li>・政府・自治体の有する防災・減災にかかる情報の<b>オープンデータ化を推進</b></li> <li>・国連防災世界会議等を通じ、<b>わが国の防災技術・ノウハウを国際社会に発信し、官民一体で海外に提供</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体と企業との連携協定等の締結促進、地域内の企業間の連携支援、地域BCPの策定支援</li> <li>・<b>備蓄倉庫や情報伝達設備、自立分散型のエネルギー施設等の整備等に対する支援</b></li> <li>・工場・事業所につながるインフラの早期復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>業界としてのBCP/BCMの策定</b>等に際し、必要に応じ、政府等が関与・調整</li> <li>・競争に直結しない部品や調達・物流資材・サービス等について、<b>共通規格化を推進</b></li> </ul>

### V. おわりに

- 経団連は、企業間連携による事業活動の継続性強化の取り組みを積極的に推進
- 今後、経団連の企業行動憲章実行の手引きに、防災・減災への積極的な取り組みを追加

以上

### 3-2 災害発生時の対応及びそれへの備え

災害発生時においては、発災直後の情報の収集・連絡、活動体制の確立と並行して、人命の救助・救急、医療、消火等の初動の応急対策活動を迅速かつ的確に講ずることが求められる。

災害応急対策は、「災害対策基本法」上も、一次的には基礎的な地方公共団体である市町村において災害対策本部を設置して対応することとなる。風水害、津波、火山の噴火のような場合であって発生が予測できるときは、市町村長が避難勧告や避難指示を発令して災害に備えることとなる。

また、地震のように突発的に災害が発生した場合には、直ちに、被害の把握、人命救助等の初動の応急対策活動を実施するとともに、災害の状況に応じて、避難所の開設、水・食料等の確保、応急仮設住宅の建設等の応急対策活動を実施することとなる。

これらの活動に対して、災害の状況に応じて、地方公共団体間の相互応援協定等に基づく応援がなされるだけでなく、国、地方公共団体、公共機関等がそれぞれ相互に密接な連携のもとに協力して実施することとなる。

災害応急対策活動を実施するに当たっては、以下のような体制を国又は地方公共団体で整備している。

#### (1) 緊急事態における初動対応

応急対策を講ずる上で最も重要となる情報収集・連絡体制の確立に関しては、官邸の内閣情報集約センターが窓口となり、24時間体制で情報の収集・伝達等の対応に当たることとし、関係省庁における情報の共有化を図っている。

大規模災害や社会的影響の大きい災害が発生した場合、緊急参集チームが官邸危機管理センターに緊急参集し、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うこととしている。

また、内閣府においては、被害規模の早期把握に関して、地震規模により異なるものの地震発生後概ね10分で被害を推計する「地震防災情報システム(D I S)」を整備し稼働させている。一方、被害規模の早期把握のため、各省庁はそれぞれの立場において現地の関係者からの情報を集約するほか、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省においては、航空機(ヘリコプター等)、船舶や各種通信手段の活用等により情報収集を行うこととしている。

発生した災害の規模に応じて、関係省庁間での情報共有、対策の調整を行うために、関係省庁災害対策会議を開催するほか、大規模な被害が生じている場合には、内閣府特命担当大臣(防災)を本部長とする非常災害対策本部を、著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められる場合には、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置することができる。なお、東日本大震災を踏まえて、効率的な応急対策を実施するため、政府は情報の収集・分析や被災者の生活環境の改善に係る総合調整等の機能を充実させるとともに、併せて人員も増加し、緊急災害対策本部の体制を強化した。

さらに、被災地により詳しい状況把握と的確な災害応急対策を講ずるため、状況により、内閣府特命担当大臣(防災)、内閣府副大臣、又は内閣府大臣政務官を団長とし、関係省庁の要員で構成する政府調査団を派遣することとしている。

また、観光庁においては、地震・津波等の災害時における訪日外国人旅行者への初動対応体制を構築すべく、平成25年10月、「災害時における訪日外国人旅行者への情報提供のあり方に関するWG」を設置し、宿泊事業者や地方自治体、外国人等の意見を聴きながら、宿泊施設・観光施設における訪日外国人旅行者への対応マニュアルの作成、IT(アプリ)を活用した訪日外国人旅行者への情報提供システムの整備、地方自治体が訪日外国人旅行者への対応を地域防災計画等に盛り込むための指針の作成等を実施した。

#### (2) 避難勧告ガイドライン

内閣府では、平成17年に策定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」

について、新たな防災情報が発表されるようになったことやこれまでの災害の教訓を踏まえて、学識経験者や地方公共団体、国の関係機関の意見を聞きながら検討を進め、改定作業を行い、全面的な見直しを完了させ、平成26年4月、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」として都道府県を通じて市町村に通知し、避難勧告等の判断基準等について見直し又は設定を行うよう依頼した。また、都道府県、国の関係機関にも、市町村の見直し等に際して積極的な助言を依頼した(図表1-1-18)。



台風第26号の政府調査団長として被災自治体と意見交換を行う古屋内閣府特命担当大臣(防災)

図表 1-1-18 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)の概要

### 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)

**主な経緯** 平成17年3月 旧ガイドライン策定

平成17年9月 土砂災害警戒情報の運用開始	平成25年6月 災害対策基本法の改正 (住民の円滑かつ安全な避難の確保に関する事項等)
平成18年9月 指定河川洪水予報の見直し	平成25年8月 特別警報の運用開始
平成23年3月 東日本大震災発生	

新たな制度やこれまでの災害の教訓を踏まえて改定

**主な変更点**

「避難」に関する考え方をあらためて整理

- 「避難」は、災害から命を守るための行動であることをあらためて定義した
- 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした  
→ 「立ち退き避難」と「屋内安全確保」
- 災害種別毎に、命を脅かす危険性がある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方を示した
- 市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした  
→ 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合に「避難準備情報」を発令

避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定

- 避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示した

<b>【避難勧告の判断基準の設定例】</b> 水害・・・はん濫危険水位に到達 等 土砂災害・・・土砂災害警戒情報の発表 等 高潮災害・・・高潮警報の発表 (津波災害は警報等が出れば全て避難指示)	<b>【参照する情報】</b> 気象情報・・・防災情報提供システム(気象庁) 河川の水位等・・・川の防災情報(国土交通省) 等
---	---

- 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を求める相手を明確にした  
→ 管区・地方气象台、国土交通省河川事務所等、都道府県の県土整備事務所等

市町村の防災体制の考え方を例示

- 市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方の例を示した  
【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】  
大雨注意報・・・連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制  
大雨警報・・・首長等が登庁し、避難勧告の発令が判断できる体制  
土砂災害警戒情報・・・防災対応の全職員が登庁 等

住民が避難行動を認識してもらう仕組みを提案

- 住民は、自宅等にどの災害のリスクがあり、避難勧告等が発令された場合にどのような避難行動をすべきかについて、あらかじめ認識してもらうための仕組みを提案した  
→ 災害・避難カード(建物毎に避難が必要となる災害と避難方法を記しておくカード)

**今後の予定**

- ガイドライン(案)は、平成26年度から試行する。
- 市町村が避難勧告等の基準を検討するには防災関係機関との調整が必要であることから、1~2年を目処に見直しを求めることとする。
- 試行期間を経た後、必要に応じてガイドライン(案)を修正する。

このガイドライン（案）では、避難勧告等の判断基準を具体的な雨量や水位等を基準として設定することでわかりやすくするとともに、市町村が発令する避難勧告等は空振りをおそれず早めに出すこととしている。今後は、ガイドライン（案）の主旨を市町村にしっかりと認識していただくよう、周知・徹底を図り、発令基準の見直しや策定が進むよう、関係機関が一体となって支援していくこととしている。

### （3）救急・救助体制

地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合、警察庁、消防庁、海上保安庁及び自衛隊の実動部隊を広域的に派遣し、救急・救助活動を行う。

警察庁においては、東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に被災地等において活動する部隊を拡充し、即応部隊と一般部隊からなる警察災害派遣隊（即応部隊規模：約1万人（広域緊急援助隊警備部隊約2,600人、同交通部隊約1,500人、同刑事部隊約1,500人、広域警察航空隊約500人、機動警察通信隊約1,200人、緊急災害警備隊約3,000人））を編成した。

消防庁においては、大規模な災害の際に全国の消防機関が相互に出動し効果的な消防応援活動を行うための部隊である緊急消防援助隊（平成26年4月1日現在の登録部隊数4,694隊（消火小隊1,649隊、救助小隊423隊、救急小隊1,057隊他））を的確かつ迅速に出動可能としている。また、被災地の消防の応援を行う体制を構築するため、緊急消防援助隊の編成及び資機材の充実強化を図っている。

また、海上保安庁においては、海上における災害に係る救助・救急活動を行うこととしており、さらに可能な場合は、必要に応じ、被災地方公共団体の活動を支援することとしている。

さらに、防衛省・自衛隊においては、都道府県知事等の要請に基づく災害派遣により、救出・救助等の災害応急対策活動を行うこととしている。

なお、平成25年度の自衛隊の災害派遣は556件（救急患者の搬送件数も含む。）に上り、延べ約89,058人の人員が派遣された（[図表1-1-19](#)）。

図表 1-1-19 実動部隊の派遣体制

機関	活動体制等	定員
警察	都道府県警察	28万5,867人（平成25年度）
消防	消防職員、消防団員	102万9,264人（平成25年度）
自衛隊	陸上、海上、航空の各自衛官	24万7,172人（平成25年度）
海上保安庁	海上、航空、陸上職員	1万3,114人（平成25年度）

出典：各省庁の資料をもとに内閣府作成

### （4）広域医療搬送等

#### ① 広域医療搬送の目的と概要

広域医療搬送は、重傷者のうち、被災地内での治療が困難であって、被災地外の医療施設において緊急に手術や処置等を行うことにより、生命・機能の予後改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで迅速に搬送し治療することを目的としている。

広域医療搬送の概要は、i. 地震発生後速やかに被災地外の拠点に参集した災害派遣医療チーム（DMA T）が、航空機等により被災地内の航空搬送拠点へ移動、ii. 被災地内の航空搬送拠点に到着したDMA Tの一部は、被災地内の災害拠点病院等で広域医療搬送対象患者を選出（トリアージ）し、被災地内航空搬送拠点まで搬送、iii. 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）にて、搬送した患者の広域搬送の順位を決定するための再トリアージ及び必要な追加医療処置を実施、iv. 搬送

順位にしたがって、被災地外の航空搬送拠点へ航空搬送し、航空搬送拠点から救急車等により被災地外の医療施設へ搬送して治療、という流れになっている。



SCU内で処置を行うDMAT  
(平成25年9月1日広域医療搬送実動訓練)



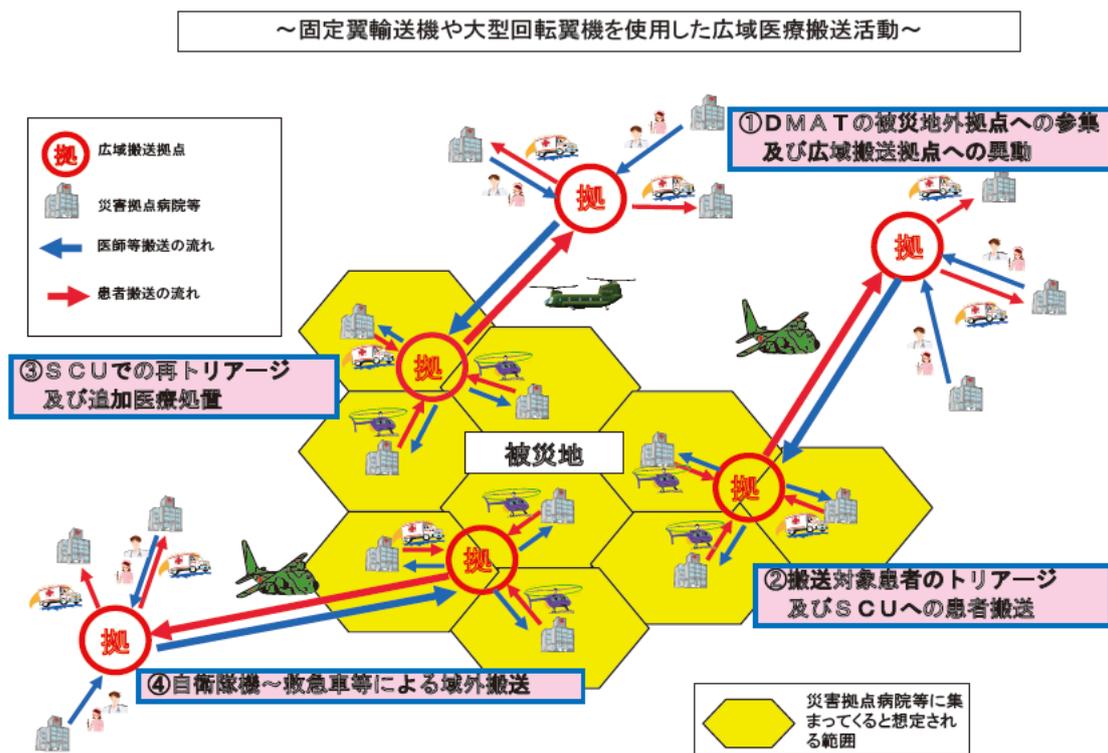
自衛隊機へ患者を搬送するDMAT  
(平成25年9月1日広域医療搬送実動訓練)

## ② 広域医療搬送計画

大規模災害発生後、速やかに広域医療搬送を実施できるよう、事前計画を策定している。現状においては、「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画、「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画における広域医療搬送計画が策定されている。

また、広域医療搬送の体制等に関する検討を関係省庁等が連携して行っており、その結果は図上訓練、総合防災訓練等を利用して検証し、改善に努めている。

図表 1-1 20 広域医療搬送概要図



出典：内閣府資料

### ③ 人工透析の提供体制の確保等

災害時における人工透析の提供体制の確保等については、厚生労働省において、「厚生労働省防災業務計画」(平成13年2月14日厚生労働省発総第11号)に定めるとともに、都道府県及び公益社団法人日本透析医会に対し、人工透析の提供体制の確保を図るよう要請してきている。今後も、都道府県及び公益社団法人日本透析医会と連携して、大規模な災害発生時にも対処できる人工透析の提供体制の確立に向けた取組を行う。

### ④ 海からのアプローチによる医療機能提供の検討

大規模・広域災害に備え、陸上の医療機能を補完し、災害時の医療機能の拡充と多様化を図るため、海からのアプローチによる医療機能の提供について、その可能性と課題を明らかにするため、内閣府等において既存船舶を活用した実証訓練を行っている。

平成25年度には、海上自衛隊輸送艦を活用し、船舶への患者搬送、船内への可搬式の医療資機材の搭載、展開等の訓練を行い、平成26年度は、民間船舶を活用した実証訓練を行うこととしている。

## (5) 広域的な応援体制

地方公共団体においては、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき速やかに応援体制を整えることとしている。また、必要に応じて、被災市町村は他の市町村に対して、被災都道府県は他の都道府県に対して応援を求めることができる。さらに、平成24年及び25年の「災害対策基本法」の改正では、大規模広域災害が発生した場合に、地方公共団体同士の応援のみでは、的確かつ円滑な災害応急対策が実施されないような事態も想定し、被災都道府県が国に対して、他の都道府県が被災都道府県や被災市町村を応援することを求めるよう求めることができること、被災都道府県が国に対して、災害応急対策の応援を求めることができること、さらに、被災地方公共団体が事務を行うことが困難な状況においては、直ちに行わなければ、住民の生命、財産等に重大な影響を与えるような特に急を要する重要な応急措置を、国が代行しなければならないこととした。

なお、国の応援としては、国土交通省において、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊、約6,600人規模)や土砂災害専門家の活動計画を確立し、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等、災害応急対策に対する技術的な支援を行うこととしている。

平成25年度は梅雨期における大雨等、被災地域へ延べ6,150人・日の隊員を派遣し、的確な被災地支援活動を行った。

## (6) 円滑な物資供給体制の構築に向けた取組

### ① 大規模災害時に迅速な道路啓開を可能とする体制構築に向けた取組

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東日本の太平洋岸を中心に津波が襲い、大きな被災が発生した。こうした被災地域に、いち早く救助部隊を派遣するため、道路の段差等を応急復旧し、ガレキ等を除去することにより、救援ルートを切りひらく道路啓開が行われた。被災地外からの広域的な支援を支える東北自動車道、国道4号等の広域幹線道路については発災後1日で、被災地までの直接の救援ルートは発災後7日で概ね道路啓開を完了させ、その後の復旧・復興活動を支えた。

現在、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が想定される地域においても、広範囲の被災が想定されているとともに、災害発生時には救急・救命の観点から迅速な道路啓開が必要とされており、その体制構築に向けた取組が行われている。

その際、災害発生時に迅速な道路啓開を行うため、平素より、

- ・啓開すべきルート計画や道路管理者間の情報共有・応援体制整備
  - ・人員・資機材確保のため、民間企業等との災害協定の充実や応急復旧資機材の備蓄
  - ・これらが迅速に機能するかを確認するため、訓練実施と計画へのフィードバック
- を行い、来るべき災害に備えることとしている。

また、迅速な道路啓開を行うための法制度として、平成25年6月に「道路法」の改正を行い、道路管理者間の協議会制度、民間団体等と道路管理者との協定制、防災上重要な道路における物件等の無電柱化に向けた占用禁止等に関する規定などを追加している。

## ② 緊急物資輸送のための航路啓開体制の構築に向けた取組

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、コンテナ、材木、車両、建築物等が海上に流出し、航路を塞いだことで、緊急物資船を輸送する船舶の航行が困難となった。このため、海上輸送による大量の救援物資の受け入れを行うべく、船舶を接岸できるように海面浮遊物除去、航路内の支障物を揚収する航路啓開を実施した。速やかな航路啓開の実施により、3月15日に釜石港、3月16日に小名浜港、3月17日に宮古港、3月18日に仙台塩釜港（仙台港区）、3月19日に八戸港、相馬港、3月20日に久慈港、3月21日に仙台塩釜港（塩釜港区）、3月22日に大船渡港、3月23日に仙台塩釜港（石巻港区）の一部の岸壁が利用可能（船舶の喫水制限、上載荷重の制限等の利用制限のある岸壁を含む）となり、緊急物資や燃料油等の搬入が可能となった。特に仙台塩釜港においては、3月21日に第1船のオイルタンカーが入港し、被災地の燃料不足の解消に大きく貢献した。

東日本大震災の経験を踏まえ、非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、平成25年6月に「港湾法」を一部改正し、三大湾において緊急確保航路を指定するとともに、航路啓開手順等の検討を行う国・港湾管理者からなる港湾広域防災協議会を設置した。

## ③ 災害に強い物流システム構築に向けた取組

東日本大震災の支援物資物流においては、早期に物流事業者・物流事業者団体が参加していなかったこと等により、円滑な輸送や物資集積拠点の運営等に支障が生じた。そのような教訓を踏まえ、国土交通省では、平成23年度に、有識者、物流事業者・団体から構成されるアドバイザリー会議を開催し、支援物資物流に係る課題について整理・分析し、支援物資物流システムの基本的な考え方について報告書を取りまとめ公表した。

また、この基本的な考え方を踏まえ、支援物資物流において、重要な役割を担う広域的な支援物資の集積拠点を中心とした、円滑な支援物資物流の確保に向けて具体的な議論を行うため、首都直下地震、東海地震・東南海・南海地震といった大規模地震の発生が懸念されている地域を中心に、地方ブロック毎に国、地方公共団体、物流事業者等の関係者が参画する「災害に強い物流システムの構築に関する協議会」（平成23年12月より順次開催）等を設置し、発災時に取り組むべき事項や各関係者の役割分担の整理、地方公共団体と物流事業者・事業者団体の災害時における協力協定の締結に向けた調整、広域的な支援物資の集積拠点として活用する民間物流施設（以下「民間物資拠点」という）の選定及び民間物資拠点に対する非常用電源設備等の導入支援、平時における訓練の実施等といった、現場における体制づくりに関する取組を行っている。

平成25年度においては、引き続き地方ブロックの協議会の開催や、支援物資物流についてより現場レベルで検討することを目的とした関係機関の担当者等から成る「作業部会、連絡会」等を都道府県単位で開催し、災害に強い物流システムに関する取組を推進した。また、広域物資拠点の開設等に関して、関係者間で事前に準備しておくべきことや、災害時のオペレーション等について取りまとめた「広域物資拠点開設・運営ハンドブック（第一版）」を作成・公表するとともに、地方自治体の災害担当職員等を対象とした「災害物流研修」の開催、支援物資物流に関する広域的な訓練の実施等の新たな取組も行った。なお、主な取組成果の現状は以下のとおり（[図表1-1-21~23](#)）。

図表 1-1-21 地方ブロック別民間物資拠点の拠点数

民間物資拠点数			
ブロック	拠点数	ブロック	拠点数
北海道	141	近畿	142
東北	117	中国	38
北陸信越	82	四国	34
関東	259	九州	137
中部	211	沖縄	8
総計			1,169

図表 1-1-22 民間物資拠点に対する非常用電源設備等の導入支援件数

地域	東北 ブロック	関東 ブロック	中部 ブロック	近畿 ブロック	中四国 九州ブロック	総計
平成23年度	0	36	9	12	2	59
平成24年度	4	7	7	2	1	21
平成25年度	0	3	4	4	2	13

図表 1-1-23 都道府県と物流事業者団体間での協力協定に関する進捗状況（震災前と平成26年3月時点）

・輸送協定(トラック協会) 38→45(これに加えて2件が締結に向け協議中)
・保管協定(倉庫協会) 9→28(これに加えて13件が締結に向け協議中)
・専門家派遣協定(トラック協会・倉庫協会) 18→47(これに加えて23件が締結に向け協議中)

## ④ 食料等の供給における震災応急業務体制の整備

農林水産省においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害発生時における応急用食料や物資の支援・供給に関する組織体制や具体的手順等を整理した省内マニュアルを作成し、震災応急業務の体制整備を行った。

今後とも、定期的に訓練等を実施するとともに、マニュアルの点検・見直しを行っていくこととしている。

## ⑤ 生活必需物資等の供給における震災応急業務体制の見直し

経済産業省においては、今後、発生が予想される首都直下型地震や、南海トラフ地震による被害想定を踏まえ、災害時に必要とされる生活必需物資リストの整理を行い、関係業界団体等との連絡体制の見直しを行った。

また、災害時の物資調達を円滑に実施できるよう、主要業界団体とのヒアリングを通じて、物資調達業務の概要や、調達時に使用する様式の共有等を行い、関係業界との連携強化を進めた。平成26年2月には、関東甲信地方を中心とする雪害の対応として、生活必需品の物資調達を実施。被災自治体からの要望に対し、現地対策本部や関係業界団体等と連携し、灯油缶（100缶）、融雪剤（700袋）の調達・輸送を行った。

## ⑥ 災害に強い石油・LPガスサプライチェーンの構築に向けた取組

経済産業省においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害が発生した場合においても、石油・LPガスの供給を維持・早期回復させることを目的とした対策に取り組んだ。

ハード面の強化に関する取組としては、製油所・サービスステーション（SS）をはじめとする石油供給拠点の強化に対する支援や国家石油製品備蓄の増強を行った。

具体的には、製油所においては、設備の耐震強化やタンクローリー出荷設備、栈橋などの入出荷設備の増強、SSにおいては、地下タンクの入換え・大型化や自家発電機の設置等を支援するとともに、平成24年度に改正した「石油備蓄法」に基づき指定した中核SSにおける製品在庫の確保について、国と自治体の連携による支援を措置した。LPガスにおいては、輸入基地や二次基地へ

の移動式電源車の配備、災害時に地域のLPガス供給を図るための中核充てん所の整備や、避難所となりうる需要家への燃料備蓄の支援等を実施した。国家石油製品備蓄の増強については、国内消費量の約4日分の石油製品（ガソリン、灯油、軽油、A重油）の備蓄を平成25年度に完了させた。

ソフト面の取組としては、「石油備蓄法」に基づき石油会社が策定した「災害時石油供給連携計画」に関する訓練を、平成25年6月に関係省庁や石油業界、地方自治体と共同で実施した。

平成26年度以降も引き続き、石油・LPガスのサプライチェーンの災害対応能力強化や、災害時石油供給連携計画に基づく訓練に取り組むとともに災害時の協力体制等について、石油業界・関係省庁と検討していくこととしている。

### （7）情報収集・伝達体制

大規模な災害が発生した際、政府として迅速な災害応急対策がとれるよう、気象庁からの地震・津波情報、関係省庁等からのヘリコプターにより撮影された被災画像・映像、指定公共機関、地方公共団体、その他防災関係機関からの被害情報等、災害に関する情報を総合的に収集し被害規模を把握するとともに、これらの情報を直ちに総理大臣官邸、指定行政機関等へ伝達するためのシステムが構築されている。

まず、地震の情報については、気象庁は、全国約660地点に震度計と約300地点に地震計を設置してオンラインで地震の観測データを収集し、その他の機関の観測データと合わせ地震活動等総合監視システム（EPOS）により処理・解析して、緊急地震速報や地震情報を発表している。

また、消防庁は、震度情報ネットワークシステム整備事業等により全国の都道府県、市町村の約2,900地点に設置した震度計等から観測される震度情報を即時に情報収集し、広域応援体制確立の迅速化等に利用している。

一方、独立行政法人防災科学技術研究所は、全国約1,900箇所に強震計、高感度地震計及び広帯域地震計を設置し、地震情報を通信ネットワークで収集・配信するための設備を整備しており、地震発生時には気象庁が行う緊急地震速報や震度情報の発表に活かされる等、初動対応等に活用されている。

次に、津波の情報については、気象庁は、全国の沿岸約80箇所に津波観測施設を設置しているほか、関係機関（国土交通省、海上保安庁、国土地理院、地方公共団体等）が設置している観測施設からのデータも活用し、全国の沿岸約170箇所で津波の監視を行っている。また、沖合の津波監視については、国土交通省が整備したGPS波浪計や、気象庁や関係機関（海洋研究開発機構、防災科学技術研究所）が設置したケーブル式海底津波計に加え、気象庁が新たに整備した3箇所のブイ式海底津波計と合わせて約50箇所の沖合観測施設からのデータを活用している。気象庁は、地震計のデータやこれらの津波の監視に用いているデータを基にEPOSにより処理・解析して、地震により日本沿岸に津波が到達するおそれがある場合や、津波を観測した場合には、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報、津波情報を発表している。

この他、防災科学技術研究所や海洋研究開発機構では、緊急地震速報や津波警報の高度化に貢献するため、海底地震・津波観測網を整備し、観測の充実を行うこととしている。

雨量・風速等気象の情報については、気象庁は、地上の気象観測を行う地域気象観測システム（AMeDAS）、降水の強さ・風の三次元分布を観測する気象ドップラーレーダー、東アジア・西太平洋域の雲の分布・高度等を広く観測する静止気象衛星等の観測データを収集し、数値解析予報システムにより解析、予測等を行っている。

気象庁で解析・処理された情報は、気象庁本庁及び大阪管区气象台に設置された気象情報伝送処理システムを介して内閣府、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等の中央府省庁と共に、国土交通省地方整備局、地方公共団体に伝達されている。このうち、気象庁の発表する気象、津波等の警報は、都道府県、市町村や関係機関を通じ、地域住民に伝達されている。予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表することとして平成25年8月

から運用を開始した特別警報については、市町村から住民への伝達がより確実に行われるようになってきている。

また、国土交通省は、河川の水位、雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報をリアルタイムに収集し、ウェブサイト「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送において、提供している。

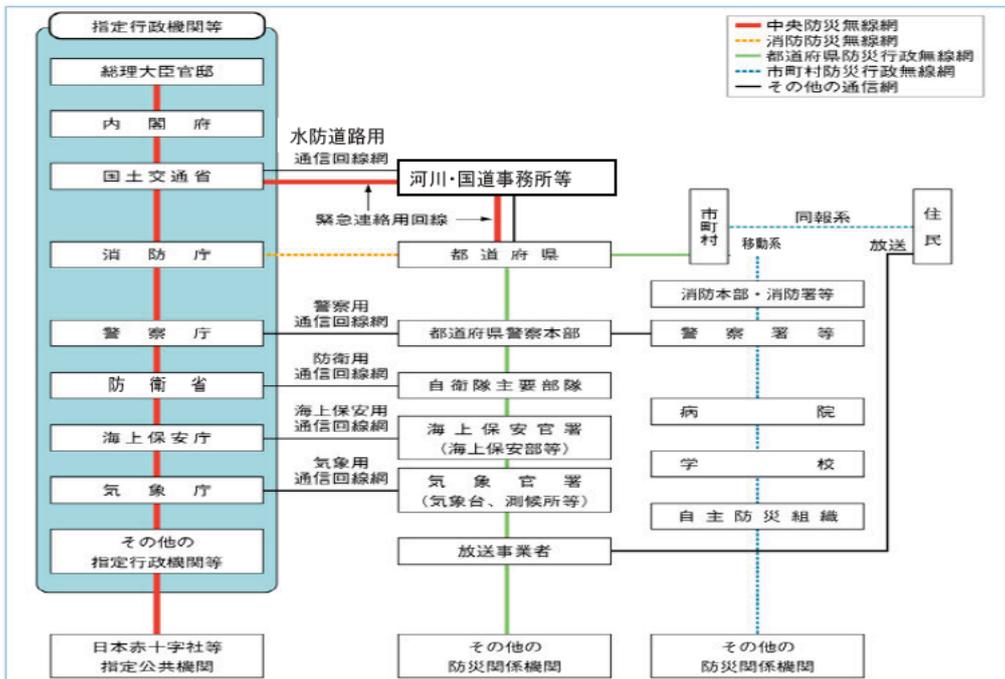
なお、内閣府防災担当においては、平成26年2月の大雪対応を契機として、国民が必要とする災害情報を伝えるため、内閣府ホームページやツイッターによる情報発信に加え、新たに「内閣府防災担当フェイスブック」を開設し、道路開通などの交通情報や物資供給などの避難関連情報や社会福祉協議会等が発信する防災ボランティア情報等の発信を行うこととしている。

### (8) 防災無線通信網

防災関係機関では、災害応急対策や救助・救命等に関わる重要な通信を確保するために、専用無線通信網を整備している。これらの無線通信網は、電気通信事業者回線が途絶した場合であっても迅速かつ確実に災害情報を伝達し、また、商用電源が停電した場合であっても予備電源等により機能を維持することを目指して整備がなされている。最近では、映像や電子データの伝送を可能とするため、通信回線のデジタル化が進められている。

我が国の防災無線網には、中央防災無線網、消防防災無線網、都道府県防災行政無線網、市町村防災行政無線網等がある（図表1-1-24）。

図表 1-1-24 防災関係通信網の概念図



出典：内閣府資料

#### ① 中央防災無線網

中央防災無線網は、大規模な災害が発生した場合においても、政府による災害情報の収集・伝達を確実にを行うことを目的として整備されており、総理大臣官邸や指定行政機関等（30機関）、指定公共機関（62機関（整備中を含む））及び地方公共団体（47都道府県5政令市）とのネットワークに加えて、災害発生時には現地災害対策本部等との臨時ネットワークを構築することができる（図表1-1-25）。

中央防災無線網では、電話、ファクシミリ、災害映像伝送、総合防災情報システム、ファイルサーバの利用が可能である。

中央防災無線網を構成する地上系固定通信回線、衛星通信回線、移動無線回線の概略は以下のとおりである。

・地上系固定通信回線

首都圏では、マイクロ波無線による大容量の固定通信回線を構築している。さらに、国土交通省の水防道路用通信回線網（マイクロ波無線）と中央防災無線網との相互接続及び設備共用により、47都道府県と総理大臣官邸及び防災行政機関との間の通信回線を確保している。

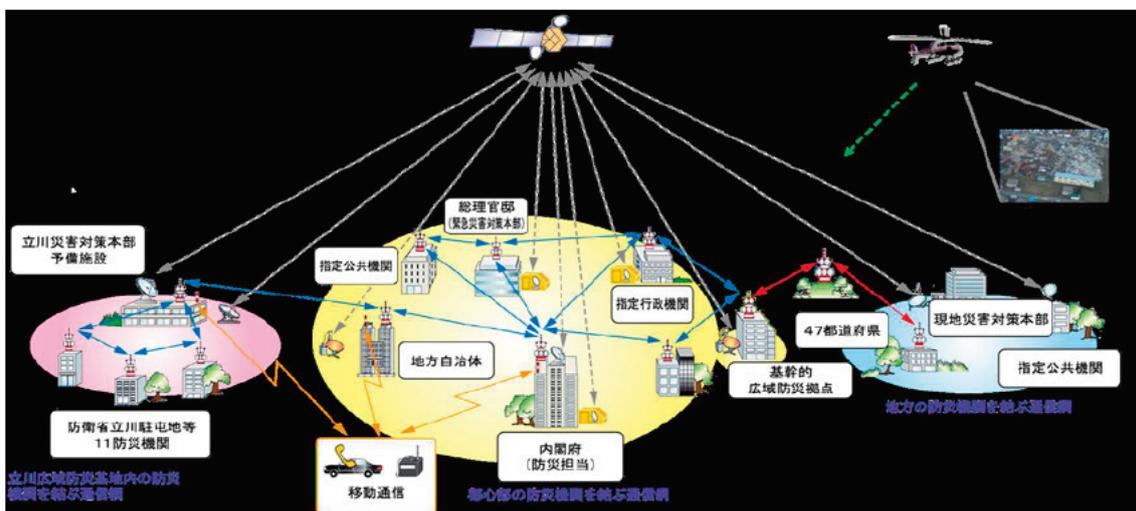
・衛星通信回線

東京都心から離れたところにある指定公共機関等については、衛星により通信回線を構築している。また、首都直下地震に対する地上系固定通信回線のバックアップとして、首都圏の指定行政機関や指定公共機関等に衛星通信装置を配備している。加えて、災害発生時に現地災害対策本部等との臨時ネットワークを構築するために、可搬型の衛星通信装置を全国20拠点に配備している。

・移動無線回線

電気通信事業者の通信回線が、災害や輻輳等により使用できない状況下においても、閣僚や災害対策要員等との連絡手段を確保するために、移動無線電話を整備している。移動無線電話は、首都圏4箇所に基地局を設置し、公用車及び閣僚や災害対策要員等の自宅に移動無線電話装置を配備している。

図表 1-1-25 中央防災無線網の概念図



出典：内閣府資料

② 消防防災無線網

消防防災無線網は、消防庁と都道府県との間を結ぶネットワークで、地上系回線及び衛星系回線で構成されている（図表 1-1-26）。

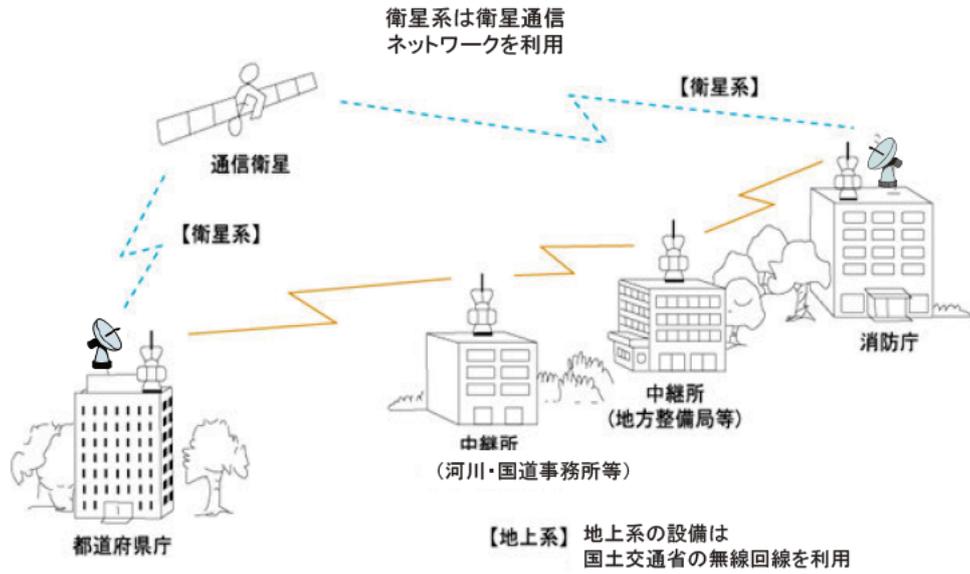
・地上系回線

国土交通省の無線回線を利用して通信回線を構成しており、消防庁から全都道府県に対し電話、ファクシミリによる一斉伝達を行うほか、災害情報の収集・伝達に活用されている。

・衛星系回線（衛星通信ネットワーク）

消防庁と全都道府県との間を結んでおり、通常の音声通信のほか、一斉伝達、データ通信、映像伝送等が可能で、地上系を補完する無線通信網として位置づけられている。

図表 1-1-26 消防防災無線の概念図

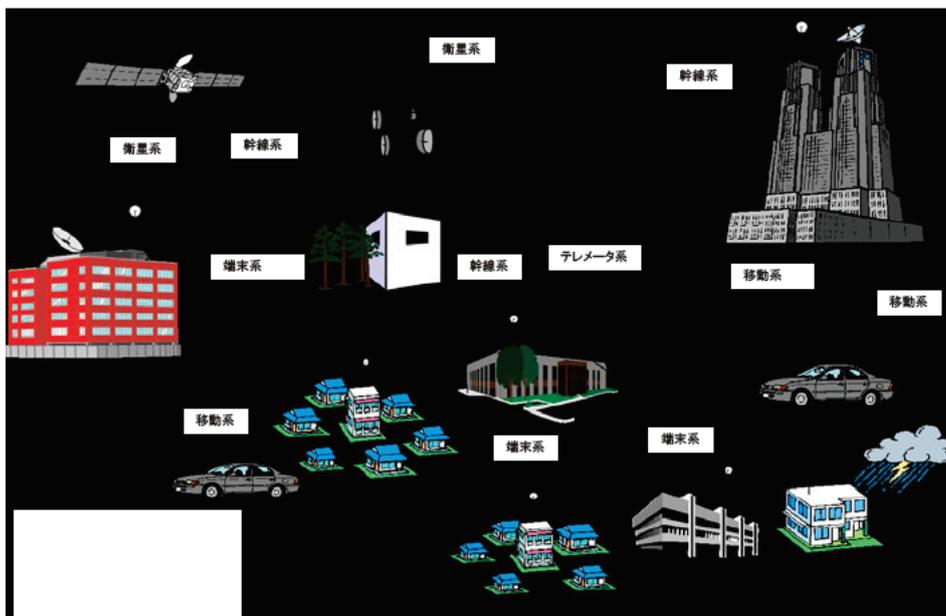


出典：内閣府資料

③ 都道府県防災行政無線網

都道府県防災行政無線網は、都道府県が災害情報の収集・伝達を行うために、都道府県とその出先機関、市町村、防災関係機関等との間を結ぶネットワークで、各機関によって地上系又は衛星系（衛星通信ネットワーク）の回線により構成されている（図表 1-1-27）。

図表 1-1-27 都道府県防災行政無線の概念図



出典：内閣府資料

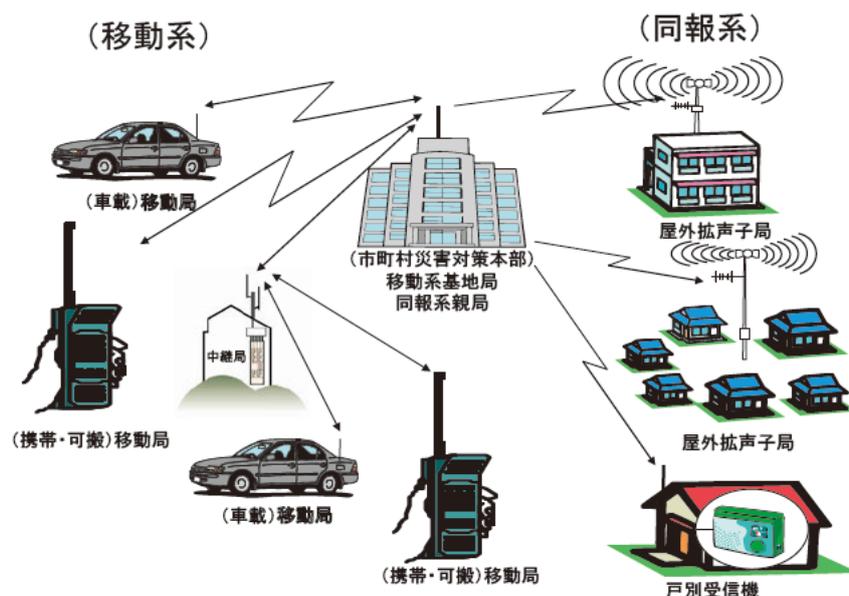
④ 市町村防災行政無線網

市町村防災行政無線網は、市町村が災害情報を収集し、また、地域住民に対し災害情報を周知するために整備している通信網である。市町村の庁舎や学校、病院等の防災関係・生活関連機関、車

両等の間を結ぶ通信網と、市町村庁舎から屋外拡声子局や家庭内の戸別受信機に対し情報を周知するための同報系通信網によって構成されており、豪雨等の災害発生時における住民への情報伝達手段として活用されている（図表1-1-28）。

また、消防庁においては、弾道ミサイル攻撃に関する情報や、津波警報等の緊急情報を、人工衛星等を通じて市町村に瞬時に伝達し、同報系の防災行政無線等にも接続可能な全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備・運用している。

図表1-1-28 市町村防災行政無線の概念図



出典：内閣府資料

#### ⑤ 防災相互通信用無線

防災相互通信用無線は、地震災害、コンビナート災害等の大規模災害に備え、災害現場において警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等の各防災関係機関相互間で、無線通信により直接、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的として整備されたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されている。

#### ⑥ その他

総務省においては、地方公共団体等における被害情報の収集や災害応急対策の実施に必要な通信手段の不足に備え、被災地方公共団体等から災害対策用移動通信機器の貸出要請があった際に、東京、大阪等の各拠点から、移動無線機を速やかに搬出できるよう体制を整備している。

#### (9) 防災情報の活用

収集・伝達された防災情報は、防災関係機関が密に連携し災害対応に取り組むため広く共有される必要がある。内閣府では、災害発生時に被災状況を早期に把握し、迅速・的確な意志決定を支援するため、防災関係機関間で防災情報を地理空間情報として共有する「総合防災情報システム」の整備を進めている。

総合防災情報システムにおいて取り扱う防災情報は大きく3つに分類される。

一つ目は、施設情報や基盤地図情報、災害リスク情報等、主に予め登録された情報である。これには、国土地理院が整備する電子国土基本図や「だいち」により撮影された平常時の衛星画像等の背景地図、病院・避難施設・学校等の施設情報や危険物施設等の重要施設のほか、防災計画等に定

められている緊急輸送ルートやヘリポート、活動拠点等がある。

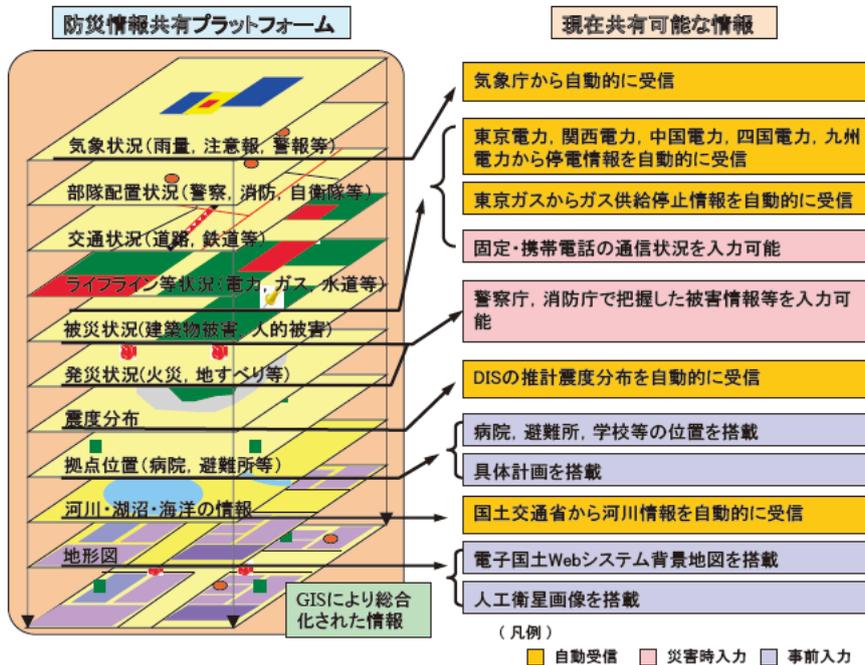
二つ目は、他機関から自動的に受信する観測情報である。これには、気象庁から配信される気象情報、地震・津波情報、国土交通省から配信される河川情報などがある。

三つ目は、災害に応じて収集・公表される情報を入力した防災情報等である。これには、関係省庁が取りまとめる被害報告、水道や通信等の被災状況、交通インフラの情報、被災地の衛星画像などがある。

これらの情報は地震発災直後には緊急災害対策本部設置の判断などに活用されるほか、応急・復旧期には関係機関により報告される被害報や活動状況等を地図上に重畳し、関係省庁会議等において情報共有される。

大規模災害の発生時には、行政の機能が麻痺し、被災状況が迅速に把握できない事態が想定されている。このような事態を回避するため、行政が保有する情報に加え民間事業者が保有するビッグデータの活用が期待されている。ビッグデータの活用の一環として、実際に自動車が行った位置情報等から作成するプローブ情報の利用を検討している。プローブ情報は通行可能な道路の把握に有効であり、災害発生後の緊急車両の通行確保やインフラ・ライフラインの早期復旧において重要な情報であることから、これらの情報の収集に取り組むとともに、総合防災情報システムにも取り込み、地理空間（G空間）情報を活用して情報の共有を行えるよう、関係民間団体と協議を行っている。

図表 1-1-29 総合防災情報システムにおいて共有される情報のイメージ



出典：内閣府資料

### (10) 災害対応の標準化

大規模広域災害においては、国及び地方公共団体のみならず、民間団体等様々な組織が迅速かつ効果的に連携して対応することが必要である。このため、災害対応に係る各種の業務の標準化を可能な限り進めるよう、有識者による検討会及び関係省庁からなるワーキンググループ等により検討する。

### 3-3 被災者支援対策

#### (1) 避難行動要支援者の避難支援等

平成25年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により、「災害対策基本法」に、当該市町村に居住する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの（「要配慮者」（第8条第2項第15号））のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）に対する実効性のある避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（「避難支援等」）がなされるよう、

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること（第49条の10）
- ・ 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること（第49条の11）
- ・ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること（第49条の11）
- ・ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること（第49条の12及び第49条の13）

などを規定した。

また、上記の法改正を受け、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）を全面的に改定し、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（取組指針）を平成25年8月に策定・公表した。同指針は大きく二部構成からなり、第Ⅰ部は「災害対策基本法」の改正により法的に位置付けられた事務をどのように進めていくかについてまとめ、第Ⅱ部は法的に位置付けられているものではないものの、個別計画の作成や平常時から共助力を向上させる取組など、避難支援等の実効性を高める観点から、取り組むことが望ましい事項についてまとめている。

これらを踏まえ、平成25年10月～11月にかけて全国9カ所でブロック会議を開催し、都道府県・市町村の防災担当者や福祉担当者に対し、改正災対法及び取組指針の周知徹底に努めた。

#### (2) 被災者台帳

東日本大震災において、被災者支援のための総合的な台帳を作成し、制度の適用を行った地方公共団体があった。これらの地方公共団体においては、被災者台帳を用いることにより、被災者の現状やニーズとともに、支援の状況等を一元管理し、被災者一人一人の状況に応じた適時・効果的な支援を行うことができ、その有用性が確認された。

このことから、「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会中間整理（平成24年3月）」において、「被災者台帳についても、法的に位置づけ、個人情報保護法との関係を整理していくことが考えられるのではないかと。引き続き検討する必要がある。」とされたところである。

また、これを受けて、「防災対策推進検討会議最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～（平成24年7月31日 中央防災会議 防災対策推進検討会議）」において、「被災者を支える基盤づくり」として、以下の報告がなされた。

- ・ 個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるべきである。また、現在国会に提出中のマイナンバー法案において導入することとしている社会保障・税番号との関係を一層明確化し、同番号の活用による住民負担の軽減を図るべきである。
- ・ 被災者台帳についても災害対策法制に位置づけ、前述の社会保障・税番号との関係を明確化すべきである。
- ・ 地方公共団体において、平時に被災者支援の仕組を担当する部局が必ずしも明らかでない場合

が多いことから、これを明確化し、仕組の整備等を着実に進めるようにすべきである。その際には、女性や若者も含めた住民による避難所の運営主体も予め組織しておくことも検討すべきである。また、被災者情報を一元的に管理するシステム等の活用を、平常時から検討しておくべきである。

- ・災害時における地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、個人情報保護法制との関係を整理すべきである。

これらを踏まえて、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(平成25年6月)において、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳の制度を創設した。なお、本制度は、平成25年10月1日に施行された。

### (3) 避難所における良好な生活環境の確保等

東日本大震災では、多数の被災者が長期の避難所生活を余儀なくされる中、発災直後から、物資の不足や避難所等でのバリアフリーへの対応等が課題となったほか、避難生活が長期化するにつれ、心身の健康確保等に関する取組も課題となった。また、ライフラインが途絶し、食料等も不足する中、支援物資の到着や分配に係る情報など必要な情報が在宅の避難者には知らされず、支援物資が在宅の避難者に行き渡らないなど、避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者も困難な状況に陥った。

このような教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、避難所における生活環境の整備等に関しては同法第86条の6に、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮に関しては同法第86条の7に、それぞれ地方公共団体を含めた災害応急対策責任者が配慮すべき事項を規定したところである。

この法改正を受け、具体的に取り組む事項について参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を同年8月に策定・公表した。同指針は大きく二つの構成に分かれており、第1部は平常時の対応として、避難所の組織体制と応援体制の整備、避難所の指定・周知、避難所における備蓄等に関して取り組むことが望ましい事項についてまとめている。第2部は発災後の対応として、避難所の設置と機能整備、避難所の運営、避難者への情報提供や相談窓口の設置等に関して取り組むことが望ましい事項についてまとめている。

これらを受け、前述の避難行動要支援者の避難行動支援等とあわせ、平成25年10月から11月にかけて、全国9か所で開催したブロック会議において、都道府県・市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として、改正後の災害対策基本法及び同取組指針の内容について周知し、市町村における取組が徹底されるよう働きかけた。

### (4) 災害救助法、災害弔慰金の支給等

「災害救助法」は、一定規模以上の災害に際して、都道府県知事が、応急的に必要な救助(避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊出し等による食品の給与、飲料水の供給、医療及び助産等)を被災者に対して行うものである。また、災害により被害を受けた場合に、市町村が「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、

- ・災害により死亡した方の遺族には災害弔慰金を支給
- ・災害により著しい障害を受けた者には災害障害見舞金を支給
- ・災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者には生活再建に必要な資金の貸し付けを行う。

## (5) 被災者生活再建支援法

### ① 被災者生活再建支援法

「被災者生活再建支援法」は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災が契機となって平成10年に制定された法律であり、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

具体的には、一定規模以上の自然災害により住宅が全壊する等の被害を受けた世帯に対し、住宅の被害状況に応じて、基礎支援金（最高額100万円）及び住宅の再建方法に応じた加算支援金（最高額200万円）が支給される。平成25年度における「被災者生活再建支援法」の適用災害は図表1-1-30のとおりである。なお、この制度に基づく支援金の支給状況は、附属資料59のとおりである。

図表 1-1-30 平成25年度における被災者生活再建支援制度の適用災害

法適用時期	対象災害名	適用地域
平成25年7月	平成25年7月26日からの大雨災害	鳥根県津和野町 山口県山口市（旧阿東町の区域）、萩市
平成25年9月	平成25年9月2日に発生した突風災害	埼玉県越谷市
平成25年9月	台風第18号災害	青森県南部町、埼玉県熊谷市、福井県小浜市、 美浜町、京都府福知山市、舞鶴市
平成25年10月	台風第24号災害	鹿児島県与論町
平成25年10月	台風第26号災害	茨城県行方市 千葉県茂原市 東京都大島町

出典：内閣府資料

### ② 災害に係る住家の被害認定等

災害により被災した住宅については、余震等による倒壊の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定により、二次災害の防止が図られるとともに、全壊、半壊等の被害の程度を判定する住家被害認定により、被害規模の把握及び罹災証明書の交付が行われる。罹災証明書に記載される被害の程度に応じて、「被災者生活再建支援法」による支援金の支給をはじめとする様々な被災者支援措置が講じられる。

住家被害認定調査は、「災害の被害認定基準」（平成13年6月28日付内閣府政策統括官（防災担当）通知）（図表1-1-31）により、市町村により実施される。内閣府においては、被害認定調査の標準的な調査・判定方法を示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を平成21年6月及び平成25年6月に一部改定し、より迅速に被害の実態に即した認定が行えるよう運用の見直しを行ったところである。

図表 1-1-31 災害の被害認定基準

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

- (注) 1 住家被害数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

出典：内閣府資料

#### (6) 被災者支援に向けた今後の取組

被災者支援については、東日本大震災を受けてより重点的に取り組んでいくことが求められ、中央防災会議や有識者検討会での検討結果等を踏まえ、平成25年6月に「災害対策基本法」の一部改正が行われたほか、同年10月に、これまで厚生労働省が所管していた「災害救助法」等が内閣府に移管された。

(参考) 平成25年6月の「災害対策基本法」の一部改正により、同法に、被災者支援に関する以下の規定が新たに盛り込まれた。

- ・ 被災者支援に関する「基本理念」
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成
- ・ 避難所における生活環境の整備
- ・ 罹災証明書の交付
- ・ 被災者台帳の整備 等

また、最近、集中豪雨や竜巻などに伴う気象災害が相次いで発生しており、住宅などに被害を受けた被災者への支援に関する関心も高まってきている。

こうした法整備や国民の関心の高まりを受け、「災害救助法」に基づく応急仮設住宅のあり方や被災者への情報提供のあり方なども含めた被災者支援の在り方全般について幅広く検討するため、平成25年10月に新たな有識者検討会（被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会）を設置し、審議が行われているところである。

この有識者検討会では、最近我が国で竜巻が相次いで発生し、甚大な被害をもたらされていることを受け、まずこの竜巻等突風被害を受けた被災者への支援方策等について優先的に審議が行われ、平成25年12月に提言が取りまとめられた。この提言を受け、自助・共助の推進のための積極的な広報・周知の実施、被災者生活再建支援制度の推進、「災害救助法」の的確な運用、被災者向けの総合的な相談体制の推進・充実等に取り組んでいるところである。

また、この有識者検討会では、平成26年1月以降、以下の課題等について審議が行われている。

- ・ 地震保険等の民間保険・共済の推進方策
- ・ 災害時における公平で効果的な住まいの確保策のあり方（様々な課題が指摘されている応急仮

設住宅等のあり方)

- ・今後発生するおそれがある首都直下地震等に対応できるよう、被災者が必要とする情報に迅速にアクセスできる仕組みづくり

この審議結果も踏まえ、今後、必要な施策を実施し、被災者支援施策の一層の推進に取り組んでいくこととしている。

### 3-4 復旧・復興対策

災害からの復旧・復興においては、災害復旧事業等による公共施設等の復旧整備等による単なる原状回復にとどまらず、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりとともに、被災地復興の計画的実施、地域経済の復興対策等について、法律・税制・予算措置等による様々な措置を講じることとしている。

#### (1) 公共施設等の復旧

##### ① 主な災害復旧事業

河川・道路・港湾等の公共施設等が被災した場合においては、公共の福祉の確保を図る観点等から、その迅速な復旧が望まれる。国が実施または支援する主な災害復旧事業は、(図表 1-1-32)のとおりであり、原則として直轄事業については2か年、補助事業については3か年で事業を完了させることとしている。なお、できる限り速やかに実施されることが必要であることから、被災規模に応じ、災害復旧事業採択に係る事務手続きの簡素化・効率化等を行うことで、迅速な復旧に資することとしている。

また、国は災害復旧事業を実施するために大きな財政負担を負う被災地方公共団体に対し、災害関係地方債の同意又は許可及びこれに対する財政融資資金の貸付、普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税における災害に伴う特別の財政需要の算定等の措置を講じ、財政負担の軽減を図っている。

図表 1-1-32 主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法	国土交通省、 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業 費国庫補助の暫定措置に 関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ①公立学校施設災害復旧事業 ②その他(国立学校、文化財)	公立学校施設災害復旧費国 庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ①社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等 ②環境衛生施設等災害復旧事業 ③医療施設等災害復旧事業 ④その他(水道施設、感染症指定医療機関)	生活保護法、児童福祉法、 老人福祉法、身体障害者福 祉法、知的障害者福祉法	厚生労働省、 環境省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ①都市災害復旧事業(街路、都市排水施設等) ②既設公営住宅復旧事業 ③空港災害復旧事業 ④鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港法(旧空港設備法) 鉄道軌道整備法	国土交通省

出典：内閣府資料

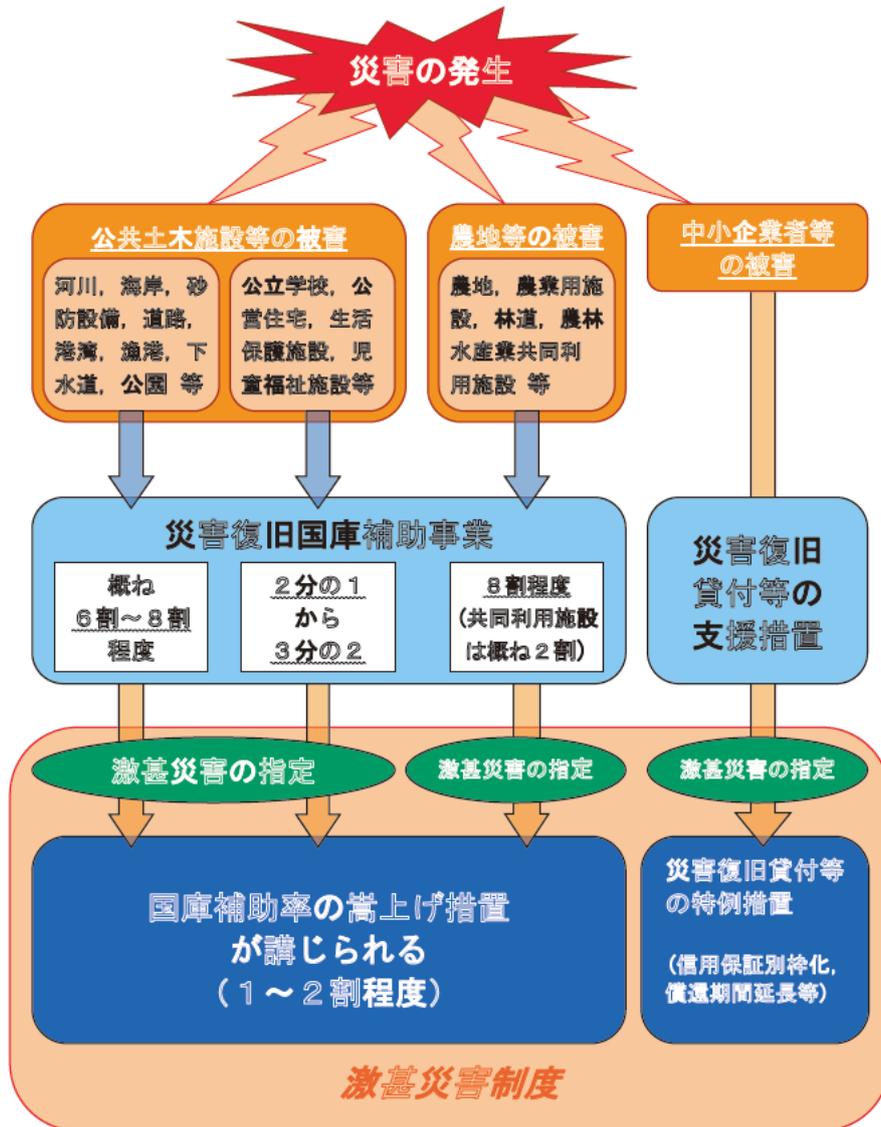
② 激甚災害制度

前述の措置に加えて、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、中央防災会議が定める基準に照らした上で、当該災害を政令で「激甚災害」に指定し、災害復旧事業に対する国庫負担率の引上げ等、特別の財政援助措置を講じ、地方公共団体等の負担軽減を行っている（図表1-1-33）。例えば、河川や道路などの公共土木施設の災害復旧事業等について過去5ヵ年の平均国庫負担率を見ると、通常の場合の場合は69%であるが、激甚災害に指定された災害の場合は84%となっている。

図表 1-1-33 激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。



出典：内閣府資料

## (2) 地方公共団体の復興支援

大規模な災害により甚大な被害が発生した場合には、地域の復興を迅速かつ円滑に推進するため、被災地方公共団体は早期に的確に対応する必要があるが、そのためには事前にその備えをしておくことが重要である。

このため、国においては、地方公共団体が災害の態様や地域の特性に合わせて復興対策を迅速かつ的確に検討できるよう、発災後からの時間軸に沿った施策、事業実施の手順等について、過去の事例等を整理して地方公共団体に提示する等、復興支援方策の充実を図っている。

また、「大規模災害からの復興に関する法律」による特定大規模災害が発生した場合には、円滑かつ迅速な復興を図るため、同法に基づき、政府による復興対策本部の設置、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく土地利用基本計画の変更等のワンストップ化や復興整備事業に係る許認可の要件緩和等を講じることとしている。

## 3-5 多様な主体の連携による防災活動の推進

災害による被害を軽減し、災害に対する安全・安心を確保するためには行政による災害対応を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」や地域住民や企業、各種団体、ボランティア等が力を合わせて助け合う「共助」の果たす役割は極めて大きい。また、これらの連携が不可欠である。まず、国民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるようにすべきであり、日ごろから、家庭や職場における備えの実践として、自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家具等の固定、家庭や企業での備蓄、住宅・建築物の耐震化、保険の加入等の取組を進めることが必要である。

また、地域コミュニティの防災力の向上という観点から、地域の住民及び事業者が自発的に行う防災活動に関する「地区防災計画制度」の活用等によって地域の住民や事業者が主体となって行政と連携しつつ、地域コミュニティの活性化を図るための取組を進めることが必要である（特集参照）。

国民一人一人が災害による被害を減らすための具体的な行動に着手し、さらにそのような行動が日常的に行われるよう国において以下の取組を行っている。

### (1) 防災に関する国民運動の展開

社会全体の防災力を向上させ、災害による被害を軽減するためには、個人や家庭、地域、企業、関係団体等社会の様々な主体が連携し、総力を挙げて災害被害を軽減する国民運動の展開を図る必要がある。

そのような中で、政府は、毎年、9月1日を「防災の日」とし、この日を含む1週間を防災週間として、防災意識を高めるための行事を実施しており、その主要行事として、内閣府では、防災訓練等を実施している。防災ポスターコンクールは、ポスターを描くことをきっかけとして、家族や学校・地域で防災について考えてもらうことにより防災意識の向上を目的として実施している。

また、平成23年に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、11月5日が「津波防災の日」と定められたことから、津波対策についての国民の理解と関心を高めるための防災訓練の実施やシンポジウム等を開催している。

平成18年度より内閣府では、被災者から被害の体験談のヒアリングを行い、エピソードとしてまとめることにより、一般の方が災害をイメージし、明日起きるかもしれない災害に対して、今日（一日前）から備えるための一助として役立てていただくことを目的として「一日前プロジェクト」を実施している。このプロジェクトは地域のイベントや社内報、ラジオ番組や新聞記事に活用されており、多くの方に防災について考えてもらうなど、各自治体、企業、地域等における防災教育の現場等で活用されている。

## (2) 防災教育の取組

一人ひとりが自然災害を正しく理解し、自らの的確な判断の下で防災・減災行動をとれるようするためには、防災教育が重要であり、東日本大震災では、過去の災害教訓に基づく防災教育や避難訓練により、適切な避難行動を取ることができた学校の事例があったなど、その効果が改めて確認されたところであり、学校や地域における防災教育をより一層充実し、正しい防災意識をかん養していくことが重要である。

文部科学省では東日本大震災での被害状況や学校等での避難等の対応等の調査を実施するとともに、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成する際の参考となるような共通的な留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を作成した。

また、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において今後の防災教育等の在り方について検討を進め、

- ・自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成すること
- ・支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めること
- ・被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底

が示されたことを踏まえ、文部科学省では、平成24年度から

- i 児童生徒等の安全確保を推進するため、「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法や緊急地震速報等の防災に関する科学技術等を活用した避難行動に係る指導方法の開発・普及
- ii 支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及
- iii 外部有識者を学校に派遣し、「危険等発生時対処要領」や避難訓練などに対するチェック・助言と地域の防災関係機関との連携体制の構築

を支援する「実践的防災教育総合支援事業」を実施している。

また、東日本大震災等近年の自然災害等により明らかとなった新たな課題を踏まえ、阪神・淡路大震災を受けて平成10年に作成された「生きる力をはぐくむ防災教育の展開」を、今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す参考資料として改訂するなど学校における防災教育の充実を図っている。

内閣府では、全国の地域や学校で防災教育を充実するため、全国各地の防災教育に意欲をもつ団体・学校・個人等に対し、より充実した防災教育のプランを募集し、「防災教育チャレンジプラン」として選出した上で、その実践への支援を行っている。学校内外での防災教育のコンテンツを収集し、取組成果（教育手法、教材、留意事項、問い合わせ先など）を取りまとめ、ホームページに公開し、広く学校などの利用に供することにより、各地域で自立的に防災教育に取り組む環境づくりを行っている。

消防庁では、地域の防災力を高めて災害被害の軽減を図ることを目的として、地域住民、消防職員・消防団員、地方公務員等に、インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供する「防災・危機管理e-カレッジ」を開講している。また、小中学生などが防災に関する知識や実践的な技術を身につけることができるよう、広く防災教育において活用できる指導者用防災教材「チャレンジ!防災48」を作成し、全国の都道府県、市町村、消防本部等に配布したほか、「防災・危機管理e-カレッジ」で公開している。

## (3) 災害教訓の伝承

岩手県宮古市では1933年の昭和三陸地震津波の際の教訓を刻んだ「大津波（おおつなみ）記念碑」が建ち「此処より下に家を建てるな」と書かれており、この碑の教えを守り、石碑より高い場所に住居を構えていた住民が、東日本大震災の際に津波による建物被害を受けなかったように過去

の災害の教訓・伝承を次世代に受け継いでいくことは、災害被害を軽減するために大変重要である。

災害教訓の継承に関する取組として、内閣府では被災の経験と国民的な知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、過去に経験した大災害について、被災の状況、政府の対応、国民生活への影響、社会経済への影響などを体系的に収集している。これは、過去の事実を明らかにし、現代社会への有用な在り方を考える一助として役立ててもらふことを目的として実施している。

さらに、この調査報告書から災害教訓や体験を抽出し、わかりやすく取りまとめた「災害史に学ぶ」や「災害を語りつぐ」といった冊子を作成するとともに、語り部等にこれらを活用してもらふことにより、災害教訓の普及啓発に努めている。

#### (4) 防災ボランティアの取組等

##### ① 防災ボランティア活動の環境整備に向けた政府の対応

阪神・淡路大震災では、全国から数多くのボランティアが被災地へと駆けつけ、各種のボランティア活動に参加した。これは、多くの被災者に勇気と希望を与え、復興の大きな原動力となったことから、平成7年は「ボランティア元年」と言われ、防災ボランティア活動の環境整備の必要性が認識された。

内閣府では、平成16年度に相次いで発生した災害の際に、防災ボランティア活動の環境整備に関する様々な課題や論点が浮き彫りになったことを契機として、消防庁や厚生労働省等と連携しつつ、全国各地の防災ボランティア活動の関係者が、ボランティア活動における課題や成果を持ち寄り、知識を共有化できるよう、「防災ボランティア活動検討会」を立ち上げた。この検討会では、普及啓発等の資料の取りまとめ、防災ボランティア活動に関する情報提供・共有、先進的な取組事例等の紹介・共有、防災ボランティア活動に係る課題等について意見交換等を行っている。

平成25年度の検討会においては、東日本大震災で明らかになった大規模災害時における広域連携に関する課題に関して、後述「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する有識者会議」での中間整理状況や「広域大規模連携訓練」の実施手引きを題材とし、「政府・地方公共団体とボランティアとの連携」「ボランティア間の連携」をテーマとして検討を行った。

##### ② 東日本大震災の教訓を踏まえた取組

###### i 災害対策基本法の改正

これまでのボランティアによる防災活動の環境の整備については、国及び地方公共団体の施策上の配慮事項として規定されていた（法第8条第2項第13号）ところであるが、東日本大震災をはじめ、近年の災害時においては、多くのボランティアが活発な活動を行い、被災地内外で重要な役割を果たしたところであり、今後発生が懸念される大規模広域災害等において、ボランティアの役割はますます大きくなることを見込まれている。このため、平成25年6月の災害対策基本法改正時に、国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならないことを明確化した（法第5条の3関係）。

###### ii 広域大規模災害時の連携

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合にあっては、ボランティア、NPO、NGO、企業など様々な民間団体による被災地での支援活動の展開が想定される。それぞれ得意とする分野を活かした民間の支援活動は、被災地での支援活動において、大きな力の発揮が期待される。

一方で、平成23年に発生した東日本大震災において、そのあまりにも広域かつ甚大な被害を前にして、ボランティア等民間側の支援の在り方についても大きな課題が明らかになった。被災地域における災害対応能力と被害の大きさにギャップが生じる状況において、「政府・地方公共団体とボランティアとの連携」「ボランティア間の連携」という課題が浮き彫りとなり、被災地のニーズと支援側のリソースをマッチングして、支援を効果的に行うことは非常に困難であった。このような経験を踏まえて、政府では、平成25年度から「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する有識者会議」「広域大規模連携訓練」を実施し、「政府・地方公共団体とボランティアが連携を図るために相互に情報共有をする仕組み、ボランティアが把握している被災地の情報を共有する仕組み」についてその必要性等について論議と実践の場を設定した。

### (5) 男女共同参画の視点からの取組

東日本大震災後、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画拡大や、男女のニーズの違い等に配慮した取組が必要であることが、一層認識されるようになった。

平成24年6月の「災害対策基本法」の改正では、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。内閣府及び総務省は、地方防災会議に男女共同参画の推進及び高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促進するよう、地方公共団体に通知した。

全国の都道府県の地方防災会議について、委員に占める女性の割合は、平成25年12月1日現在、都道府県においては11.8%（平成24年4月比7.2ポイント増）となっている。また、女性委員が一人も任命されていない都道府県防災会議の数は平成25年4月の内閣府調査で初めてゼロとなった。地方防災会議の委員に占める女性の割合は上昇傾向にはあるが、依然として低い割合にとどまっている。引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画拡大が必要である。

また、内閣府では、平成25年5月に、東日本大震災を含め、過去の災害対応における経験をもとに、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（以下「取組指針」という。）を作成した。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、同年10月から11月にかけて内閣府及び消防庁が全国9か所で開催したブロック会議において説明を行った。平成26年2月には、取組指針の内容を分かりやすく紹介する英文パンフレットを作成・公表した（[http://www.gender.go.jp/english\\_contents/mge/drr/pdf/learning\\_from\\_adversity.pdf](http://www.gender.go.jp/english_contents/mge/drr/pdf/learning_from_adversity.pdf)）。

今後も、地方公共団体において男女共同参画の視点からの防災体制が整備されるよう、取組促進の働きかけを行うこととしている。

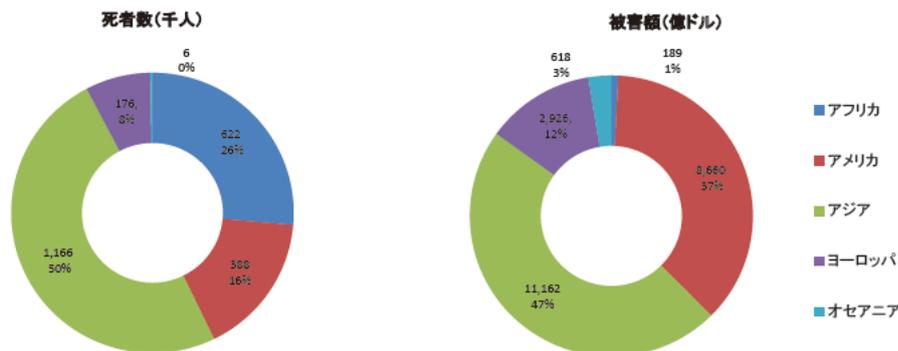
## 3-6 国際防災協力

### (1) 世界における最近の災害

世界では、災害による多数の死者、経済被害が毎年のように発生している。世界で過去30年間（1983～2012年）に発生した災害のうち、死者数で約5割、被害額で約5割がアジア地域で発生している（[図表1-1-34](#)）。

また、平成25年度に世界で発生した主な自然災害は[図表1-1-35](#)のとおりである。

図表 1-1-34 地域別に見た 1983年～2012年の世界の自然災害



(注)死者数には行方不明者数を含む

出典) C R E D 1983-2012年の合計。EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.be, Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium) の資料をもとに内閣府作成。

図表 1-1-35 平成25年度に起こった主な自然災害

発生時期	国名	災害の種類	死者数	直接被害額 (100万USドル)
2013年4月1日	アルゼンチン	洪水	59	1,300
2013年4月	インド	熱波	531	
2013年4月20日	中国	地震	198	6,800
2013年5月	ナミビア	干ばつ		
2013年5月6日	中国	洪水	19	293
2013年5月12日	中国	洪水	55	935
2013年5月13日	スリランカ	サイクロン	7	
2013年5月	セネガル	洪水	8	
2013年5月14日	バングラデシュ	サイクロン	13	
2013年5月18日	米国	竜巻	29	3,100
2013年6月	インド	洪水	1,532	
2013年6月1日	チェコ	洪水	7	1,084
2013年6月14日	中国	洪水	11	555
2013年6月	インド	洪水	80	
2013年7月	ネパール	洪水	118	
2013年7月7日	中国	洪水	58	
2013年7月9日	インド	洪水	174	
2013年7月	ニジェール	洪水	32	65
2013年8月1日	フィリピン	洪水	11	36
2013年7月22日	中国	地震	89	3,250
2013年8月1日	パキスタン	洪水	178	
2013年8月7日	中国	洪水	100	
2013年8月7日	パキスタン	洪水	234	1,900
2013年8月	中国	洪水	118	4,100
2013年8月12日	フィリピン	台風	14	33
2013年8月13日	フィリピン	洪水	16	1
2013年8月15日	中国	台風	88	2,120
2013年8月22日	中国	熱帯性暴風		376
2013年8月31日	中国	地震	3	155
2013年9月1日	スーダン	洪水	73	7
2013年9月17日	ラオス	洪水	3	
2013年11月8日	フィリピン	台風	6,245	916
2014年1月	ボリビア	洪水	64	
2014年1月10日	フィリピン	洪水	70	13
2014年1月13日	インドネシア	洪水	12	
2014年2月13日	インドネシア	火山噴火	7	
2014年3月	パキスタン	干ばつ	232	

出典：各国政府、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）、ルーベンカトリック大学災害疫学研究所（CRED）資料等をもとに内閣府作成

### ① インド北部の洪水

インドでは、モンスーンによる6月中旬からの豪雨により、北部のウッタラカンド州を中心とした広い範囲で大規模な洪水や地滑りが発生し、1,532人が死亡、約3.6万棟の家屋が倒壊、約24.4万棟の家屋が一部損壊する等、200万人を超える多くの被災者を出した。

日本政府は、現地における洪水被災者への救援物資の配布等に対する支援を目的に、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）を通じて、20万ドル（約1,640万円）の緊急無償資金協力を実施した。また、ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じて約6,000万円の物資・食糧配布等の緊急人道支援を行った。

### ② 中国四川省の洪水

中国では、南西部の四川省及び雲南省における7月上旬からの大雨で、四川省を中心に洪水や地滑りが頻発し58人が死亡、175人が行方不明、50万人を超える被災者を出す等、大きな被害が発生した。

これらの被災地は、4月に発生したマグニチュード7.0の地震及び2008年5月に発生したマグニチュード8.0の四川大地震の被災地とも重複しており、被災地の復旧・復興への妨げが懸念される。

### ③ フィリピンにおける台風ハイヤン

平成25年11月8日、最大瞬間風速105m/s（米海軍合同台風警報センター）を記録した台風第30号（Typhoon Haiyan、フィリピン名：ヨランダ）は、フィリピン中部を襲い、9日午前、レイテ島、セブ島、パナイ島を横断した。レイテ島の中心都市タクロバンの沿岸等では、暴風雨に加えて大規模な高潮が発生し、6,245人が死亡、1,039人が行方不明、被災者は1,600万人を超え、約114万棟の家屋が損壊した。（フィリピン国家防災協議会（2014年3月6日時点））被災した多くの州や都市で停電が発生し、交通網も遮断され、被災地における水・食糧の不足が深刻となった。

日本政府は、フィリピンに対して、国際緊急援助隊として医療チーム、専門家チーム（早期復旧、油防除）、自衛隊部隊（医療・防疫、輸送活動等）の派遣を行うとともに、国際機関を通じた緊急シェルター、食料、水・衛生分野等3,000万ドル（約30億円）の緊急無償資金協力、6,000万円相当の緊急援助物資（プラスチックシート、スリーピングパッド等）の供与を実施した。

さらに日本政府は、ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じて約4.7億円の物資・食糧配布や住宅再建等の緊急人道支援を行った。

加えて、復旧・復興段階の支援ニーズに対応するため、500億円の災害復旧スタンドバイ借款及び66億円の無償資金協力（国際機関拠出金20億円、二国間無償資金協力46億円）の供与を決定した。

## （2）国際防災協力への取組

我が国は、多くの災害の経験や教訓により培った防災に関する知識や技術を活用し、世界の災害被害の軽減に向けた国際防災協力を積極的に進めてきており、防災協力は我が国の顔の見える国際貢献の重要な分野となっている。

我が国は、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）といった国際機関の活動支援を通じた協力、アジア防災センターを通じた防災情報の共有・人材育成等やAPEC等における防災協力の推進を図る地域内防災協力等に取り組んでいる。東日本大震災に際しては、163の国及び地域並びに43国際機関から支援の申出を受け、24の国と地域から緊急援助隊、医療支援チーム及び復旧支援チームを受け入れ、国際機関も我が国において活動を実施した。また、128の国及び地域並びに機関から物資・寄付金を受領した（物資：64件、寄付金：95件（総額約175億円以上）・一部重複あり）。

東日本大震災により得られた知見や教訓は、我が国のみならず国際社会の防災力の向上にも資す

るものであり、大震災に際して寄せられた多大な支援に報いるためにも、国際社会に対して広く情報を発信し、共有することによって、国際防災協力を推進する大きな責務がある。

### ① 第3回国連防災世界会議

第68回国連総会の国際防災戦略に関する決議（平成25年12月）に基づき、第3回国連防災世界会議が平成27年3月14日～18日に仙台市で開催される。同会議では、平成17年1月に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された国際的な防災の取組指針である「兵庫行動枠組（HFA）」の後継枠組（ポスト兵庫行動枠組）が策定される予定である。我が国にとっては、東日本大震災をはじめとする幾多の自然災害から得られた教訓や知見、我が国の防災技術や防災体制の仕組み等を開発途上国にも受入れやすい形で世界と共有し、国際社会において防災の主流化を積極的に推進していく重要な機会である。また、国内外から訪れる会議参加者に、東北や日本の文化や魅力をアピールし、被災地の振興につなげていく重要な機会でもある。

第3回国連防災世界会議の開催に向けて、国連では、政府間準備委員会の地域代表で構成されるビューローが平成26年3月に設置され、世界会議の構成等について検討が始まった。今後、政府間準備委員会の会合が7月及び11月に開催され、世界会議のプログラムの承認、ポスト兵庫行動枠組の草案の作成等が行われる。

国内では、平成26年2月に、学識経験者、防災関係機関、仙台市、東北4県等の委員で構成される国内準備会合が立ち上がり、ポスト兵庫行動枠組への提案や、我が国の防災に関する知見、震災からの復興状況、被災地の振興等に関する発信について議論を開始した。さらに、世界会議開催地となる仙台市では、関係機関が連携して開催準備や関連事業等の主要な事業を実施していくため、仙台市、東北大学、地元経済界、日本政府、東北6県、関係団体等からなる第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会が4月に設置された。

### ② 国連や国際会議の開催を通じた防災協力の推進

#### i. 防災グローバル・プラットフォーム会合

「防災グローバル・プラットフォーム会合」は、兵庫行動枠組（HFA）の進捗状況を点検・評価し、今後の推進方策を検討するため、2年に一回開催される国連主催の国際会議である。

平成25年5月19日から23日にかけてスイス・ジュネーブで開催された「第4回防災グローバル・プラットフォーム会合」では、「明日の安全のための今日の投資～Resilient People, Resilient Planet～」をテーマとし、閣僚級等を含む172か国の政府機関、国連機関代表のほか、地方公共団

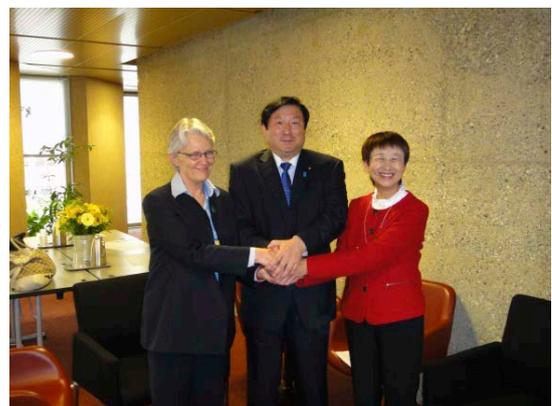


#### 第3回国連防災世界会議公式ロゴ

本ロゴマークは、災害に対して強靱（レジリエント）な社会に向けて、人々が共に手を携えて行動を起こすイメージを表しています。また、5つの色は、「兵庫行動枠組（HFA）」の5つの優先行動を表しています。

#### [5つの優先行動]

- 1 災害予防を優先した国・地方の体制整備
- 2 災害リスクの特定・評価・観測、早期警報の向上
- 3 災害に強い文化構築のための知識・技術革新・教育の活用
- 4 潜在的なリスク要因の軽減
- 5 応急対応準備の強化



国連事務総長特別代表及び仙台市長との三者会談を行う亀岡内閣府大臣政務官

体、民間団体等から、第3回会合を上回る3,500名以上が参加した。同会議では、各国での防災取組事例の共有のほか、防災の主流化の推進、強靱な社会の構築の重要性、気候変動による災害発生頻度の増加への懸念、急速な都市化による都市災害の頻発、災害による経済損失リスクの上昇等、様々な側面から防災に関する議論が行われた。

本会議の最終日の閉会式では、日本政府を代表して内閣府大臣政務官がスピーチを行い、その中で「第3回国連防災世界会議」を平成27年3月に仙台市で開催することを全世界に向けて発表した。

## ii. アジア防災閣僚級会議

「アジア防災閣僚級会議」(AMCDRR)は、第2回国連防災世界会議以降、兵庫行動枠組(HFA)についてアジア各国の実施状況や推進方を議論するとともに、アジアにおける災害被害の軽減のための取組の成果と課題を総括するため、2年に一度開催される防災閣僚級の国際会議であり、平成24年までに計5回開催されている。

第6回会議は、第3回国連防災世界会議に向けたアジア地域プラットフォームとして、アジア地域の取組を総括し、ポスト兵庫行動枠組に向けてアジア地域のインプットを検討する重要な機会である。

## iii. 国際復興支援プラットフォーム(IRP)

国際復興支援プラットフォーム(IRP: International Recovery Platform)は、災害からの「よりよい復興」を促進するための国際的な協力の枠組(プラットフォーム)である。兵庫行動枠組(HFA)で、災害復興過程における災害予防の観点の必要性が位置づけられたことを受けて、復興の推進を担う具体的な協力の枠組として、平成17年5月に設立され、我が国をはじめUNDP、UNISDR、アジア防災センター、世界銀行等、17の国連・国際機関等がメンバーとなっている。

IRPはまた、内閣府、兵庫県、アジア防災センター等と共に「国際復興フォーラム」を毎年1月に兵庫県神戸市で開催している。平成26年1月には「災害復興における官民連携」をテーマに、21か国、34機関、155名の防災関係者とともに意見交換等を行い、第3回国連防災世界会議に向けて活発な議論を行った。

さらにIRPでは、世界各地での復興における教訓や優良事例をまとめた「復興ガイダンスノート」を11分野にわたってそれぞれ作成し、これを教材に利用した人材育成ワークショップを各国で展開しており、平成25年度末で、のべ30か国・900名以上の防災担当政府職員が履修済みとなっている。

## ③ アジア・太平洋地域における防災協力

### i. アジア太平洋経済協力(APEC)

「アジア太平洋経済協力」(APEC)において、防災分野は重要な分野の一つに位置づけられており、メンバー国・地域により緊急事態準備作業部会(EPWG)が組織され、防災の取組に係る情報交換や共同プロジェクトの実施等が定期的に行われている。

平成25年8月には、インドネシア・バリ島において、第7回APEC防災担当高級実務者フォーラムが開催された。日本政府は、内閣府大臣官房審議官が出席し、首都直下地震対策及び第3回国連防災世界会議について説明を行った。また、災害リスク軽減に向けた取組、最近の災害対策・国際防災協力、災害リスク軽減における官民連携等をテーマとして、各国・地域から発表及び活発な意見交換が行われた。

## ii. 東アジア首脳会議（E A S）

東アジア首脳会議（E A S）は、東アジア地域及び国際社会の重要な問題について、首脳間で率直な対話を行うために、2005年に発足した。現在は、A S E A N 10か国に日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド、米国及びロシアを加えた18か国が参加している。

防災は、E A Sの優先協力分野の一つとされており、平成25年度は、6月に中国、9月にオーストラリアが、それぞれ防災ワークショップを開催した。

## iii. アジア防災センターの活動

アジア防災センターは、平成10年7月の設立以降、30か国（平成26年3月現在）に及ぶメンバー国とのネットワークを構築するとともに、様々な国連機関、国際機関等と積極的に連携して兵庫行動枠組（H F A）の推進に取り組んでいる。

アジア防災センターでは、「防災情報の共有」、「メンバー国の人材育成」、「コミュニティの防災力向上」、「メンバー国、国際機関、地域機関、N G Oとの連携」を4つの柱として活動を行っている。平成25年度は、メンバー国政府の防災関係職員8名を客員研修員として招へいたのほか、各国政府職員等への研修の実施、第4回防災グローバル・プラットフォーム会合等の国際会議への参加、大規模災害発生に伴う人工衛星による緊急観測要請20件への対応、平成25年11月にフィリピンを襲った台風ハイヤンの被災地調査（I R P及び人と防災未来センターとの合同調査）等を行った。

また、平成26年3月には、アジア防災センターのメンバー各国が取り組んできた兵庫行動枠組（H F A）の進捗状況の確認及び課題の抽出を行い、ポスト兵庫行動枠組へ組み込まれるべき優先事項に係るアジア地域からの提案について検討するため、内閣府及びU N I S D Rとの共催により、東京で「アジア防災会議2014」を開催し、メンバー国や国際機関から119名が参加した。内閣府からは内閣府副大臣が出席し、開会挨拶で、東日本大震災等の経験と教訓を踏まえた日本の防災対策を世界と共有することの重要性と、第3回国連防災世界会議及びポスト兵庫行動枠組に向け、本会議からのインプットに期待する由が述べられた。

同会議においては、4つのセッションが開催され、1）アジア地域におけるH F Aの進捗状況、優良事例や課題の分析に基づき、ポスト兵庫行動枠組に向けた提案について議論が行われ、防災推進のための支援、多分野にわたる関係者の防災への関与、地方レベルでの取組の更なる支援・推進及び学校安全プログラムの重要性が指摘された。続いて、2）防災分野におけるローカルレベルの活動の在り方に関する議論が行われ、予防から復興に至る全ての防災の局面で住民が関与すること、地域特性に合わせた防災活動を工夫すること、中小企業向けの事業継続計画（B C P）作成の推進が重要との指摘があった。また、3）防災に係る人材の育成と訓練について国内外の事例紹介が行われ、人材が防災にとって最も重要な資源との観点から、人材育成プログラムのさらなる改善が必要なことが指摘された。さらに、4）防災に関する宇宙技術の活用について、国際協力の成功事例としてセンチネルアジアの活動の紹介がされたほか、宇宙技術の活用についてポスト兵庫行動枠組へ反映することが重要との意見が出された。会議の最後に、第6回アジア防災閣僚会議や第3回国連防災世界会議へ向け、これらの議論を政策提言として取りまとめた。



## ④ 二国間等防災協力

### i. アメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁（F E M A）との連携

内閣府は、米国F E M Aのワシントン本部や訓練施設

F E M A副長官を訪問する西村内閣府副大臣

への訪問、ニューヨークにおけるFEMAの地方機関からのブリーフィング、APEC防災担当高級事務者フォーラムなどの機会を利用して、我が国の東日本大震災、米国のハリケーン・サンディ等、日米の災害経験や教訓、防災組織体制、人材育成・研修等について意見交換を行うとともに、両機関の協力関係の強化について確認した。

## ii. 日中韓防災協力

(日中韓防災担当閣僚級会合)

平成20年の「第1回日中韓首脳会議」における「三国間防災協力に関する共同発表」に基づき、日中韓三か国が持ち回りで「防災担当閣僚級会合」を開催することとされており、その第3回会合が平成25年11月に韓国で開催された。我が国からは、内閣府副大臣、中国からは民政部副部長、韓国からは消防防災庁長官が出席した。

本会合では、内閣府副大臣から、三国間の災害に関する経験や知識の共有等の重要性等について発言するとともに、防災における技術と情報の共有、教育と訓練等の協力体制の強化を確認する共同声明が取りまとめられた。また、第3回国連防災世界会議の成功に向けて、両国の閣僚級の出席等、協力を依頼した。

(日中韓三国防災机上演習)

平成23年3月に東京で開催された「第4回日中韓サミット」の首脳宣言では、「支援提供・受入れ能力の向上のための、各国の援助実施及び受入れ担当当局及び防災・災害応急対策担当当局間の交流の促進」並びに「種々の災害のパターンを想定した机上演習等の実施の検討」が合意されている。

この合意事項に基づいて、平成26年3月、三国協力事務局の主催により、「第2回日中韓三国防災机上演習」が日本で実施された。本演習には、日中韓各国政府の関係機関が参加し、東京で大規模地震が発生したとの想定シナリオの下で、三国間の効果的・効率的な支援・受援の方法について議論を行った。本演習を通じて、平時からの三国間での防災協力の推進や関係者間のネットワークの強化等の重要性が確認された。

## iii. 日韓防災会議

日本と韓国の二国間協力として、平成11年度から、日韓防災会議を両国で相互に開催しており、平成26年3月に第13回日韓防災会議を日本で開催した。本会議は、近年の災害に対する双方の取組について意見交換を行うものであり、日本側からは、「日本における緊急事態対応」、「BCPに関する取組」について説明を行った。

## 第4節 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況

### 4-1 地震・津波災害対策

#### (1) 地震・津波想定等の適切な見直し

東日本大震災の経験を踏まえ、防災対策で対象とする地震・津波災害について、想定すべき地震動、津波高等を見直し、地震津波対策を進めていく必要がある。

このため、政府では、地震・津波の発生メカニズムや被害の把握・分析を行い、さらに、地震動推定・津波高等の推計、被害想定、対策の検討に取り組んでいる。

#### ① 地震・津波の想定及び対策の全般的な見直し

これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、甚大な人的・物的被害が生じたことから、中央防災会議では、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会（以下「地震・津波対策専門調査会」）を平成23年4月に設置した。

この地震・津波対策専門調査会では、地震・津波対策の全般的な見直しについて検討し、想定地震・津波の考え方、地震・津波による被害の軽減対策、大規模地震への備え等の今後の災害対策の基礎となる提言を取りまとめた（平成23年9月）。この中で今後、地震・津波の想定に当たっては、津波堆積物調査等の科学的知見に基づき、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とし、「想定地震、津波に基づき必要となる施設設備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」と指摘している。

これを踏まえ、中央防災会議において、後述するように、南海トラフ地震及び首都直下地震の被害想定の見直しと対策の検討を行っている。

#### ② 地震に関する評価方法及び地震調査研究の在り方の見直し

文部科学省が事務局を務める地震調査研究推進本部地震調査委員会では、東日本大震災の発生を踏まえ、地震の発生する場所、規模、確率の評価（長期評価）手法の改善及び海溝型地震の長期評価について、順次、改訂していくこととしており、平成25年5月には南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）、平成26年4月には相模トラフ沿いの地震活動の長期評価（第二版）を公表した。

また、東北地方太平洋沖地震を契機として指摘された確率論的地震動予測地図に関する課題を解決するため、地震動ハザード評価に関する検討を進めているほか、長期的な観点から地震に伴う津波の予測を行うための手法の検討や、津波の長期的発生予測についての検討なども進めている。

また、地震調査研究推進本部では、東日本大震災の教訓や課題を踏まえ、今後10年間の地震調査研究の方針を示した「新たな地震調査研究の推進について」（平成21年4月策定）を平成24年9月に改訂した。地震・津波等による被害の軽減に確実に貢献する地震調査研究を目指し、海域の地震・津波観測網の着実な整備や、地震調査研究成果の普及・啓発等を図ることとしている。

#### ③ 地震・津波防災対策の推進

これまで地震対策大綱に記載していた、今後の課題として検討すべき項目、個別の具体的な施策は、各地震に共通の内容が多く、特別措置法で定める地震防災対策推進地域等の地域に関わらず、防災・減災のための大規模地震対策として一体的に進めていくべきものである。

このため、平成26年3月28日、既存の地震対策大綱（東海地震対策大綱、東南海・南海地震対策大綱、首都直下地震対策大綱、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱、中部圏・近畿圏直下地震対策大綱）を統合した上で、東日本大震災等から得られた最新の知見を踏まえ、南海トラフ

巨大地震や首都直下地震に係る対策検討ワーキンググループが取りまとめた最終報告で示された新たな課題等を追加し、今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として個別の具体的な施策等を網羅的に取りまとめた「大規模地震防災・減災対策大綱」(図表1-1-36)を新たに策定した。

また、特定の大規模地震への防災・減災対策として、南海トラフ地震については、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律」に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」(1都2府26県707市町村)において、広域かつ甚大な被害に対応するため、国・地方公共団体等関係者間の発災時における連携協力体制の構築を進めるとともに、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」(1都13県139市町村)において、津波避難施設・避難路の整備等、南海トラフ地震対策の最大の課題である津波避難対策を重点的に進めていくこととしている。首都直下地震については、「首都直下地震対策特別措置法」に基づき、「首都直下地震緊急対策区域」において、感震ブレーカー等の設置による出火防止対策や木造密集市街地における炎症被害の抑制対策、発災時における道路啓開・交通渋滞対策、業務継続計画の推進等、首都中枢機能の確保を図るための取組を重点的に進めていくこととしている。

なお、津波防災対策においては、海岸堤防の整備等のハード対策に加えて、特に人命を守るという観点からは、住民等の円滑な避難が重要であることから、11月5日の津波防災の日を中心に津波避難訓練を実施するなど、津波避難対策を強力に推進することとしている。

図表 1-1-36 大規模地震防災・減災対策大綱の概要



出典：内閣府資料

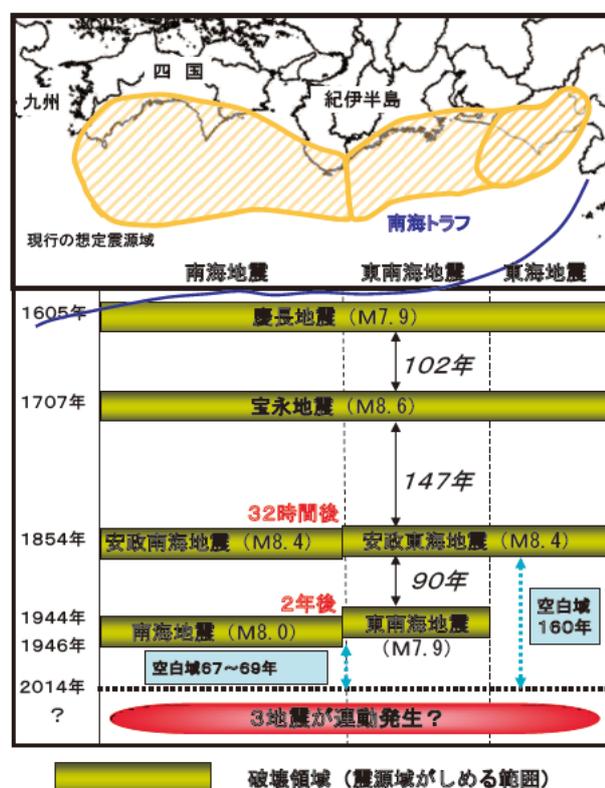
## (2) 南海トラフ地震対策

### ① 南海トラフ地震対策の必要性

駿河湾から九州にかけての太平洋沖のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートが接する境界に南海トラフは形成されている。南海トラフでは、100年から150年程度の周期でマグニチュード8クラスの高溝型地震が発生しており、東海、東南海、南海地震の三つの震源域が同時あるいは一定の時間差をもって動くことによる地震が過去生じている。

近年では、安政元年（1854年）に安政東海地震と安政南海地震が、昭和19年（1944年）に昭和東南海地震が、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生している。東海地震の領域は発生から160年が経っており、また、東南海・南海地震については前回地震から60年余りが経過していることから、今世紀前半にもこの地域での地震の発生が懸念されている（図表1-1-37）。

図表1-1-37 1600年以降に南海トラフで発生した巨大地震



出典：内閣府資料

### ② 地震・津波の想定の見直し

従来の南海トラフで発生する大規模な地震の想定は、過去に発生した地震と同様な地震に対して備えることを基本として、過去数百年に発生した地震の記録を再現することを念頭に地震モデルを構築してきた。しかし、地震・津波対策専門調査会の考え方にに基づき、最大クラスの地震・津波について検討を進めていくことが必要となった。これにより、科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの地震・津波を検討するため、内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置した（平成23年8月）。

検討会では、まず、南海トラフで発生した過去の地震について、古文書調査、津波堆積物調査、遺跡の液状化痕跡調査及び地殻変動調査を整理した結果、現時点の資料では過去数千年間に発生した地震・津波を再現しても、それが今後発生する可能性のある最大クラスの地震・津波とは限らないため、地震学的知見を踏まえた、あらゆる可能性を考慮した巨大地震モデルを構築することとし

た。

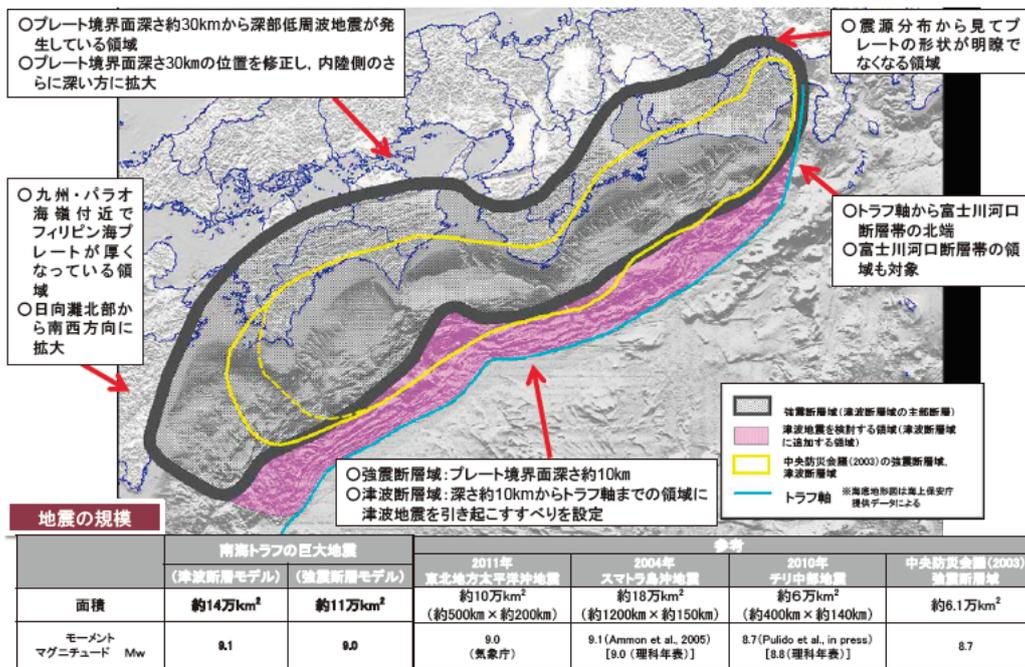
また、構築した最大クラスの地震モデルに基づき、震度分布と津波高・浸水域の推計を行った。

この推計は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したものである。この最大クラスの地震・津波は、南海トラフ沿いにおいて次に起こる地震・津波を予測したものではなく、その発生時期を予測することは出来ないが、その発生頻度は極めて低いものであることに留意する必要がある。

③ 最大クラスの地震の震源域・震度分布・津波高等の推計結果

検討会では、プレート境界の形状等の断層モデルに係る科学的知見を踏まえ、最大クラスの想定震源断層域を設定した（平成23年12月）。中央防災会議が平成15年に公表した従前の東海・東南海・南海地震の想定震源断層域よりも大きく拡大することとなった（図表1-1-38）。

図表 1-1-38 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域



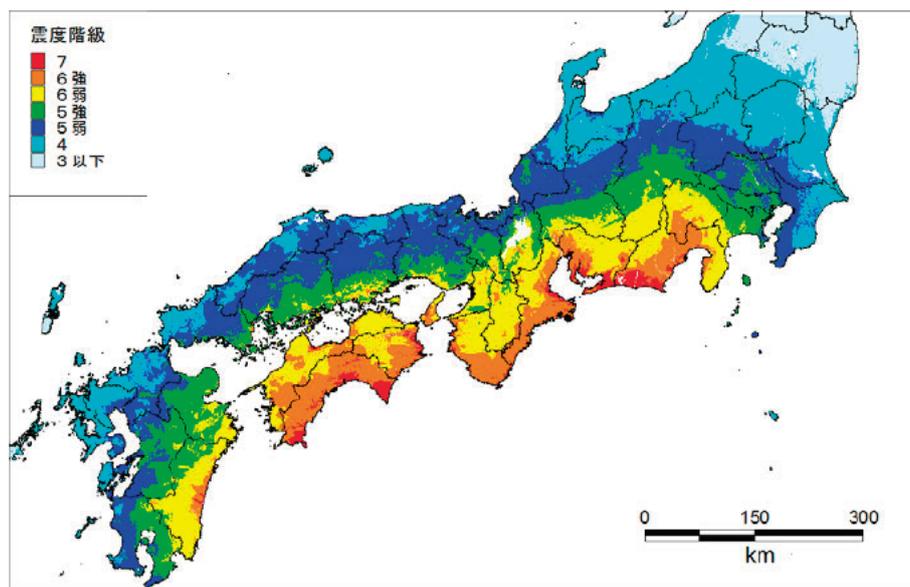
出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

また、同検討会は、最大クラスの震度分布・津波高・浸水域等（10mメッシュ）の推計結果を第2次報告として取りまとめた（平成24年8月29日）。

震度分布については、強震波形計算による震度分布4ケース及び経験的手法による震度分布1ケースの計5ケースを推計した。防災対策の前提とすべき震度分布は、これらの震度の最大値の分布図とした。その結果は、図表1-1-39のとおりで、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れが想定される。

具体的には、震度6弱が想定される地域は21府県292市町村、震度6強が想定される地域は、21府県239市町村、震度7が想定される地域は10県151市町村である（市町村数には政令市の区を含む（以下同じ））。

図表 1-1-39 震度の最大値の分布図

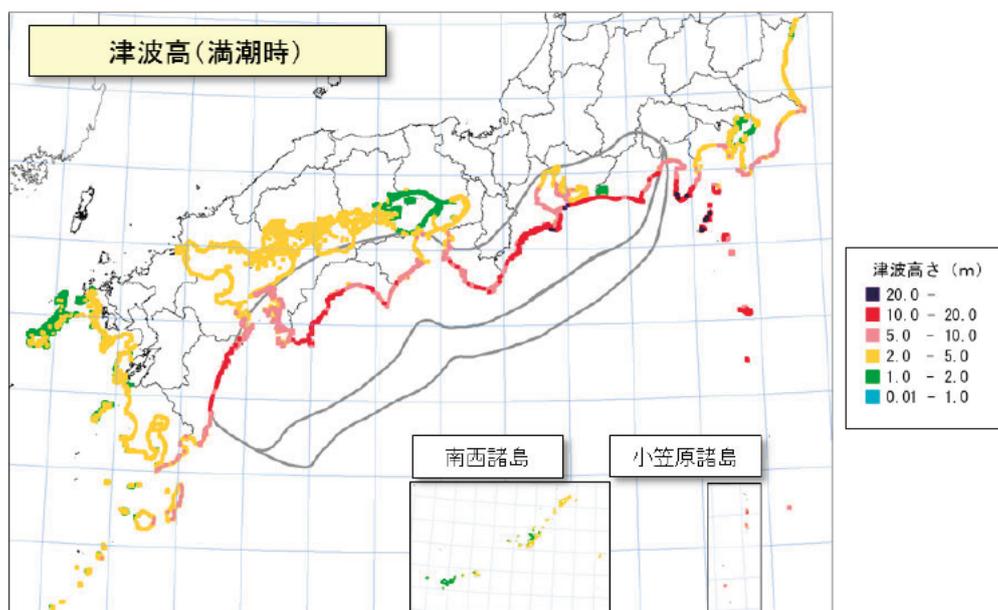


出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

津波高・浸水域については、津波断層モデルを設定し、「基本的な検討ケース」（計5ケース）と「その他派生的な検討ケース」（計6ケース）の計11ケースで行った。結果を概観すると、津波高は、大きな断層すべりの領域（大すべり域、超大すべり域）が設定された地域が他に比べ高くなっている。ケース①の津波高の平均値（満潮位）の高さ別市町村数は、5 m以上は124市町村（13都県）、10 m以上：21市町村（5都県）である（図表 1-1-40）。

浸水域は、極めて広い範囲が想定され、最大となるケースは約1,015km<sup>2</sup>である。「駿河湾～紀伊半島沖」に大きな被害が想定されるケース①の浸水面積別市町村数は、1,000ha以上2,000ha未満が17市町村、2,000ha以上3,000ha未満が5市町村、3,000ha以上が2市町村である。

図表 1-1-40 最大クラスの津波高



出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

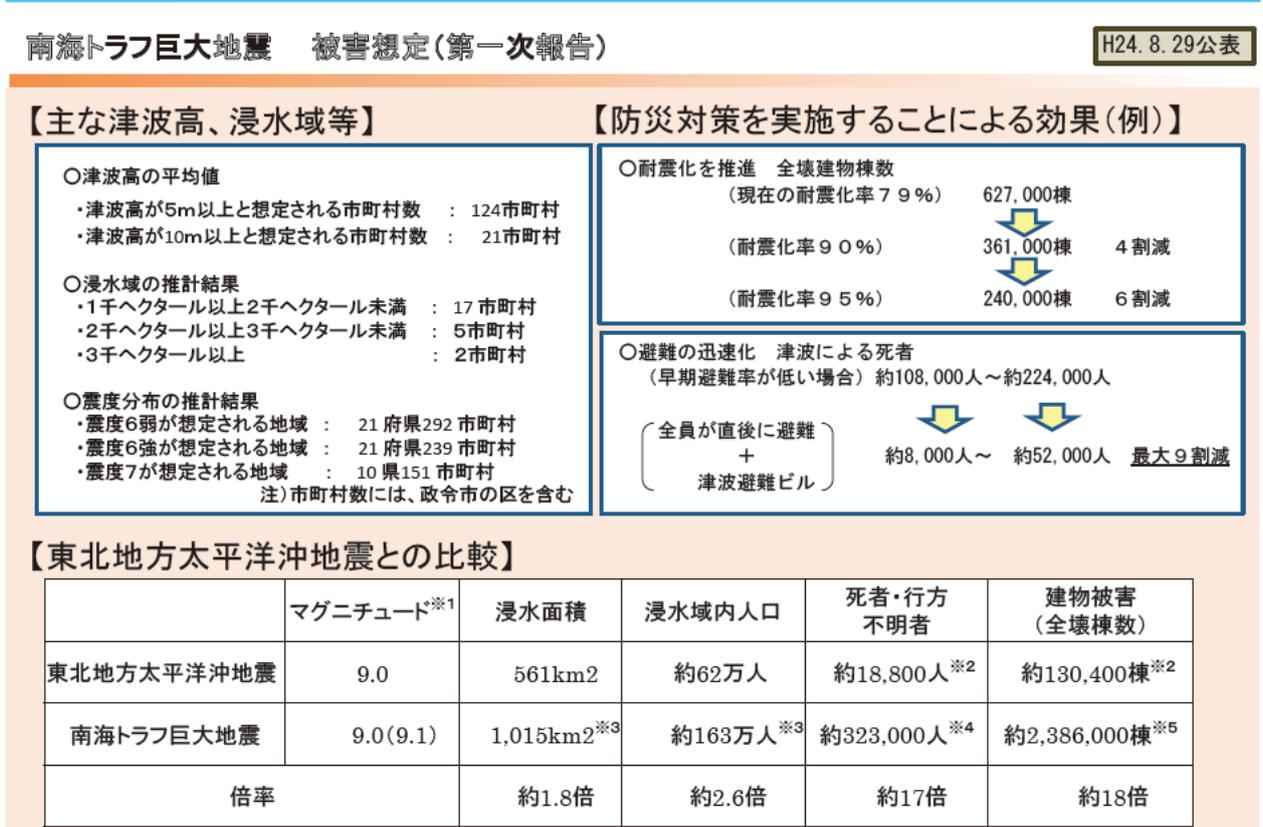
④ 今後の推計予定

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では、超高層ビル等と共振して被害をもたらすおそれがある、長周期地震動等について検討を進めている。

⑤ 被害想定結果及び最終報告

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震度分布や津波高等の推計結果を受けて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に新たに「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置した（平成24年3月7日）。このワーキンググループにおいて、7月に津波に強い地域構造の構築や安全で確実な避難の確保等を内容とする中間報告を、8月に人的被害・建物被害の想定結果（図表1-1-41）を、平成25年3月に経済被害等の想定結果（図表1-1-42）を、5月に最終報告を取りまとめた（図表1-1-43）。

図表 1-1-41 平成24年8月 人的被害・建物被害の想定

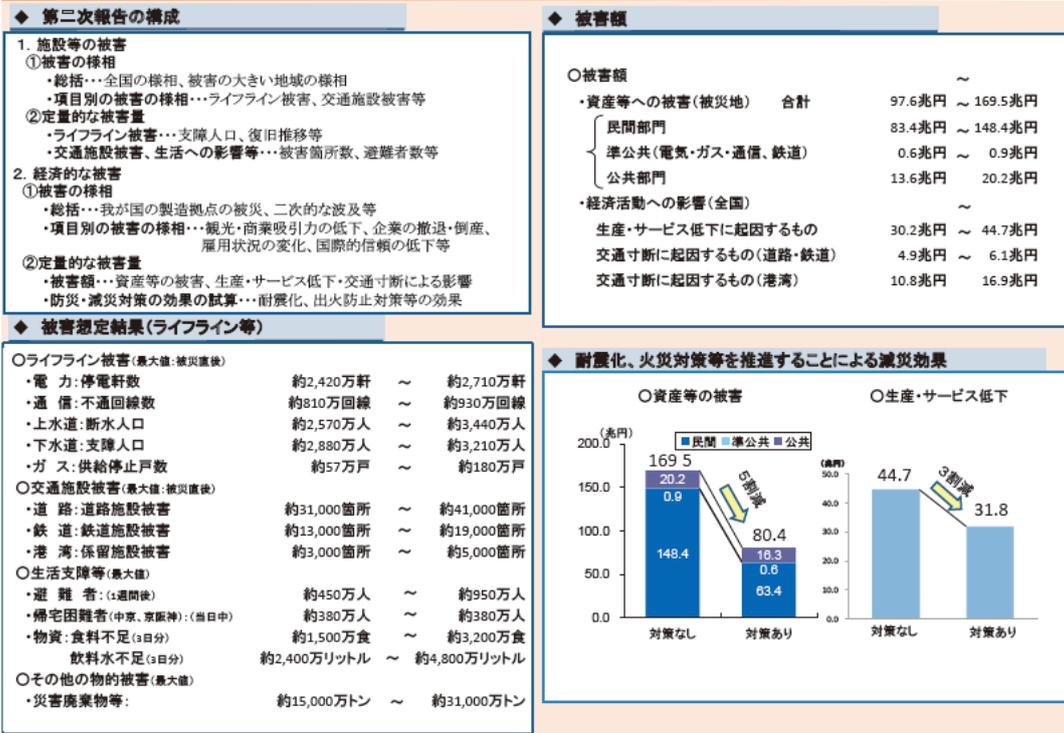


※1：( )内は津波のMw、※2：平成24年6月26日緊急災害対策本部発表、※3：堤防・水門が地震動に対して正常に機能する場合の想定浸水区域、※4：地震動(陸側)、津波ケース(ケース①)、時間帯(冬・深夜)、風速(8m/s)の場合の被害、※5：地震動(陸側)、津波ケース(ケース⑤)、時間帯(冬・夕方)、風速(8m/s)の場合の被害

図表 1-1-42 平成25年3月 経済被害等の想定

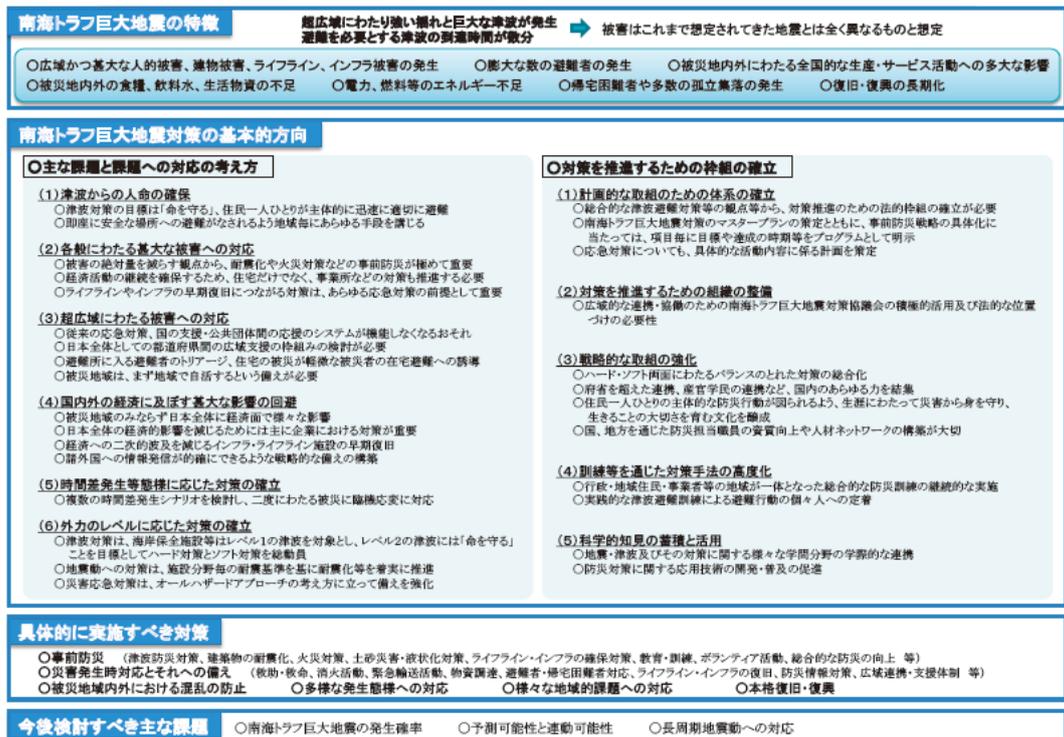
南海トラフ巨大地震による被害想定(第二次報告)について

平成25年3月18日公表



出典：内閣府資料

図表 1-1-43 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告の概要



⑥ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

南海トラフ巨大地震の被害想定等の公表を受け、特に人命を守る観点から、その最大の課題である津波避難対策をはじめハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策の推進を図るため、議員立法により昨年11月、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正がなされ、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、津波避難対策を充実・強化するための財政上の特例措置等が追加された。

また、国、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等の関係機関の相互連携を強化することを目的に「南海トラフ巨大地震対策協議会」を設置しているが、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、本協議会が法律に位置付けられたため、今後、法定の協議会への移行に向け、関係者等の調整を図っていくこととしている（図表1-1-44）。

図表 1-1-44 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の概要

<b>南海トラフ地震防災対策推進地域の指定</b>	
南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定	
<b>基本計画の作成</b>	中央防災会議が作成
<b>推進計画の作成</b>	
指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、次の事項を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</li> <li>○ 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</li> <li>○ 防災訓練に関する事項</li> <li>○ 国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項</li> </ul>	
地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる	
<b>対策計画の作成</b>	
推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る	
<b>南海トラフ地震防災対策推進協議会</b>	
<b>南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定</b>	
推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定	
<b>津波避難対策緊急事業計画の作成</b>	
市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所</li> <li>○ 避難場所までの避難の用に供する避難経路その他の避難経路</li> <li>○ 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設</li> </ul>	
<b>津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例</li> <li>○ 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等</li> </ul>	<b>津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）</li> <li>○ 集団移転促進法の特例（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）</li> <li>○ 国土利用計画法等による協議等についての配慮</li> <li>○ 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）</li> </ul>

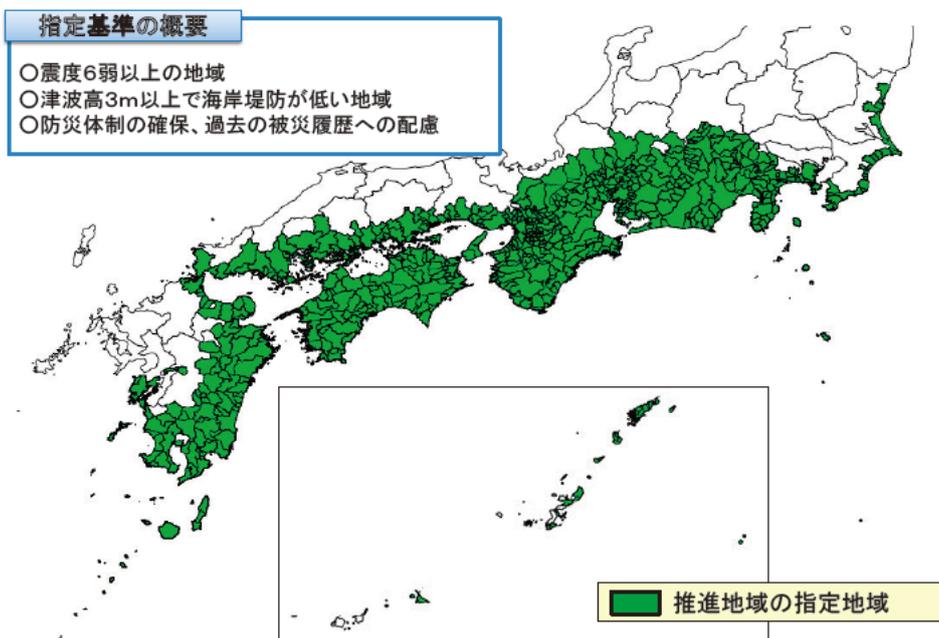
※東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正により措置

出典：内閣府資料

⑦ 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

平成26年3月28日、南海トラフ巨大地震の震度分布や津波高等を踏まえ、南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進すべき地域として1都2府26県707市町村を「南海トラフ地震防災対策推進地域」（図表1-1-45）に、また、南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域として1都13県139市町村を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」（図表1-1-46）に指定した。

図表 1-1-45 南海トラフ地震防災対策推進地域



出典：内閣府資料

図表 1-1-46 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域



出典：内閣府資料

## ⑧ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画

平成26年3月28日、政府は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を中央防災会議において決定した（図表1-1-47）。同計画においては、南海トラフ地震防災対策の基本的な方針として、極めて広域にわたって強い揺れと巨大な津波が発生するなどの南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民など様々な主体が連携し、計画的かつ速やかに、ハードとソフトを組み

合わせた総合的な防災対策を推進することとしている。また、この方針を踏まえて、今後10年間で達成すべき減災目標を、死者数を概ね8割、建物被害を概ね5割減少させることとし、建築物の耐震化・不燃化や津波ハザードマップの作成、地域コミュニティの防災力の向上といった減災目標を達成するための具体的な施策をその目標及び達成期間とともに示している。

本計画に基づき、地方公共団体等において、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」が作成されるとともに、民間の施設管理者等において「南海トラフ地震防災対策計画」が作成されることとなる。内閣府においては、これらの計画が速やかに作成されるよう、必要な助言などの支援を行うとともに、本計画の適切なフォローアップを通じて、関係者が一体となった南海トラフ地震対策の推進を図っていくこととしている。

図表 1-1-47 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

<p><b>第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項</b></p> <p>○ 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭にいた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要</p>	<p><b>第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針</b></p> <p>発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 迅速な被害情報の把握</td> <td>7. 物資の絶対的な不足への対応</td> </tr> <tr> <td>2. 津波からの緊急避難への対応</td> <td>8. 膨大な避難者等への対応</td> </tr> <tr> <td>3. 原子力事業所等への対応</td> <td>9. 国内外への適切な情報提供</td> </tr> <tr> <td>4. 救助・救急対策、緊急輸送のため</td> <td>10. 施設・設備等の二次災害対策</td> </tr> <tr> <td>5. 津波火災対策</td> <td>11. ライフライン・インフラの復旧対策</td> </tr> <tr> <td>6. 膨大な傷病者等への医療活動</td> <td>12. 広域応援体制の確立</td> </tr> </table>	1. 迅速な被害情報の把握	7. 物資の絶対的な不足への対応	2. 津波からの緊急避難への対応	8. 膨大な避難者等への対応	3. 原子力事業所等への対応	9. 国内外への適切な情報提供	4. 救助・救急対策、緊急輸送のため	10. 施設・設備等の二次災害対策	5. 津波火災対策	11. ライフライン・インフラの復旧対策	6. 膨大な傷病者等への医療活動	12. 広域応援体制の確立									
1. 迅速な被害情報の把握	7. 物資の絶対的な不足への対応																					
2. 津波からの緊急避難への対応	8. 膨大な避難者等への対応																					
3. 原子力事業所等への対応	9. 国内外への適切な情報提供																					
4. 救助・救急対策、緊急輸送のため	10. 施設・設備等の二次災害対策																					
5. 津波火災対策	11. ライフライン・インフラの復旧対策																					
6. 膨大な傷病者等への医療活動	12. 広域応援体制の確立																					
<p><b>第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針</b></p> <p>南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進</p> <p><b>南海トラフ地震の特徴</b></p> <table border="0"> <tr> <td>① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生</td> <td>④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大</td> </tr> <tr> <td>② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在</td> <td>⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生</td> </tr> <tr> <td>③ 時間差を以て複数の巨大地震が発生する可能性</td> <td></td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>1. 各般にわたる甚大な被害への対応</td> <td>4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避</td> <td>7. 戦略的な取組の強化</td> </tr> <tr> <td>2. 津波からの人命の確保</td> <td>5. 時間差発生等への対応</td> <td>8. 訓練等を通じた対策手法の高度化</td> </tr> <tr> <td>3. 超広域にわたる被害への対応</td> <td>6. 外カレベルに応じた対策</td> <td>9. 科学的知見の蓄積と活用</td> </tr> </table>	① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生	④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大	② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在	⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生	③ 時間差を以て複数の巨大地震が発生する可能性		1. 各般にわたる甚大な被害への対応	4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避	7. 戦略的な取組の強化	2. 津波からの人命の確保	5. 時間差発生等への対応	8. 訓練等を通じた対策手法の高度化	3. 超広域にわたる被害への対応	6. 外カレベルに応じた対策	9. 科学的知見の蓄積と活用	<p><b>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項</b></p> <p>指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等〕 整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める</td> </tr> <tr> <td>2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 (1) 津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕 (2) 円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関との連携等を定める〕 (3) 迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕</td> </tr> <tr> <td>3. 関係者との連携協力の確保に関する事項 〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕</td> </tr> <tr> <td>4. 防災訓練に関する事項 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕</td> </tr> <tr> <td>5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 〔地震・津波の発災時におけるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕</td> </tr> <tr> <td>6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 〔国家負担の累上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕</td> </tr> </table>	1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等〕 整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める	2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 (1) 津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕 (2) 円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関との連携等を定める〕 (3) 迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕	3. 関係者との連携協力の確保に関する事項 〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕	4. 防災訓練に関する事項 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕	5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 〔地震・津波の発災時におけるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕	6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 〔国家負担の累上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕
① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生	④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大																					
② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在	⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生																					
③ 時間差を以て複数の巨大地震が発生する可能性																						
1. 各般にわたる甚大な被害への対応	4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避	7. 戦略的な取組の強化																				
2. 津波からの人命の確保	5. 時間差発生等への対応	8. 訓練等を通じた対策手法の高度化																				
3. 超広域にわたる被害への対応	6. 外カレベルに応じた対策	9. 科学的知見の蓄積と活用																				
1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等〕 整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める																						
2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 (1) 津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕 (2) 円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関との連携等を定める〕 (3) 迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕																						
3. 関係者との連携協力の確保に関する事項 〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕																						
4. 防災訓練に関する事項 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕																						
5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 〔地震・津波の発災時におけるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕																						
6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 〔国家負担の累上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕																						
<p><b>第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策</b></p> <p>第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定</p> <table border="0"> <tr> <td>減災目標 (今後10年間)</td> <td>想定される死者数 約33万2千人 から 概ね8割減少</td> <td>約250万棟 から 概ね5割減少</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>1. 地震対策 ① 建築物の耐震化 ② 火災対策 ③ 土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ ライフライン・インフラ施設の耐震化等</td> </tr> <tr> <td>2. 津波対策 ① 津波に強い地域構造の構築 ② 安全で確実な避難の確保</td> </tr> <tr> <td>3. 総合的な防災体制 ① 防災教育・防災訓練の充実 ② ボランティアとの連携 ③ 総合的な防災力の向上 ④ 長周期地震動対策</td> </tr> <tr> <td>4. 災害発生時の対応に係る事前の備え ① 災害対応体制の構築 ② 救助・救急対策 ③ 医療対策 ④ 消防活動等 ⑤ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥ 食料・水、生活必需品等の物資の調達 ⑦ 燃料の供給対策 ⑧ 避難者等への対応 ⑨ 帰宅困難者等への対応 ⑩ ライフライン・インフラの復旧対策 ⑪ 保健衛生・防疫対策 ⑫ 遺体対策 ⑬ 災害廃棄物の処理対策 ⑭ 災害情報の収集 ⑮ 災害情報の提供 ⑯ 社会秩序の確保・安定 ⑰ 多様な空間の効果的利用の実現 ⑱ 広域連携・支援体制の確立</td> </tr> <tr> <td>5. 被災地内外における混乱の防止 ① 基幹交通網の確保 ② 民間企業等の事業継続性の確保 ③ 国及び地方公共団体の業務継続性の確保</td> </tr> <tr> <td>6. 多様な発生様相への対応</td> </tr> <tr> <td>7. 様々な地域的課題への対応 ① 高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ② ゼロメートル地帯の安全確保 ③ 原子力事業所等の安全確保 ④ 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤ 孤立可能性の高い集落への対応 ⑥ 沿岸部における地盤隆起・物流への被害の防止及び軽減 ⑦ 文化財の防災対策</td> </tr> </table>	減災目標 (今後10年間)	想定される死者数 約33万2千人 から 概ね8割減少	約250万棟 から 概ね5割減少	1. 地震対策 ① 建築物の耐震化 ② 火災対策 ③ 土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ ライフライン・インフラ施設の耐震化等	2. 津波対策 ① 津波に強い地域構造の構築 ② 安全で確実な避難の確保	3. 総合的な防災体制 ① 防災教育・防災訓練の充実 ② ボランティアとの連携 ③ 総合的な防災力の向上 ④ 長周期地震動対策	4. 災害発生時の対応に係る事前の備え ① 災害対応体制の構築 ② 救助・救急対策 ③ 医療対策 ④ 消防活動等 ⑤ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥ 食料・水、生活必需品等の物資の調達 ⑦ 燃料の供給対策 ⑧ 避難者等への対応 ⑨ 帰宅困難者等への対応 ⑩ ライフライン・インフラの復旧対策 ⑪ 保健衛生・防疫対策 ⑫ 遺体対策 ⑬ 災害廃棄物の処理対策 ⑭ 災害情報の収集 ⑮ 災害情報の提供 ⑯ 社会秩序の確保・安定 ⑰ 多様な空間の効果的利用の実現 ⑱ 広域連携・支援体制の確立	5. 被災地内外における混乱の防止 ① 基幹交通網の確保 ② 民間企業等の事業継続性の確保 ③ 国及び地方公共団体の業務継続性の確保	6. 多様な発生様相への対応	7. 様々な地域的課題への対応 ① 高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ② ゼロメートル地帯の安全確保 ③ 原子力事業所等の安全確保 ④ 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤ 孤立可能性の高い集落への対応 ⑥ 沿岸部における地盤隆起・物流への被害の防止及び軽減 ⑦ 文化財の防災対策	<p><b>第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項</b></p> <p>推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者 〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、 ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者 ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者 ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等） ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者 ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者 等〕</td> </tr> <tr> <td>2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> </tr> <tr> <td>3. 防災訓練に関する事項</td> </tr> <tr> <td>4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> </tr> </table>	1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者 〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、 ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者 ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者 ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等） ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者 ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者 等〕	2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	3. 防災訓練に関する事項	4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項							
減災目標 (今後10年間)	想定される死者数 約33万2千人 から 概ね8割減少	約250万棟 から 概ね5割減少																				
1. 地震対策 ① 建築物の耐震化 ② 火災対策 ③ 土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ ライフライン・インフラ施設の耐震化等																						
2. 津波対策 ① 津波に強い地域構造の構築 ② 安全で確実な避難の確保																						
3. 総合的な防災体制 ① 防災教育・防災訓練の充実 ② ボランティアとの連携 ③ 総合的な防災力の向上 ④ 長周期地震動対策																						
4. 災害発生時の対応に係る事前の備え ① 災害対応体制の構築 ② 救助・救急対策 ③ 医療対策 ④ 消防活動等 ⑤ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥ 食料・水、生活必需品等の物資の調達 ⑦ 燃料の供給対策 ⑧ 避難者等への対応 ⑨ 帰宅困難者等への対応 ⑩ ライフライン・インフラの復旧対策 ⑪ 保健衛生・防疫対策 ⑫ 遺体対策 ⑬ 災害廃棄物の処理対策 ⑭ 災害情報の収集 ⑮ 災害情報の提供 ⑯ 社会秩序の確保・安定 ⑰ 多様な空間の効果的利用の実現 ⑱ 広域連携・支援体制の確立																						
5. 被災地内外における混乱の防止 ① 基幹交通網の確保 ② 民間企業等の事業継続性の確保 ③ 国及び地方公共団体の業務継続性の確保																						
6. 多様な発生様相への対応																						
7. 様々な地域的課題への対応 ① 高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ② ゼロメートル地帯の安全確保 ③ 原子力事業所等の安全確保 ④ 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤ 孤立可能性の高い集落への対応 ⑥ 沿岸部における地盤隆起・物流への被害の防止及び軽減 ⑦ 文化財の防災対策																						
1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者 〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、 ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者 ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者 ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等） ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者 ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者 等〕																						
2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項																						
3. 防災訓練に関する事項																						
4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項																						

出典：内閣府資料

### (3) 首都直下地震対策

#### ① 首都直下地震対策の必要性

首都圏において、大規模な首都直下地震が発生し、政治、行政及び経済の中核機能に障害が生じた場合、我が国全体にわたって国民生活及び経済活動に支障が及ぶとともに、海外への被害の波及が懸念される。

また、首都圏に集中している膨大な人的・物的資源への被害も懸念されることである。

首都圏では、大正12年に発生した関東地震（関東大震災）のような海溝型のマグニチュード8クラスの巨大地震が200～400年間隔で発生するものと考えられている。現在、関東地震から約90年を経過したところであり、次の海溝型巨大地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられている。一方、次の海溝型の地震に先立って、マグニチュード7クラスの「首都直下地震」が数

回発生することが予想されており、その切迫性が指摘されている。

## ② 地震・津波の想定の見直し

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」（平成15年5月～平成17年7月）では、18パターンの首都直下地震を想定し、切迫性が高い地震であること、都心部の揺れが強いこと、震度6弱以上の強い揺れの分布が広域であること等から、北米プレートとフィリピン海プレートとの境界で発生する「東京湾北部地震」を中心に被害想定及び対策の検討を行った。しかし、南海トラフ地震と同様に、地震・津波対策専門調査会の報告書の考え方を踏まえ、これまで想定対象としてきたマグニチュード7クラスの地震の検証・見直しを行うとともに、相模トラフ沿いで発生する規模の大きなマグニチュード8クラスの地震も想定対象に加えることとし、これらの検討を行うために、内閣府に「首都直下地震モデル検討会」を設置（平成24年5月）した。

本検討会では、まず、東北地方太平洋沖地震における研究成果、南海トラフの巨大地震モデルの知見、文部科学省首都直下地震防災・減災特別プロジェクト等の先行的調査の成果等を検討・整理し、これらの結果を踏まえ、首都直下で発生する地震を点検・修正し、想定する地震断層モデル及びその震度分布・津波高等を検討した。新たなプレートの形状に基づいた大正関東地震の再現計算により震源断層域を推定した結果、前回（中央防災会議（2004））、「東京湾北部地震」等を想定した領域は、大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定された。このため今回の検討においては、フィリピン海プレート内の地震を、主たる検討対象の地震に加えることとした。

また、相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震については、科学的な知見に基づくあらゆる可能性を考慮した震源断層モデル及び震度分布・津波高等を検討した。そして、これら様々なタイプの地震の発生履歴と地震発生の可能性を整理し、防災対策の検討対象とするべき地震、津波について取りまとめた（平成25年12月）。

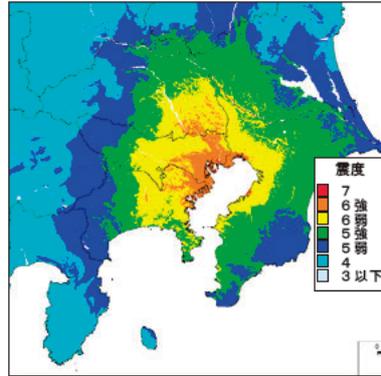
## ③ 想定地震と震度分布・津波高等の推計結果

防災・減災対策の対象とする地震は、切迫性の高いM7クラスの首都直下地震を対象とすることとした。M7クラスの首都直下地震には、様々なタイプが考えられる。北米プレートとフィリピン海プレートとの境界の地震、フィリピン海プレート内の地震、浅い地殻内の地震、活断層の地震等があり、発生場所が特定できないタイプの地震は都区部直下や中核都市直下の地震を想定した（計19地震）。そのうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられる都区部直下の都心南部直下地震（フィリピン海プレート内の地震）を被害想定の対象とした（[図表1-1-48](#)）。

相模トラフ沿いの海溝型のM8クラスの地震に関しては、当面発生する可能性は低いですが、今後百年先頃には発生する可能性が高くなっていると考えられる大正関東地震タイプの地震・津波を長期的な防災・減災対策の対象として考慮することが妥当とした。また、延宝房総沖地震タイプの地震については、太平洋プレートの沈み込みに伴う津波地震の可能性が高く、東北地方太平洋沖地震の震源断層域の南側に位置し、誘発される可能性のある地震と考えられることから、関係する地域では、津波避難の対象として対策を検討する必要があるとした。

なお、元禄関東地震タイプの地震や相模トラフ沿いの最大クラスの地震は、2,000年～3,000年もしくはそれ以上の間隔で発生しており、その直近のものは、約300年前の元禄関東地震であることから、これらの地震が次の相模トラフ沿いの海溝型地震として発生するとは考えにくいいため、当面の防災・減災対策の対象とはしていない（[図表1-1-49、50](#)）。

図表 1-1-48 都心南部直下地震（プレート内）震度分布図



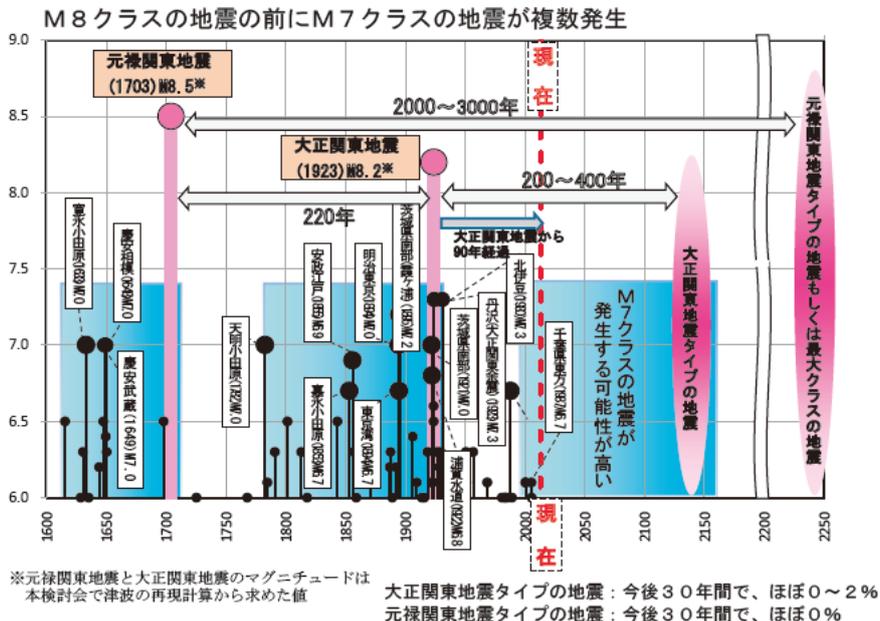
出典：内閣府資料

図表 1-1-49 検討対象とするべき地震（M7クラスの首都直下地震及び海溝型地震）

首都直下のM7クラスの地震	海溝型地震
<p>今後、複数回発生する可能性があるM7クラスの地震として以下の地震を想定</p> <p>①都心部及び首都地域の中核都市等の直下に想定する地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フィリピン海プレート内部の地震 (Mw7.3) (10地震)</li> <li>○地表断層が不明瞭な地殻内の地震 (Mw6.8) (2地震)</li> </ul> <p>②北米プレートとフィリピン海プレートの境界の地震 (Mw7.3) (2地震)</p> <p>③主要な活断層に想定する地震(4地震)</p> <p>④西相模灘(伊豆半島の東方沖)に想定する地震(Mw7.3)</p> <p>⑤フィリピン海プレート内 (Mw7.3) 及び地表断層が不明瞭な地殻内の地震 (Mw 6.8) の震度を重ね合わせた震度分布</p> <p>&gt;これら地震については、発生場所の特定は困難であり、どこで発生するか分からない。想定される全ての場所での地震について、それぞれの場所での最大の地震動に備えることが重要であり、これら最大の地震動を重ね合わせた震度分布を作成した。</p>	<p>○[大正関東地震タイプの地震 (Mw8.2)] (フィリピン海プレート上面) 当面発生する可能性は低いだが、今後百年先頃には地震発生の可能性が高くなっていると考えられる</p> <p>○[延宝房総沖地震タイプの地震 (Mw8.5)] (太平洋プレート上面) 東北地方太平洋沖の地震の発生により誘発される可能性</p> <p>○[房総半島南東沖で想定されるタイプの地震 (Mw?) ] (フィリピン海プレート上面) 発生の可能性が指摘(資料では未確認、今後の検討課題)</p> <p>○[元禄関東地震タイプの地震もしくは最大クラスの地震] 2000年から3000年間で発生(前回は1703年元禄関東地震) (暫くのところ地震発生の可能性はほとんどない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース①(西側モデル) (Mw8.7) →元禄関東地震 (Mw8.5) はこのモデル相当</li> <li>・ケース②(中央モデル) (Mw8.7)</li> <li>・ケース③(東側モデル) (Mw8.7)</li> </ul>

出典：内閣府資料

図表 1-1-50 相模トラフ沿い地震発生履歴

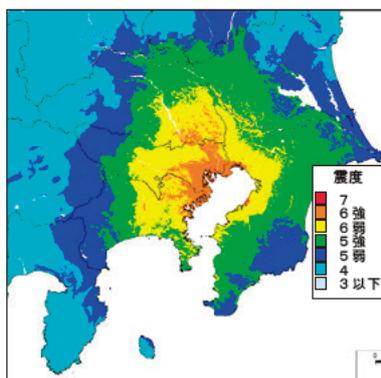


出典：内閣府資料

想定地震による震度分布について、強震波形計算によりM7クラスの直下地震（19地震）と海溝型地震（3地震）による震度分布を推計した。

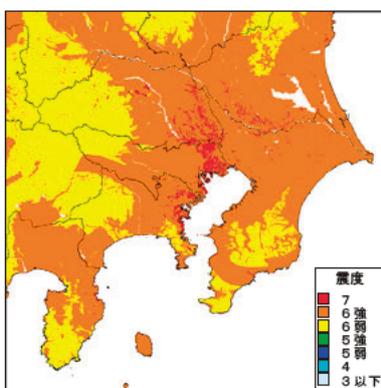
防災・減災対策の対象の地震としたM7クラスの地震である都心南部直下地震では、断層の直上付近で震度6強、その周辺のやや広域の範囲に6弱、地盤の悪いところでは一部で震度7が想定される（図表1-1-51）。なお、M7クラスの地震はどこで起きるかわからないことから、このケースに限定することなく、全ての地域での耐震化等の対策を講じる必要がある（図表1-1-52）。

図表1-1-51 都心南部直下地震（プレート内）震度分布図



出典：内閣府資料

図表1-1-52 首都直下のM7クラスの地震による震度分布を重ねた震度分布図



地殻内に一律Mw6.8を想定した場合と、フィリピン海プレート内一律にMw7.3の震源を想定した場合と今回検討した19ケースの想定震度分布図を重ね合わせたもの

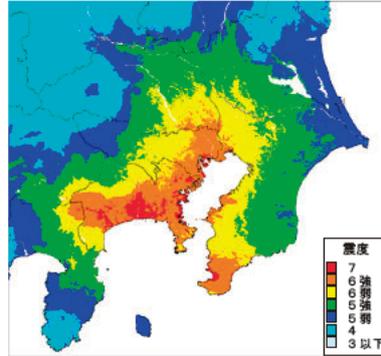
出典：内閣府資料

また、大正関東地震タイプの地震が発生した場合は、首都地域の広域にわたり大きな揺れが発生し、神奈川県と千葉県のコス川周辺において震度6強以上の揺れとなる（図表1-1-53）。

想定地震による津波について、最小10m間隔で構築した地形データを用い、海溝型地震による海岸の津波高、陸上への浸水を推計した。

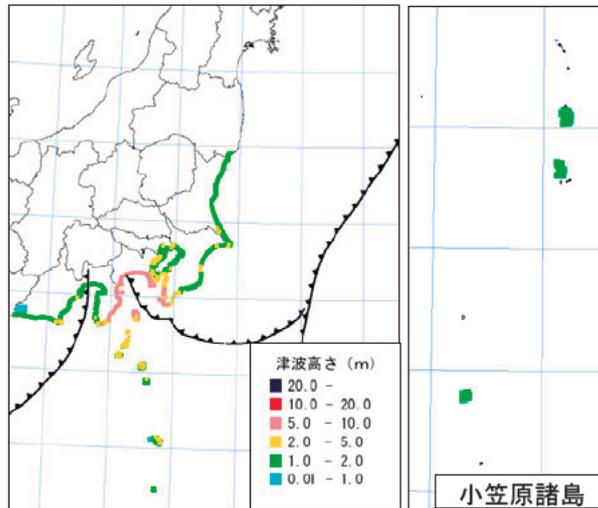
大正関東地震タイプの地震が発生すると、神奈川県と千葉県のコス川周辺において、地震から5～10分以内で6～8m程度の高さの津波が想定される（図表1-1-54）。

図表 1-1-53 大正関東地震タイプの地震の震度分布



出典：内閣府資料

図表 1-1-54 大正関東地震タイプの地震の津波高分布（満潮時）



出典：内閣府資料

延宝房総沖地震タイプの地震については、太平洋プレートの沈み込みに伴う津波地震の可能性が高い。この地震による海岸での津波は、房総半島から茨城県の太平洋沿岸及び伊豆諸島の広い範囲で6～8 m、高いところで10 m程度が想定される。

M7クラスの直下地震についても、地殻内の浅い地震、プレート内地震、活断層の地震、相模灘の地震による津波について津波高を推計した。いずれの場合も東京湾内での津波高は1 m以下である。

#### ④ 今後の推計予定

「首都直下地震モデル検討会」では、超高層ビル等と共振して被害をもたらすおそれのある、長周期地震動等について検討を進めている。

#### ⑤ 被害想定結果及び最終報告

中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において、首都直下で発生が想定される19パターンの地震について検討を行った。検討に当たっては、防災減災対策への活用に主眼を置き、人的・物的被害等の定量的な想定のみならず、被害が発生した場合の被災地の状況について時間経過を踏まえ、相互に関連して発生しうる事象に関して、対策実施の困難性を含め、より現実的に想定を行った。

想定の結果、首都中枢機能への影響と被災量が概ね最も大きくなる地震として、都心南部直下で

発生した地震の被害想定について、被害の様相と対策すべき事項等を検証し、平成25年12月に最終報告として取りまとめた。

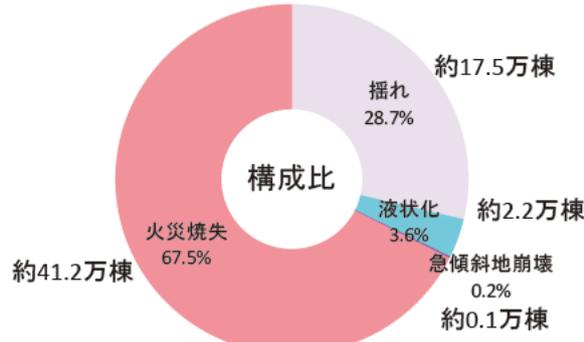
最終報告で報告された被害想定の詳細は図のとおりである（図表1-1-55）。

図表 1-1-55 首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告における被害想定結果の概要

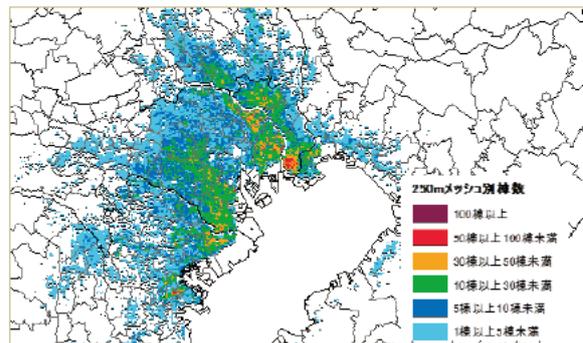
○想定条件：首都直下のM7クラスの地震（都心南部直下地震）

○発生時の想定状況：冬・夕方 風速8m/s

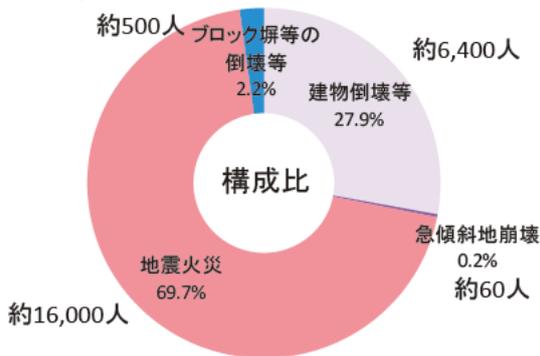
①建物全壊棟数・火災焼失棟数 約61万棟



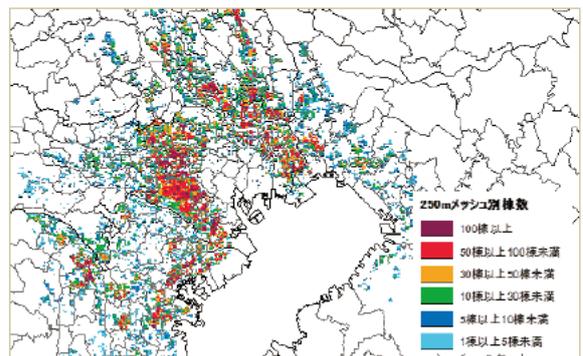
(揺れによる全壊棟数の分布)



②死者数 約23,000人



(焼失棟数の分布)



※首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(平成25年12月)を基に内閣府にて作成

◇負傷者数 約123,000人

◇経済的被害 約95兆円

出典：内閣府資料

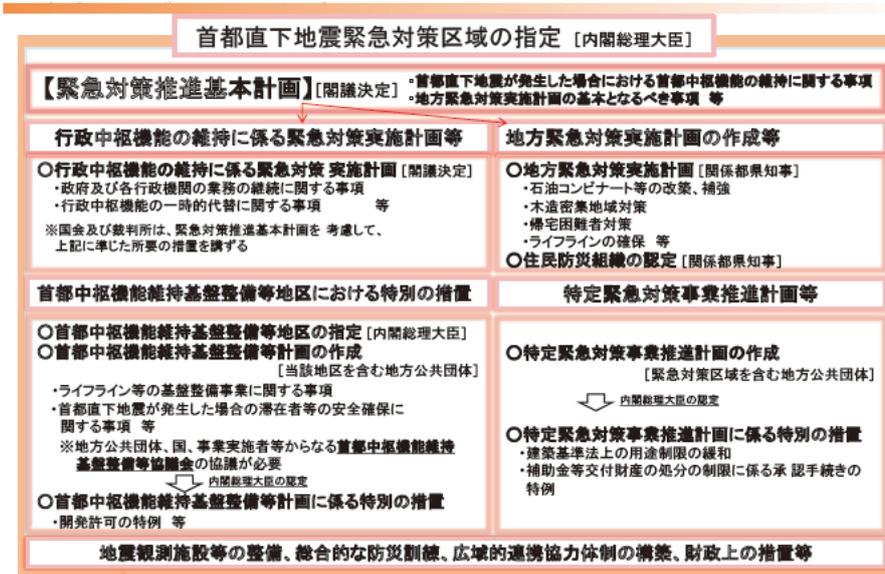
なお、詳細な内容については内閣府のホームページで公表している。

(アドレス：[http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku\\_wg/index.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg/index.html))

⑥ 首都直下地震対策特別措置法

「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」（図表1-1-56）は、平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、議員立法により制定された。同法では、政府においては、首都中枢機能の維持を始めとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定める「緊急対策推進基本計画」及び政府の業務の継続に関する事項を定める「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」（政府業務継続計画）を作成するとともに、地方公共団体においては、地域の実情を勘案し、地方公共団体自らの判断によって具体的な目標を定めて、様々な首都直下地震対策を計画的に推進すべく「地方緊急対策実施計画」等を作成することができるとし、計画的な首都直下地震対策の推進を図るものである。また、首都中枢機能の維持及び滞在者等の安全確保を図るべき地区を「首都中枢機能維持基盤整備等地区」として指定（平成26年3月現在で千代田区、中央区、港区及び新宿区）し、必要な基盤整備等を図ることとしている。

図表 1-1-56 首都直下地震対策特別措置法（概要）



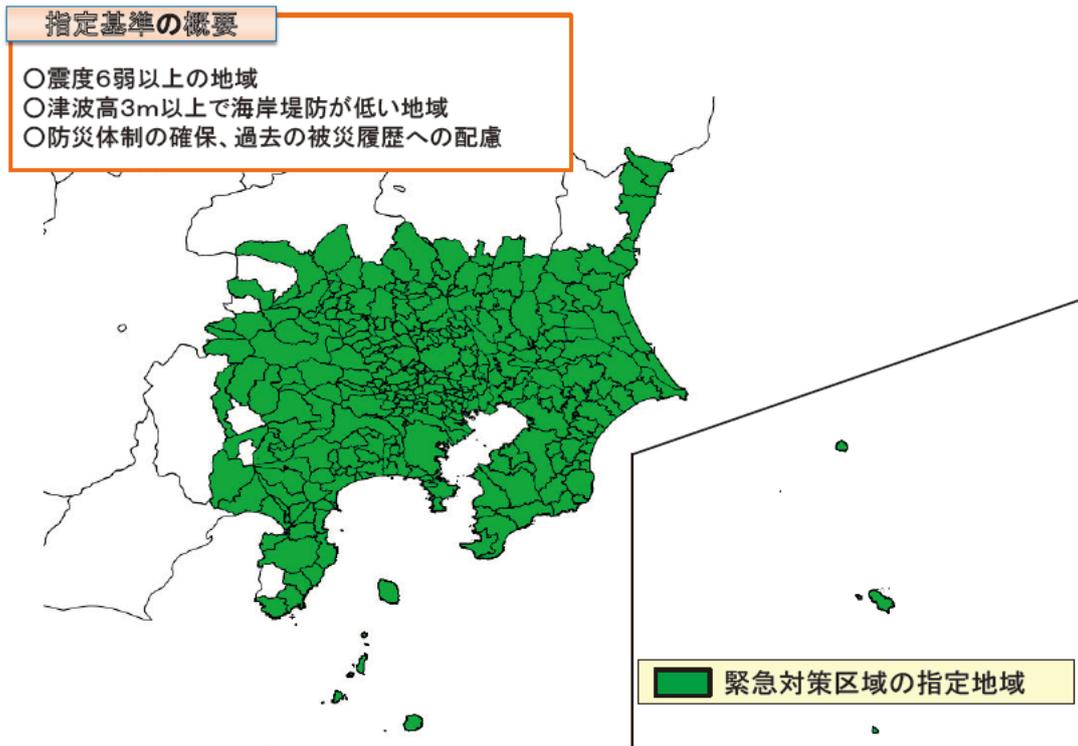
▶ 首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る

出典：内閣府資料

⑦ 首都直下地震緊急対策区域

平成26年3月28日、首都直下地震の震度分布や津波高等を踏まえ、首都直下地震により著しい被害が生じるおそれがあるため緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域として、1都9県310市町村を「首都直下地震緊急対策区域」(図表1-1-57)に指定した。

図表 1-1-57 首都直下地震緊急対策区域



出典：内閣府資料

## ⑧ 首都直下地震緊急対策推進基本計画

平成26年3月28日、政府は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づき、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を閣議決定した（図表1-1-58）。

同計画においては、首都直下地震対策の意義として、①首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠であること、②予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能であること、とし、対策の基本的な方針として、

- ・首都中枢機能の確保のための首都中枢機関の業務継続体制の構築とそれを支えるライフライン及びインフラの維持
- ・膨大な人的・物的被害へ対応するため、あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策、膨大な数の避難者・帰宅困難者対策等
- ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による社会全体での首都直下地震対策の推進
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等を示している。

本計画に基づき、地方公共団体において、「首都中枢機能維持基盤整備等計画」、「地方緊急対策実施計画」、「特定緊急対策事業推進計画」が作成されることとなり、内閣府においては、これらの計画が速やかに作成されるよう、必要な助言などの支援を行うとともに、本計画の適切なフォローアップを通じて、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民などが一体となった首都直下地震対策の推進を図っていくこととしている。

図表 1-1-58 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項		
○首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠	○予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ</li> <li>・加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、</li> <li>・感覚ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減</li> </ul>	
→ 予防対策・応急対策の計画的・戦略的实施		
2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針		
(1)首都中枢機能の確保	(3)地方公共団体への支援等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都中枢機関の業務継続体制の構築</li> <li>・首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施</li> </ul>	
(2)膨大な人的・物的被害への対応	(4)社会全体での首都直下地震対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え</li> </ul>	
	(5)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化</li> </ul>	
3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項		
(1)首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項	4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都中枢機能及び首都中枢機関～政治中枢：国会、行政中枢：中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢：中央銀行・企業本社等</li> <li>・首都中枢機能の機能目標～発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定</li> <li>・政府全体としての業務継続体制の構築：非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保について緊急対策実施計画に定める。</li> <li>・金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え</li> </ul>		
(2)首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等</li> </ul>		
(3)ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン及び情報通信インフラの機能目標</li> <li>・施設の耐震化・多量化や早期復旧体制の整備等</li> </ul>		
(4)緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項	5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通インフラの機能目標</li> <li>・施設の耐震化や早期の道路閉鎖、復旧体制の整備等</li> </ul>		
(5)その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策、災害復旧への備え、住民の協働等の対策等</li> </ul>
		6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準</li> </ul>
7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置		
(1)首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照	②津波対策	
(2)膨大な人的・物的被害への対応		
①計画的かつ早急な予防対策の推進	③円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物、施設の耐震化の推進等</li> <li>・出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等</li> <li>・ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復</li> <li>・燃料の供給対策</li> <li>・交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復</li> <li>・その他(集客施設・原子力事業所・石油コンビナート等地区の安全確保等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急体制の整備</li> <li>・市街地火災への対応</li> <li>・膨大な数の避難者・被災者</li> <li>・広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保</li> <li>・物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保</li> <li>・的確な情報収集・発信</li> <li>・多様な発生態様への対応</li> <li>・道路閉鎖と道路交通渋滞対策</li> <li>・救命・救助、災害時医療機能</li> <li>・膨大な数の帰宅困難者等</li> <li>・物資の輸送機能の確保</li> <li>・実践的な防災訓練</li> <li>・円滑な復旧・復興</li> </ul>	
	④各個人の防災対策の啓発活動	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な避難行動、車両の利用抑制、捜査等</li> </ul>	
	⑤企業活動等の回復・維持	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続計画の作成、地域貢献等</li> </ul>	
	(3)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の耐震化、外国人観光客の避難誘導等</li> </ul>	
	(4)長周期地震動対策(中長期的対応)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高層建築物等への影響等の専門的検討</li> </ul>	
8. その他		
(1)計画の効果的な推進	(2)災害対策基本法に規定する防災計画との関係	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成</li> </ul>		

出典：内閣府資料

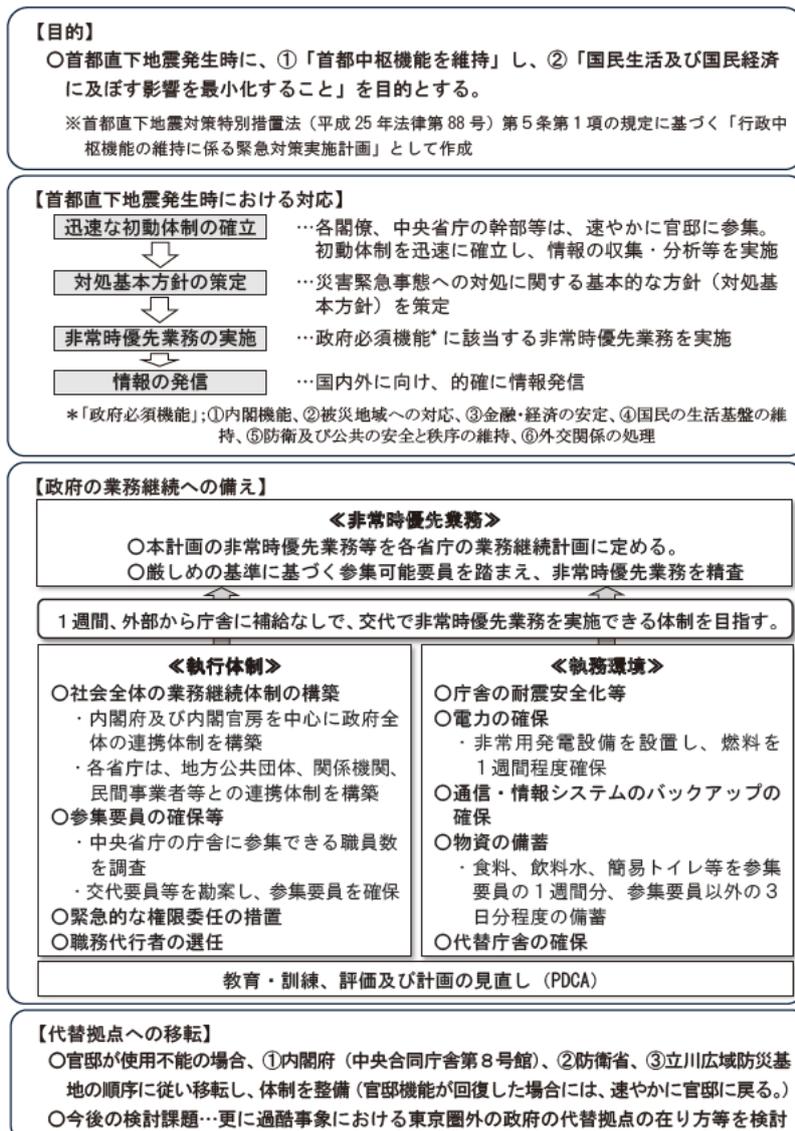
⑨ 政府の業務継続体制の確保

平成26年3月28日、政府は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」として、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（図表1-1-59）を閣議決定した。

同計画においては、首都直下地震発生時において、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、首都直下地震発生時に政府として維持すべき必須機能を①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持、⑥外交関係の処理とし、これに該当する中央省庁の非常時優先業務を円滑に実施することができるよう、一週間外部から庁舎に補給なしで、交代で非常時優先業務を実施できる体制を目指すこととしている。

各省庁においては、本計画に基づき、それぞれの省庁業務継続計画を改定し、必要な執行体制、執務環境の確保等を図ることとしており、これらの取組を通して、首都直下地震発生時においても政府機能が麻痺することのないよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

図表 1-1-59 政府業務継続計画（首都直下地震対策）の概要



出典：内閣府資料をもとに作成

## ⑩ 帰宅困難者等対策

東日本大震災時には、首都圏において約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生した。このことは、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

帰宅困難者等対策は、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供、駅周辺等における混乱防止、徒歩帰宅者への支援、帰宅困難者の搬送等、多岐にわたる。また、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中であって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、帰宅困難者等対策を強化するためには、国、地方公共団体、民間企業等が連携・協働して取組を進めることが重要である。

内閣府と東京都は、帰宅困難者等対策について、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題や取組について検討するため、関係機関の協力を得て、平成23年9月に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置した。また、その下に具体的な対策を検討する幹事会、個別の課題を検討する3つのワーキンググループを設置した。

約一年にわたり平時における事前準備や災害時における行動の在り方について活発な議論を重ね、平成24年9月に最終報告を取りまとめた（図表1-1-60）。

最終報告の内容は以下のとおりである。

### i. 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、第2回協議会において決定した「一斉帰宅抑制の基本方針」の下で、関係機関等は「企業等における施設内待機」及び「大規模集客施設や駅等における利用者保護」の取組を進める。

### ii. 一時滞在施設の確保

帰宅困難者等を一時的に受け入れるための「一時滞在施設」の運営方法を明確にすること等により、「一時滞在施設」を可能な限り確保する。

### iii. 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者等へ適時・適切な情報を提供するため、情報提供に関し、関係機関等の連携や平時からの取組等を推進する。

### iv. 駅周辺等における混乱防止

地方公共団体は、駅周辺の事業者や学校等からなる「駅前滞留者対策協議会」の設置を推進する。

### v. 徒歩帰宅者への支援

長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者を支援するため、「災害時帰宅支援ステーション」の充実や認知度向上、「帰宅支援対象道路」の拡大や地域での取組等を推進する。

### vi. 帰宅困難者の搬送

災害時要援護者を基本とした帰宅困難者の搬送について、今後、「帰宅困難者搬送マニュアル（仮称）」を策定する。

### vii. ガイドラインの策定

帰宅困難者等の対策について、五つのガイドライン（「事業所における帰宅困難者対策ガイ

ドライン」、「大規模な集客施設や駅等の利用者保護ガイドライン」、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」、「駅前滞留者対策ガイドライン」を策定した。

最終報告を踏まえ、残された課題や新たに顕在化する課題について情報を共有するとともに、対応策を検討するため、平成25年1月に「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、一時滞在施設の確保など実務的な検討を継続して行っている。

また、帰宅困難者対策も含めた都市の防災機能の向上を図るため、平成24年度に「都市再生特別措置法」が改正され、都市再生安全確保計画制度が創設された。今後、大規模な地震の発生に備え、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備等のハード対策、退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供及び避難訓練等のソフト対策を定めた都市再生安全確保計画又は同計画に準じたエリア防災計画の作成により、官民の連携による都市の安全確保対策を進めることが重要である。

図表 1-1-60 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告の概要

<p><b>第1章 はじめに</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化</li> <li>○首都圏の住民、市区町村、企業、主要ターミナル駅を対象に3月11日の帰宅困難者等対策の実態について調査し、課題と現在の取組状況を分析</li> <li>○検討の前提として平日昼12時発生の東京湾北部地震(M7.3)を想定</li> <li>○各主体が、ガイドラインを参考に積極的に取り組んでいくことにより、社会全体における帰宅困難者対策の底上げを図る</li> </ul>	
<p><b>具体的な取組内容</b></p>	
<p><b>第2章 一斉帰宅の抑制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一斉帰宅抑制の基本方針(平成23年11月22日決定)</li> <li>○企業等における施設内待機             <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等における施設内待機計画の策定、備蓄量や備蓄品目の例示</li> <li>・外部の帰宅困難者のために10%余分に備蓄等を推奨</li> <li>・従業員、家族等の安否確認手段の確保</li> <li>・帰宅ルールの設定(段階的帰宅や集団帰宅等)</li> <li>・「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の策定</li> </ul> </li> <li>○大規模な集客施設や駅等における利用者保護             <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者保護等に関する計画の策定</li> <li>・災害時要援護者が必要とする優先スペースの確保等</li> <li>・隣接した施設との連携による安全の確保</li> <li>・「大規模な集客施設及び駅等の利用者保護ガイドライン」の策定</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>第4章 帰宅困難者等への情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者等に提供すべき情報             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「むやみに移動を開始しない」、帰宅困難者の安全確保情報・帰宅情報</li> </ul> </li> <li>○情報提供における関係機関間の連携と情報の流れ             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信主体別に発信すべき情報の内容と情報伝達手段のフローの作成</li> </ul> </li> <li>○関係機関等に求められる平時からの取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者への情報提供のためのポータルサイトや専従部門を設置</li> <li>・アプリの開発等の民間の取組を促すような情報の公表</li> </ul> </li> <li>○「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」の策定</li> </ul>
<p><b>第3章 一時滞在施設の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時滞在施設の対象施設、開設基準、施設管理者の役割             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後最長3日間の開設を標準、3.3m<sup>2</sup>につき2人の収容を目安</li> </ul> </li> <li>○各機関における一時滞在施設の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等は、市区町村と協定を締結して一時滞在施設を提供</li> </ul> </li> <li>○施設の安全を確保するための配慮             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性を満たした建物であること</li> <li>・建物や設備等の安全点検のためのチェックリストの例示</li> <li>・施設利用案内を施設の入口等に提示</li> </ul> </li> <li>○行政の支援策             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の実情に応じた運営マニュアルの整備や支援策の具体化</li> </ul> </li> <li>○「一時滞在施設の確保と運営のガイドライン」の策定</li> </ul>	<p><b>第5章 駅周辺等における混乱防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○駅前滞留者対策協議会の設立の促進</li> <li>○地域の行動ルールの策定             <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織単位毎の取組(自助)、地域が連携する取組(共助)のルール化</li> </ul> </li> <li>○「駅前滞留者対策ガイドライン」の策定</li> </ul>
<p><b>第8章 協議会構成員による帰宅困難者等対策の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本協議会における検討と並行して協議会構成員等において進めてきた帰宅困難者等対策の取組状況を整理</li> </ul>	<p><b>第6章 徒歩帰宅者への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時帰宅支援ステーションの充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知度向上(ステッカーの統一化の検討、のぼりの設置)</li> </ul> </li> <li>○帰宅支援対象道路             <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅支援対象道路の拡大や地域での取組を充実</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第9章 終わりに</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○残された課題や新たに顕在化する課題について情報を共有するとともに、実務的な検討を継続して行うため、連絡調整会議を新たに設置</li> </ul>	<p><b>第7章 帰宅困難者の搬送</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者等の搬送シミュレーション             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別搬送者を最優先とすることを想定</li> </ul> </li> <li>○特別搬送者を対象とした搬送オペレーション             <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬送開始時期、搬送地点とルートの考え方</li> <li>・今後「帰宅困難者搬送マニュアル(仮称)」を策定</li> </ul> </li> </ul>

出典：内閣府資料

## (4) 津波避難対策の強化

### ① 津波警報の改善

東北地方太平洋沖地震で発表した津波警報等においては、津波警報の第1報で推定した地震規模の過小評価、広帯域地震計の測定範囲を超える地震波の発生による更新報発表の遅れ等様々な教訓があった。気象庁は、これらの教訓を踏まえ、津波警報の改善に向けた検討を進め、津波警報の技術的改善を図るとともに、より避難行動に結びつくよう情報文の内容を改善し、平成25年3月7日から新しい津波警報等情報文の運用を開始した。

具体的には、マグニチュード8を超えるような巨大地震や津波地震では、地震規模を3分程度で正確に推定することは困難であることから、推定した地震規模が過小である可能性がある場合は、

当該海域で想定されている最大の地震規模又は想定断層を用いて津波警報の第1報を発表する。この場合、通常の地震とは異なる非常事態であることを伝えるため、予想される津波の高さを「巨大」(大津波警報の場合)、「高い」(津波警報の場合)と表現することとした。

また、大きな揺れでも振り切れにくい広帯域強震計を整備・活用し、巨大地震であっても地震発生約15分程度後までにマグニチュードを適切に求め、これを用いてより確度の高い津波警報の更新報を発表する。この場合の予想される津波の高さは数値で発表する。

実際に津波を観測した際には津波観測に関する情報を発表するが、観測された津波の高さが予想より十分低い段階では「観測中」として発表する。さらに、沖合の津波観測施設において実際に津波を観測したことをいち早く伝えるため、沖合の津波観測に関する情報を新たに設け、GPS波浪計のほか、より沖合に設置しているケーブル式・ブイ式海底津波計による津波の観測値及び観測値から推定される沿岸での津波の高さ等を発表することとした。

## ② 地震・津波の観測・調査

文部科学省では、地震・津波の観測・監視体制の強化を目的として、東南海地震想定震源域では「地震・津波観測監視システム(DONET)」の整備を完了し、南海地震想定震源域においても平成27年度の本格運用を目指し、整備を進めているところである。東北地方太平洋沖を中心とした日本海溝沿いにおいても、ケーブル式海底地震・津波計(「日本海溝海底地震津波観測網」)を、平成27年度の本格運用を目指し、整備を進めているところである。いずれの観測網においても、平成25年度は、観測機器の製造や敷設ルートの事前調査等を行った。これらの観測網のデータは、緊急地震速報や津波警報等の地震発生時の災害情報の高度化に貢献するとともに、地震・津波の将来発生予測等に活用される予定である。

国土交通省、内閣府、文部科学省では、日本海側の道府県による津波浸水想定の設定を支援するため、国による基礎調査の一環として、平成25年1月から「日本海における大規模地震に関する調査検討会」を開催し、日本海側で想定される津波発生の要因となる大規模な地震についての検討が進められている。

また、文部科学省では、「日本海地震・津波調査プロジェクト」(平成25年～平成32年度)において、防災・減災対策のための重点的な調査研究として、日本海側の沖合、沿岸域を含む地下構造の把握のための新たな調査等を実施するとともに、「海域における断層情報総合評価プロジェクト」(平成25年～平成31年度)において地震調査研究推進本部による地震及び津波の評価に資するため、日本全国周辺の海域について海域断層データベースの構築等を実施することとしている。

## ③ 津波避難対策に関する検討

中央防災会議「防災対策推進検討会議」に設置した「津波避難対策検討ワーキンググループ」において、平成24年7月、最終報告を取りまとめた(図表1-1-61)。

具体的には、素早い避難は最も有効で重要な津波対策であること、津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること、その上で、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、全て素早い避難の確保を後押しする対策と位置付けるべきものであることを基本的考え方とし、揺れたら避難といった「主体的な避難行動の徹底」、多様な情報伝達手段の整備等の「避難行動を促す情報の確実な伝達」、避難場所・避難施設の整備等の「より安全な避難場所の確保」、地域性を考慮した具体的な津波避難計画の策定、徒歩避難の原則と自動車避難の限界等の「安全に避難するための計画の策定」、防災教育を行う人材の確保等の「主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育の推進」を内容とする今後の津波避難対策を取りまとめた。

図表 1-1-61 津波避難対策検討ワーキンググループ最終報告の概要

<p><b>津波避難対策の基本的考え方</b></p> <p>素早い避難は、最も有効で重要な津波対策である。 津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となる。 その上で、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、全て素早い避難の確保を後押しする対策と位置づけるべきものである。</p>	
<p><b>今後の津波避難対策の具体的な方向性</b></p>	
<p><b>主体的な避難行動の徹底</b></p> <p>○「強い揺れや弱くても長い揺れがあったら避難」「大津波警報等を見聞きしたら避難」の徹底</p>	<p><b>安全に避難するための計画の策定</b></p> <p>○地域性を考慮した具体的な津波避難計画の策定 ・住民、自主防災組織、消防機関、警察等の様々な主体が参画し、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定 ・津波避難訓練で明らかになった課題、津波防災対策の実施、社会条件の変化に応じて見直し</p> <p>○徒歩避難の原則と自動車避難の限界 ・津波発生時の避難は徒歩避難が原則 ・自動車避難を検討せざるを得ない場合は、限界量があることを認識し、限界量以下に拘束するよう各地域で合意形成</p> <p>○避難誘導・避難支援等に関するルールの取り決め ・避難支援の行動内容・退避の判断基準を取り決め、地域での相互理解を促進</p> <p>○避難支援者の負担軽減のための取組 ・通信手段の充実、水門等の自動化・遠隔操作化・耐震化、陸開の常時閉鎖や廃止</p> <p>○地域と行政等が連携した災害時要援護者の把握と避難支援内容の検討</p> <p>○社会福祉施設、病院、学校、企業、集客施設及び地下施設等における対策の推進</p>
<p><b>避難行動を促す情報の確実な伝達</b></p> <p>○津波警報・津波情報発表の改善</p> <p>○地震・津波の観測体制や津波予測の充実・強化</p> <p>○情報の受け手を踏まえた多様な情報伝達手段の整備 防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオ、携帯電話等のあらゆる手段を活用した情報の伝達</p> <p>○避難に活用するための津波ハザードマップの整備 ・最大クラスの津波による浸水想定区域、地盤標高等の情報を記載 ・海拔表示や誘導標識等の現地表示の充実</p>	<p><b>より安全な避難場所の確保</b></p> <p>○海岸保全施設等の整備 海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波高に対応できるよう地域の状況に応じて整備し、津波から地域をできるだけ防御する</p> <p>○避難場所・避難施設の整備 ・避難場所・避難施設は最大クラスの津波高への対応を目指す ・海岸保全施設等の整備に時間がかかること等を勘案し、暫定的な措置として最低でも比較的発生頻度の高い津波には対応するように避難場所等の確保を着実に進める</p> <p>○津波防災地域づくりの推進</p>
<p><b>主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育の推進</b></p> <p>○体系立った防災教育の実施 ・子どもへの防災教育の継続による防災文化の構築 ・東日本大震災の教訓を後世に伝える教育・研修の内容や学習計画のひな形を示す</p> <p>○防災教育を行う人材の確保 ・教職員への防災教育に関する研修体制の整備 ・教員養成課程における防災科目の必修化</p> <p>○実践的な避難訓練の推進</p> <p>○行政、学校、地域社会、家庭、企業等の連携</p>	

出典：内閣府資料

④ 市町村における津波避難対策の推進

消防庁では、東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される巨大地震等に起因する津波に対する地方公共団体の取組を推進するため、平成24年6月から有識者や地方公共団体関係者等を委員とする検討会を開催し、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を公表するとともに、地方公共団体に通知した（平成25年3月）。

報告書では、平成14年3月に作成した都道府県が市町村に示す「市町村における津波避難計画策定指針」及び「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」について、東日本大震災の教訓や知見、それに基づく制度の見直しのほか、2市町において実施したワークショップや津波避難訓練の内容を反映している。

今後は、津波避難の専門家を市町村に派遣するなど、引き続き市町村における津波避難計画の策定を促進していくこととしている。

内閣府、農林水産省及び国土交通省は、平成16年3月に、市町村等における津波及び高潮ハザードマップの作成を支援するため、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を作成した。

東日本大震災において広域に大津波が発生し、大きな被害をもたらしたことを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定され、津波災害警戒区域を含む市町村において津波ハザードマップの作成が義務付けられた。また、「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成24年7月）において、東日本大震災では、津波ハザードマップの浸水想定を超えて浸水した地域が多かったことや住民の認知度が必ずしも高くなかったこと等の課題が示され、同マニュアルの見直しの必要性が指摘された。

これらを踏まえ、同マニュアルについて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波・高潮による浸水想定を基本とすることや、住民の認知・理解を促進するハザードマップの利活用方法の充実等を内容とする改訂を進めている。

## 4-2 大規模水害対策

### (1) 大規模水害対策の必要性

平成17年8月末に米国南東部を襲った大型のハリケーン・カトリーナによる災害では、ニューヨーク市域の約8割が浸水し、浸水期間は約1か月半に及んだ。被災建物は約30万棟に及び、約1,800人が亡くなるとともに、通信、電力を始めとするライフライン、教育施設、医療機関等社会基盤の多くが被災した。一方、平成24年10月に米国を襲ったハリケーン・サンディではニューヨーク市が被災し、平成25年6月に中央ヨーロッパで発生した洪水ではプラハ市が被災したが、非常事態宣言や地下鉄の運行停止等の事前の措置により、被害の軽減が図られている。

我が国においても、短時間強雨の発生頻度が増加傾向にあり、さらに、地球温暖化による大雨の頻度の増加や海面水位の上昇、極めて強い台風の発生等防災面から懸念される予測が出されている。

これまで、治水施設等の整備は着実に進められてきており、相当程度の洪水までは対応できるようになってきているが、現段階では治水施設等は整備途上であり、大規模な洪水等により被災する可能性が常に存在している。加えて、高齢化社会の到来により災害時要援護者の増加、旧来型の地域コミュニティの衰退、水防団員の減少等、地域防災力が低下し、氾濫した場合の備えがますます重要になってきている。

さらに、首都圏は、利根川や荒川等大河川の洪水氾濫や高潮氾濫が発生した場合の浸水区域に存在し、東京湾周辺にはゼロメートル地帯が広がっており、それらの地域には政治、行政及び経済機能が集積している。そのため、大河川の洪水氾濫や高潮氾濫が発生した場合には、甚大かつ広域的な被害が想定され、発災時の対策をあらかじめ十分に検討しておく必要がある。

### (2) 大規模水害対策の検討の経緯

中央防災会議では、首都圏において甚大な被害の発生が予想される利根川及び荒川の洪水並びに東京湾の高潮による氾濫を対象とし、大規模な水害が発生しても被害を最小限にとどめる対策を検討するため、「大規模水害対策に関する専門調査会」（以下「大規模水害専門調査会」という。）を設置した（平成18年6月）。

大規模水害専門調査会は、平成22年3月までに20回開催され、これまでに利根川・荒川流域の氾濫地形の把握や氾濫形態の類型区分、詳細な排水計算モデルの構築を行い、洪水氾濫時の浸水想定を公表するとともに、国内では初めて洪水氾濫による死者数、孤立者数等の人的被害の想定や、超過洪水（約1,000年に1度の発生確率の洪水）時の被害想定等を行った。また、平成21年1月には、荒川堤防決壊時における地下鉄等の浸水想定について結果を取りまとめ、公表した。

国土交通省においては、平成21年4月に、東京湾沿岸の現時点での高潮防護能力の検証及び長期的な気候変化に対するリスクの把握を目的とした高潮浸水想定を公表し、その後、被害想定を検討を実施した。

大規模水害専門調査会での被害想定結果や過去の大規模水害時の状況等を踏まえ、逃げ遅れた者の被災回避、孤立者の救助・救援、災害時要援護者の被害軽減、地下空間や、病院等における被害軽減、住民や地域の防災力の向上、公的機関等の業務継続性の確保、ライフライン・インフラの浸水被害による影響の軽減と早期復旧、氾濫拡大の抑制と排水対策の強化等について、平成24年9月、首都圏大規模水害対策大綱を取りまとめた（図表1-1-62）。

図表 1-1-62 首都圏大規模水害対策大綱の概要

対策の基本的方向	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○リスクを分散して壊滅的な被害を回避する対策を講じる。</li> <li>○国家百年の計として長期的な展望を持ち、問題解決に向けて計画的な取り組みを実施する。</li> <li>○国による主導のもと、地方公共団体間で事前調整を図る。</li> <li>○大規模水害に対する社会全体の意識啓発を促し、あらゆる関係主体が相互に連携して総力をあげて対策に取り組む。</li> </ul>	
<b>1. 適時・的確な避難の実現による被害軽減</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域避難対策の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体間で整合性のとれた広域避難計画の策定</li> </ul> </li> <li>○ 避難率の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な被災イメージや避難計画、避難場所の周知・広報</li> </ul> </li> <li>○ 災害時要援護者の被害軽減</li> <li>○ 逃げ遅れた場合の被災回避</li> <li>○ 孤立者の救助・救援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助活動の拠点として利用可能な施設の確保、救助体制の整備</li> </ul> </li> <li>○ 地下街等における被害軽減               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下街等の所有者又は管理者で構成された協議会等による避難確保計画の策定</li> </ul> </li> <li>○ 病院及び介護・福祉施設等における被害軽減               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立した場合を想定した施設・設備等の設置及び備蓄・調達体制の強化</li> </ul> </li> </ul>	<b>3. 住民、企業等における大規模水害対応力の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模水害に対する正しい認識の形成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川水位や氾濫拡大の状況、予測情報等をわかりやすい表現方法により避難対象者に伝達</li> </ul> </li> <li>○ 地域住民の防災力の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体と地域住民が一体となった避難訓練の実施</li> </ul> </li> <li>○ 民間企業等の被害軽減対策の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模水害に対応した事業継続計画の策定</li> </ul> </li> <li>○ 行政・企業・住民等の相互連携</li> </ul>
<b>2. 公的機関による応急対応力の強化と重要機能の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的機関の業務継続性確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模水害に対応した業務継続計画の策定</li> </ul> </li> <li>○ 広域防災体制の確立</li> <li>○ 医療救護対策の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護所の設置箇所の整備及び周知徹底、浸水地域外の後方医療施設との連携</li> </ul> </li> <li>○ 孤立地域等への緊急物資の輸送体制の強化</li> <li>○ ライフライン・インフラの浸水被害による影響の軽減と早期復旧               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の耐水化、多重化、分散化</li> </ul> </li> </ul>	<b>4. 氾濫の抑制対策と土地利用関係による被害軽減</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治水対策の着実な実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設の適切な維持管理や施設整備の着実な実施による水害リスクの低減</li> </ul> </li> <li>○ 水防活動の的確な実施</li> <li>○ 氾濫拡大の抑制と排水対策の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水施設の浸水防止対策や燃料供給体制の整備</li> </ul> </li> <li>○ 水害を想定した土地利用・住まい方への誘導               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報の強化</li> </ul> </li> </ul>
<b>6. 対策の効果的推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画的な対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策実現に向けた短期、中期、長期の目標を示したロードマップの策定</li> </ul> </li> <li>○ 大規模水害の発生に備えた広域的な応急活動体制の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模水害応急対策活動要領(仮称)の策定</li> </ul> </li> </ul>	<b>5. その他の大規模水害特有の被害事象への対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衛生環境の確保(汚物、有害物対策等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物・有害物取扱施設等の把握と浸水防止対策及び流出防止対策の促進</li> </ul> </li> <li>○ 治安の維持</li> <li>○ 文化遺産の被害軽減</li> <li>○ 水害廃棄物の処理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害廃棄物の広域的な対応の強化、水害廃棄物処理計画の策定</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実践的な防災訓練の実施と対策への反映</li> <li>○ 大規模水害に関する調査研究の推進と防災対策への活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨予測や河川水位予測、潮位・波浪予測等の更なる精度向上、複合災害を踏まえた訓練の実施</li> </ul> </li> </ul>	

出典：国土交通省資料

### (3) 現在の取組

利根川・荒川の堤防が決壊する場合や、東京湾の高潮浸水が発生する場合に、国、都県、市区町村、道路管理者、鉄道事業者、ライフライン事業者等の各関係機関及び住民一人ひとりが、いっ、どのように対応すべきかについて検討を行い、地域で共有し協力することにより、少なくとも命を救い、できるだけ早期の復旧を図ることができるようにすることを目的として、平成25年11月、首都圏大規模水害対策協議会を設置し、それぞれの水害における対応を時系列で示した対処計画の検討を進めている。

さらに、国土交通省においては、平成26年1月に「国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部」を設置し、水災害が発生した際に実施すべき対策の検討を進めている。平成26年4月に水災害に関する防災・減災対策中間取りまとめを策定し、平成26年度の出水期に向けて、地下空間における浸水リスクの周知や接続ビル等との連携強化、全国の直轄管理河川における時間軸に沿ったタイムライン(防災行動計画)の策定等を決定した。

## 4-3 大規模土砂災害対策

### (1) 大規模土砂災害対策の必要性

日本列島は国土の約7割が山地・丘陵地であり、急流河川が多く、地質的にも脆弱である。加えて、世界の約1割に当たる110の火山が分布しているほか、世界の約2割の地震が発生するなど、厳しい国土条件のため、全国の約9割の市町村が土砂災害の危険と隣合わせとなっている。また、台風や梅雨前線などによって豪雨が降りやすく、過去10年間(平成16年～25年)の土砂災害発生件数は年平均で約1,000件を上回っており、人命や家屋等に多大な被害が生じている。このため、特に対策の必要な重点箇所に対する砂防設備等の整備や、自助、共助、公助の適切な役割分担に基づく警戒避難体制の整備等、土砂災害による犠牲者を減らすための、ハード・ソフト一体となった

効率的な土砂災害対策の推進が重要である。

大規模な土砂災害は「集中豪雨」「火山活動」「地震」等によって引き起こされる事が多い。

集中豪雨では、平成23年台風第12号による紀伊半島の豪雨で死者・行方不明者数62名、平成24年7月の九州北部豪雨で死者・行方不明者数23名、平成25年10月の台風第26号による豪雨で東京都大島町にて死者・行方不明者39名（平成25年12月31日時点）という甚大な被害が土砂災害により発生している。1時間降水量50ミリ以上及び80ミリ以上の短時間強雨や、日降水量200ミリ以上及び400ミリ以上の大雨の発生数の、長期的な変化傾向をみるといずれも増加傾向にあり、豪雨による土砂災害の発生危険性は増加する傾向にあると言える。

平成23年台風第12号による豪雨では、紀伊半島を中心に甚大な土砂災害が発生し、多くの尊い人命が失われたほか、河道閉塞が同時多発的に発生する原因となった「深層崩壊」である。大規模土砂災害を引き起こす要因の1つである深層崩壊は、山地及び丘陵地の斜面の一部が表土層（風化の進んだ層）だけでなく、その下の基盤まで崩壊する現象である。深層崩壊は大雨、地震、融雪等をきっかけとして発生し、深層崩壊で生じた移動土塊が、そのまま土石流となって流れ下る場合や河道閉塞（天然ダム）を形成する場合などがある。深層崩壊で生じる土砂災害は、平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震や平成23年台風第12号に伴う大雨による紀伊半島における河道閉塞に見られるように、大きな被害を引き起こすことが多い。その一方で、深層崩壊の発生機構や要因は未だ解明されていない部分が多く、更なる調査研究や防災対策を進める必要がある。

平成25年10月の台風第26号により東京都大島町で発生した土砂災害では、24時間降水量800mmを上回る降雨により大量の土砂が流域界を越えて流下するなど既存計画の対象としていなかった現象や、大量の流木による被害が拡大するなど、今後の土砂災害対策に反映するための対応方針を検討するうえで、多くの教訓が残った。また、警戒避難に関しても、これまで各都道府県により土砂災害警戒区域等の指定が促進され、市町村においては情報伝達等の警戒避難体制を地域防災計画で定めてきているが、土砂災害が発生するおそれがある土地に住む住民がより適切な避難行動をとれるよう、土砂災害から住民の生命を守るための警戒避難体制の強化方法を検討していく必要がある。

火山活動では、平成12年3月の有珠山の噴火により16,000人が避難、家屋が771棟が被災し、平成12年7月の三宅島の噴火では、全島避難指示が出されるなど、大きな被害となっている。近年では、平成23年に活動が活発化した霧島山（新燃岳）において、大量の降灰による土石流発生のおそれが高まったため、既設砂防設備の除石等を緊急的に実施し、併せて砂防設備等の整備も実施中である。火山活動は火山泥流や土石流等の広域的かつ大規模な土砂災害をもたらすほか、その活動も降雨に比べ長期化する場合が多い。東日本大震災以降、火山活動の活発化の可能性が指摘されており、火山地域における大規模土砂災害の発生が懸念されていることもあり、対応策の検討が必要である。

地震では、平成16年10月の新潟県中越地震では、芋川流域において1,419箇所もの斜面崩壊が発生し、河道閉塞も55箇所発生したほか、平成20年6月の岩手宮城内陸地震では、土砂災害が48件発生し、河道閉塞が15箇所発生、平成23年3月11日の東日本大震災においては、141件の土砂災害が発生し、78名の尊い命が失われるなど、甚大な被害が発生している。地震は、斜面崩壊等を引き起こすだけでなく、地盤の状態の変化により、その後の降雨による土砂災害発生危険性が増すなど二次災害発生の可能性も高くなる。南海トラフ地震や首都直下地震等による被害の発生及び拡大、長期化による我が国の国民生活や経済活動への甚大な影響の発生などに備えては、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生要因等が想定される土砂災害危険箇所について、土砂災害防止施設の整備、維持管理・更新等を戦略的に推進する必要がある。

## (2) 大規模土砂災害対策の現状等

国土交通省では深層崩壊に関しては、平成22年8月に過去の深層崩壊発生箇所と地形・地質条件との関連を統計的に分析した「深層崩壊推定頻度マップ」を公表した。さらに、深層崩壊に関する調査の第二段階として空中写真判読等による深層崩壊の溪流（小流域）レベルの調査を進め、平成24年9月、深層崩壊の推定頻度が特に高い地域を中心に、地質条件等が同質の一定区域内における深層崩壊の相対的な危険度を示した「深層崩壊溪流レベル評価マップ」を公表した。

また、火山噴火に伴う土砂災害による被害の軽減に当たっては、砂防堰堤等の基幹的施設整備や緊急対策用資材の製作・備蓄、火山噴火時に機動的な対応を行うための訓練など、「火山噴火に備えた平常時の対策」と「火山噴火時の緊急的な減災対策」を実施している。

## (3) 現在の取組

国土交通省では、深層崩壊に対する今後の取組として、深層崩壊推定頻度マップにおいて深層崩壊の発生推定頻度が特に高いと評価された地域を中心に、深層崩壊の警戒避難体制の強化に向け、

- ・広域的な降雨状況を把握する雨量レーダー
- ・土砂移動により発生する振動から崩壊発生位置や規模を推測する大規模土砂移動検知システム
- ・崩壊位置の確認や規模の計測を行う衛星画像解析

等の技術を活用し、土砂災害の要因となる深層崩壊等を早期に把握し、関係機関への情報配信を行う大規模崩壊監視警戒システムの整備を推進している。

これまでも研究機関等において深層崩壊に関する様々な調査研究を実施してきたが、深層崩壊の規模や影響範囲等を事前に特定するまでに至っておらず、深層崩壊対策を検討する上での課題となっている。このため、深層崩壊対策を検討するモデル地区を設定し、深層崩壊発生時の影響範囲推定手法の研究、関係自治体と連携した警戒避難対策の検討、砂防設備の効果検証や補強手法の検討等、深層崩壊のハード対策及びソフト対策に関する検討に取り組んでいく。

既存計画の対象としていなかった現象や大量の流木に対処するためのハード対策、及び土砂災害から住民の生命を守るための警戒避難対策等のソフト対策の強化について検討するため、平成25年12月に「土砂災害対策の強化に向けた検討会」を設置し、土砂災害対策の強化に向けてハード、ソフト対策について総合的な検討をすすめる。

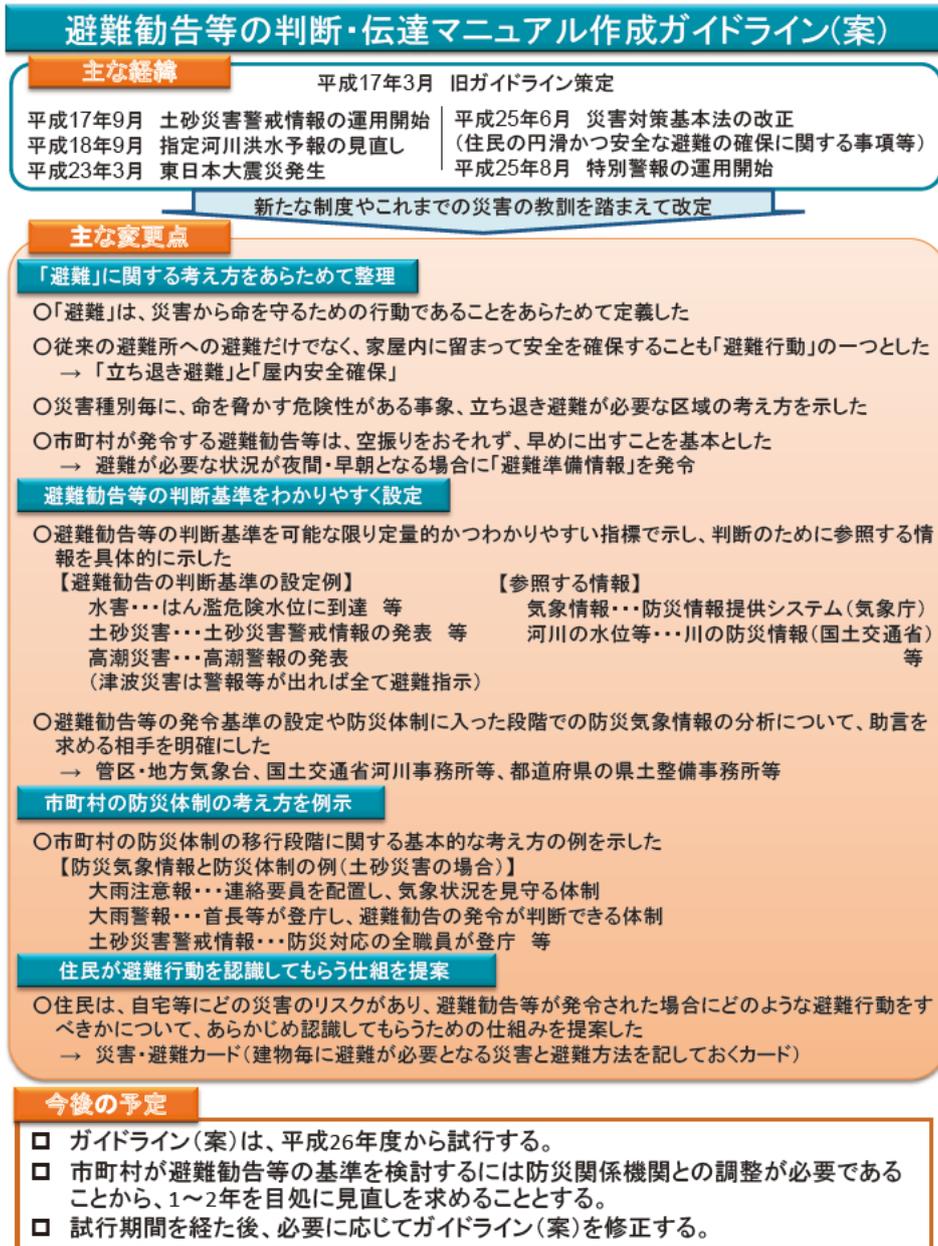
また、火山噴火に伴う大規模な火山泥流や降灰を原因とする土石流等の被害に対しては、危険情報の把握及び周知など、土砂災害に備えた緊急的な減災のための危機管理対応力を強化する。また、火山体内部の脆弱な地質の分布、地下水の集中状況を物理探査等により調査し、大規模土砂災害発生の可能性やその規模の推定等を進めていく。

## (4) 避難勧告ガイドライン（再掲）

内閣府では、平成17年に策定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」について、新たな防災情報が発表されるようになったことやこれまでの災害の教訓を踏まえて、学識経験者や地方公共団体、国の関係機関の意見を聞きながら検討を進め、改定作業を行い、全面的な見直しを完了させ、平成26年4月、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」として都道府県を通じて市町村に通知し、避難勧告等の判断基準等について見直し又は設定を行うよう依頼した。また、都道府県、国の関係機関にも、市町村の見直し等に際して積極的な助言をしていただくよう、依頼した（図表1-1-63）。

このガイドライン（案）では、避難勧告等の判断基準を具体的な雨量や水位を基準として設定することでわかりやすくするとともに、市町村が発令する避難勧告等は空振りをおそれず早めに出すこととしている。今後は、ガイドライン（案）の主旨を市町村にしっかりと認識していただくよう、周知・徹底を図り、発令基準の見直しや策定が進むよう、関係機関が一体となって支援していくこととしている。

図表 1-1-63 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）の概要

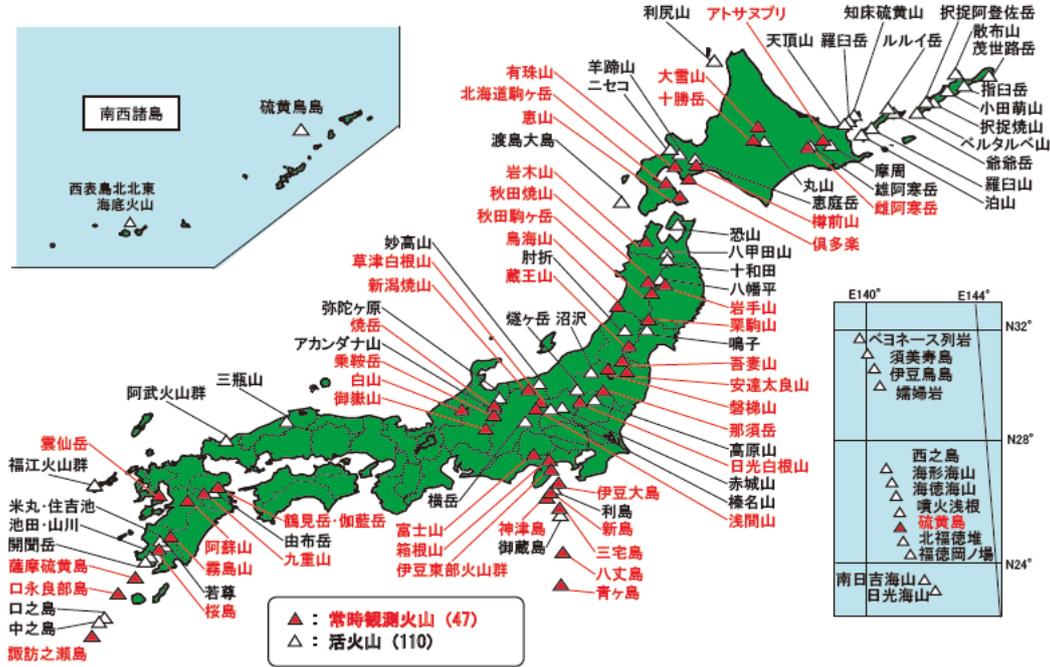


## 4-4 火山災害対策

### (1) 火山災害対策の必要性

火山は、平穏なときは極めて美しい姿を見せ人々を魅了するが、ひとたび噴火すると甚大な被害を及ぼすことがある。我が国は、環太平洋火山帯の一部に位置し、世界の約7%に当たる110の活火山(火山噴火予知連絡会で「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義)を有する火山国であり(図表1-1-64)、有史以来繰り返し甚大な火山災害に見舞われてきた。

図表 1-1-64 我が国の活火山の分布



出典：気象庁資料

平成元年以降でも、平成2年～平成7年の雲仙岳、平成12年の有珠山や三宅島、平成23年の霧島山（新燃岳）のように大きな被害をもたらした噴火が発生している。また、平成21年以降、桜島では爆発的噴火が毎日のように発生しており、平成23年は観測史上最多となる年間996回、平成24年は年間885回、平成25年は年間835回の爆発的噴火を記録するなど、依然として活発な火山活動が継続しており、周辺地域へ降灰による農業被害等をもたらしている。

噴出物の総量が10億m<sup>3</sup>を超える大規模噴火は、我が国では大正3年の桜島の大正噴火以降発生していないが、過去の噴火の歴史を振り返れば、いつの日か再び住民の生活や経済活動に広域、長期にわたり影響を及ぼす大規模噴火が発生することは避けることができないと考えられることから、いつでも火山災害が起こり得ることを想定し、万全の備えをしておく必要がある。

## (2) 火山災害の特徴と対策

噴火等の火山活動により発生し得る現象は、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流（積雪期の噴火時に火砕流等の高温の噴出物が火口付近の積雪を融解することで発生）、溶岩流、小さな噴石・火山灰、土石流（降灰後の降雨等により発生）、山体崩壊、火山性地震、地殻変動、火山ガス等多様である。中でも、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、土石流、山体崩壊は、発生後に短時間で居住地域に深刻な影響が及ぶ可能性があり、生命に対する危険性が高い。同一火山においても発生する現象やその規模は噴火毎に異なり、さらには一連の噴火の中でも時間の経過とともに変化する。また、噴火が継続する時間の予測も難しい。加えて、火山災害は一部火山を除き発生頻度が低いため、ほとんどの人はその一生において火山災害を経験することが無いことから、火山の専門家ではない住民や市町村行政担当者が適切な災害イメージを持つことが難しく、ひいては自発的な対応の難しさに繋がっている。

他方で火山災害は、観測により火山性地震や山体の膨張等の前兆現象を捉えることで、ある程度の精度で噴火予知が可能であり、危険な火山現象の発生前に深刻な影響が及ぶ地域への入山規制や当該地域からの避難等の対応を行うことで、人的被害を避けることが可能である。

そのためには、気象庁が発表する噴火警報や噴火警戒レベル、国土交通省が発表する土砂災害緊急情報を踏まえて、市町村長が住民等に対して的確に避難勧告や避難指示を発令し、さらに、避難勧告や避難指示を受けた住民等が迅速かつ円滑に避難することができる火山防災体制を平常時において構築しておくことが必要である。火山災害は市町村のみでの的確な防災対応を判断、実施することは極めて困難であることから、市町村と都道府県、火山現象や火山災害の知見を有する气象台や砂防担当事務所等の国の機関や専門家、その他関係機関が連携し、防災基本計画に基づき、火山防災協議会を設置して、組織を越えて協力して火山防災体制を構築することが必要である。

具体的には、平常時に火山防災協議会において、噴火シナリオ（噴火時に想定される火山現象及びその規模、影響が及ぶ範囲の推移を時系列として示したもの）の作成、火山ハザードマップ（火山現象が到達する可能性がある危険区域を表記したもの）の作成、噴火警戒レベル（火山防災協議会で合意された避難開始時期と避難対象地域の設定に基づき、火山活動に応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標）の設定、具体的で実践的な避難計画（避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路、避難手段を定めた計画）、火山防災マップ（火山ハザードマップに、噴火警報等の解説や避難経路や避難手段等、防災上必要な情報を付加したもの）等を作成することが必要である。

これら平常時に構築した体制に基づき、噴火時には、噴火警戒レベルの発表、降灰状況の緊急調査と土砂災害緊急情報の発表、避難計画に基づく入山規制、避難誘導の対応等を関係機関が協力して行うことが必要である。なお、噴火時に、事前に火山ハザードマップで想定した状況と全く同一の現象が発生することは無いため、噴火時には最新の観測情報に基づきリアルタイムハザードマップを作成し、対応を検討することも有効である。

また、火山の監視観測体制の充実や調査研究の推進や、砂防えん堤や避難路等の施設整備も火山災害対策として重要である。

### （3）火山災害対策の取組

現在、全国の110の活火山について、火山噴火予知連絡会の調整の下、大学、気象庁、文部科学省（防災科学技術研究所）、国土地理院、経済産業省（産業技術総合研究所）、海上保安庁等が観測を行っている。火山噴火予知連絡会が「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定した47火山については、気象庁が、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関からのデータ提供も受け、24時間体制で監視を行い、噴火の前兆等の把握に努めている。

現在、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁等は、平成23年から平成26年に修正された防災基本計画（火山災害対策編）や、平成20年3月に「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」が取りまとめた「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」等に基づいて、各火山の火山防災体制の構築を推進している。

防災基本計画の修正を契機に、各火山地域における火山防災協議会の設置が進められており、平成25年9月には八甲田山（青森県）の「八甲田山火山防災協議会」が、平成26年1月には秋田駒ヶ岳（秋田県・岩手県）及び秋田焼山（秋田県）の「秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会」が、平成26年2月には鶴見岳・伽藍岳（大分県）の「鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会」が、平成26年3月には日光白根山（栃木県・群馬県）の「日光白根山火山防災協議会」がそれぞれ発足した。また、富士山（山梨県、静岡県、神奈川県）の「富士山火山防災対策協議会」では、平成26年2月に富士山火山広域避難計画が作成され、この計画に基づく具体的な対策に関する検討が始められている。さらに、新潟焼山（新潟県・長野県）の「新潟焼山火山防災協議会」では、同じく平成26年2月に、新潟焼山の火山活動が活発化した場合の避難計画が策定されるなど、各火山地域における取組が進められている。しかしながら、監視・観測体制の充実等が必要な47火山において、火山防災協議会が設置されている火山は33火山、火山ハザードマップが作成されている火山

は37火山、噴火警戒レベルが運用されている火山は30火山に留まり、具体的な避難計画が策定されているのは、15の火山地域の20市町村に留まっており（平成26年3月末現在）、火山防災協議会の設置、噴火警戒レベルの設定、具体的な避難計画の策定等を引き続き推進していくことが必要である。

内閣府では、平成21年度から火山防災対応の実務経験者を派遣し、地方公共団体の火山防災体制の構築等の支援に当たる火山防災エキスパート制度を運用し、平成25年度は7回の派遣を行った。また、平成23年1月に、「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」を踏まえた火山防災体制の構築に向けたさらなる推進策を検討するために「火山防災対策の推進に係る検討会」を設置し、検討会の成果として、「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」を作成（平成24年3月）、さらに、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁が共同で「火山防災マップ作成指針」を作成した（平成25年3月）。また、平成24年12月及び平成25年8月には、同じく内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁が共同で、火山防災協議会設置の促進や運営の活性化を図ることを目的に、火山地域の地方公共団体と関係機関の火山防災担当者及び火山専門家を対象に「火山防災協議会等連絡・連携会議」を開催した。

国土交通省及び都道府県の砂防部局は、火山噴火に伴う土砂災害による被害を軽減するため、火山活動が活発で火山活動による社会的影響の大きい29火山を対象に、緊急支援資機材の備蓄等の平常時からの準備事項と、遊砂地、導流堤等の緊急ハード対策施設の施工、火山監視機器の緊急整備、リアルタイムハザードマップの整備等の緊急時の実施事項を定めた「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進めており、平成26年3月までに18火山で初版が策定済みである。

気象庁は、各地の火山防災協議会において避難計画の検討や見直しと一体的に噴火警戒レベルの設定・改善を進めている（平成26年3月現在、噴火警戒レベル運用火山は30火山）。また、避難などの具体的な防災対応を促すため、地元の火山防災協議会において合意が得られた火山に対しては、噴火警報文に「避難」や「入山規制」等の用語を記載して発表することとした（平成26年3月現在、噴火警戒レベル運用30火山のうち23火山が対象）。

#### （4）大規模火山災害対策への提言

平成24年度に開催された有識者による「広域的な火山防災対策に係る検討会」（内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁の共同事務局）は、大規模火山災害への備えの現状を明らかにし、大規模火山災害に備えて、今後、国及び地方公共団体が取り組むべき事項をまとめた「大規模火山災害対策への提言」を公表した（平成25年5月）。提言では、大規模な溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流対策として避難時期と避難対象地域を段階的に設定した避難計画の策定、大規模な降灰の影響評価と対策を進めるための調査研究の推進、大規模火山災害時の国・都道府県・市町村の連携と火山専門家の協力の在り方、さらに火山の監視観測・調査研究体制の強化とそれを支える人材の育成や、組織横断的な火山専門家の連携体制の構築等の重要性が指摘された。

#### （5）火山災害における応急対策の方針

「大規模火山災害対策への提言」を受け、平成26年3月には、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨に伴う土石流等）とその規模が多様であること等を考慮し、噴火その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある段階から、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、国その他の関係機関の役割について明確にした応急対策の方針を取りまとめた（図表1-1-65）。

この方針には、噴火等の警戒段階からの政府の体制を記載するとともに（図表1-1-66）、大規模な火山災害時には、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される合同会議において、火山活動に関する情報を共有し、警戒が必要な範囲の拡大、縮小、解除や住民避難の誘導その他の災害応急対策にあたり関係機関で調整が必要な事項について合意形成を図ること、また、市町

村長が発する避難勧告等に関する国の支援についても記載している。

図表 1-1-65 火山災害における応急対策の方針の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世界有数の火山国である我が国は、過去には幾度となく大規模な火山災害が発生しており、過去の災害に学び大規模火山災害の再来に備えることが必要</li> <li>○ 火山災害はその要因となる現象が多様であり、現象の推移等の把握や予測が難しく、地方公共団体のみでは適切な対応が難しいことが懸念</li> <li>○ 一部の火山現象は、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があるため、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難が可能な体制の構築が必要</li> <li>○ 国、地方公共団体、公共機関、火山専門家等が協力して火山災害対策を推進することが必要</li> <li>○ 他の災害と火山災害の異なる点を整理し、警戒段階からの国の災害応急対策活動を示すとともに、府省庁をはじめとする関係機関の役割を記載した対処の方針を作成</li> </ul>	
作成の背景・方針のポイント	2. 活動方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「大規模火山災害対策への提言」(平成25年5月広域的な火山防災対策に係る検討会)を受けて             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の火山防災協議会の枠組みのみでは対応が困難な事態を想定</li> <li>・ 関係市町村が単独で避難指示等の範囲や時期を判断することは困難</li> <li>・ 国の積極的な関与を期待</li> </ul> </li> <li>○ 警戒段階からの政府の現地本部の設置を明確化</li> <li>○ 合同会議の開催の手順及び各機関の役割を明確化</li> <li>○ 市町村長が発する避難勧告等に関する国の支援について明記</li> <li>○ 適時適切な避難等を実施するための情報の取り扱いについて明記</li> <li>○ 円滑な避難等を実施するための輸送、交通の確保について明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 噴火警戒レベル3～4 情報収集、避難の準備</li> <li>◎ 噴火警戒レベル4～5 避難の本格実施</li> </ul>
1. 対応体制	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 警戒段階から現地における情報の収集・取りまとめを実施</li> <li>◎ 噴火等の発生により対策本部へ移行</li> <li>◎ 合同会議による国・関係地方公共団体・火山専門家等の合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベル3の段階             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁災害警戒会議開催、先遣チーム・政府調査団派遣、協議会へ参加</li> </ul> </li> <li>○ 噴火警戒レベル4の段階             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難に関する事項について合意形成</li> <li>・ 避難等に必要なルート等の確保等、降灰除去の活動</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難を支援</li> </ul> </li> <li>○ 噴火警戒レベル5の段階             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難のための情報周知</li> <li>・ 危険な居住地域からの避難を支援</li> <li>・ 立ち入り可能な被災地での救助・救急・消火、医療活動等</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山災害現地連絡調整室の設置(レベル3)</li> <li>○ 火山災害警戒本部、現地警戒本部の設置(レベル4)</li> <li>○ 火山災害警戒合同会議を主催(レベル4)</li> <li>○ 緊急(非常)災害対策本部を設置(レベル5)</li> <li>○ 緊急(非常)災害現地对策本部を設置(レベル5)</li> <li>○ 火山災害対策合同会議を主催(レベル5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 避難所等生活実施段階</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所生活の開始から長期化対応まで             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 膨大かつ長期に渡る避難所ニーズに対応するための物資の調達、輸送</li> <li>・ 広域一時滞在等の実施</li> <li>・ 仮設住宅や民間住宅等の提供</li> </ul> </li> </ul>

出典：内閣府資料

図表 1-1-66 噴火警報に伴う政府の体制

警報	警戒レベル	官邸・8号館	現地
噴火警報(特別警報)	<b>レベル5 (避難)</b> 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急(非常)災害対策本部                本部長：内閣総理大臣                (内閣府特命担当大臣(防災))</li> <li>・ 関係閣僚会議(必要に応じて)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急(非常)災害現地对策本部                本部長：内閣府副大臣                (内閣府大臣政務官)</li> <li>・ 緊急(非常)災害現地对策室                室長：内閣府官房審議官</li> <li>・ 火山災害対策合同会議                構成：関係省庁、地方公共団体、火山専門家</li> </ul>
	<b>レベル4 (避難準備)</b> 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火山災害警戒本部                本部長：内閣府特命担当大臣(防災)</li> <li>・ 関係閣僚会議(必要に応じて)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火山災害現地警戒本部                本部長：内閣府官房審議官</li> <li>・ 火山災害現地警戒室                室長：内閣府防災担当参事官</li> <li>・ 火山災害警戒合同会議                構成：関係省庁、地方公共団体、火山専門家</li> </ul>
	<b>レベル3 (入山規制)</b> 火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁災害警戒会議                議長：内閣府防災担当参事官</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火山災害現地連絡調整室                構成：内閣府防災担当参事官</li> <li>・ 防災協議会合同会議への参加                構成：関係省庁、地方公共団体、火山専門家</li> </ul>
火警報周辺			

出典：内閣府資料

## 4-5 雪害対策

### (1) 雪害の現況

我が国は、急峻な山脈からなる弧状列島であり、冬季には、シベリア方面から冷たい季節風が吹き、日本海には南からの暖流があるため、特に、日本海側で多量の降雪・積雪がもたらされ、屋根の雪降ろし中の転落、雪崩や暴風雪災害のほか、降積雪による都市機能の麻痺、交通の障害といった雪害が毎年発生している。

### (2) 雪害対策の概要

雪崩は、その速度が極めて速く（概ね、表層雪崩で100~200km/h、全層雪崩で40~80km/h）、衝撃力は場合によっては100 t/m<sup>2</sup>（鉄筋コンクリートの建物を倒壊する力）に相当することもあり、一度集落を襲うと被害が甚大なものとなる。このため、集落を保全対象とした雪崩対策事業を推進するとともに、危険箇所の住民への周知徹底、警戒避難体制の強化、適正な土地利用への誘導等の総合的な雪崩対策を実施している。豪雪地帯には日本全国の人口の約2割近くに当たる人々が生活を営んでいるが、集落を対象とした雪崩危険箇所は、国土交通省の調査によれば2万501箇所以上あり、このほか、林野庁が林地を対象として行った調査によれば約7,000箇所が報告されている。

なお、降積雪時には、雪降ろしの中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止、雪崩警戒体制の強化に取り組むこととしているほか、道路の交通確保のための除雪事業や除排雪経費が著しく多額にのぼる地方公共団体については所要経費の一部を特別交付税で措置することとしている。

平成25年11月末からの大雪等においては、東北・関東地方を中心とした1都7県に対する自衛隊の災害派遣や、長野県の4市町、群馬県の9市町村、山梨県の21市町村、埼玉県の7市町への災害救助法の適用のほか、道路に係る20道府県に対する除雪補助追加配分及び4県89市町村への除雪費補助の臨時特例措置、特別交付税の繰上げ交付、雪捨て場としての河川敷地の拡大、除雪機械支援、被災中小企業者・被災農業者への支援対策等を行った。

また、新潟県において、特に被害が甚大であった山梨県及び埼玉県からの要請に基づき、両県に対し道路等の除雪支援等を行ったほか、静岡県、長野県及び長野県内7市町村において、山梨県からの要請等に基づき、同県に対し情報収集・災害支援調整のための職員派遣、道路等の除雪支援等を行うなど、地方公共団体による広域連携が図られた。

### (3) 豪雪地帯対策の概要

降積雪が多く、産業の振興及び民生の安定向上のために総合的な対策を必要とする地域については、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき、豪雪地帯として、平成25年4月1日時点で、24道府県の532市町村が指定されている（図表1-1-67）。その面積は全国土面積の約51%に当たる約19万km<sup>2</sup>であるが、人口は総人口の約15%に当たる約1,963万人（平成22年10月1日現在（国勢調査））が生活している。

豪雪地帯では、人口の減少傾向が全国平均と比べ顕著であり、また、高齢化率も全国平均と比べて高く、過疎化が進んでいる。さらに、除雪の担い手となる建設業者数も減少しており、豪雪地帯における地域防災力の低下が課題となっている。

豪雪地帯では、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき豪雪地帯対策基本計画を策定し、各種の雪害対策を含む豪雪地帯対策が講じられており、平成24年の「豪雪地帯対策特別措置法」改正により、同計画に新たな対策として、「除排雪の体制の整備」、「空家に係る除排雪等の管理の確保」、「雪冷熱エネルギーの活用促進」、「集中的降雪時の道路交通の確保」が追加された。

#### (4) 今後の雪害対策の方向性

近年の降積雪における被害をみると、毎年人的被害が発生しており、平成18年豪雪において152名もの多数の死者が発生したことを始めとして、平成22年度、平成23年度及び平成24年度は毎年100名を超える死者の人的被害が発生したほか、住宅被害、電力、ガス、水道等のライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害が発生した。毎年、除雪作業中の事故や高齢者の事故が多く、除雪時の安全対策等が重要となっている（図表1-1-68）。

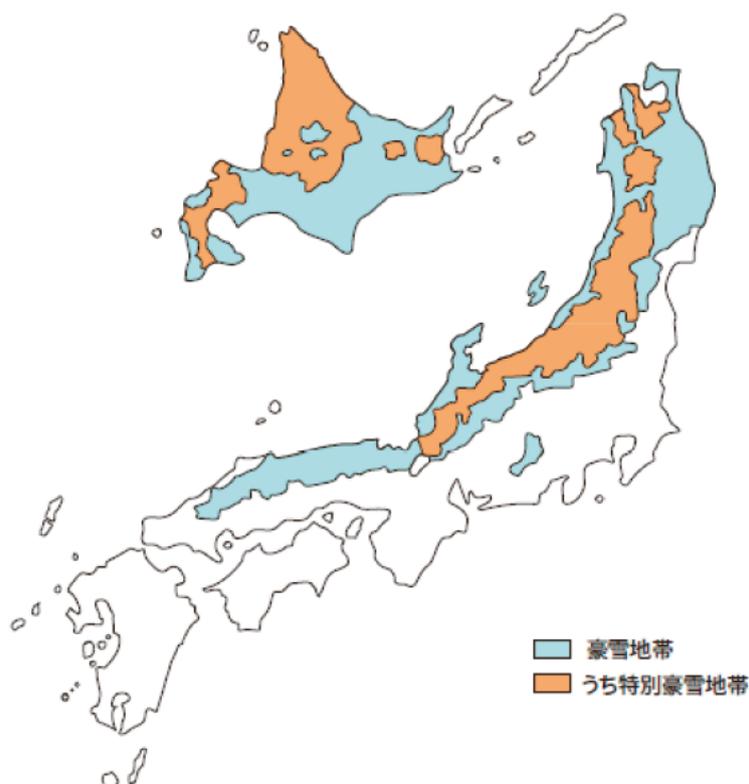
このため、これまでの大雪から得られた教訓や大雪対策を踏まえ、除雪作業中の事故防止に向けた安全対策の徹底、地域コミュニティの共助による雪処理活動、空き家等の除雪対策、降雪により走行不能となる車両に起因した連鎖的滞留の防止等の取組を行ってきたところである。

また、平成25年3月に北海道において暴風雪が発生し、吹き溜まりやホワイトアウト現象により、雪の中で立ち往生した車中における一酸化炭素中毒や走行不能となった車両を離れて徒歩で移動中の凍死等により9名が亡くなった。このため、日頃からの暴風雪への対処方法の住民への十分な周知・啓発、暴風雪に関する予報・警報の住民へのわかりやすい発表、これらの情報の住民への迅速かつ確実な伝達等が必要である。また、豪雪地帯の住民への周知に加え、豪雪地帯の訪問者への啓発も重要である。

平成26年2月には、特に関東甲信地方を中心として、過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪に見舞われ、車両の立ち往生等による道路の通行止めや鉄道の運休が相次ぎ、最大で約6,000世帯が孤立するなどの甚大な被害が発生した。

今回の大雪を踏まえた教訓として、今後、注意報、警報、特別警報を含む一連の防災気象情報の提供のあり方について検討するとともに、立往生車両のドライバー等への交通情報の提供方策の検討、豪雪地帯と豪雪地帯以外の地方公共団体間での広域連携体制の強化を図ることが重要である。

図表 1-1-67 豪雪地帯及び特別豪雪地帯指定地域



出典：内閣府資料

図表 1-1-68 平成25年冬季の大雪による人的被害の状況

死亡状況	65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合	合計
	人数	人数	%	人数
雪崩による死者	1	0	0%	1
屋根や雪下ろし等、除雪作業中の死者	14	52	79%	66
落雪等による死者	1	9	90%	10
倒壊した家屋の下敷きによる死者	2	5	71%	7
その他	6	5	45%	11
合計	24	71	75%	95

(注) 平成25年11月から平成26年3月31日まで除雪作業中の死者(66人)は全体の死者(95人)の70%

出典：消防庁資料(平成26年4月30日)をもとに内閣府作成

## 4-6 竜巻災害対策

### (1) 竜巻災害の現況

竜巻は、積乱雲又は積雲に伴って発生する鉛直軸をもつ激しい渦巻きであり、年間を通じて日本のどこでも発生し、特に台風シーズンである9月に最も多く発生している。竜巻等の突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず住家、交通機関等へ局地的に甚大な被害をもたらす場合がある。平成25年においては、9月に埼玉県及び千葉県において発生した竜巻により甚大な被害が発生したほか、11月までに栃木県、秋田県等で竜巻による被害に見舞われた。近年の主な竜巻被害は、図表1-1-69のとおりである。

図表 1-1-69 近年の主な竜巻被害

No	年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール
1	平成2年2月19日	鹿児島県枕崎市	死者1人、負傷者18人	全壊29棟、半壊88棟	F2~F3
2	平成2年12月11日	千葉県茂原市	死者1人、負傷者73人	全壊82棟、半壊161棟	F3
3	平成9年10月14日	長崎県郷ノ浦町	死者1人、負傷者0人	全壊0棟、半壊0棟	F1~F2
4	平成11年9月24日	愛知県豊橋市	死者0人、負傷者415人	全壊40棟、半壊309棟	F3
5	平成18年9月17日	宮崎県延岡市	死者3人、負傷者143人	全壊79棟、半壊348棟	F2
6	平成18年11月7日	北海道佐呂間町	死者9人、負傷者31人	全壊7棟、半壊7棟	F3
7	平成23年11月18日	鹿児島県徳之島町	死者3人、負傷者0人	全壊1棟、半壊0棟	F2
8	平成24年5月6日	茨城県つくば市等	死者1人、負傷者37人	全壊76棟、半壊158棟	F3
9	平成25年9月2日	埼玉県越谷市等	死者0人、負傷者64人	全壊13棟、半壊36棟	F2

出典：気象庁HP「竜巻等の突風データベース」

図表 1-1-70 竜巻の強さの指標（藤田スケール）

**藤田スケールとは**

竜巻等の激しい突風をもたらす現象は水平規模が小さく、既存の風速計から風速の実測値を得ることは困難である。このため、昭和46年（1971年）にシカゴ大学の藤田哲也博士により、竜巻やダウンバーストなどの突風により発生した被害の状況から風速を大まかに推定する「藤田スケール」が考案された。被害が大きいほどFの値が大きく、風速が大きかったことを示す。日本ではこれまでF4以上の竜巻は観測されていない。

F0	17～32m/s (約15秒間の平均)	テレビのアンテナ等の弱い構造物が倒れる。小枝が折れ、根の浅い木が傾くことがある。非住家が壊れるかもしれない。
F1	33～49m/s (約10秒間の平均)	屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。
F2	50～69m/s (約7秒間の平均)	住家の屋根がはぎとられ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られる。自動車が道から吹き飛ばされ、汽車が脱線することがある。
F3	70～92m/s (約5秒間の平均)	壁が押し倒され住家が倒壊する。非住家はバラバラになって飛散し、鉄骨づくりでもつぶれる。汽車は転覆し、自動車はもち上げられて飛ばされる。森林の大木でも、大半が折れるか倒れるかし、引き抜かれることもある。
F4	93～116m/s (約4秒間の平均)	住家がバラバラになって辺りに飛散し、弱い非住家は跡形なく吹き飛ばされてしまう。鉄骨づくりでもベシャンコ。列車が吹き飛ばされ、自動車は何十メートルも空中飛行する。1トン以上ある物体が降ってきて、危険この上もない。
F5	117～142m/s (約3秒間の平均)	住家は跡形もなく吹き飛ばされるし、立木の皮がはぎとられてしまったりする。自動車、列車等がもち上げられて飛行し、とんでもないところまで飛ばされる。数トンもある物体がどこからともなく降ってくる。

出典：気象庁HPを基に内閣府において作成

## (2) 竜巻災害対策への取組状況

平成25年9月に埼玉県越谷市などで甚大な竜巻災害が発生したことを受け、関係府省庁により構成される「竜巻等突風対策局長級会議」において竜巻災害対策の検討を行い、同年12月には、同会議において、予測情報の改善、災害情報等の伝達の在り方、防災教育の充実、建造物の被害軽減策の在り方、被災者支援の在り方を今後の取り組むべき施策として取りまとめた（図表 1-1-71）。

図表 1-1-71 「竜巻等突風対策局長級会議」報告概要

- 竜巻等突風対策として、これまで「竜巻等突風対策局長級会議」の報告(平成24年8月)に基づく各種施策に取り組んできたところ。
- 平成25年9月等の竜巻被害を踏まえ、今までの施策の取組状況をフォローアップの上、竜巻等突風に対する対策を一層強化するため、次の施策を推進する。

## 1. 予報情報の改善

- レーダーデータを利用した竜巻予測精度向上の技術開発
- フェーズドアレイレーダーによる竜巻等の超高速監視技術の開発
- 数値予報モデルによる予測の高度化に関する研究開発
- 高感度雲レーダー等の次世代観測・予測システムの開発

## 2. 災害情報等の伝達の在り方

- **竜巻の目撃情報の収集**
  - ・ 26年度、住民から竜巻等突風に関する通報が消防本部にあった場合は、速やかに消防本部から気象台へ連絡する取組について、現在の栃木県・茨城県から関東地方一円へ拡大して試行
  - ・ 26年度以降、竜巻に関する通報者として公的機関職員等も対象とすることについて検討するとともに、研修、訓練、登録制度等についても併せて検討
  - ・ SNSやビッグデータの活用について、26年度以降検討
- **確度の高い竜巻注意情報の提供**
  - ・ 26年度から、竜巻の目撃情報を受けた場合には、竜巻発生に関する情報を含む確度の高い竜巻注意情報を発表
  - ・ 竜巻が目撃された場所の情報は、府県を2〜7に分割した「一次細分区域」により発表
  - ・ 竜巻注意情報自体も、28年度に「一次細分区域」での発表を目指す
- **住民への情報の伝達**
  - ・ 竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報については、防災行政無線、自治体登録メール、報道等の多様な手段による伝達

## 3. 防災教育の充実

- **学校関係者向け**
  - ・ 竜巻等の防災教育に関する冊子、リーフレット、DVDの活用
  - ・ 教科書や学習教材への防災に関する記述の充実の要請
- **一般の方向け**
  - ・ パンフレット「竜巻から身を守るう！」の作成
  - ・ 官民から提供される竜巻に関する情報の周知
- **地方公共団体職員等向け**
  - ・ 各種研修、普及啓発の実施

## 4. 建造物の被害軽減策の在り方

- 飛来物による外装材の耐衝撃性能の試験法・評価法について26年度に策定・公表し、建材メーカー等の技術開発を促進
- 学校設置者が行うガラス飛散防止対策等への支援
- 「学校施設の防災力強化プロジェクト」において、地方公共団体等における竜巻等突風対策に対応した実証的研究を支援

## 5. 被災者支援の在り方

- 被災者支援に関する有識者検討会がまとめた「最近の竜巻等突風対策を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」を踏まえ、関係機関に要請等を行いながら、できる限り早期に「新たな支援」の活用等を実施

出典：内閣府資料

これを受けて、関係府省庁は以下の施策を推進することとしている。

## ① 竜巻の目撃情報を活用した確度の高い竜巻注意情報の発表

竜巻の3割は複数で発生することから、竜巻が目撃された場合に次の竜巻に備えることができるよう、一部の県において試行している消防本部を通じ住民から竜巻目撃情報を収集する仕組みを拡大すること等により、確度の高い「竜巻注意情報」の発表を図る。

## ② 竜巻災害に関するパンフレット等を活用した周知・広報活動の実施

竜巻の発生しやすい気象状況を理解し、竜巻発生の予兆となるような黒い雲の発生などの周囲の状況変化に気づいた際に自ら退避行動を取ることができるよう、竜巻災害に関するパンフレット等を活用し、周知・広報活動を実施する(図表1-1-72)。

## ③ 竜巻を含めた自然災害の被災者への公平で迅速な支援

「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」がまとめた「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」(平成25年12月)を踏まえ、関係機関と協議等を行いながら、できる限り早期に必要な対応を実施する。

図表 1-1-72 竜巻から身を守ろうパンフレット（抜粋）

# 竜巻から 身を守ろう！

- 自ら身を守るために -

**竜巻は突然発生し、短時間で大きな被害をもたらします。  
竜巻の特徴を知って、自ら身を守りましょう。**

竜巻の特徴を知って、自ら身を守りましょう。

**住家の倒壊**

**飛来物の衝突**

**車の転倒**

内閣府・気象庁

## 竜巻の接近

竜巻が発生・接近している様子が見えたら、直ちに退避行動を！

黒い雲の膨らむと状に垂れ下がる

土煙が近づいてくる

物やごみ等が巻き上げられ飛んでいる

「ゴース」という音がする

（気圧変化により）耳に異変を感じる

建物の影に隠れていたり、夜間の場合には、竜巻を目視できない場合があります。以下も竜巻が迫っているサインです。直ちに退避行動を！

## 竜巻が接近した時の退避行動

飛んできて、窓や壁を突き破る飛散物は大変危険です。直ちに、屋内外で飛散物から身を守る退避行動をとりましょう！

**屋内の退避行動**

窓や、ドア、外壁から離れる。竜巻の移動速度はとて速く、壁の厚で竜巻を鈍らせるのは大変危険。

家の一番で中心部に近い、窓のない部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。

岩や机の下等の頑丈な物の隙に入り、周囲で頭と首を守る。

コンクリート製等の頑丈な室内に駆け込む。

**屋外の退避行動**

車庫や物置、プレハブを遠慮場所にしなさい。

駆け込める隙間が無い場合は、頑丈な構造物の側にうすくまったり、壁溝等に伏せる。

出典：内閣府、気象庁作成資料

## 第2章 東日本大震災の復旧と復興に向けた取組

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（気象庁が命名）は、マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも1900年以降4番目の巨大地震であった。この地震により、広範囲に揺れが観測され、日本各地で大きな津波が発生し、加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害となった。（注：平成23年4月1日の閣議了解により、この東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害については、「東日本大震災」と呼称することとされた。）

以下では、平成25年度における東日本大震災からの復旧・復興に向けた考え方と現在の状況と取組、そして「新しい東北」の創造について記載する。

### 第1節 東日本大震災からの復興に向けた取組

東日本大震災からの復旧・復興については、内閣の最重要課題として、復興大臣を中心に、復興の加速化に取り組んでいるところである。具体的には、（1）現場主義の徹底、（2）復興庁の司令塔機能の強化、（3）復興のステージに応じた取組の3点について、早急に対応すべきとの方針のもと、以下の必要な施策を講じ、復興の加速化に取り組んでいる。

#### （1）現場主義の徹底

被災地の要望や課題を吸い上げて、復興大臣の裁量で、事業費の追加や新たなニーズに機動的に対応するとともに、諸制度の隙間を埋めて復興の調査企画等を実施するための予算制度を創設した。

#### （2）復興庁の司令塔機能の強化

内閣総理大臣による復興加速化に向けた指示を踏まえ、福島における「福島復興再生総局」と東京における「福島復興再生総括本部」からなる福島・東京二本社体制による復興庁の体制強化を図った。また、復興に向けて、縦割り是正のため、復興大臣の下、住宅再建・復興まちづくりや除染、風評被害対策、健康・生活支援、産業復興推進のそれぞれのテーマにおけるタスクフォースを設置し、省庁横断的な施策の検討を行うこととした。

#### （3）復興のステージに応じた取組

##### ① 住宅再建・復興まちづくりの加速化

住宅再建・復興まちづくりの加速化に向け、復興大臣の下にタスクフォースを設置し、「住まいの復興工程表」の策定、用地取得の迅速化、人員不足・資材不足対策、商業集積・商店街の再生加速化策、民間住宅の早期自立再建支援等、5度にわたる加速化措置を打ち出した。

こうした措置を講じた結果、復興は、がれき処理や住宅再建・まちづくりの計画策定の段階から、工事の段階へと着実にステップアップしている。高台移転については、全地区で法定手続きを完了し、約9割の地区で着工するとともに、災害公営住宅についても約7割で用地確保済である。

併せて、被災者の方々が住まいの再建についての見通しを持てるよう、すべての市町村の地区ごとに、スケジュールを明示して、住宅・宅地の整備に関する工事の工程や、住宅・宅地の数を示した「住まいの復興工程表」が策定され、その内容については、四半期ごとに更新されている。

今後とも、事業進展や社会状況の変化に伴って生じる新たな課題について、タスクフォース等の活用により、機先を制する形で柔軟かつ迅速に対応していく。

## ② 産業・なりわいと暮らしの再生

### i) 産業・なりわい

産業やなりわいの復興については、企業立地に係る補助を津波被災地域へ拡充したほか、グループ補助金の拡充、復興交付金の運用のさらなる柔軟化等の対応を行っている。

産業の復興については、早急な事業再開を支援するため、仮設工場・仮設店舗の整備を進め、569箇所まで完成している。また、中小企業等グループ補助金等により、被災地域の産業復興を総合的に支援を行ってきた。その結果、中小企業等グループ補助金の交付先企業の約4割が、震災直前の水準以上まで売り上げが回復している。今後、復興交付金による産業復興の基盤の整備とあわせ、産業の本格復旧・復興に向け、商業集積や商店街の再生、新産業創造の取組等を推進する。

農業の復興については、津波被災農地の営農再開に向けて農地復旧や除塩等を進め、平成26年度作付期までに全体の約7割で営農再開が可能になる見通しとなっている。今後とも、農地復旧と一体的に農地の大区画化や利用集積を進めるとともに、新技術を積極的に活用するなど、全国のモデルとなるような取組を推進する。

水産業の復興については、岩手県、宮城県、福島県において、主要な魚市場の水揚げ量は、被災前に比べて約7割まで回復し、水産加工施設は、業務再開希望者のうち約8割が業務を再開している。しかしながら、水産加工業においては、震災により失われた販路の回復等の問題もあり、売り上げの回復が遅れている。引き続き、漁港の本格復旧を実施するとともに、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備や、水産加工施設の復旧・復興、販路の回復等の取組を一体的に推進する。

観光業の復興については、太平洋沿岸エリアへの送客強化や観光地域づくりの基盤整備、訪日外国人向けに海外での観光イベントの開催、海外メディアや旅行会社の招請等の取組を実施している。観光客中心の宿泊施設はまだ厳しい状況が続いているが、宿泊者数全体としては回復傾向にある。観光需要の厳しい東北地域の状況を踏まえ、引き続き取組を推進する。

また、平成26年4月18日に復興推進委員会で取りまとめられた「提言」では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題を抱える被災地で、持続可能な地域経済を実現するためには、産業の復興をこれまでよりも加速していく必要があり、特に、被災地外の需要をもたらず、ものづくりや水産加工業、農業・漁業、観光業といった基幹産業と、小売商業や生活関連サービス業といった地域の暮らしを支え、コミュニティを維持する産業について、バランスのとれた発展とその好循環の構築へに向けた取組が重要であると提言された。こうした提言を踏まえ、同年4月25日に「産業復興推進に関するタスクフォース」を設置し、関係府省庁の産業復興の現状と課題を把握し、その上で産業復興のための施策の体系化を行い、被災地域の自治体、産業界等に浸透させ、産業復興を強力に推進していくこととしている。

### ii) 暮らしの再生

避難の長期化に伴う健康面を中心とした影響や本格的な住宅再建が始まり、新生活定着までの様々な不自由に対する支援については、省庁横断的なタスクフォースを設置し、保健師による健康支援、子どもに対する心のケア、医療・介護人材の確保策等の施策パッケージを取りまとめて対応を行っている。避難の長期化など現場の状況や課題を踏まえつつ、引き続き施策を推進する。

## ③ 福島の復興・再生の加速化

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生については、除染や、一時帰宅支援、帰還に向けた環境整備等の帰還促進の取組、復興公営住宅の整備等の長期避難者への支援等を実施している。避難指示区域の見直しについては、平成25年8月に完了した。また、平成25年

12月20日に復興加速化のための指針である「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定した。今後、準備が整った区域から地元の方々との協議を踏まえ、避難指示を解除していく段階となっている。引き続き、早期帰還から長期避難者支援まで一括して、きめ細かな対応を強化するため創設した福島再生加速化交付金等を最大限に活用しながら、帰還する住民の被ばく低減、健康不安対策等の早期帰還支援や、復興拠点の整備等の新生活支援の両面から施策を推進する。

また、福島県に基金を造成し、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援することとしている。

さらに、「早期帰還・定住プラン」や、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」を取りまとめている。

また、福島の方々の帰還・定住を支援するために、子どもの運動機会の確保の観点から、遊具の更新や運動施設の整備を進めるとともに施設の整備に併せて、子どもの興味・関心・創造性を引き出すプレイリーダーの養成などのソフト事業への支援を進めている。

## 第2節 復興の現状

東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響を及ぼした。復興の現状を概括すると、以下の通り。

- ・当初約47万人に上った避難者は、約26万人となり、そのほとんどが仮設住宅等に入居している。仮設住宅等への入居戸数は減少し始めており、住まいの再建への動きが進みつつある。
- ・平成26年3月末までに、岩手県・宮城県を含む13道県231市町村で災害廃棄物の処理が完了した。処理の完了していない福島県の一部地域については、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。
- ・公共インフラについては、本格復旧・復興の加速化を進めており、地域ごとに状況は異なるものの、おおむね復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進されている。高台移転や土地のかさ上げ等の事業は、大半について事業計画の策定が完了し、順次着工が始まりつつある。
- ・集中復興期間内（平成28年3月まで）における民間住宅等用宅地の整備見通し（累計）は、岩手県、宮城県で概ね5割、災害公営住宅の完成見通し（累計）は、岩手県、宮城県で概ね8割となっている。福島県は、原発避難者向けの復興公営住宅の整備計画に基づき着実に取り組んでいる一方で、原子力災害の影響により、その他の住宅に関しては、事業計画を策定できない状態の地域もあるため、住まいの復興には、時間を要する見通しである。
- ・被災地域の鉱工業生産指数は震災前の水準にほぼ回復し、有効求人倍率も1倍を超えているが、津波被災地域等における産業や商店街の復興や一部の沿岸部の雇用者数の回復、雇用のミスマッチ解消等の課題がある。
- ・原子力災害からの復興については、避難指示区域の見直しが完了した。これに併行して、除染、インフラ復旧、長期避難者に対する支援、放射線による健康不安の解消に向けた取組等が行われており、平成26年4月には福島県田村市の避難指示区域が解除された。

### 2-1 被災者支援の状況と取組

#### (1) 避難者と仮設住宅等の入居状況

発災以降の避難者数については、原子力災害による避難も含め、全国で約47万人に上った避難者は、平成26年5月15日時点で、約26万人となっている。

避難者の仮設住宅等への入居状況については、平成26年4月1日時点で、公営住宅等が22,645人、民間住宅が117,715人、仮設住宅が96,519人となっている。

仮設住宅等への入居戸数は減少しており、恒久住宅への移転が始まりつつある。

図表 1-2-1 避難者等の減少

	発災3日目※1 (平成23年3月14日)	現時点(平成26年5月15日)				
		全体※2	避難所、 旅館・ホテル	住宅等	親族・ 知人宅等	病院等
避難者等の数	約47万人	258,219人	0人	240,794人	16,931人	494人

※1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の避難状況の合計

※2 復興庁調べ 全国の避難所(公民館・学校等)、旅館・ホテル、住宅等(公営、応急仮設、民間賃貸等)、親族・知人宅等、病院等にいる者の合計

図表 1-2-2 仮設住宅等への入居状況

	入居者数	備考
公営住宅等	22,645人	全国計 入居戸数 8,440戸
民間住宅	117,715人	全国計 入居戸数 48,790戸
仮設住宅	96,519人	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 入居戸数 43,898戸

※ 内閣府調べ(平成26年4月1日時点)

図表 1-2-3 避難者等の数(避難先の都道府県別)

避難先の都道府県(多い順)	避難者等の数
宮城県	85,408人
福島県	84,671人
岩手県	33,831人
東京都	7,859人
山形県	5,441人
茨城県	4,544人
新潟県	4,443人
千葉県	3,935人
その他	29,343人

※ 復興庁調べ(平成26年5月15日時点)

## (2) 被災者支援の現状と被災者の健康、生活面への対応

仮設住宅等での生活が長期化している地域では、コミュニティの弱体化や被災者の孤立の問題が生じる恐れがある。被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響が懸念されることから、「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」を立ち上げ、平成25年12月に「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」を取りまとめた。

今後、避難の長期化や恒久住宅への移転等に伴う健康・生活面の課題に対応するため、仮設住宅など避難生活の長期化に対する各種健康支援や、心身のケアや運動機会の確保など子どもへの支援、高齢者を地域で支えるコミュニティづくりなど新たな生活定着に向けた支援等を進める。

具体的には、コミュニティ支援として、市町村と社会福祉協議会やNPOが連携し、ボランティア等による仮設住宅等への見守り活動や、住民のニーズ把握、総合相談、交流事業の提供を行っているほか、仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるために、総合相談、居宅介護

サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有するサポート拠点を115か所（平成26年1月現在）設置している。

被災者の心のケア対策としては、岩手県、宮城県、福島県に、活動拠点となる「心のケアセンター」を設置し、心のケアに当たる専門家が、被災者からの相談を受け、必要に応じて専門的医療支援を行っている。

また、震災発生から3年以上が経過し、被災地のニーズが多様化する中、よりきめ細かい支援を行っているNPOやボランティア団体等が活動を円滑に進められるよう、NPO等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、情報提供している。

一方、平成25年5月には、地方公共団体が平常時から防災・復興体制に取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成・公表した。これを受け、東日本大震災からの復興に当たり、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を取りまとめた参考事例集を作成し、公表している。さらに、参考事例集を活用しながら、被災地に出向き、それぞれの地域の状況を踏まえた具体的なアドバイス等を行う取組も行っている。

## 2-2 地域づくり

### (1) 災害廃棄物の処理状況

平成23年に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害を遙かに超えた被害が広範囲に発生した。

被災した13道県239市町村（福島県の避難区域を除く。）において災害廃棄物が約2,000万トン、6県36市町村において津波堆積物が約1,100万トン発生した。

被災県内での懸命な処理に加え、広域処理による多くの自治体や民間事業者の協力により着実な処理が推進され、これらの処理は福島県の一部地域を除いて、目標として設定した平成26年3月末までに処理を完了した。東日本大震災における災害廃棄物等については積極的な再生利用が実施されており、災害廃棄物は約82%、津波堆積物はほぼ全量が再生利用されている。

福島県については、可燃物の処理について、いわき市を除く4市町から代行処理の要請を受け、国が処理を進めている。相馬市に設置した仮設焼却炉により、新地町の可燃物については焼却が完了、相馬市の大部分の可燃物については平成25年度末に焼却が完了した。広野町及び南相馬市については、早期に仮設焼却炉を整備し、処理完了を目指す。また、避難区域については、帰還の妨げとなる廃棄物を撤去し、仮置場へ搬入することを最優先目標として着実な処理の推進に全力をあげる。

### (2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況

公共インフラの復旧については、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進している。今後、復興のステージに応じた新たな課題に対し、タスクフォース等を活用して迅速に対応していく。

各事業の進捗状況については、以下のとおりである。

#### ① 安全・安心のための基盤整備関係（平成26年3月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）

海岸対策については、被災した地区海岸数471地区中、本復旧工事に着工した地区海岸数は、318地区（約68%）となっている。

海岸防災林については、避難指示区域等を含む被災延長距離約140キロメートル中、復旧工事に着手した距離は、92キロメートル（約66%）となっている。

河川対策（直轄管理区間）については、被災した河川管理施設2,155箇所中、本復旧工事が完了した箇所は、2,113箇所（約99%）となっている。

下水道については、災害査定を実施した処理場数73箇所中、通常処理に移行した処理場数は、72箇所（約99%）となっている。

水道施設については、災害査定を実施（予定含む）した184事業中、167事業（約91%）において、本格復旧が完了した。

図表 1-2-4 被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
<b>完了</b> <b>着工</b> <b>海岸対策</b> 〔本復旧工事に着工した地区海岸、本復旧工事が完了した地区海岸の割合〕 ※H26.3末時点	18%(完了) 68%(着工) 	着工地区海岸数 318 完了地区海岸数 86 被災した地区海岸数 471 〔国施工区間(代行区間含む)約41kmのうち、復興・復旧を支える上で不可欠な仙台空港及び下水道処理場の前面の区間等約26kmについては、施工を完了している。〕
<b>完了</b> <b>着工</b> <b>海岸防災林の再生</b> 〔本復旧工事に着工した海岸防災林、本復旧工事が完了した海岸防災林の割合〕 ※H26.3末時点	16%(完了) 66%(着工) 	着工延長 92km 完了延長 23km 被災延長 約140km** ※青森県～千葉県における延長(避難指示区域を含む)
<b>完了</b> <b>河川対策</b> 〔本復旧工事が完了した河川堤防(直轄管理区間)の割合〕 ※H26.3末時点	99% 	完了箇所数 2,113 被災した河川管理施設の箇所数 2,115
<b>完了</b> <b>下水道</b> 〔通常処理に移行した下水処理場※の割合〕 ※「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。これらの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未だ本復旧工事中のものもある。 ※H26.3末時点	99% 	移行済みの処理場数 72 災害査定を実施した処理場数 73
<b>完了</b> <b>水道施設</b> 〔本格復旧が完了した水道事業数の割合〕 ※H26.3末時点	91% 	完了事業数 167 災害査定実施事業数 184
<b>完了</b> <b>災害廃棄物の処理</b> 〔災害廃棄物の処理が完了した割合〕 ※H26.3末時点	97%  〔宮城県及び岩手県は処理が100%完了した〕	処理量 1,714万t** 推計量 1,759万t** ※市街地復興パターン検討調査を実施した43市町村分に限る。

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。  
 ※ 復興庁調べ

② 交通関係（平成26年3月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）

道路については、岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号の総開通延長距離1,161キロメートル中、本復旧完了等の開通延長距離は、1,159.0キロメートル（約99%）となっている。

鉄道については、岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離2,330.1キロメートル

中、鉄道運行を再開した路線の延長距離は、2,105.2キロメートル（約90%）となっている。

港湾については、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設131箇所中の全箇所  
で本格復旧工事に着手しており、120箇所（約92%）において本格復旧工事が完了している。

図表 1-2-5 被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
<b>完了</b> 交通網 (直轄国道) (本復旧が完了した 道路開通延長の割合) ※H26.3末時点	99% 	完了済み開通延長 1,159.0km ----- 主要な直轄国道※の総開通延長 1,161km ※岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号 に限る。
<b>完了</b> 交通網(鉄道) (運行を再開した 鉄道路線延長の割合) ※H26.4.6時点	90% 	運行再開した路線延長 2105.2km※ ----- 被災した路線延長 2330.1km※ ※岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上
<b>完了 着工</b> 交通網(港湾) (本復旧工事に着工した、 及び本復旧工事が完了した 復旧工程計画に定められた 港湾施設の割合) ※H26.3末時点	100% 92%(完了) (着工) 	着工箇所数 131 完了箇所数 120 ----- 被災した港湾施設の箇所数 131

- ※ 空港機能については100%復旧
- ※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

### (3) 住宅再建・復興まちづくりの取組と状況

住宅再建は、防災集団移転促進事業などの宅地の整備について、順次、着工が始まりつつある。また、災害公営住宅についても建設が始まっている。進捗状況については、以下のとおりである。

平成26年3月末時点で、高台移転などの防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づく面整備事業を行う337地区及び茨城県の2地区の全地区において事業着手の法定手続である大臣同意に至っており、304地区（約90%）において造成工事に着手している。

また、平成26年3月末時点で、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づく面整備事業を行う51地区の全地区において事業化の段階に達しており、37地区（約73%）において工事に着手している。

各県が公表している必要災害公営住宅の戸数は、21,858戸であり、このうち、用地確保済みの戸数は、平成26年3月末時点で、15,781戸（約72%）となっている（いずれも福島県を除く。）。

また、被災者生活再建支援金の支給状況を見ると、平成26年3月末時点で、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した189,869世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は111,216世帯（約58%）となっており、住宅の自主再建が進んでいる。

医療施設については、被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院184箇所中、当該制限等から回復した病院は、平成26年3月末時点で、171箇所（約93%）となっている。

学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した（予定含む）学校2,308校中、復旧が完了した学校は、平成26年3月末時点で、2,210校（約96%）となっている。

図表 1-2-6 住まいの復興の見通し（平成26年3月末時点）

	①災害公営住宅の整備に係る進捗見込み(戸数)		②民間住宅等用地の整備に係る進捗見込み(宅地数)	
	26年度まで累計	27年度まで累計	27年度まで累計	28年度以降も含めた累計
岩手県 (進捗率)	概ね2,000戸 (概ね3割)	概ね4,800戸 (概ね8割)	概ね4,200戸 (概ね5割)	概ね8,300戸 (10割)
宮城県 (進捗率)	概ね6,800戸 (概ね4割)	概ね11,800戸 (概ね8割)注)	概ね5,800戸 (概ね5割)	概ね11,600戸 (10割)
福島県	概ね2,300戸 ・うち津波・地震被災者向け: 概ね1,600戸 ・うち原発避難者向け: 概ね700戸	概ね3,600戸 ・うち津波・地震被災者向け: 概ね2,500戸 ・うち原発避難者向け: 概ね1,100戸	概ね1,000戸	概ね2,200戸

注)宮城県の全体計画戸数(概ね15,500戸)のうち、概ね3,600戸については、用地交渉中や整備計画の策定中など現段階では供給時期を調整中である。

※福島県における原発避難者向け災害公営住宅の整備戸数は、全体で概ね4,900戸を予定(平成25年12月時点)。

※福島県については、原子力災害により面整備事業の計画が未着手・未策定の旧警戒区域の市町村があり、現時点ではこれらを除いて、計画の同意・認可を得た地区の戸数を掲載している。

出典：復興庁資料

図表 1-2-7 被災者が安心して生活するために必要な住宅、医療・学校施設等の復旧・復興状況

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 /被害の状況
<b>完了</b> 用地確保 復興住宅 〔災害公営住宅の用地確保した割合、整備が完了した割合〕 ※H26.3末時点	72% 10%(完了) (用地確保済み)	用地確保済み戸数 15,781※ 完了戸数 2,241 計画戸数 21,858※ ※各公表の計画に基づく。福島県分は、全体計画未定のためいずれも除外。
<b>完了</b> 着工 復興まちづくり (防災集団移転) 〔事業計画の同意地区数、造成工事の着工地区数、造成工事の完了地区数の割合〕 ※H26.3末時点	100% (同意) 90% (着工) 15% (完了)	同意地区数 339※ 着工地区数 304 完了地区数 50 ※事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 計画地区数 339※ ※住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う337地区及び茨城県内の2地区の合計
<b>完了</b> 着工 復興まちづくり (土地回整理) 〔事業地の帰還・再建している地区数、造成工事の着工地区数、造成工事の完了地区数の割合〕 ※H26.3末時点	100% (事業化) 73% (着工) 0% (完了)	事業化地区数 51※ 着工地区数 37 完了地区数 0 ※事業認可済、事業認可手続中、緊急防災空地整備事業着手済の地区を計上 計画地区数 51※ ※住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数
<b>完了</b> 着工 復興まちづくり (漁業集落防災強化) 〔事業費措置の地区数、造成工事の着工地区数、造成工事の完了地区数の割合〕 ※H26.3末時点	100% (事業費措置) 51% (着工) 27% (完了)	復興交付金の事業費措置地区数 37 着工地区数 19 完了地区数 10 計画地区数 37※ ※当事業により住宅用地の整備を行う地区数
<b>完了</b> 着工 復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) 〔対策工事に着工した地区数、対策工事が完了した地区数の割合〕 ※H26.3末時点	100% (着工) 19% (完了)	着工地区数 182 完了地区数 34 計画地区数 182※ ※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数
<b>完了</b> 復興まちづくり (医療施設) 〔入院の受入制限又は受入不可から回復した病院の割合〕 ※H26.3末時点	93%	受入回復した病院数 171 入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184
<b>完了</b> 復興まちづくり (学校施設等) 〔復旧が完了した公立学校施設の割合〕 ※H26.3末時点	96%	完了学校数 2,210 (応急仮設校舎や簡易借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み) 災害復旧事業申請学校数 2,308※ ※申請予定も含む

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。  
※ 復興庁調べ

更に、復興大臣のもとに、省庁横断的な「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」が設置され、これまで5度に渡る加速化措置が打ち出されている。具体的には、(1) 被災地での用地取得の迅速化を図るため、「用地取得加速化プログラム」を策定し、財産管理制度の円滑な活用や土地収用制度の自治体の用地事務支援に関する加速化措置を拡充した。その結果、防災集団移転事業の用地取得率は、49%から76%に上昇した。(2) 被災自治体への発注者支援については、全国の自治体からの職員派遣の更なる強化に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等の活用、市町村の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、都市再生機構の活用等に取り組んでいる。(3) 技術者・技能者の確保対策として、被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVや発注ロットの大型化等に取り組むこととしている。また、資材不足対策として、公共による公共事業専用プラントの設置等に取り組んでいる。(4) 住まいに加え、市街地中心部の商業集積・商店街の再生の支援策として、市町村向けの手引きや補助金の強化、専門家派遣や研修等の強化に取り組んでいる。(5) 復興事業による宅地供給の本格化に伴う被災者の住宅再建の円滑化策として、被災者からの住宅再建の相談対応強化、造成工事から被災者による住宅着工までの期間短縮、再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保支援等に取り組んでいる。

今後、住宅再建・まちづくりについては、以下のように工事の本格化が始まっていく。

#### ① まちづくり（民間住宅等用宅地、原発周辺を除く）

これまで防災集団移転促進事業の全地区（339地区）で大臣同意を得ており、9割程度の地区で着工（12%（平成24年12月末）→90%（平成26年3月末））、50地区で工事完了（平成26年3月末）している。また、土地区画整理事業の全地区（51地区）で事業化の段階に達しており、7割程度の地区で着工（12%（平成24年12月末）→73%（平成26年3月末））している。今後は、26年度末までに4600戸分程度、27年度末までに1万1千戸分程度の供給（供給予定戸数の約5割）を見込んでいる。

#### ② 災害公営住宅

津波・地震被災者向けの災害公営住宅については、供給予定戸数は2万戸以上、2千戸以上で整備が完了（平成26年3月末）しており、供給予定戸数の7割程度は用地確保済み（福島除く）である。

今後は、26年度末までに1万戸程度、27年度末までに2万戸程度の供給（供給予定戸数の8割程度（福島県を除く））を見込んでいる。

原発避難者向けの災害公営住宅については、現時点では概ね4,900戸程度の供給を予定しており、800戸程度は着手済みとなっている。

#### ③ 住宅の自主再建

住宅を自主再建した被災者に対しては、引き続き被災者生活再建支援金や、災害復興住宅融資などによる支援を行う。

#### (4) 職員応援の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中、被災自治体における人員やノウハウの不足を補い事業を進める必要がある。

平成25年10月1日時点で、全国の自治体から2,084人の職員が被災自治体に派遣されている。これに加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を活用するとともに、都市再生機構においては平成26年3月1日時点で延べ466人を被災地に派遣し、事業の推進を支援している。

併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進している。

## 2-3 産業復興と雇用の確保

### (1) 産業復興の状況と取組

被災地域の鉱工業生産は概ね震災前の水準にほぼ回復したが、業況は経済動向の影響を受けている。震災復興特別貸付等による資金繰り支援のほか、グループ補助金や仮設工場・仮設店舗の整備・無償貸与等により支援し、水産加工施設や中小企業等の事業再開を図ってきたところである。なお、農業は、被災農地の63%で営農再開が可能となる見込みであり、(平成26年3月末時点)今後、被災した農地のうち7割で、営農が再開できる見込みとなっている。

津波浸水地域については、所在する59の鉱工業事業所の生産額試算値が、発災直後の前年同月比99%減の状況から、おおむね復旧しているものの、業種によっては、復旧に時間を要するものもある。

早急な事業再開を支援するため、仮設工場・仮設店舗等の整備を行っており、平成26年2月末時点で、被災6県での竣工数は以下のとおり。(図表1-2-8)

図表1-2-8 仮設工場・仮設店舗の整備状況

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
竣工数	18	349	138	62	1	1	569

また、地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、国と県が補助を行っており、平成26年3月7日時点で、573グループ、計9,943事業者(北海道内で6グループ、青森県内で10グループ、岩手県内で107グループ、宮城県内で175グループ、福島県内で208グループ、茨城県内で58グループ、栃木県内で1グループ、千葉県内で8グループ)の施設・設備の復旧を支援している。

資金繰り支援については、制度創設から平成26年3月末時点までに、東日本大震災復興特別貸付の融資実績が約27万件(総額約5兆7千億円)、東日本大震災復興緊急保証の保証実績が約10万5千件(総額約2兆2千億円)となるなど、多くの需要を満たしている。

さらに、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対しては、東日本大震災事業者再生支援機構が、平成26年5月16日時点で、事業再建等に関する相談件数が1,795件、支援決定等を行った案件は425件となっている。産業復興相談センター・産業復興機構では、平成26年5月16日時点で、事業再建等に関する相談件数が3,067件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件は、買取決定254件を含む556件となっている。

今後は、本格的な商店街の再生、津波・原災被災地域の地場産業の復興、被災地外からの企業立地、新規投資、新しい産業の創出に向けた取組を進めていく。

### (2) 雇用確保の状況と取組

被災地の雇用情勢は、有効求人倍率が3県ともに1倍程度となっており、雇用者数は震災前の水準程度まで回復している。しかし、沿岸部では、有効求人倍率が高いものの、人口の減少、復旧・復興の遅れにより、雇用者数は震災前の水準まで回復しておらず、また、建設業等においては、雇用のミスマッチが発生している。今後も、本格的な雇用創出を図るため、被災地の強みである農林水産業等への産業政策と一体となった雇用面での支援、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援や職業訓練への誘導等を通じたミスマッチの解消に努め、雇用の改善を図っていく(図表1-2-9)。

図表 1-2-9 雇用確保に向けた取組

- 被災3県の雇用情勢は、全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については人口減少等により震災前の水準まで回復していない地域もある。
- ミスマッチ(職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況)の解消、産業政策と一体となった雇用創出により、被災3県の被災者の就職支援を推進。

・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援や職業訓練を実施。

＜ハローワークの就職支援＞

産業政策や復旧・復興需要で生じる求人をハローワークで開拓・確保するとともに、担当者制等により、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。  
また、水産加工業の求人の充足については、工場見学会を実施するなどして、人材の充足につなげている。

【実績】23年4月～26年3月 43.2万人以上の就職支援

＜職業訓練の機動的拡充・実施＞

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。

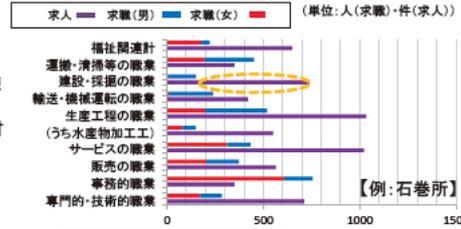
【実績】24年度開講コースの受講者数 11,421人、特別訓練コースの受講者数 468人

・地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的な安定雇用の創出に向け、雇用創出基金などを活用した雇用支援を推進。

(平成25年度補正予算で基金積み増し:448億円)

・事業復興型雇用創出事業により、約1.4万人(平成24年度実績)の雇用創出

○課題=ミスマッチ等  
震災前と比較して建設業求人が増えているが、未経験者が就職困難。



【平成26年3月末現在】  
有効求人倍率:岩手1.07倍、宮城1.25倍、福島1.36倍  
有効求人数:約12.5万件  
有効求職者数:約10.1万人(※23年3月約12.5万人)  
新規求人数:依然高水準(約4.7万件)  
新規求職者数:減少傾向(約2.6万人)

出典:復興庁資料

## 2-4 復興関連制度等の活用状況

### (1) 復興特区制度による特例の活用状況

平成24年1月から運用されている「東日本大震災復興特別区域法」に基づく復興推進計画については、同年2月の認定以降、医療・福祉サービスの確保、応急仮設建築物等の規制の特例や設備投資に係る即時償却等の税制上の特例、利子補給金の支給等を内容とする計画が着実に認定され、平成26年3月末日時点で、計106の計画が認定された。また、課税の特例の適用に必要な事業者の指定状況の件数及び事業者数は、平成26年4月末日時点でそれぞれ2,780件、2,199者となっている。

また、復興整備計画については、平成24年3月に岩手県及び宮城県の9市町村が計画を公表して以降、順次公表が進み、平成26年4月1日時点で、岩手県の10市町村、宮城県の14市町、福島県の6市町の計30市町村が、集団移転促進事業や市街地開発事業等、計588地区の事業を公表している。

### (2) 復興交付金制度の活用状況

復興交付金は、地震、津波等により著しい被害を受けた地域における、災害復旧だけでは対応が困難な失われた市街地の再生等の復興地域づくりを支援するものであり、平成24年3月から平成26年3月までの間に、8道県及び98市町村に対し、計8回、事業費2兆4,953億円、国費2兆203億円が交付されている。

具体的には、住まいの確保を進めるため、災害公営住宅整備事業で6,126億円、防災集団移転促進事業で5,076億円を配分し、また、生業の再生のため、水産・漁港関連施設整備として1,927億円、農地整備、農業用機械施設等の整備として1,396億円を配分している。復興交付金は、必要な事業の幅広い一括化、自由度の高い効果促進事業、全ての地方負担への手当て、基金による執行の弾力化等、既存の交付金等を超えた各種の手当てにより、極めて柔軟な制度として制度設計された。その後も被災地の要望を踏まえ、復興のステージの高まりに対応した採択対象の拡大、効果促進事業

の制度見直し、事務手続の簡素化等の対応を行っている。また、津波復興拠点における拠点施設の整備や企業用地の整備、震災遺構の保存など、住宅、生業の再生にとどまらないまちづくりの新たな課題にも対応している。

### (3) 取崩し型復興基金の活用

東日本大震災からの復興に向けて、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、平成23年度第2次補正予算で増額された特別交付税のうち1,960億円を活用して、特定被災地方公共団体である9県における取崩し型復興基金の設置について財政措置が講じられた。被災団体においては、地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、取崩し型復興基金を有効に活用している。

また、津波による被災地域において、安定的な生活基盤（住まい）の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、津波被災地域の住民の定着促進について、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、平成24年度補正予算で震災復興特別交付税を1,047億円増額し、津波被災地域を抱える県の復興基金の積増し等について財政措置が講じられた。

## 2-5 原子力災害からの復興

### (1) 避難指示区域の見直しの完了と福島県田村市の避難指示解除

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生を受け、その直後、同原子力発電所から半径20キロメートル圏内に避難指示区域が設定された。その後、平成23年4月21日、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣から、対象市町村長に対して、同原子力発電所から半径20キロメートル圏内に警戒区域を設定する旨の指示がなされ、また、翌22日、20キロメートル以遠で事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある地域について、計画的避難区域が設定された。

その後、平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定に基づき、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、避難指示区域については、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域の3つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成25年8月8日、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11市町村全てで完了した。

また、平成26年4月1日に福島県田村市都路地区について、福島第一原子力発電所事故に係る避難指示区域で初となる、避難指示区域の解除が行われた。

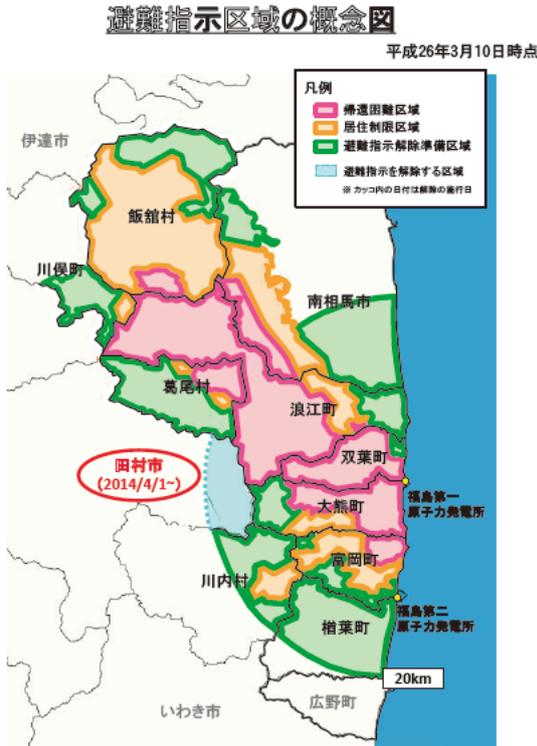
平成26年4月時点で、避難指示区域からの避難者数は、約8万人となっている（福島県全体の避難者数は、約13.1万人に及んでいる）。

図表 1-2-10 新たな避難指示区域

①避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。 同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
②居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。 同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。
③帰還困難区域	長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。 同区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則とし、線引きは少なくとも5年間は固定することとする。 ただし、その場合であっても、将来時点における放射性物質による汚染レベルの状況、関連する市町村の復興再生のためのプランの内容やその実施状況などによっては、その取扱いについて見直しを行うことを検討する。

※ 平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定より引用

図表 1-2-11 避難指示区域の概念図（平成26年3月10日現在）



- ・避難指示区域等からの避難者数
  - ・避難指示区域等からの避難者数 約10.0万人
  - ・避難指示解除準備区域 約3.2万人
  - ・居住制限区域 約2.3万人
  - ・帰還困難区域 約2.5万人
  - ・旧緊急時避難準備区域 約2.0万人
- ※ 市町村からの聞き取った情報を基に、原子力被災者生活支援チームが集計（平成26年4月1日時点）
- ・福島県全体の避難者数
  - 福島県全体の避難者数 約13.1万人（避難指示区域からの避難者も含む）
  - (1) 福島県内への避難者数 約8.4万人
  - (2) 福島県外への避難者数 約4.7万人
- ※ 福島県発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報（第1188報）」（平成26年5月15日時点）

出典：内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

(2) 福島復興に係る政府の新たな取組

① 体制強化

福島復興に関しては、地震、津波災害に加え、我が国が経験したことのない原子力災害への対応が求められており、政府の総合力を発揮して取り組む必要がある。

このため、平成25年2月に福島に「福島復興再生総局」を設置し、復興、避難指示区域の見直し、除染等を担当する現地の関係三機関（復興庁福島復興局、原子力災害現地対策本部、環境省福

島環境再生事務所)を一体運用する体制強化を行った。

## ② 福島再生加速化交付金の創設

福島は、区域見直しが全域で完了し、平成26年4月以降、一部地域から避難指示解除が始まり、住民帰還、更には新規転入も含めて、復興の新たな段階を迎える。今後、復興の動きを加速するために、町内復興拠点整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の新たな施策と、現行では個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括して行う「福島再生加速化交付金」を創設し、福島復興の加速に取り組んでいる。

## (3) 避難指示区域等の復興と住民帰還に向けた取組

政府では、平成25年3月7日に「早期帰還・定住プラン」を取りまとめ、帰還を望む住民の一日も早い帰還を実現するために避難指示解除を待つことなく、国が前面に立って速やかに実施すべき施策を取りまとめた。政府においては、こうした早期帰還支援に加え、長期にわたり避難を余儀なくされる方々への支援や、新たな生活を始める方への支援について、以下の通り取り組んでいる。

### ① 早期帰還支援

早期帰還に向けた支援については、これまで、除染・インフラ・生活環境の整備、インフラ復旧工程表を作成し、本格的な復旧に着手(10市町村作成済)、営農の順次再開(約400ha)、常磐自動車道広野IC～常磐富岡IC間で再開通といった取組を進めてきた。

今後は、福島再生加速化交付金によるきめ細かな支援を通じた避難指示解除に向けた地域の再生を進める。具体的には、公的賃貸住宅等の復興拠点の整備、農地・農業用施設等及び産業団地等の整備、放射線不安等に係る相談員の配置、個人線量計の配布等に取り組む。

### ② 長期避難者支援

長期避難者支援については、長期避難者等のための生活拠点(町外コミュニティ)の形成に向け、国、福島県、受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置し、受入市町村ごとの個別の部会において、復興公営住宅の整備等に係る具体的な協議を行っている。復興公営住宅は、長期避難者生活拠点形成交付金及び福島再生加速化交付金を活用して整備を進めており、平成26年秋頃から順次入居を開始する。平成26年度までに概ね700戸の整備を完了し、平成27年度以降早期までに全体整備計画で概ね4,900戸の整備を完了する予定。また、長期避難者等の生活拠点形成のための「コミュニティ研究会」を開催し、今年3月に研究会の成果を報告書として取りまとめた。

### ③ その他避難者への支援

これまで原発事故による避難者に対する高速道路無料措置を行ってきたところ。今後、原発事故による避難者に対する高速道路無料措置の1年間延長を行うこととしている。

## (4) 公共インフラの復旧の取組

公共インフラの復旧においては、避難指示区域の見直しの動向や空間放射線量の低減状況などを踏まえ、住民の帰還に向けて手順やスケジュール等を示した工程表を市町村ごとに順次作成し10市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村)について公表した。

工程表を作成した市町村では、工程表を基に情報の共有化を図りながら早期復旧を目指している。また、区域ごとの復旧方針として、避難指示解除準備区域では、住民の帰還できる環境を早期に整備するため、インフラ復旧を迅速に進めることとしている。居住制限区域では、防犯・防災上

不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために早期復旧が強く要望されている施設の復旧に取り組んでいる。帰還困難区域では、放射性物質による汚染レベルが極めて高いことから基本的に作業は困難であるが、避難指示解除準備区域において日常生活に必須であるインフラ施設や、生活関連サービス等を復旧するために不可欠で広域的に利用されている施設の復旧等、避難指示が解除された区域または避難指示解除準備区域の復興に必要な不可欠な事業に取り組んでいる。

特に、地域の復興の要である常磐自動車道については、平成25年6月をもって除染作業を終了し、並行して既に復旧・整備工事に着手している。広野IC～常磐富岡IC間は平成26年2月22日に再開通、また、浪江IC～南相馬IC間及び相馬IC～山元IC間は平成26年内に、常磐富岡IC～浪江IC間は平成27年のゴールデンウィーク前までに全面開通することとしている。

さらに、避難指示区域内で生じる工事廃棄物等について円滑な処理を行うため、国、県、市町村等の関係する機関が連携・調整を行い課題の解決を図ることを目的とした連携協議会を設立した。

### (5) 損害賠償の状況

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針を地元の意見も踏まえつつ、順次策定してきた。また、平成23年8月に設置した「原子力損害賠償紛争解決センター」では、業務運用の改善や人員増強等の体制強化を図りつつ、和解仲介手続きを実施している。上記の指針等を踏まえ、これまで東京電力株式会社は賠償を行っており、平成26年4月には、移住を余儀なくされた方への一括の精神的損害賠償等の請求受付が新たに開始された。

平成26年5月2日現在、東京電力は避難した住民や事業者等に対して、総額約3兆7,701億円の賠償金支払いを行っている。

### (6) 除染等の状況

平成24年1月1日に全面施行した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）」及び同法に基づく基本方針に基づき、除染を実施している。国が直接除染を行う除染特別地域については、各市町村の意見を聴きつつ、10市町村について特別地域内除染実施計画を策定した。また、平成25年9月の除染の進捗状況に関する総点検を踏まえ、一部の市町村については同年12月に同計画の見直しを行った。平成26年3月末までに田村市、楢葉町、川内村及び大熊町については同計画に基づく除染が終了している。また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域について、平成26年4月末時点で、94市町村（当面策定予定の市町村全て）について除染実施計画が策定され、各地で除染作業が進められている。

### (7) 放射線による健康への影響等に対する対策の推進

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第2次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出する等、全面的に福島県を支援している。また、平成25年8月に避難指示区域の見直し・再編が完了し、早期帰還の実現に向けた新たな段階に入っている一方、依然として放射線による健康影響に対する不安が存在していることから、個々人の不安に対応したリスクコミュニケーションの強化を図るため、正確で分かりやすい情報の発信や住民を身近で支える相談員の配置など、地元ニーズに沿った施策を関係省庁が取りまとめ、平成26年2月に「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」を発表した。今後も、正確で分かりやすい情報の発信や、住民を身近で支える相談員の配置等を進めて行く。

### (8) 原子力災害による風評被害を含む影響への対応

原子力災害による風評被害については、福島県にとどまらず広範囲に及んでおり、農林水産物、食品をはじめとして、工業製品、観光等に大きな影響を与えている。このため、平成25年3月、復興大臣の下、関係12府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を立ち上げ、同年4月、放射線物質の確実な把握とコミュニケーションの強化や風評被害を受けた産業への支援についての対策をパッケージとして取りまとめ公表した。また、同年11月、対策パッケージの取組状況の進捗状況の進捗管理とともに、課題を洗い出し、関係省庁一体となった対策を引き続き行っている。また、国民の安全を確保し、健康に対する不安を払拭するため、例えば、食品に関しては食品中の放射性物質の基準値を設定し、基準値を超過した食品が流通することのないよう、地方公共団体において主に出荷前の段階で検査を実施するとともに、基準値超過に地域的な広がりが見られる場合に、政府が出荷制限等を指示するなど対応を行っている。

## 第3節 「新しい東北」の創造

### (1) 「新しい東北」の創造

東北地方は、震災前から、人口減少、高齢化、産業の空洞化等、現在の地域が抱える課題が顕著であった。このため、単に従前の状態に復旧するのではなく、震災復興を契機として、これらの課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造することが重要である。復興推進委員会では、平成25年3月から、復興推進委員会において、「新しい東北」の創造について調査・審議を行い、平成26年4月18日に「『新しい東北』の創造に向けて（提言）」を取りまとめた。この中では、地域社会の将来像として次の5つの社会を取り上げ、それぞれの目標像や施策の方向性についてまとめている。

- ・元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- ・「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- ・持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
- ・頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
- ・高い発信力を持った地域資源を活用する社会

こうした提言も踏まえつつ、「新しい東北」を実現するためには、企業・大学・NPO等の「民」のノウハウや新たな発想が十分に活かされるよう、「官」と「民」が連携し、それぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要である。

復興庁では、被災地で既に芽生えている先進的な取組を加速化するため、「新しい東北」先導モデル事業を実施するとともに、被災地が必要とする人材を企業等から現地へ派遣することを目的とした「WORK FOR 東北」（復興人材プラットフォーム）や、被災地における積極的な起業や新規事業の立ち上げの促進に向けた環境整備等、新たな官民連携の仕組みづくりを進めている。さらに、幅広い担い手による復興の取組をより一層活性化し、被災地での横展開を進め、東北の持続的な活力に結び付けていくことを目指し、「新しい東北」官民連携推進協議会を設立し、互いの取組状況やノウハウに関する情報共有や意見交換を行うことができる基盤づくりも進めている。

### (2) 具体的な取組

被災地では、復興の過程を通じて、今回の震災から得られた教訓や知見を活かし、震災のみならず、様々な危機に直面した際に、致命的な被害を回避するとともに、より迅速な回復を図るため、安全に対する総合的な対策を導入していく必要がある。具体的には、ハード面の対策（津波防御施設や避難のための施設の整備等）により「抑える」「避ける」だけでなく、ソフト面の対策（避難計画の策定や避難訓練の実施、コミュニティの再生等）により「和らげる」「逃げる」「避ける」こ

とも併せて、一体的に対策を進めることが重要である。

例えば、宮城県沿岸部自治体を対象として、産官学や住民といった多様な主体が連携し、コミュニティ全体の防災意識を向上させ、地域ごとの実情に応じた実践的な津波避難訓練プログラムを確立する取組を進められている。

地形などの地域特性や、日中・夜間などの時間帯の違い、高齢者・障害者等の避難誘導など、地域が抱える様々な課題に対応して、避難訓練やワークショップの開催等を通じ、地域独自の津波避難訓練プログラムが構築されている。（「新しい東北」先導モデル事業）

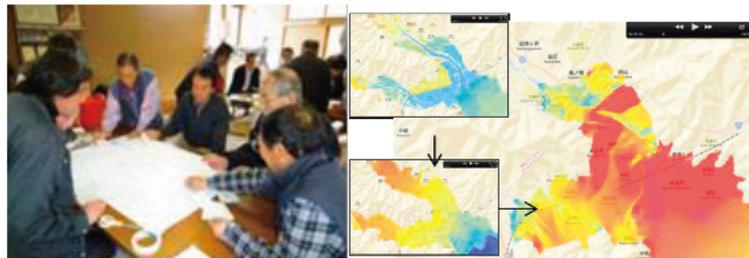
図表 1-2-12 実践的な津波避難訓練プログラム（カケアガレ日本）



出典：復興庁資料

また、岩手県大槌町花和田地区では、専門家の知見を踏まえながら地区が抱える災害時のリスクと平常時のリスクを抽出するとともに、それらの回避策を検討し、地域住民が主体となって防災計画を策定する取組を進めている。この取組を通じ 地区防災計画の立案技術を開発し、標準化につなげ、被災地や全国への展開を目指している。（「新しい東北」先導モデル事業）

図表 1-2-13 地域住民が主体となって防災計画を策定する取組



出典：復興庁資料

図表 1-2-14 「新しい東北」の創造に向けて

- 被災地は、人口減少や高齢化等、今の日本が抱える課題が顕著。
- このため、単に従前の状態に復旧するのではなく、復興を契機にこれらの課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」を創造。

## 検討経過

- 昨年3月から、復興推進委員会で、5つの柱を中心に、地域社会の将来像について検討。6月5日に「『新しい東北』の創造に向けて（中間取りまとめ）」を公表。平成26年4月18日に「『新しい東北』の創造に向けて（提言）」を取りまとめ。
- ①元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- ②「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- ③持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
- ④頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
- ⑤高い発信力を持った地域資源を活用する社会

## 具体的な取組（平成25年度は復興推進調整費で対応。平成26年度予算には約16億円を計上。）

- 「新しい東北」先導モデル事業  
幅広い担い手（企業、大学、NPO等）による先駆的な取組を加速するための取組。（平成25年度は66件の事業を選定・支援）  
【例】次世代型地域包括ケア、地域課題に応じた津波防災訓練の開発、「旅館」ブランドの再構築、三陸ジオパークの観光資源化等
- 「WORK FOR 東北」（日本財団・復興庁の共同事業）  
被災地が必要とする人材を、企業等から現地に派遣するための取組。被災地（派遣先）と被災地外（派遣元）の双方のニーズをマッチング。企業向け説明会や個人向けイベントの開催、情報を共有・発信するウェブサイトの構築。
- 起業家への投資促進のためのプラットフォーム構築事業  
被災地の復興を進める事業参加を促進するための取組。ビジネスコンテストの過程で、専門家による事業化に向けたアドバイスを実施。入選した事業提案の展示会を開催し、事業パートナーの発掘等を側面的に支援。（平成25年度は約300件の応募。）
- 「新しい東北」官民連携推進協議会【会員数 約700法人・団体（平成26年4月現在）】  
復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携を推進するため、ウェブサイトや会員交流会等により、効果的に情報の共有・交換を行い、支援のマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の横展開等のきっかけづくりの場を提供。

※ この他、地域の課題を解決する「工夫」や、地域の魅力を引き出す「こだわり」を持った災害公営住宅の設計を事例集としてまとめ、横展開を推進。

出典：復興庁資料

## 第4節 第3回国連防災世界会議（再掲）

第68回国連総会の国際防災戦略に関する決議（平成25年12月）に基づき、第3回国連防災世界会議が平成27年3月14日～18日に仙台市で開催される。同会議では、平成17年1月に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された国際的な防災の取組指針である「兵庫行動枠組（HFA）」の後継枠組（ポスト兵庫行動枠組）が策定される予定である。我が国にとっては、東日本大震災をはじめとする幾多の自然災害から得られた教訓や知見、我が国の防災技術や防災体制の仕組み等を開発途上国にも受入れやすい形で世界と共有し、国際社会において防災の主流化を積極的に推進していく重要な機会である。また、国内外から訪れる会議参加者に、東北や日本の文化や魅力をアピールし、被災地の復興につなげていく重要な機会でもある。

第3回国連防災世界会議の開催に向けて、国連では、政府間準備委員会の地域代表で構成されるビューローが平成26年3月に設置され、世界会議の構成等について検討が始まった。今後、政府間準備委員会の会合が7月及び11月に開催され、世界会議のプログラムの承認、ポスト兵庫行動枠組の草案の作成等が行われる。

国内では、平成26年2月に、学識経験者、防災関係機関、仙台市、東北4県等の委員で構成される国内準備会合が立ち上がり、ポスト兵庫行動枠組への提案や、我が国の防災に関する知見、震災からの復興状況、被災地の復興等に関する発信について議論を開始した。さらに、世界会議開催地となる仙台市では、関係機関が連携して開催準備や関連事業等の主要な事業を実施していくため、仙台市、東北大学、地元経済界、日本政府、東北6県、関係団体等からなる第3回国連防災世

界会議仙台開催実行委員会が4月に設置された。

## 第5節 原子力災害への対応状況

### 5-1 原子力規制委員会の設置

原子力規制委員会は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。）の重大事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、「原子力基本法（昭和30年法律186号）」及び「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、平成24年9月に設置された。平成25年4月より、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての事務も担っている。また、平成26年3月1日には、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「原子力安全基盤機構」という。）が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管された。

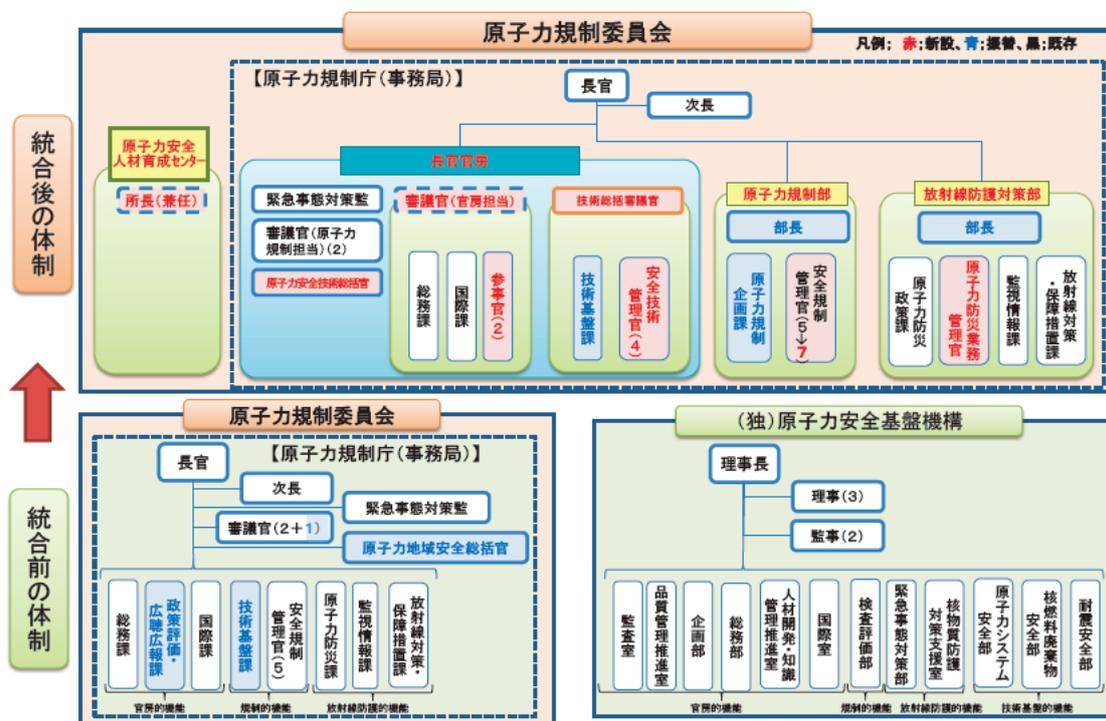
平成26年3月現在の定員は1,025名、平成25年度予算は63,273百万円（補正後）（なお、内閣府において、別途、原子力防災関連予算33,766百万円（補正後）を計上。ともに復興庁に計上されている東日本大震災復興特別会計を含む）。平成25年度中に、原子力規制委員会を47回開催し、必要な審議、評価、決定等を行った。

#### （1）原子力規制委員会の体制強化

「原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）」附則第6条第4項に基づき、原子力規制委員会全体として専門性を高めていくため、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案が平成25年10月に第185回臨時国会に提出され、11月に成立した（平成25年法律第82号）。平成26年3月の同法施行に伴い、原子力安全基盤機構が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管された。

移管された業務の実施に加え、原子力規制委員会での厳格かつ適正な審査・検査や東京電力福島第一原子力発電所対応、原子力防災対策の充実等を確保するため、統合に伴う一時的な業務増へ対応するための定員を一部含め、原子力規制委員会の定員は、全体で545人から1,025人に増員された。組織についても、[1] 原子力規制委員会の管理・運営の統括部門と [2] 旧原子力安全基盤機構の安全研究部門を中心とした「技術基盤グループ」から成る「長官官房」、[3] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく審査・検査や東京電力福島第一原子力発電所対応を行う「原子力規制部」、[4] 事故時の住民避難やモニタリング体制の整備を進める「放射線防護対策部」、[5] 原子力規制人材の育成を行う「原子力安全人材育成センター」が設置されることとなった（[図表1-2-15](#)）。

図表 1-2-15 原子力規制委員会



出典：原子力規制庁

## (2) 透明性・中立性の確保、人材育成

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて設置された経緯を踏まえ、国民からの信頼の向上に向けて、継続的に取り組んでいくことが極めて重要であると認識している。原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこと、その際、多様な意見を聴くことによって独善的にならないように留意すること、形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求すること、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、透明性を確保することを組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

例えば、平成25年7月の実用発電用原子炉の新規制基準の策定や、その後の基準への適合性審査においては、多くの有識者を交えて科学的・技術的な観点から精力的な議論及び審査を進めている。

中立性の確保については、平成24年9月に独自に定めた原子力規制委員会委員の在任期間中の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守した。また、原子力規制委員会及び各種検討会合等のインターネット動画サイトによる生中継、会議の議事、議事録及び資料の公開、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せの概要、被規制者との面談の概要等を原則公開することに加え、行政文書の積極的公開、幅広い報道機関に対する積極的な記者会見（定例は原子力規制委員会委員長／週1回、原子力規制庁報道官／週2回）等を継続し、意思決定過程の透明性の確保に努めている。

加えて、実効ある規制事務を遂行するためには職員の資質向上を図ることが重要である。原子力規制委員会全体の専門性の向上を着実に実施するため、原子力規制に関する専門研修等に加え、原子力工学の知識の維持・向上のための研修等を実施した。

### (3) 国際機関及び諸外国との連携・協力

国際社会からの信頼確保や連携・協力及び国際社会への情報発信も重要課題である。原子力規制委員会は、平成25年5月及び9月の国際原子力規制者会議（INRA）の主催をはじめとして、各種会議等における意見交換、原子力規制に係る情報交換に関する海外の原子力規制機関等との二国間取極等文書（米国、英国、フランス、カナダ、ロシア、スウェーデン、スペイン及びフィンランド）の締結及び原子力安全条約の履行に係るレビュー等を通じた国際機関や諸外国との連携の強化に加え、諸外国の原子力規制に係る経験や知見を積極的に取り入れるよう努めている。また、国際原子力機関（IAEA）、経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関や海外の原子力規制機関等に、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（英語版）や東京電力福島第一原子力発電所近辺の海域モニタリングの結果等について、積極的に情報発信した。さらに、IAEAの総合原子力安全規制評価サービス（IRRS）を、平成27年末を目処に受け入れることを表明した。

## 5-2 原子力施設等の安全確保に向けた取組

### (1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対応

平成23年3月11日に深刻な重大事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、政府が総力をあげて対策を実施することとなっている。原子力規制委員会としても、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」等に規制当局として参加し、技術的・専門的な助言を行っている。具体的に、東京電力福島第一原子力発電所の実用発電用原子炉施設については、原子力規制委員会は、「原子炉等規制法」に基づき、平成24年11月に「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に「措置を講ずべき事項」を示し、当該施設の保安等の措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求め、平成24年12月に東京電力から実施計画を受領した。

原子力規制委員会は、「特定原子力施設監視・評価検討会」を設け、「措置を講ずべき事項」に合致しているか等の視点から、現地調査も踏まえながら審査を行い、留意事項を示した上で、平成25年8月に実施計画を認可した。実施計画を認可した後、これまでに作業の進捗状況に応じ、6件の実施計画の変更を認可した。また、実施計画の遵守状況の検査として、保安検査を3回、使用前検査を3件、溶接検査を2件実施するなど、東京電力の取組を確認している。

留意事項のうち、敷地周辺の放射線防護については、平成26年1月時点においても敷地境界における実効線量の低減が達成されず、今後も更に増大するおそれがある状況を踏まえ、原子力規制委員会は、平成26年2月に、東京電力に対して、敷地境界における実効線量を段階的に低減させ、遅くとも平成28年3月末までに、施設全体からの放射性物質等の追加的放出による敷地境界の実効線量の評価値を1 mSv/年未満とすることなどを指示した。

護岸付近の地下水から放射性物質が検出されたことに端を発する汚染水問題に対しては、地中/海洋への汚染水の拡散範囲の特定、拡散防止策を検討するための「汚染水対策検討ワーキンググループ」及び東京電力福島第一原子力発電所事故に関連した海洋モニタリングの現状を踏まえ、そのあり方について検討を行う「海洋モニタリングに関する検討会」を設置し、継続して議論した。

これまでもリスクの高さを指摘してきた高濃度汚染水が滞留している海水配管トレンチについて、「汚染水対策検討ワーキンググループ」においてタービン建屋との止水や濃度低減の取組等の対策の進捗を確認した。

リスクの高さが指摘されてきた4号機使用済燃料プールについては、当初の計画を前倒しして燃料の取出しが開始され、今のところ順調に作業が進んでいる。取出し作業の開始に当たって東京電力から提出された実施計画について、時宜に即して審査や検査が行われたとして、IAEAからも良好事例として評価された。

その他、汚染水の漏えいが続き、東京電力福島第一原子力発電所における現場管理能力が著しく

低下しているとの懸念から、原子力規制委員会委員長は、平成25年10月に東京電力代表取締役社長に対し、作業員の環境やサイト内の放射線対策など、環境を整備することや、燃料取出しを注意して進めること等を求めた。また、原子力規制委員会では、汚染水対策をはじめとする現地の監視体制の強化を図るため、5月までに福島第一原子力規制事務所の原子力保安検査官計2名を増員するなど、東京電力福島第一原子力発電所全体のリスク低減に向け、継続して取り組んだ。

平成25年11月には、避難をしている住民の帰還に当たり、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方として、個人の被ばく線量低減や健康不安対策等を通じて、長期的な目標として帰還後の住民が受ける追加被ばく線量が年間1 mSv以下になることを目指すこと等の提言を取りまとめた。

### (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省や福島県等と連携して「総合モニタリング計画」に沿って陸域や海域等のモニタリングを実施し、解析結果を、毎週、公表している。海域のモニタリングについては、「海洋モニタリングに関する検討会」を設置し、モニタリング強化の検討等を行った。また、平成25年11月には、IAEAの海洋モニタリングの専門家による視察を受け入れ、原子力規制委員会と日本の関係機関は放射線レベルを監視するための包括的なモニタリングプログラムを策定していること等の評価がなされた。

### (3) 原子炉等規制法に基づく規制基準等の見直し

原子力規制委員会は、発電用原子炉については平成25年7月に、核燃料施設等については12月に、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化や、最新の技術的知見を取り入れ既設の施設にも新規制基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）の導入等を含む新たな基準を策定・施行した。

発電用原子炉については検討チームを立ち上げ、設計基準の強化やシビアアクシデント対策等に関する基準や地震及び津波に対する設計基準等について議論を行った。その際には、国会事故調査委員会報告書などで、これまでに明らかにされた情報を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界で最も厳しい水準の新規制基準を策定した。新基準では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、地震や津波に耐える性能の強化に加え、巨大地震や大津波により、万一過酷事故が発生した場合に対する十分な準備を取り入れている。

核燃料施設等については、取り扱う核燃料物質等の形態や施設の構造が多種多様であることから、それらの特徴を踏まえて、施設ごとに基準を策定することとし、それぞれの施設に応じた基準等について検討した。基準の策定に当たっては、IAEAの安全要件等に示された考え方を取り入れたほか、各国の規制基準を参考にした。

### (4) 適合性審査の実施

原子力規制委員会では、発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規制基準に基づき、適合性審査を開始した。

発電用原子炉については、現在すべての運転が停止している中で、これまでに8事業者から10原子力発電所（17プラント）について申請が行われている状況にある。こうした中、原子力規制委員会においては、これまでに申請がなされたものについて、100回の審査会合、8回の現地調査の実施に加え、申請書の記載内容に関して事実確認をするための事務的なヒアリングを順次行い、適合性審査を進めた。

審査においては、設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可に係る申請書について、新規制基準への適合性を確認する作業を進めている。具体的には、基準地震動や基準津波の評価、それらに対する耐震・耐津波設計方針の確認、シビアアクシデント等の発生及び拡大防止に必要な設

備、手順、体制、訓練等の確認や有効性評価、内部溢水、内部火災、竜巻に関する影響評価や対策等について確認を行っている。

また、核燃料施設等についても、8施設より申請があり、新規制基準に基づく適合性審査を進めました。加えて、六ふっ化ウランを正圧で扱う燃料加工施設及び中高出力試験研究炉に係る現状確認を進めた。

#### (5) 原子力発電所敷地内破砕帯の調査

旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する会合を開催し、現地調査と評価を実施している。平成24年度からの関西電力大飯発電所、日本原子力発電敦賀発電所及び東北電力東通原子力発電所に続き、平成25年度は日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力美浜発電所及び北陸電力志賀原子力発電所について有識者会合による現地調査と評価を開始し、20回の評価等会合と8回の現地調査等を実施した。

敦賀発電所については、平成25年5月に原子炉建屋直下を通る破砕帯が「耐震設計上考慮する活断層」であるとの評価を取りまとめた。その後、事業者から追加調査結果が提出され、評価の見直しの要否について有識者会合で議論を行うこととなった。大飯発電所については、平成26年2月に安全上重要な施設の直下を通る破砕帯について、「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価を取りまとめた。

#### (6) 全国の原子力施設の検査等の状況

原子力規制委員会では、原子炉サイト近傍に原子力規制事務所（全22カ所）を設置し、原子力保安検査官を配置して、日々の保安規定の遵守状況の確認や施設定期検査の立会い等を行っている。

原子力施設の規制への適合性を確認するために、「原子炉等規制法」（平成25年7月7日までは「電気事業法（昭和39年法律第170号）」）に基づき、商業用の原子力発電所16施設で施設定期検査を実施している。また、「原子炉等規制法」に基づき、15施設（試験研究用原子炉施設4施設、加工施設全6施設、研究開発段階炉〔廃止措置中〕全1施設、実用発電用原子炉〔廃止措置中〕1施設、再処理施設1施設、廃棄物管理施設全2施設）で施設定期検査を実施した。また、同法に基づき、保安規定遵守状況を確認する検査（保安検査）を、62施設（加工施設全6施設、試験研究用原子炉全6施設、試験研究用原子炉〔廃止措置中〕全8施設、実用発電用原子炉全17施設、実用発電用原子炉〔廃止措置中〕全2施設、研究開発段階炉〔建設中〕全1施設、研究開発段階炉〔廃止措置中〕全1施設、再処理施設全2施設、廃棄物管理施設全2施設、廃棄物埋設施設全2施設、核燃料物質使用施設全15施設）について行った。

また、「原子炉等規制法」に基づき報告のあった事故・故障等は6件（実用発電用原子炉5件、加工施設1件）。

#### (7) 放射性同位元素等による放射線障害の防止

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、許可使用者等（平成26年3月末現在の事業所数7,751）について、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。平成25年度内に、39件の新規使用許可、426件の許可使用に係る変更許可、204件の立入検査等を行いました。

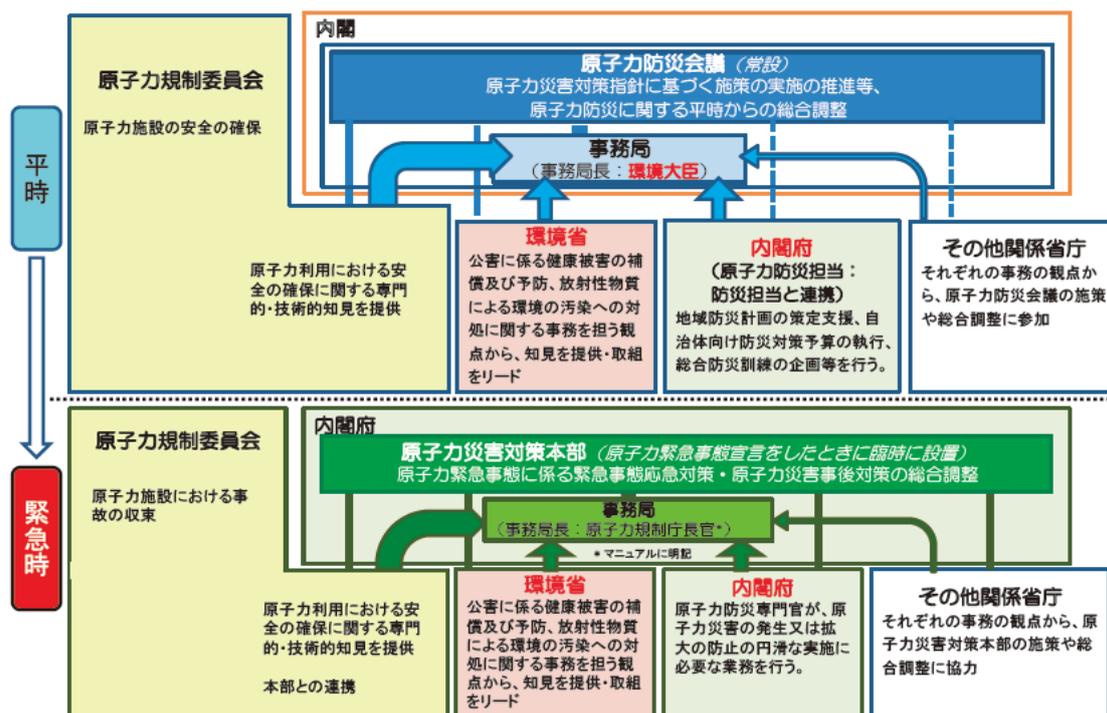
また、当該法律に基づき報告のあった事故・故障等は3件である。

### 5-3 原子力防災の改善

#### (1) 原子力災害対策の体制整備

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策を構築するため、平成24年9月の原子力規制委員会の設置に合わせ、「原子力基本法」、「原子力災害対策特別措置法」等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された（図表1-2-16）。

図表 1-2-16 新たな原子力災害対策の枠組み



出典：原子力規制庁

政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置され、原子力規制委員会委員長が会議の副議長に位置づけられている。また、大量の放射性物質の放出等、原子力緊急事態が発生した場合に設置される「原子力災害対策本部」においては、原子力規制委員会委員長がその副本部長に位置づけられ、原子力施設に係る技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担当することとされている。

「原子力災害対策特別措置法」では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。原子力規制委員会においては、平成24年10月に同指針を策定した後も検討を重ね、数次の改定を行った。平成25年6月の改定では、緊急時モニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の事前配布の方法等について具体化した。また、9月の改定では、緊急時における防護措置の実施の判断基準となるEAL（緊急時活動レベル）の枠組みについて、新規基準を踏まえたものに改定した。

これらの原子力規制委員会の検討を踏まえた対応の実行性を高めるため、平成26年1月には、防災基本計画の原子力災害対策編が修正された。

#### (2) 緊急時対応への取組

平成24年9月19日の平成24年度第1回原子力規制委員会において、警戒事象（原子力発電所立

地市町村における震度5弱以上の地震の発生等)が発生した際に、ERC(緊急時対応センター)の立上げや現地原子力規制事務所長等が緊急時対策所に参集する等の原子力規制委員会の対応について定めた、「原子力規制委員会初動対応マニュアル」が決定されている。また、緊急時における情報連絡を円滑かつ確実なものとするため、国、地方公共団体、事業者における各拠点が接続されたテレビ会議システム、衛星回線を活用した通信システムなどが整備されている。

平成25年10月11日及び12日に鹿児島県九州電力株式会社川内原子力発電所を対象とした、国、原子力事業者、地方公共団体等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に、原子力規制委員会としても参加した。

また、原子力事業者の防災訓練は「原子力災害対策特別措置法」に基づき、原子力規制委員会にその結果を報告することとなっている。現地の原子力規制事務所に駐在する原子力防災専門官等により訓練を現場で確認するとともに、原子力規制委員会はこの訓練について評価を行うため、原子力事業者訓練報告会を開催し、原子力事業者の訓練についての評価を行った。

### (3) 環境モニタリング

原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国環境放射能水準を調査するため、全国47都道府県における環境放射能水準調査や、原子力発電所等周辺海域(全16海域)における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県(24道府県)が実施する放射能調査等を支援した。この他、米国原子力艦寄港に係る放射能調査を着実に実施した。

## 5-4 原子力事故の避難に関する実態調査

内閣府では、内閣官房東日本大震災対応総括室と共同で、今後の原子力事故への備えや、今後発生する可能性のある大規模災害時の避難対策の検討に資するとともに、永く記録にとどめることを目的として、平成26年2月から3月にかけて、東日本大震災における原子力発電所事故に伴う避難実態に関するアンケート調査を実施している。今後、アンケートの調査の取りまとめを行い、今後の防災対策に活かしていく予定である。

## 第3章 平成25年以降に発生した主な災害

平成25年は、風水害による被害が顕著であった。梅雨期における大雨等、8月23日からの大雨等、9月2日及び4日の竜巻等、台風第18号、台風第26号及び第27号により多くの人的被害や住家被害等が生じた。また、平成26年2月14日から16日にかけて、関東甲信地方を中心に記録的な大雪となり、人的被害が発生したほか、道路や鉄道等の交通網に支障を来し、多くの孤立集落が発生した。

各災害における各府省庁の対応の詳細は、附属資料54に記述する。

### 第1節 平成25年梅雨期における大雨等（6月8日から8月9日）

#### 1-1 災害の状況

平成25年は、沖縄と奄美地方が5月10日頃に梅雨入りし、その後、6月18日頃までには東北地方北部までが梅雨入りした。東北地方では、7月から8月上旬にかけてたびたび大雨となり、7月の地域平均降水量平年比は気象庁が統計を開始した1946年以降で最も多くなった。

こうした中、6月8日から8月9日にかけて梅雨前線が九州から本州付近に停滞し断続的に活動が活発となるとともに、高気圧の縁を回る暖かく非常に湿った空気の流入が継続したことから、各地で大雨となった。特に、7月28日には、鳥根県及び山口県で、8月9日には秋田県及び岩手県で、それぞれこれまでに経験したことのないような大雨となった。

この災害により、死者14名、行方不明者3名、重傷者15名、軽傷者35名の人的被害、全壊73棟、半壊222棟、一部破損173棟、床上浸水1,845棟、床下浸水6,581棟の住家被害が発生した。

避難指示は、5県で6,544世帯に、避難勧告は、14県で33,937世帯に出された。

土砂災害は、33道府県で335件が発生した。

河川については、国管理の河川23箇所被害が生じるなど、各地で浸水被害等が多数発生した。

ライフラインについては、全国で488,445戸が停電したほか、水道は、9県で63,900戸以上の断水が発生した。通信関係では固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路については、高速道路で延べ2路線、直轄国道で延べ11区間、都道府県管理国道で延べ43区間、都道府県道で312区間で通行止めとなった。

鉄道については、JR山口線で橋脚流出や盛り土崩落等が発生し、最大で3事業者7路線で運転休止した。

公共土木施設では、河川1,230箇所、砂防（急傾斜地含む）36箇所、道路（橋梁含む）772箇所、港湾4箇所、公園3箇所被害が発生した。

農林水産施設等では、農地13,970箇所、農業用施設11,705箇所、林地荒廃694箇所、治山施設44箇所、林道施設等3,791箇所、木材加工・流通施設及び特用林産施設等8箇所、養殖施設9箇所、漁港施設2箇所等で被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設24箇所、公立学校施設150箇所、私立学校施設2箇所、社会教育・体育、文化施設等36箇所、文化財等19箇所被害が発生した。

社会福祉施設等では、44施設被害が発生した。

#### 1-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行った。6月21日、内閣総理大臣は関係省庁に対し、1. 今後の大雨にも十分留意し、引き続き緊張感を持って、警戒・監視を行うこと。2. 被害が拡大した場合に備え、災害応急対策が万全に

行えるよう態勢を整えること。と指示した。これを受け、関係省庁災害対策会議を開催し、今後の気象状況の見込み、被害状況及び各省庁の対応状況の情報共有を行うとともに、総理指示を踏まえ、緊張感を持って警戒・監視を行うことを確認した。その後も関係省庁災害対策会議等を合計11回開催し、政府調査団の調査結果の共有や被害状況及び対応・支援状況等について情報共有を行った。

8月9日には、内閣総理大臣から関係省庁に対し、人命を第一として、①被害状況の迅速な確認、②迅速な避難措置の徹底など、住民の安全の確保、③ライフラインの確保の三点を行うよう指示した。

7月30日に内閣府副大臣を団長とする政府調査団を鳥根県及び山口県へ派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。8月3日には内閣府大臣政務官を団長に山形県及び福島県へ、農林水産大臣政務官を団長に新潟県へ、国土交通大臣政務官を団長に岩手県及び宮城県へ政府調査団を派遣した。

8月4日には内閣総理大臣が鳥根県及び山口県の被災地を調査した。

さらに、8月9日には内閣府特命担当大臣（防災）を団長に鳥根県及び山口県へ、8月13日には内閣府副大臣と内閣府大臣政務官を団長に岩手県及び秋田県へ政府調査団を派遣し、政府調査団を合計7回派遣した。

岩手県、秋田県、山形県、石川県、鳥根県及び山口県からの災害派遣要請に基づき、延べ1,800名余りの自衛隊員が行方不明者の捜索や給水支援、物資輸送などを実施した。また、山口県公安委員会からの援助の要求に基づき、鳥取県警察、岡山県警察及び広島県警察の広域緊急援助隊が山口県萩市における行方不明者の捜索活動などを実施したほか、応援協定に基づく消防防災ヘリコプターによる孤立者の救助や行方不明者の捜索などを実施した。また、国土交通省のTEC-FORCEを延べ2,000名、災害対策用機械延べ180台余りを派遣し、被害状況調査や応急復旧への支援を実施した。

8月15日に「平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を激甚災害に指定し、全国を対象として、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等を適用するとともに、山形県西川町、鳥根県津和野町並びに山口県山口市（旧阿東町）及び萩市の区域を対象として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等を適用した。

9月3日には、岩手県雫石町及び紫波町を対象として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の特別措置を追加で適用した。

また、「災害救助法」が、7月22日に山形県長井市、南陽市、大江町及び白鷹町へ、7月28日に鳥根県津和野町、山口県萩市、山口市及び阿武町へ、8月9日に岩手県雫石町、秋田県大館市、鹿角市及び仙北市に適用されたほか、「被災者生活再建支援法」が、7月28日に鳥根県津和野町、山口県萩市及び山口市（旧阿東町）に適用された。

## 第2節 8月23日からの大雨等

### 2-1 災害の状況

8月23日から26日にかけて、西日本から東日本に伸びる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、東日本の日本海側と西日本を中心に大雨となり、特に8月24日には鳥根県において、7月28日の豪雨に匹敵する記録的な大雨となった。また、27日と28日は、上空に寒気を伴う気圧の谷の影響で、北日本を中心に雨となり、特に27日

は北海道で大雨となった地域があった。

この災害により、死者2名、負傷者4名の人的被害、全壊8棟、半壊14棟、一部破損109棟、床上浸水288棟、床下浸水1,857棟の住家被害が発生した。

避難指示は、島根県江津市で235世帯に、避難勧告は、5県で20,562世帯に出された。

土砂災害は、10県で80件が発生した。

ライフライン関係では、沖縄を除く全国で約304,660戸が停電したほか、兵庫県及び島根県で6,473戸が断水した。通信関係では固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大時で高速道路2区間、直轄国道5区間、都道府県管理国道9区間、都道府県道38区間等で通行止めが発生した。

鉄道については、JR三江線の橋脚流出等が発生し、最大で5事業者9路線で運転休止した。

公共土木施設では、河川672箇所、砂防（急傾斜地含む）34箇所、道路（橋梁含む）885箇所、公園10箇所被害が発生した。

農林水産施設等では、農地3,315箇所、農業用施設2,119箇所、林地荒廃192箇所、治山施設4箇所、林道施設等531箇所、木材加工・流通施設2箇所、養殖施設1箇所等で被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設3箇所、公立学校施設18箇所、私立学校施設12箇所、社会教育・体育、文化施設等2箇所、文化財等4箇所被害が発生した。

社会福祉施設等では、7施設被害が発生した。

## 2-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報取集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、8月24日に関係省庁災害対策会議を開催し、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。

「8月23日から同月25日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害」を激甚災害に指定し、島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域を対象に、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等を適用した。

8月23日には、「災害救助法」が島根県江津市に適用された。

また、国土交通省のTEC-FORCEを延べ800名余り派遣し、被害状況調査や応急復旧への支援を実施した。

## 第3節 9月2日及び4日の竜巻等

### 3-1 災害の状況

9月2日、関東地方には九州北部から伸びる前線が停滞しており、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んでいた。さらに、日中の地上気温の上昇が加わり、大気の状態が非常に不安定となった。こうした中、発達した積乱雲に伴い、埼玉県さいたま市、越谷市、松伏町、千葉県野田市及び茨城県坂東市にかけて竜巻が発生した。この竜巻は、風速は毎秒50~69メートルに達した（藤田スケールのF2）と推定された。

また、9月4日、高知県宿毛市、同安芸市で、それぞれ風速が毎秒17~32メートル（F0）、栃木県鹿沼市から宇都宮市、塩谷郡塩谷町から矢板市で、それぞれ風速毎秒33~49メートル（F1）、三重県伊勢市から小俣町において、風速毎秒17~32メートル（F0）の竜巻が発生した。

さらに、9月7日、北海道苫小牧市で風速が毎秒17~32メートル（F0）に達すると推定される突風が発生した。

この災害により、重傷者7名、軽傷者60名の人的被害、全壊13棟、半壊38棟、一部破損1,478

棟の住家被害が発生した。特に、埼玉県では、住家全壊12棟、半壊31棟、一部破損1,140棟の大きな被害が発生した。

ライフライン関係では、埼玉県及び千葉県において、約65,700戸で停電が発生した。通信関係では固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

### 3-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、9月2日に関係省庁災害対策会議を開催し、今後の気象状況の見通し及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、迅速な被害状況の把握に努め、関係省庁間の情報共有を図ること、被災者の方々が一日も早く安心した生活に戻れるよう、各省庁において可能な限りの支援を行うこと等を確認した。また、同日、内閣府職員を情報先遣チームとして埼玉県及び千葉県へ派遣し、現地調査及び情報収集を実施した。

さらに、内閣府大臣政務官を団長とする政府調査団を、9月3日に埼玉県へ、同4日に千葉県へ派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。

その後、9月5日に、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官出席のもと関係省庁災害対策会議を開催し、政府調査団調査報告を行ったほか、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有等を行った。

この災害に対し、「災害救助法」が、9月2日に埼玉県越谷市、同北葛飾郡松伏町に適用されたほか、9月2日に「被災者生活再建支援法」が埼玉県越谷市に適用された。

また、この災害について被災者を対象に行った聴き取り調査によれば、竜巻注意情報を事前に得ていたが特に対応をとっていない人や何をしたらよいかかわからない人がいた。このため、竜巻災害に対しては、住民が竜巻に対する知識を得て、「自らの身は自ら守る」という退避行動をとれるよう、普及啓発を図ることが特に重要である。

これらを踏まえ、竜巻等突風に対する対策を一層強化するために9月6日に設置された、内閣府大臣政務官を座長とし、関係府省庁により構成される「竜巻等突風対策局長級会議」において、今後の取り組むべき施策を取りまとめた。（参照；P122 第1部第1章4-6「竜巻災害対策」）

## 第4節 平成25年台風第18号

### 4-1 災害の状況

台風第18号は、発達しながら日本の南海上を北上し、9月16日8時前に暴風域を伴って愛知県豊橋市付近に上陸した。その後、台風は関東地方から東北地方を通過し、9月16日21時に北海道の南東の海上で温帯低気圧となった。台風の接近・通過に伴い、日本海から北日本にのびる前線の影響や、台風周辺から流れ込む湿った空気の影響、台風に伴う雨雲の影響で、四国から北海道の広い範囲で大雨となった。特に、その地域では過去に経験したことのないような大雨となった福井県、滋賀県、京都府では、大雨特別警報が運用開始後初めて発表された。

また、北海道、宮城県、群馬県、栃木県、埼玉県、三重県及び和歌山県においては竜巻等の突風が発生した。

この災害により、死者6名、行方不明者1名、重傷者18名、軽傷者125名の人的被害、全壊48棟、半壊208棟、一部破損1,394棟、床上浸水3,011棟、床下浸水7,078棟の住家被害が発生した。

避難指示は、215,459世帯に、避難勧告は、491,074世帯に出された。

土砂災害は、23道府県で145件発生した。

河川では、由良川水系由良川で流域全域にわたって浸水被害が発生したほか、桂川水系桂川では嵐山地区で桂川周辺の観光施設が浸水被害を受ける等の被害が発生した。

ライフライン関係では、約393,900戸が停電したほか、15道府県で約20,700戸が断水した。通信関係では固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大で高速道路8区間、直轄国道6区間、都道府県管理国道53区間、都道府県道153区間で通行止めが発生した。

鉄道については、最大で31事業者97路線で運転休止した。

公共土木施設では、河川3,546箇所、海岸1箇所、砂防（急傾斜地含む）145箇所、道路（橋梁含む）1,692箇所、港湾3箇所、下水道12箇所、公園41箇所被害が発生した。

農林水産施設等では、農地10,003箇所、農業用施設8,442箇所、林地荒廃788箇所、治山施設55箇所、林道施設等4,880箇所、木材加工・流通施設及び特用林産施設等16箇所、養殖施設52箇所、漁港施設8箇所被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設18箇所、公立学校施設416箇所、私立学校施設55箇所、社会教育・体育、文化施設等220箇所、文化財等111箇所被害が発生した。

社会福祉施設等では、247施設で被害が発生した。

## 4-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行った。

9月16日、内閣総理大臣は関係省庁に対し、①緊張感を持って被害状況の把握に努めること。②被災者の救命・救助を第一に応急対策に全力を挙げること。また、引き続き住民の避難に万全を期すこと。③関係省庁一体となって、政府の総力を挙げて対応に当たること。④国民に対する的確な情報の提供に努めることを指示した。

政府では、関係省庁災害対策会議を開催し、今後の気象状況の見込み、被害状況及び各省庁の対応状況の情報共有を行うとともに、総理指示を踏まえ、緊張感を持って警戒・監視を行うこと等を確認した。その後も関係省庁災害対策会議を計4回開催し、政府調査団の調査結果の共有や被害状況及び対応・支援状況などについて情報共有を行った。

9月17日には、内閣府大臣政務官を団長とする政府調査団を埼玉県熊谷市等へ派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。9月17日から18日には、内閣府特命担当大臣（事務代理）及び内閣府副大臣を団長として京都府、滋賀県及び福井県へ、9月19日には、内閣府大臣政務官を団長として三重県へ、9月19日から20日には、内閣総理大臣補佐官を団長として岩手県、青森県及び秋田県へ、それぞれ政府調査団を派遣した。

北海道、岩手県、新潟県、福井県、京都府及び滋賀県からの災害派遣要請に基づき、延べ500名余りの自衛隊員が行方不明者の捜索や給水支援などを実施した。また、国土交通省のTEC-FORCEを延べ1,200名、災害対策用機械延べ230台余りを派遣し、被害状況調査や応急復旧への支援を実施した。

10月4日に「平成25年9月15日から同月17日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」を激甚災害に指定し、全国を対象として、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等を適用した。

また、「災害救助法」が、9月16日に埼玉県熊谷市、京都府福知山市及び舞鶴市に適用されたほか、「被災者生活再建支援法」が、9月16日に青森県南部町、埼玉県熊谷市、京都府福知山市、同舞鶴市、福井県小浜市及び美浜町に適用された。

## 第5節 平成25年台風第26号及び第27号

### 5-1 災害の状況

台風第26号は、10月16日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過し、同日15時に三陸沖で温帯低気圧となった。この台風及び台風から変わった温帯低気圧により、15日と16日を中心に、西日本から北日本の広い範囲で暴風、大雨となった。特に東京都大島町では、台風がもたらす湿った空気の影響で、16日未明から1時間100ミリを超える猛烈な雨が数時間降り続き、24時間の降水量が800ミリを超える大雨となった。

この災害により、死者40名、行方不明者3名、重傷者27名、軽傷者103名の人的被害、全壊86棟、半壊61棟、一部破損947棟、床上浸水1,884棟、床下浸水4,258棟の住家被害が発生した。特に、東京都大島町においては大規模な土砂災害が発生し、多くの人的、物的被害が発生した。

避難指示は、4都県で16,369世帯に、避難勧告は7都県で39,845世帯に出された。

土砂災害は、18都県で152件が発生した。

ライフライン関係では、約375,770戸で停電が発生し、6都県で約1,300戸で断水した。通信関係では固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大で高速道路2区間、直轄国道2区間、都道府県管理国道17区間、都道府県道87区間で通行止めが発生した。

鉄道については、最大で34事業者103路線で運転休止した。

公共土木施設では、河川480箇所、海岸25箇所、砂防（急傾斜地含む）23箇所、道路（橋梁含む）229箇所、港湾16箇所、下水道2箇所、公園11箇所被害が発生した。

農林水産施設等では、農地601箇所、農業用施設730箇所、林地荒廃57箇所、治山施設19箇所、林道施設等118箇所、漁港施設11箇所、養殖施設207箇所の被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設10箇所、公立学校施設349箇所、私立学校施設33箇所、社会教育・体育、文化施設等194箇所、文化財等29箇所、研究施設1箇所等で被害が発生した。

社会福祉施設等では、225施設で被害が発生した。

### 5-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行った。

10月16日、内閣総理大臣は関係省庁に対し、①緊張感を持って被害状況の把握に努めること。②被災者の救命・救助を第一に、救出活動に全力を尽くすこと。③ライフラインの復旧など、関係省庁一体となって応急対策に当たることを指示し、さらに、10月24日には、台風第27号の接近に備え、①今後の大雨等に対し、引き続き緊張感を持って、警戒に当たること。②関係省庁と地方公共団体が緊密に連携し、国民に対する適時的確な情報の提供に努めるとともに、避難・誘導等住民の安全対策に万全を期すこと。③被害の拡大または新たな発生に備え、災害応急対策が万全に行えるよう態勢を整えることを指示した。

10月19日には、内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団を東京都大島町に派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。また、台風第27号の接近が懸念されることから、住民の避難や二次災害防止対策をはじめとする災害応急対策を、現地において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体



台風第26号の被災地調査を行い、被災者を見舞う松本内閣府大臣政務官

となって迅速かつ的確に実施するため、内閣府特命担当大臣（防災）の指示により、同日、政府現地災害対策室（室長：内閣府大臣官房審議官（防災担当）、8府省庁、東京都、大島町）を設置し対応に当たった。

さらに、10月27日には、安倍内閣総理大臣が東京都大島町の被災地を調査した。

10月24日には、台風第27号の接近及び梅雨前線の影響に伴う大雨や強風のおそれがあったことから、内閣府特命担当大臣（防災）から国民に対して、空振りをおそれず、積極的な避難行動をとるよう呼びかけた。

政府では、10月16日に、関係省庁災害対策会議を開催し、今後の気象状況の見込み、被害状況及び各省庁の対応状況の情報共有を行うとともに、総理指示を踏まえ、緊張感を持って警戒・監視を行うことを確認した。その後も関係省庁災害対策会議等を計9回開催し、政府調査団の調査結果の共有や被害状況及び対応・支援状況などについて情報共有を行った。

大きな被害を受けた東京都大島町では、避難勧告地域内に所在する病院の入院患者21名を都心の病院へ自衛隊機により搬送したほか、台風第27号の接近に伴い、高齢者や障がい者等の127名が島外避難を実施した。また、島内全体の約4,800世帯、約8,400人に対して避難勧告等が発令された。

東京都からの災害派遣要請に基づき、延べ20,970名余りの自衛隊員が行方不明者の搜索や患者空輸、物資の輸送支援などを実施した。また、警視庁延べ6,470名、緊急消防援助隊等延べ4,700名による救出、救助活動などを実施した。また、国土交通省のTEC－FORCEを延べ1,300名、災害対策用機械延べ220台余りを派遣し、土砂災害危険箇所緊急点検や被害状況調査等を実施した。

11月8日に「平成25年10月15日及び同月16日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害」を激甚災害に指定し、大島町の区域を対象として、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、「中小企業信用保険法」による災害関係保証の特例、「小規模企業者等設備導入資金助成法」による貸付金の償還期間等の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の措置を適用し、更に、11月15日には政令の一部を改正し、大島町の区域を対象として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の措置を追加した。

また、「災害救助法」が、10月16日に東京都大島町、千葉県茂原市に適用されたほか、「被災者生活再建支援法」が、10月16日に東京都大島町、千葉県茂原市、茨城県行方市に適用された。

東京都大島町の土砂災害において、住民避難により被害を防止できなかったことに関する主な教訓は、①土砂災害の危険性に対する認識が浸透していなかったこと、②災害が発生する前の段階で、避難所の準備や自主避難を促すことなど、「おそれ」の段階での対応がなされなかったこと、③危機管理情報の受信確認が十分にできなかったこと、④避難勧告等の発令基準が明確でないこと等が考えられ、これらを踏まえ、内閣府（防災担当）では、平成26年4月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を抜本的に改正した。（参照；P60 第1部第1章3－2（2）「避難勧告ガイドライン」）

## 第6節 平成25年11月末からの大雪等

### 6－1 災害の状況

平成25年11月末から平成26年3月にかけては、日本海側の降雪量は北日本の山沿い等を除いて全般に平年を下回ったところが多く、特に北陸地方の平地では平年を大きく下回った。一方で、2月上旬と中旬にそれぞれ1度、低気圧が発達しながら日本の南岸を通過し、太平洋側では広い範囲で大雪となった。特に、14日から16日にかけては、関東甲信地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪となった。

この災害により、主に屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故等で死者95人及び負傷者1,770人の人的被害が発生した。また、住家被害については、住家全壊27棟、住家半壊40棟、住家一部破損2,210棟等の被害が発生した。また、2月14日からの大雪では、山梨県や長野県の一部の地域などでは、約6,000世帯以上が孤立したほか車両の立ち往生などが多数発生した。

## 6-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、2月6日に、大雪等の被害状況と現地の課題を調査するため、内閣府副大臣を団長とする政府調査団を秋田県へ派遣した。

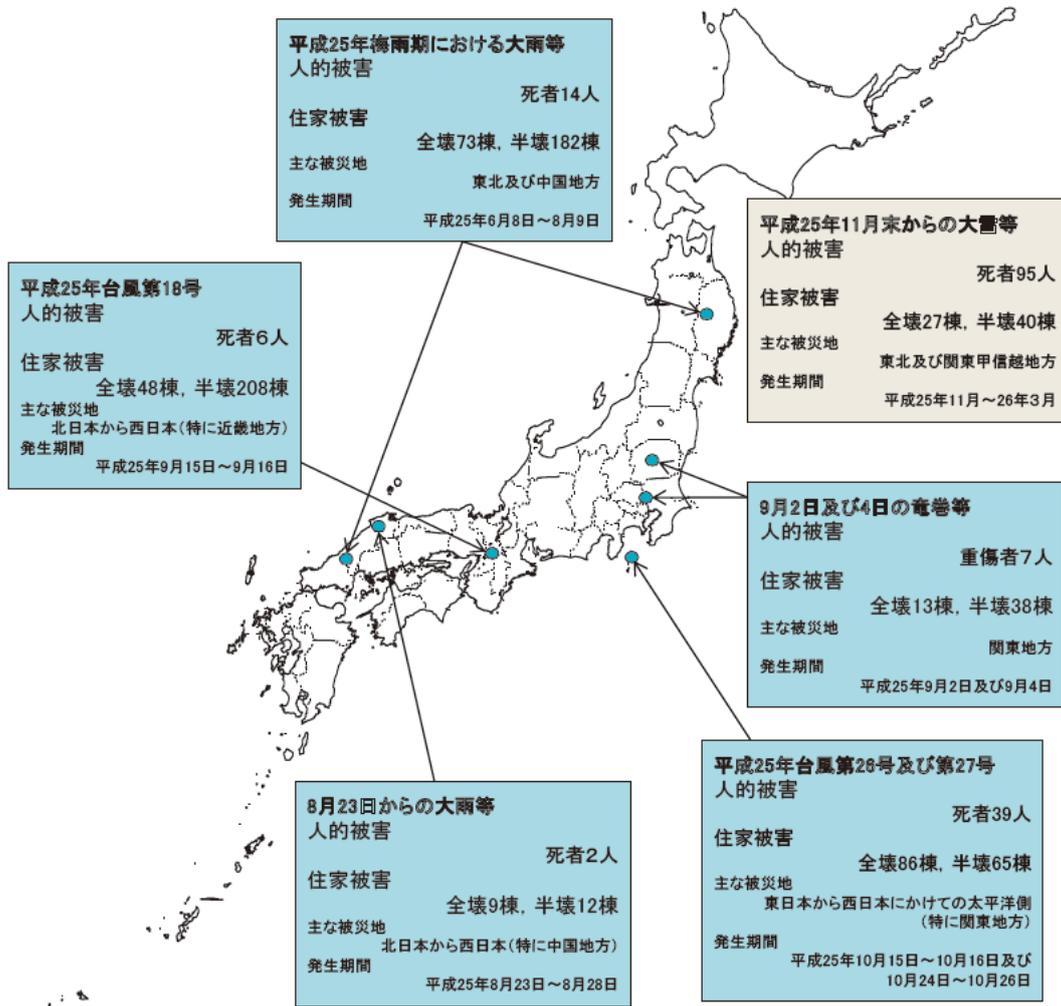
2月14日からの大雪においては、内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化するとともに、降雪前の14日に、関係省庁災害警戒会議を開催し、内閣府特命担当大臣（防災）から国民に対して、不要不急の外出を控えて早期に帰宅することなどと呼びかけるとともに、関係省庁に対して、除雪の体制確保、交通障害への対応に万全を期すことなどを確認した。これを踏まえ、関係省庁において、除雪、救助、物資輸送などを行うとともに、16日には関係省庁災害対策会議を開催し、対応状況を確認した。17日には、内閣府大臣政務官を団長とする政府調査団を山梨県へ派遣するとともに、関係省庁災害対策会議を2回開催し、政府としての支援の調整を行った。さらに、18日は、集落の孤立が3日を超える事態が生じていること等を踏まえ、内閣総理大臣の指示により、「災害対策基本法」に基づき、内閣府特命担当大臣（防災）を本部長とする「平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部」を格上げ設置するとともに、山梨県に内閣府大臣政務官を本部長とする非常災害現地対策本部を設置した。また、内閣総理大臣は関係省庁に対し、①今後、孤立による凍死等による犠牲者を一人も出さないこと。②自衛隊の人員やヘリ等の装備の体制を大幅に強化するとともに、警察、消防、国交省の関係機関が連携し、次の降雪にも備えて、最大限の総力を挙げて、除雪等の対応を加速させること。③電気、ガス、水道などのライフラインの復旧や道路の通行確保に努め、国民生活の早期の改善に全力を挙げることを指示した。加えて、群馬県と埼玉県に政府現地災害対策室を設置し、災害応急対策に係る調整を行った。

宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県及び静岡県からの災害派遣要請に基づき、延べ4,900名余りの自衛隊員が人命救助や物資輸送などを実施した。また、国土交通省のTEC - FORCEを延べ400名、災害対策用機械延べ230台余りを派遣し除雪作業の支援等を実施した。

また、「災害救助法」が、群馬県は安中市、藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町及び沼田市に、長野県は茅野市、北佐久郡井沢町、諏訪郡富士見町及び北佐久郡御代田町に、山梨県は甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村、北杜市、甲州市、南都留郡西桂町、南アルプス市及び南都留郡道志村に、埼玉県は秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀨町、秩父郡小鹿野町及び児玉郡神川町にそれぞれ適用された。

今回の大雪を踏まえた教訓として、今後、注意報、警報、特別警報を含む一連の防災気象情報の提供のあり方について検討するとともに、立往生車両のドライバー等への交通情報の提供方策の検討、豪雪地域と豪雪地域以外の地方公共団体間での広域連携体制の強化を図ることが重要である。（参照；P120 第1部第1章4-5「雪害対策」）

図表 1-3-1 平成 25 年以降に発生した主な災害



出典：内閣府資料

## 第2部

# 平成24年度において 防災に関してとった 措置の概況

## 概要

### 1 法令の整備等

「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」「福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」「災害対策基本法の一部を改正する法律」「復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部を改正する政令」等が制定された。

### 2 科学技術の研究

科学技術の研究については、地震に関する調査研究、火山噴火の予知に関する研究、各種災害の発生機構・防止対策等に関する研究等を推進した。

### 3 災害予防

防災施設等の整備を図るとともに、大都市震災に対処するため防災拠点等の整備等を推進した。また、中央防災無線網の拡充整備、地震防災情報システムの整備等を推進したほか、各種施設・設備の耐震補強等を行った。その他、災害対策の計画の樹立に資するための各種調査等を行ったほか、総合防災訓練等を実施した。

### 4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、国土基盤河川事業、地域河川事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業、地すべり対策事業、海岸事業、総合流域防災事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業、下水道事業等を実施した。

### 5 災害復旧等

#### (1) 災害応急対策

平成24年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、被災者の避難誘導・救護等の活動の実施、「災害救助法」の適用、激甚災害の指定等各種援助措置を講じた。

#### (2) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業は、直轄事業については2箇年、補助事業については3箇年で復旧するという基本方針に基づき、平成23年災害の直轄事業及び平成22年災害の補助事業を完了した。

#### (3) 財政金融措置

(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等からの融資、災害保険金の支払い、地方交付税及び地方債による措置等財政金融上の措置を講じた。

#### (4) 災害復興対策

東日本大震災等に対して、被災地の再建を推進した。

### 6 国際防災協力

我が国が開催国を務めた国連防災世界会議の成果である「兵庫行動枠組」が各国で実施され、災害に強い国づくりが進められるよう支援するため、国際機関を通じた拠出、アジア防災センター等を通じた地域内防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進した。

## 第1章 法令の整備等

### 都市再生特別措置法の一部を改正する法律 (平成24年4月6日法律第26号)

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞り者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等を行うことを目的として平成24年4月に改正された。

### 福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第151号）

福島復興再生特別措置法に基づく商標法及び種苗法の特例に関し、商標登録出願等に係る登録料、品種登録出願に係る登録料等の軽減の手續を定めるとともに、「福島復興再生特別措置法」において読み替えを行っている耐用年数の経過年数及び譲渡対価の用途に係る規定について「公営住宅法」と同様の読み替えを行う等を措置するため、平成24年5月に制定された。

### 災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織を充実させ、地方公共団体間の応援に関する措置を拡充するとともに、広域にわたる被災住民の受入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置を定める等の改正を行うため、平成24年6月に制定された。

### 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部を改正する政令（平成25年政令第33号）

復興予算の用途に関する国会等での議論を踏まえ、被災地向け予算の復興庁への一元化を図るため、復興庁が一括して予算計上を行う事業の範囲を拡大した。

## 第2章 科学技術の研究

### 1 災害一般共通事項

#### (1) 総合科学技術会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術会議においては、科学技術基本計画等に基づき、防災科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図った。

また、社会還元加速プロジェクト「きめ細かい災害情報を国民一人ひとりに届けるとともに災害対応に役立つ情報通信システムの構築」により、モデル都市での実証実験等を推進するとともに、科学技術戦略推進費により、「地域社会における危機管理システム改革プログラム（自然災害への対応）」を推進した。

#### (2) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、これらを用いた災害把握のための地上面変動の把握技術及び迅速なデータ提供技術の開発を進めた。

#### (3) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術に係る総合的な研究を促進するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の推進を図った。

（平成24年度決算額 202百万円）

#### (4) 防災科学技術の推進

文部科学省においては、科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）等に基づき、防災科学技術の推進を図った。

（平成24年度決算額 2百万円）

独立行政法人防災科学技術研究所においては、防災科学技術に関する基礎研究及び基礎的研究開発を行うとともに、内外の防災科学技術資料の収集・整理及び提供を行った。

#### (5) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、航空機観測の活用やセンチネル・アジア、国際災害チャータ等の枠組を利用し、台風豪雨災害等による被災地の画像の取得・提供を実施する事で、災害状況把握に貢献している。また、東日本大震災時にも活躍した「だいち」の後継機「だいち2号」について、平成26年の打ち上げに向けて開発中。

（平成24年度決算額 138,670百万円の内数）

#### (6) 災害リスク情報プラットフォーム

独立行政法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害情報を集約するとともに、災害リスク・ハザード評価手法の開発や災害リスク情報活用システムの開発を推進した。また、地震動予測・地震ハザード評価手法の高度化に関する研究開発を推進するとともに、全国を対象とした津波ハザード評価手法の研究に着手した。

#### (7) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業環境技術研究所においては、耐冷性、耐寒性、耐湿性品種の育成、冷害、雪害、風害、凍霜害、湿害、干害、高温障害等の作物への気象災害の防止技術に関する研究を行った。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地の地すべり防止に関する研究、異常降雨・大規模地震による災害の軽減対策に関する研究を行った。また、農業用施設等の災害に伴う周辺地域への影響予測に関する調査を行った。

#### (8) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地における沿岸域の安全確保のため、流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性評価に関する研究を行った。

#### (9) 船舶における防災技術の研究

独立行政法人海上技術安全研究所において

は、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行った。

#### (10) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、安全・安心な社会を形成するために、次の研究を行った。

- ・大規模地震・津波から地域社会を守る研究
- ・気候変動が高波・高潮・地形変化に及ぼす影響の評価と対策に関する研究

#### (11) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、被災地の状況を広域のかつ詳細に把握できる空中写真画像をより早く提供可能となるデジタル航空カメラ撮影に関する検討を行った。

(平成24年度決算額 98百万円)

#### (12) GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究

国土地理院においては、高分解能な数値気象モデルを用いて、大気擾乱と測位誤差の関連性を明らかにし、影響評価手法を開発した。

(平成24年度決算額 6百万円)

#### (13) 超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、東日本大震災による激甚な大災害を踏まえ、地震、豪雨及び火山による自然災害を対象に、従来十分に考慮されてこなかった想定を超える超過外力や、地震等と洪水の複合的な自然災害の影響を最小化するため、既往の大規模災害事例の調査を行い、災害事象の発生と進展及び被害の波及構造を整理分析するとともに、これに基づきモデル地域を仮定した災害シナリオの試設計を行った。また、国土交通省直轄管理河川の代表的な諸元に基

づいて設定したモデル河川を対象として、地震（内陸）と山体崩壊、地震（海域）と津波、台風と高潮による災害直後に洪水が重畳する複合災害シナリオを作成し、洪水単独災害と複合災害とで被害を試算・比較した。

(平成24年度決算額 25百万円)

#### (14) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、竜巻等突風の監視・予測手法や集中豪雨等の予測精度向上に関する研究等を行った。また、我が国の地球温暖化対策の推進に資するため、日本付近の詳細な気候変化予測を行う数値モデルの開発を行った。

(平成24年度決算額 912百万円)

## 2 地震災害対策

### 2-1 地震に関する調査研究

#### (1) 地震調査研究の推進

文部科学省においては、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）において平成21年4月に策定された、「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」に基づき、強い揺れに見舞われる可能性が高い地域における重点的調査観測や、追加・補完調査を実施する等、地震調査研究を推進した。

(平成24年度決算額 1,078百万円)

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震観測データを活用した地殻活動の評価及び予測に関する研究並びに地震動予測・地震ハザードの評価手法の高度化に関する研究を行った。

#### (2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖に設置した地震計、水圧計等各種観測機器を備えたリアルタイム観測可能な高密度海底ネットワークシ

システムの運用を行うとともに、南海地震の想定震源域である紀伊水道沖においても、高密度海底ネットワークシステムを構築するため、基幹ケーブル・観測装置等の製作やルートを選定のための調査等を行った。

(平成24年度決算額 5,702百万円)

### (3) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

文部科学省においては、今後も大きな地震(余震や誘発地震)や、これに伴う津波が発生する可能性のある北海道沖から房総沖の日本海溝沿いに地震計・水圧計を備えたケーブル式の海底地震津波観測網を設置するため、事前のルート調査や観測機器及び海底ケーブルの作成等を行った。

(平成24年度決算額 9,414百万円)

### (4) 地震予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、東日本大震災の発生を受けて建議された「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の見直しについて」(~平成25年度)に基づき、関係国立大学法人等における地震予知に関する基礎研究を推進した。

### (5) 地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、地震・火山活動等の固体地球科学における諸現象を解明するため、海洋性プレート沈み込み帯の構造、地震活動等の調査研究を大学等と連携し、国際的・学際的視野に立った研究を実施した。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震については、発生後速やかに震源域において反射法地震探査、測深器を用いた海底地形の調査等を実施した。

(平成24年度決算額 36,354百万円の内数)

### (6) 海底地震総合観測システム等の運用

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム並びに相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行った。

(平成24年度決算額 36,354百万円の内数)

### (7) 深海地球ドリリング計画推進

独立行政法人海洋研究開発機構においては、多国間国際協力科学プロジェクトである統合国際深海掘削計画を推進し、南海トラフ巨大地震の震源域である南海トラフにおいて、巨大分岐断層及びプレート境界到達を目標とする超深度ライザー孔の掘削に着手するとともに、海底下約1kmの掘削孔内に地震・地殻変動等を観測する長期孔内計測装置を設置した。

(平成24年度決算額 36,354百万円の内数)

### (8) ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究

文部科学省においては、近年地震が頻発する「ひずみ集中帯」の活構造を明らかにし、ここで発生する地震のメカニズムを解明するとともに、震源断層モデルを構築するための調査観測・研究を実施した。

(平成24年度決算額 406百万円)

### (9) 東海・東南海・南海地震の連動性評価研究

文部科学省においては、将来連動して発生する可能性の高い東海・東南海・南海地震について、時間的及び空間的な連動性を評価するため、3つの地震の想定震源域における稠密広域な海底地震・津波・地殻変動観測や、シミュレーション研究、強震動予測、津波予測、被害想定研究等を実施した。

(平成24年度決算額 428百万円)

### (10) 地震観測データを利用した地殻活動の評価と予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、基盤的地震観測網等から得られるデータを解析し、地震活動や地殻変動等の地殻活動を的確に把握するとともに、超低周波地震モニタリング等を可能とする観測データの処理・解析手法の高度化等を推進した。

### (11) 都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト

文部科学省においては、首都直下地震の発生メカニズムの解明や被害シミュレーションの実施、地震直後の建物の安全性を迅速に評

価するシステムの開発、都市部における帰宅困難者への対応や被災者の避難所への円滑な誘導を行うための災害情報提供システムの開発等により、都市特有の災害による被害を可能な限り軽減するための調査研究プロジェクトを実施した。

(平成24年度決算額 589百万円)

### (12) 活断層評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、全国の主要活断層として、陸域で6断層帯、沿岸海域で3断層帯の合計9断層帯の分布形状や活動履歴に関する調査を行った。

(平成24年度決算額 運営費交付金の内数)

### (13) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東南海・南海地震域における地下水総合観測点における地下水等調査を行い、地震発生予測の研究を行った。また、日本海溝沿いの下北半島、仙台平野、北茨城、房総半島、南海トラフ沿いの静岡県沿岸で津波堆積物調査を行い、巨大海溝型地震の履歴解明を目的とする研究を行った。

(平成24年度決算額 運営費交付金の内数)

### (14) 地震災害予測の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、深谷および綾瀬川断層を対象として反射法地震探査、ボーリング調査、取得試料を用いた物性試験を実施し、地下構造データの充実を図り、断層滑りシミュレーションを行った。関東北部断層帯において断層帯活動に伴う地盤変形予測図のプロトタイプを作成した。

(平成24年度決算額 運営費交付金の内数)

### (15) 巨大地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、巨大地震・津波災害に伴う地震災害リスクを総合的に評価するため、①津波災害、②誘発されて活動が予想される活断層調査、③地盤の液状化ポテンシャル評価を行うとともに、復旧、復興に資するため④土壤汚染リス

クや⑤地下水汚染リスクについての調査・評価を実施した。

(平成24年度決算額 運営費交付金の内数)

### (16) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備を行った。産総研・防災科研・気象庁データの統合解析を開始した。

(平成24年度決算額 運営費交付金の内数)

### (17) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術の見地での検討を行った。また、国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集した。

(平成24年度決算額 11百万円)

### (18) 測地的方法による地殻変動調査

国土地理院においては、全国を対象とした高精度三次元測量、高度地域基準点測量等を定期的に行ったほか、全国の電子基準点（GNSS連続観測施設）連続観測、高精度地盤変動測量を行い、地殻変動の監視を行った。また、地震防災対策強化地域、重点的調査観測対象地域等において、高密度で短周期の地殻変動観測を行ったほか、御前崎地方において、高精度三次元連続観測（GNSSによる高精度比高観測）を行った。さらに、機動的な地殻変動連続観測、重要活断層の地形的調査等を行い、その他、定常観測として地磁気観測、地殻変動連続観測、潮位の連続観測を行った。

(平成24年度決算額 1,296百万円)

### (19) 地殻活動総合解析

国土地理院においては、GNSS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻活動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告した。

(平成24年度決算額 2百万円)

## (20) ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究

国土地理院においては、新潟―神戸ひずみ集中帯の新潟県中部において、稠密地殻変動観測によりひずみ集中帯内部の地殻変動分布を把握し、数値シミュレーション等によるモデリングを通して、地殻構造の不均質や断層深部すべりに伴う地殻の変形過程を解明し、内陸地震の発生メカニズムに関する知見を得るための研究を行った。

(平成24年度決算額 8百万円)

## (21) 地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究

国土地理院においては、地震発生時に当該地域の地理的特性と起こりうる災害の類型(斜面災害、地盤の液状化の地盤変状による建物、ライフライン、道路、河道閉塞等)を自動的に出力・伝達し、また夜間であっても地震発生後1時間を目途に、この出力に対する専門家の判断を加え、必要な部署に伝達するシステムの開発を行った。

(平成24年度決算額 10百万円)

## (22) プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究

国土地理院においては、GEONETにより観測された地殻変動データからプレート間の固着域(大きさ・位置・その時間変化)を高精度かつ高い時間分解能(1日ごと)で推定する解析手法の研究を行った。

(平成24年度決算額 11百万円)

## (23) 測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究

国土地理院においては、地震・火山噴火に先行して発生することが想定される前兆すべり等の現象を検知するために必要な地殻変動量を明らかにするとともに、既存のGNSS連続観測、水準測量、験潮等の測地観測網の観測結果を総合的に分析し、これらの先行現象を含む地殻活動イベントを検索するためのソフトウェアの開発を行った。

(平成24年度決算額 10百万円)

## (24) 火山噴火予知に関する基礎的研究

国土地理院においては、火山噴火活動の評価及び火山噴火予知研究の基礎資料を得るため、電子基準点(GNSS連続観測施設)、GNSS火山変動リモート観測装置(REGMOS)、自動光波測距測角連続観測装置(APS)等により、的確に地殻変動の把握を行い、あわせて火山噴火予知連絡会等の関係機関へ資料提供を行った。

(平成24年度決算額 26百万円)

## (25) 地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究

国土地理院においては、地面反射マルチパス誤差を定量的に評価する手法を開発するとともに、電子基準点観測データに含まれる誤差特性情報を総合的に分析するシステムを構築し、地殻変動監視能力の向上に必要な電子基準点観測データの誤差特性情報の提供を行った。

(平成24年度決算額 8百万円)

## (26) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震に関する研究を推進した。特に、東海地域に想定される地震の予知の確度を向上させるため、数値シミュレーション手法の高度化による東海地震の予測精度向上及び新たな観測・監視手法の開発による東南海・南海地震の監視体制の強化に関する研究等を行った。

(平成24年度決算額 32百万円)

## (27) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測、沿岸における津波観測を行った。

また、関係機関の地震に関するデータに加え、地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した。

(平成24年度決算額 1,605百万円の内数)

## (28) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が

懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行った。

(平成24年度決算額 1,326百万円)

## 2-2 地震災害対策一般の研究

### (1) 実大三次元震動破壊実験施設を活用した耐震実験研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、世界最大の実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用し、各種構造物等の破壊過程や耐震性能・余裕度評価に関するデータの取得・蓄積を行うとともに、構造物の耐震補強技術や免制震技術等の研究開発及び構造物崩壊シミュレーション技術の開発を推進した。特に、平成24年度においては、長周期・長時間地震動を再現するための機能強化を実施した。

### (2) 東北地方太平洋沖地震による被災対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、東北地方太平洋沖地震の発生直後から、地震により被災したため池・ダム・農業用排水路等の農業水利施設について緊急の調査を実施し被災状況を把握するとともに、被災したため池堤体の破壊機構の解明等の研究を行った。

### (3) 東北地方太平洋沖地震による津波被災対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、東北地方太平洋沖地震の発生直後から、沿岸域における津波により被災した農地海岸堤防、農業用排水機場及び用排水路、農地について緊急の調査を実施し被災状況を把握するとともに、農地の除塩技術や地域復興計画の策定手法の開発等に関する研究を行った。

### (4) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所におい

ては、土木構造物の合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

(平成24年度決算額 12百万円)

### (5) 外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、東日本大震災から過去約20年間に発生した大地震におけるRC造建物外装材の被害について文献等調査を行い整理した。また、阪神淡路大震災ならびに東日本大震災において外壁の応急危険度判定にあたった調査者に対してアンケートおよびヒアリング調査を実施し、外壁診断に関する応急危険度判定の実情と問題点について整理した。さらに、地震被害が多く見られたRC造建物のタイル外壁を対象として耐震性能評価のため、タイル仕上げ材料および構法に関する材料性能試験を実施し、特性について整理した。

(平成24年度決算額 15百万円)

### (6) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、地震により被災した基礎の被災メカニズムの評価、鉄筋コンクリート橋脚の地震限界状態の評価手法の提案、地盤変状の影響を受けた橋の被災の検証及び被災要因の分析、実山岳トンネルの地震時挙動の計測による被害発生メカニズムの解明、統計分析による道路盛土の被害要因の分析、河川堤防の耐震診断技術の開発、再開発ダムや新形式ダムを含めたダムの地震時挙動特性の分析、液状化の発生及び評価に及ぼす要因分析等に関する研究を行った。

### (7) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、耐震補強で目標とする性能に応じた限界状態の設定と補強対策案の提案、トンネルにおける耐震対策の効果に関するメカニズムの解明、盛土の耐震診断・耐震補強法技術の開発、河川堤防の耐震補強技術の開発等に関する研究を行った。

### (8) 北海道における橋梁等の耐震設計法及び施工法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、北海道の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震動の特性に関する研究及び地震時における基礎構造の安定に関する研究を行った。

### (9) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、港湾地域及び空港における強震観測の実施、東北地方太平洋沖地震のような長継続時間の地震動作用時の液状化特性把握に基づく判定手法の提案、杭式構造物の耐震性能評価手法と補強方法の提案等、地震災害の防止・軽減に関する研究を行った。

### (10) 災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、最新の防潮堤等の耐震化進捗状況を反映し、津波警報で予測される津波波高に対応する津波浸水の範囲・深さを迅速に想定できる「津波浸水データベース」の構築のため、津波浸水計算プログラムを開発した上で、津波浸水データベースを試作した。

(平成24年度決算額 16百万円)

### (11) 大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、強震記録を地震発生直後に自動的に統合処理し地震動分布を推定、表示する地震動分布即時推定システムの試作を行った。東日本大震災を含む過去の地震で発生した河川堤防と道路盛土の被災事例を収集し、被災しやすい構造的要因や被災度と地震動強さとの関係を分析した。被災事例が少ないケースを中心に簡易な数値解析を多数実施し、これらの結果をもとに、各施設の被害推測手法の素案を作成した。

(平成24年度決算額 12百万円)

### (12) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

独立行政法人建築研究所においては、長周期地震動に対する超高層建築物等の安全性評価手法の確立など、巨大地震による建築物の被害抑制方策に関する研究を行った。さらに、構造計算における工学的判断基準の明確化に関する研究を行った。

### (13) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、沿岸地域の都市における巨大地震時の住民の津波からの迅速な避難、津波被災時の都市防災拠点機能の維持、宅地液状化の防止に関して、防災まちづくりの充実・防災構造化の進展を図るため、計画策定や支援の充実に当たって拠り所となる技術的な指針・基準類や計画手法を検討している。津波避難シミュレータの開発や防災拠点機能のリダンダンシー確保手法、液状化対策に関する数値基準の整備に向けた調査・開発を実施した。

(平成24年度決算額 14百万円)

## 3 津波災害対策

### 3-1 津波に関する調査研究

#### (1) 地震・津波観測監視システム

(再掲 第2章 2-1 (2))

文部科学省においては、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖に設置した地震計、水圧計等各種観測機器を備えたりアルタイム観測可能な高密度海底ネットワークシステムの運用を行うとともに、南海地震の想定震源域である紀伊水道沖においても、高密度海底ネットワークシステムの構築するため、基幹ケーブル・観測装置等の製作やルート選定のための調査等を行った。

(平成24年度決算額 5,702百万円)

#### (2) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

(再掲 第2章 2-1 (3))

文部科学省においては、今後も大きな地震(余震や誘発地震)や、これに伴う津波が発

生する可能性のある北海道沖から房総沖の日本海溝沿いに地震計・水圧計を備えたケーブル式の海底地震津波観測網を設置するため、事前のルート調査や観測機器及び海底ケーブルの作成等を行った。

(平成24年度決算額 9,414百万円)

### (3) 東海・東南海・南海地震の連動性評価研究

(再掲 第2章 2-1 (9))

文部科学省においては、将来連動して発生する可能性の高い東海・東南海・南海地震について、時間的及び空間的な連動性を評価するため、3つの地震の想定震源域における稠密広域な海底地震・津波・地殻変動観測や、シミュレーション研究、強震動予測、津波予測、被害想定研究等を実施した。

(平成24年度決算額 428百万円)

### (4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、地震津波の発生・伝播メカニズムの研究や、沖合津波観測データ等を用いた即時的津波予測手法の開発、沖合で発生した地震の規模の即時的推定手法の開発に関する研究等を行った。

(平成24年度決算額 6百万円)

## 3-2 津波対策一般の研究

### (1) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

(再掲 第2章 2-2 (13))

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、沿岸地域の都市における巨大地震時の住民の津波からの迅速な避難、津波被災時の都市防災拠点機能の維持、宅地液状化の防止に関して、防災まちづくりの充実・防災構造化の進展を図るため、計画策定や支援の充実に当たって拠り所となる技術的な指針・基準類や計画手法を検討している。津波避難シミュレータの開発や防災拠点機能のリダンダンシー確保手法、液状化対策に関する数値基準の整備に向けた調査・開発を実施した。

(平成24年度決算額 14百万円)

### (2) 先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究

農林水産省においては、東日本大震災の被災地を新たな食料生産地域として、より一層早期に復興させるため、これまで産学が開発してきた多くの先端技術を組み合わせ、被災地域で実証実験する研究を行うとともに、その普及・実用化を促進した。

(平成24年度決算額 751百万円)

## 4 風水害対策

### (1) 都市圏における複合水災害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、局地的豪雨をより高精度に観測し早期予測する技術、局地的豪雨による都市型水害、土砂災害や台風による沿岸災害の予測技術の開発を推進した。

### (2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の物理則モデルの精度向上に関する研究を行った。

### (3) 気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動下の水災害リスク低減のため、現在の科学技術では避けることのできない不確実性を前提として、将来の気候変動等を考慮した洪水対策手法について研究している。平成24年度は、将来の氾濫原内の人口・年齢構成・資産分布の変化を考慮した水災害リスク評価手法について、モデル河川を対象として検討を行った。

(平成24年度決算額 11百万円)

### (4) 豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、深層

崩壊等異常土砂災害の発生場所及び規模推定に関する技術開発、新潟県中越地震による地すべりの発生機構の解明とそれに基づく危険度評価手法の開発、流動化する地すべりの要因の解明に関する研究を行った。

#### (5) 風水害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川災害防除に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を行った。

#### (6) 水災害リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の運営

独立行政法人土木研究所においては、「水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）」を通じ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するべく、統合洪水解析システム（IFAS）の開発・普及、途上国行政官を対象とする洪水リスク管理技術に関する研修活動を実施した。また、平成21年度から開始したアジア開発銀行との地域技術協力連携プロジェクトでは、インドネシアやバングラディッシュ、メコン河流域などの洪水が頻発する国や地域における対応能力を向上させるための各種活動を実施し、プロジェクトを完了した。

#### (7) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

独立行政法人土木研究所においては、不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・渇水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防、基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施した。

#### (8) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、異常波浪を対象とした実験・計算手法の高度化、中・長期気候変動による海象外力の変化の評価等、高波・高潮災害の防止・軽減に関する研究を行った。

## 5 火山災害対策

### (1) 火山噴火に関する調査研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、火山観測網の維持・強化と噴火予測システムの開発、マグマ移動過程解明、航空機搭載型放射伝達スペクトルスキャナ（ARTS）や合成開口レーダ（SAR）等リモートセンシング手法による火山活動把握及び災害予測のためのシミュレーション技術の開発を推進した。

### (2) 火山噴火予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、東日本大震災の発生を受けて建議された「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の見直しについて」（～平成25年度）に基づき、関係国立大学法人等における火山噴火予知に関する基礎研究を推進した。

国土地理院においては、火山噴火予知の基礎資料とするため、火山変動測量及び機動観測を行った。

独立行政法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行った。九重火山、蔵王火山の火山地質図のための噴火履歴調査を実施した。

（平成24年度決算額 運営費交付金の内数）

気象庁においては、気象研究所を中心に火山監視業務を高度化するため、マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会を通じて、関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進した。

（平成24年度決算額 46百万円）

### (3) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、降灰、火砕流堆積後の土石流に対する緊急時における土石流の規模、発生時期推定技術の高度化に関する研究を行った。

#### (4) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行った。また、海域における火山噴火の予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行った。

(平成24年度決算額 11百万円)

### 6 雪害対策

#### (1) 雪氷災害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、集中的な豪雪を監視するシステム、吹雪・雪崩・着雪等の雪氷災害を予測するシステムとハザードマップ作成手法の開発を推進した。

#### (2) 雪崩の発生及び流下に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行った。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証した。

#### (3) 雪害の防除に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、雪崩対策施設の管理技術や合理的設計手法を検討するとともに、冬季の降雨に伴う雪崩災害に関する研究を行った。

#### (4) 雪害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、冬期道路交通安全性・効率性の向上を目的として、冬期道路管理の効率性、的確性向上技術の開発や冬期交通事故に有効な対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や危険度評価技術等に関する研究を行った。

### 7 火災対策

#### (1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・火災原因調査技術の高度化に関する調査研究
- ・過密都市空間における火災時の安全確保に関する研究
- ・特殊災害に対する安全確保に関する研究
- ・化学物質の火災爆発防止と消火に関する研究
- ・消防の技術に関する総合的な企画立案のための、消防用設備等の性能評価手法の研究
- ・消防活動の安全確保に関する研究  
(平成24年度決算額 33百万円)

- ・大規模災害時の消防力強化のための情報技術に関する研究  
(平成24年度決算額 31百万円)

- ・多様化する火災に対する安全確保に関する研究  
(平成24年度決算額 46百万円)

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査研究  
(平成24年度決算額 27百万円)

#### (2) 森林火災に関する一般研究

独立行政法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林野火災の延焼速度と火災の強度推定に関する研究を行った。

#### (3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

独立行政法人建築研究所においては、防火や避難の面で改善が望まれる建築ストックが多数存在する中で、建築の火災安全性の向上を図るため、建物の利用実態を踏まえて、ハード・ソフト両面から火災安全性能を総合的に評価する手法の開発を行った。

## 8 危険物災害対策

### (1) 危険物災害の防止に関する研究

- 消防庁においては、次の研究を行った。
- ・危険物施設の安全性向上に関する研究
  - ・危険物に係る流出等の事故原因の調査技術の高度化に関する調査研究
  - ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査研究  
(平成24年度決算額 20百万円)
  - ・危険物の安全を確保するための技術基準の整備に関する研究(屋外貯蔵タンクの安全対策の充実)  
(平成24年度決算額 25百万円)
  - ・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究  
(平成24年度決算額 64百万円)
  - ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査研究  
(平成24年度決算額 27百万円)

### (2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、種々の爆発性物質の爆発威力の評価法の開発とデータ収集及び爆発現象を数値モデルにより再現できる高精度な計算コードを開発した。また、水素等の可燃性ガスや支燃性ガス、微燃性ガスの漏えい拡散、燃焼・爆発データ収集した。さらに、産業保安に関する研究では、爆発安全情報データベース、化学災害データベースの整備等を実施した。

(平成24年度決算額 運営費交付金の内数)

## 9 原子力災害対策

### (1) 原子力防災対策の実効性向上等に関する調査・研究

原子力安全委員会においては、原子力防災対策の実効性向上等の原子力の安全確保に係る諸活動を実施するために必要となる基礎資

料の整備等に必要な調査等を行った。

### (2) 原子力の開発利用に係わる安全確保のための研究

独立行政法人放射線医学総合研究所においては、放射線安全研究を、独立行政法人日本原子力研究開発機構等においては、原子力施設等安全研究、環境放射能安全研究及び放射性廃棄物安全研究を行った。

### (3) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業環境技術研究所においては、東京電力福島第一原子力発電所事故発生直後から農作物、農地土壌等の放射性物質濃度について緊急の調査・研究を実施して、農産物等の安全確認を行うとともに、農地等の除染技術及び農作物への放射性物質移行低減技術の開発等に関する調査、研究を行った。

### (4) 先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究

(再掲 第2章3-2(2))

農林水産省においては、東日本大震災の被災地を新たな食料生産地域として、より一層早期に復興させるため、これまで産学が開発してきた多くの先端技術を組み合わせ、被災地域で実証する研究を行うとともに、その普及・実用化を促進した。

(平成24年度決算額 751百万円)

### (5) 農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発

農林水産省においては、高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証、高濃度農地汚染土壌の現場における処分技術の開発、森林から流出する水等に含まれる放射性物質の挙動解明、放射性物質を含む作物等の安全な減容・安定化技術の開発を行った。

(平成24年度決算額 190百万円)

## 第3章 災害予防

### 1 災害一般共通事項

#### 1-1 教育訓練

##### (1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日の「防災の日」に、首都直下地震（東京湾北部地震）を想定した政府本部運営訓練及び東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく広域医療搬送訓練を行った。

（平成24年度決算額（災害対策総合推進調整費で措置））

内閣府においては、関係省庁の防災担当職員を対象とした合同研修を実施した。また、平成24年度に発生した災害への対応の記録及び検証を行い、より迅速かつ的確な災害対応を行うための防災担当職員向けのテキスト（アフターアクションレポート）を作成した。

（平成24年度決算額 7百万円）

##### (2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の災害警備担当幹部に対して、災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全確保等についての教育訓練を行ったほか、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した災害警備訓練の実施を指示した。また、警察広域緊急援助隊において、災害救助のための特殊技術訓練を行ったほか、特別救助班では、救出救助能力を更に向上させるための、より高度な訓練を行った。さらに、機動警察通信隊では、災害発生時における、より迅速な情報収集や通信手段確保のため、各種情報通信システムの活用等、実践的な訓練を行った。

##### (3) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会と連携し災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な

通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進した。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行った。

（平成24年度決算額 6百万円）

##### (4) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という。）においては、大規模災害等における放送確保等のため、広域応援体制も織り込んだ総合訓練を実施するとともに、各放送局においては、個別訓練等を実施した。

（平成24年度決算額 協会支出額 14百万円）

##### (5) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害の防止や被害の軽減、消防・水防、救助・救急等の応急対策に関する幹部として必要な高度な教育訓練を行った。また、地震等の大規模災害発災時の対応能力向上のため、都道府県及び市町村の首長並びに幹部等に対し危機管理教育を行うとともに、広域的な災害に対応する緊急消防援助隊に対する教育、自主防災組織の育成及び強化のための教育を行った。

（平成24年度決算額 353百万円）

消防庁においては、地方公共団体が、地域防災計画に従い、地震、津波、風水害等各種の災害や様々な条件を想定して、市町村長の迅速かつ的確な意思決定のための図上訓練や関係機関及び地元住民と連携した総合防災訓練や広域訓練、参集訓練、情報伝達訓練等実践的な訓練を実施するよう要請・助言等を行った。

（平成24年度決算額 1百万円）

##### (6) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話等で構成される法務省緊急連絡体制網通信訓練を行った。

（平成24年度決算額 77百万円）

### (7) 安全教育の充実

文部科学省においては、東日本大震災を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、学校における地域の防災関係機関との連携体制の構築・強化を行った。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災教育に関する教職員向けの総合的な参考資料の作成・配付を行った。さらに、教職員や児童生徒等の学校安全に対する意識の向上等を図るため、防災教室等の講師となる教職員等を対象とした講習会等を実施した。

(平成24年度決算額 204百万円)

### (8) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

### (9) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。

(平成24年度決算額 6百万円)

### (10) 災害派遣医療チーム（DMAT）隊員養成研修の実施

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT（発災後48時間以内の災害急性期に機動的に活動するためのトレーニングを受けた医療チーム）隊員養成研修を実施した。

(平成24年度決算額 65百万円)

### (11) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

(平成24年度決算額 18百万円)

### (12) 都道府県の災害救助対策事業に対する補助

厚生労働省においては、都道府県が行う市町村災害救助法担当職員に対する研修等の災害救助対策事業に要する経費について補助を行った。

(平成24年度決算額 28,396百万円の内数)

### (13) 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成する事業を実施した（ビッグ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施）。

(平成24年度決算額 3百万円)

### (14) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行った。

(平成24年度決算額 18百万円の内数)

### (15) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体、独立行政法人等の職員を対象に、各研修コースにおいて防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義を実施した。特に、「東日本大震災対応職員」、「危機管理」及び「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」では、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力の向上を目的に、課題研究や演習を取り入れた研修を実施した。

### (16) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、各地で防災気象講演会を主催し、気象等に関する知識の普及等を行った。また、防災機関の担当者を対象に予

報、警報その他情報の伝達等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質の向上を図った。

(平成24年度決算額 121百万円)

#### (17) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施したほか、機動防除隊を対象とした高度な防災技術等の研修を行った。また、海難防止思想の普及・高揚を図るため、海難防止講習会等を開催したほか、タンカー等危険物積載船舶の乗組員、危険物荷役事業者等の海事関係者を対象に訪船指導、タンカーパースの点検等を行うとともに、旅客船の事故対策訓練を実施し、運航関係者に対して事故時の措置等について指導した。

#### (18) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、災害派遣時に求められる多様な役割に対し、実効性をもつて的確かつ迅速に対応するため、各種の災害への対応のための訓練を実施して、部隊の即応性の向上を図った。

(平成24年度決算額 644百万円)

### 1-2 防災施設設備の整備

#### (1) 中央防災無線網の整備

中央防災無線網は、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、内閣府が整備している政府専用の通信網である。平成24年度も引き続き、通信の安定的な運用のため適切な措置を講ずるとともに、地上系多重無線通信回線のIP・大容量化、首都直下地震対策用可搬型衛星通信装置及び首都圏以外の指定公共機関の衛星通信装置の多機能・大容量化、大規模災害発生時の公衆通信回線輻輳対策として衛星携帯電話の整備を推進した。

(平成24年度決算額 2,689百万円)

#### (2) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な資機材として救出救助資機材や緊急出動用災害対策車、災害活動用拠点車、災害救助活動用バックホウ、ヘリコプター等の整備を行ったほか、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図った。

(平成24年度決算額 6,343百万円)

#### (3) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

#### (4) 地域衛星通信ネットワーク整備構想の推進

総務省及び消防庁においては、防災行政無線の的とした地域衛星通信ネットワーク整備構想を推進するため、地域情報通信基盤整備事業の活用等を通じて、地方公共団体における衛星地球局等の整備を進めた。

#### (5) NHKにおける非常用電源設備等の整備

NHKにおいては、大規模災害における放送の安定の確保のため、非常用電源設備等の整備を行った。

(平成24年度決算額 協会支出額 3,354百万円)

#### (6) 電気通信網の確保等

NTTグループ各社では、安定した電気通信サービスの提供を確保するために、通信ビルの停電・水防対策強化、ネットワークを中継する伝送路の第3ルート確保、大ゾーン基地局の整備、基地局の停電対策強化等による災害に強く信頼性の高い通信網の構築や、各種災害対策機器の配備、災害に備えた情報ステーション化の推進等による重要通信を確保するための早期復旧対策等に取り組んできた。併せて、円滑かつ適切な災害対策を遂行できるようNTTグループ各社との連携に加え、他機関等との連携に取り組むとともに、

訓練・演習等を実施してきた。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板」、「災害用伝言板（Web 171）」、「災害用音声お届けサービス」、「J - a n p i」の活用を広報した。

KDDI（株）においては、東日本大震災を受けて、伝送路の多ルート化、重要通信確保のために、行政機関等重要拠点の基地局の電源設備の信頼性向上、非常災害対策機器等の配備を一層強化することとした。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用音声お届けサービス」の提供開始、「災害用伝言板サービス」の機能拡充を始め、気象庁の緊急地震速報の携帯電話による配信サービスの活用を広報した。

ソフトバンクグループにおいては、安定した電気通信サービスの提供確保のため、重要拠点ビルの耐震性強化、停電対策強化、県庁・役所等の重要エリア基地局の停電対策強化、移動基地局の増強、伝送路の冗長化、各種災害対策用機器の配備等を実施。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言板」、「災害用音声お届けサービス」及び気象庁が配信する緊急地震速報、津波警報や自治体の緊急速報メールの活用を広報した。

#### （7）災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、東京及び大阪に備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう整備した。

（平成24年度決算額 48百万円）

#### （8）緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整

備について、地方公共団体に対し補助を行った。

また、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用し、被災地での隊員の活動を支援する車両やヘリコプターによる情報収集機能を強化するための資機材等を全国の消防機関等に配備した。

（平成24年度決算額 4,376百万円）

#### （9）消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、耐震性貯水槽、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

（平成24年度決算額 809百万円）

#### （10）NBCテロ災害対応資機材の維持管理

消防庁においては、特別高度救助隊等の資機材（特別高度工作車、大型除染システム車、大型ブロー搭載車及びウォーターカーター搭載車）及びNBCテロ災害対応資機材の維持管理を行った。

（平成24年度決算額 22百万円）

#### （11）文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を災害や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行った。

（平成24年度決算額 20,458百万円の内数）

#### （12）災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院（耐震構造、ライフラインの維持機能、応急医薬品等の備蓄機能等の災害医療支援機能を有し、災害時に24時間対応可能な救急体制を確保する病院）の整備について補助を行った。

（平成24年度決算額 3,372百万円の内数）

#### （13）広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の

救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム（DMAT）等災害医療にかかる総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行った。

（平成24年度決算額 47百万円）

#### （14）社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

（平成24年度決算額 11,213百万円の内数）

厚生労働省においては、障害福祉施設・児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

（平成24年度決算額 9,719百万円）

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

（平成24年度決算額 3,113百万円の内数）

#### （15）社会福祉施設等の耐震化等のための低利融資（（独）福祉医療機構への政府出資金）

厚生労働省においては、社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するため、（独）福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるように、政府出資により同機構の財務基盤の強化を行った。

（平成24年度決算額 4,611百万円）

#### （16）農林水産省における情報収集・伝達体制の整備

農林水産省においては、災害に備えた確実な情報体制を確保するため、本省と各地方農政局等を結ぶ衛星通信施設等の整備等を行った。

（平成24年度決算額 18百万円）

#### （17）渇水対策のための農業水利施設整備

農林水産省においては、渇水の頻発している地域において、渇水時に農業用水を有効利用するための堰、揚水機場、ファームポンド（農地又は農地の道傍に設ける小規模な貯留施設）等の施設整備を行った。

（平成24年度決算額（地域自主戦略交付金）622,092百万円の内数）

#### （18）漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、災害時の水産物流通機能の確保、漁港の来訪者等の安全性確保及び被災地の支援基地としての漁港利用等漁村の総合的な防災対策を図るため、ハード・ソフト一体的な考えの下、防災強化対策を推進した。

（平成24年度決算額 144,165百万円の内数）

#### （19）農山村の防災機能強化の促進（防火・防災対策林道整備）

農林水産省においては、林野火災の発生及び延焼の危険性が高い地域等における、防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道の整備を行った。また、自然災害が発生した際に迂回路等としても重要な役割を果たす林道の整備を行った。

（平成24年度決算額 503百万円の内数  
他に農山漁村地域整備交付金、  
地域自主戦略交付金、地域再生基盤強化  
交付金の内数）

#### （20）農山村の防災機能強化の推進（防災対策林道機能強化）

農林水産省においては、災害に強く安心して暮らせる村づくりを推進するため、次の施設等の整備を図った。

- ・避難歩道及び避難広場等の確保
- ・消防用施設等の確保
- ・集落の防火施設整備
- ・災害情報の伝達施設の確保

（平成24年度決算額 503百万円の内数  
他に農山漁村地域整備交付金、  
地域自主戦略交付金の内数）

### (21) ガスに係る防災支援基盤の整備

経済産業省においては、地震等の大規模災害時において都市ガス施設等の早期復旧と二次災害を防止するため、ガス事業者の供給区域、ガス製造設備等主要ガス工作物設置状況、アクセスルート等の地図情報の所要の情報を盛り込んだ「ガス防災支援システム」の維持・運用を行った。

(平成24年度決算額 41百万円)

### (22) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震や大雨等による土砂災害が広範囲に発生した場合に、被災状況を迅速かつ的確に把握するための危険度判定を実施し、二次災害の軽減・防止や早期復旧に資する被災宅地危険度判定制度について、都道府県等と協力し、危険度判定の実施体制の整備支援等を行った。

### (23) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、CCTV映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理及び災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施した。また、東日本大震災等を踏まえて、通信設備の耐震対策及び津波対策を検討するとともに河川・道路管理用の次期移動体通信システムと衛星通信システムの検討を実施した。

### (24) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るとともに、国際協力を行うため、次のとおり台風・集中豪雨雪監視体制の整備を行った。

- ・ 静止気象衛星業務の実施
- ・ 地上気象観測装置の整備
- ・ 航空気象業務の整備
- ・ レーダー観測所処理装置の更新
- ・ 気象ドップラーレーダーの整備（3ヶ所）
- ・ 観測施設災害対応体制の強化

(平成24年度決算額 16,929百万円)

### (25) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行った。

(平成24年度決算額 79,578百万円)

### (26) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等により迅速的確に対処しうる体制の確保を図った。

(平成24年度決算額 102百万円)

### (27) 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入

環境省においては、地震や台風等による大規模な災害に備え、地方公共団体が実施する公共または民間の防災拠点となりえる施設等に再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入する事業への支援を目的とした基金の設置事業を行った。

(平成24年度決算額 12,100百万円  
(基金造成額))

## 1-3 その他

### (1) 災害対策の推進

内閣府においては、東海地震に関連する情報を始めとする各種災害情報を夜間及び休日においても確実に受理し、関係職員に迅速に伝達するために必要な情報連絡要員を常駐させ、情報連絡体制の整備を図った。

また、内閣府においては、災害対策総合推進調整費を別表の調査等に配分し、関係省庁において調査等を実施した。

(平成24年度決算額 54百万円)

### (2) 政府の業務継続体制の充実・強化

内閣府においては、大規模災害時における政府中枢機能の代替拠点を検討するため、代替拠点と成り得る地域を対象に、行政機関・指定公共機関等の集積度、過去の災害状況等の基礎的調査を実施した。

(平成24年度決算額 4百万円)

## 災害対策総合推進調整費

事項名	実施省庁名	決算額 (千円)	概要
1. 一般調査		112,232	
(1) 輸送・保管を中心とした総合的な支援物資物流システム構築推進に関する調査	国土交通省	44,746	東日本大震災を教訓とし、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の被害が想定される各地域において、支援物資の輸送や保管等を担う物流事業者や地方自治体等を構成員とする官民連携の協議会を開催した他、被災想定等に基づき、物資調達先から物資拠点、避難所に至るまでの支援物資物流に関するシミュレーション等を実施した。
(2) 機械設備危機管理検討	国土交通省	22,680	国土交通省と農林水産省が所管する揚排水ポンプ設備等の類似施設について、施設仕様の差異についての確認や、リスクに対する対策メニューを整理し、被災した際の本復旧までの統一的な対応処置等について検討した。
(3) 津波対応型救命艇の実用化に関する調査	国土交通省	44,806	避難困難地域や災害時要援護者を対象に、船舶用救命艇の技術を活用した「津波対応型救命艇」の実用化に向けて、試作艇の作成やその試験・解析・評価、設置・運用体制の検討等を実施した。
2. 課題事業 平成24年度総合防災訓練及び防災に関する訓練	内閣府 警察庁 消防庁 国土交通省 海上保安庁 防衛省 (小計)	40,351 9,615 1,011 106 4,770 20,390 4,459 40,351	「災害対策基本法」及び「大規模地震対策特別措置法」に基づき、首都直下型地震及び東海地震を想定した総合防災訓練を行うとともに、平成24年度総合防災訓練大綱に則り、総合防災訓練の全国展開に向けた取り組み及び地域の実情に応じた訓練を実施した。
合計		152,583	

**(3) 災害被害を軽減する国民運動の展開**

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動」を展開するため、「防災の日」及び「防災週間」の期間を中心に「防災フェア」等を行うとともに、被災経験者や災害対応経験者の体験談をエピソード化する等、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る取組を行った。

(平成24年度決算額 52百万円)

**(4) 防災ボランティア関連施策の充実**

内閣府においては、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害に対する備えの充実・強化を図るため、防災ボランティア活動がより一層円滑に実施されるよう検討を行った。

(平成24年度決算額 13百万円)

**(5) 民間と市場の力を活かした安全な地域づくり**

内閣府においては、中央防災会議専門調査会報告書を具体化するため、事業継続計画策

定の推進に向けた防災ビジネス市場条件整備、事業継続計画の実効性確保のための環境整備、サプライチェーンに対応した事業継続計画に関する企業間連携の円滑化について検討を行った。

(平成24年度決算額 40百万円)

**(6) 復興対策の調査検討**

内閣府においては、災害発生後の被災者の生活再建及び被災地域の復旧・復興を迅速かつ的確に進めるための復興施策関連の調査を行うとともに、地方公共団体の復興対策の普及・啓発（セミナー開催、マニュアル作成等）、住家の被害認定業務の在り方に関する検討を行った。

(平成24年度決算額 20百万円)

**(7) 避難における総合的対策の推進**

内閣府においては、災害時要援護者の避難支援に関する実態調査を実施し、東日本大震災において災害時要援護者がどのように被災し、避難したかについて実態把握を行い、災害時要援護者対策の見直しの必要性や対策の

考え方を検討する。その上で、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）の見直し等必要な対応を行う。

さらに、東日本大震災において実際に避難所へ避難した被災者を対象とした東日本大震災における避難の実態調査等を実施し、課題解決のための検討を行うとともに、避難所の良好な生活環境の確保を図るための取組の指針を作成する。

（平成24年度決算額 43百万円）

#### （8）特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、①阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、②防災に関する総合的、実践的能力を有する人材の育成、③復旧・復興対策の在り方等を含めた総合的な防災に関する調査研究等の事業に要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図った。

（平成24年度決算額 251百万円）

#### （9）防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づき防災白書を作成した。また、ホームページにより国民各層に対して正確な知識を提供するとともに、災害発生時には迅速な情報提供を行った。さらに、最近の防災に関する施策をわかりやすく伝達するための広報誌の発行等を行った。

（平成24年度決算額 19百万円）

#### （10）災害応急対策業務の実践的対応能力の向上

内閣府においては、東日本大震災の災害応急対策期に被災地方公共団体が国等から受けた支援の実情を検証し、大規模広域災害に備え、迅速かつ的確な災害応急対策を確立すべく、地方公共団体において対応すべき事項や、国の災害対策本部及び現地対策本部のあり方等を検討・整理した。

（平成24年度決算額 1百万円）

#### （11）災害時多目的船に関する調査・検討

内閣府においては、平成23年度に災害時多目的船の基本的課題を整理したことを踏まえ、災害時多目的船の中でも医療機能に絞って、病院船について、パターン分けして①建造等の費用、②導入の課題、③平時活用の可能性等について検討した。

（平成24年度決算額 33百万円の内数）

#### （12）地域の公共的団体との連携による防災活動を推進するための調査業務

内閣府においては、南海トラフ巨大地震の被害が想定される地区において、地域の公共的団体と連携しつつ地域住民が主体となった防災訓練等の試験的实施を通じて課題を抽出し、得られた知見をもとに、それぞれの地域特性に応じた展開を全国的に推進するための調査を実施した。

（平成24年度決算額 10百万円）

#### （13）男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成・共有

東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の、男女共同参画の視点からの取組指針を作成・公表した（平成25年5月）。

（平成24年度決算額 8百万円）

#### （14）防災意識の高揚

警察庁及び都道府県警察においては、過去の災害発生状況、防災に関する知識等をインターネットや各種広報誌で紹介する等、国民の防災意識の高揚・啓発に努めた。

#### （15）大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時等における広域部隊派遣計画の検討を行うとともに、災害に強い警察情報通信基盤の整備等や、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による迅速な現場の情報収集・伝達に努めるなど、災害警備対策

の強化を図った。

(平成24年度決算額 4,770百万円)

#### (16) 交通安全施設の防災機能の強化

警察庁においては、停電時における信号機の機能停止を防止するための信号機電源付加装置の整備及び信号機の省電力化に資する信号灯器のLED化を推進した。

(平成24年度決算額 696百万円)

#### (17) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備等、非常災害時に備えた訓練の実施及びこれらを踏まえた地域防災計画における災害予防対策の見直しを行うよう指導することとし、特に、防災行政用無線局に対しては、自家発電装置を設置する等の停電対策を指導した。

#### (18) 非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合に、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを維持・運用した。

(平成24年度決算額 4百万円)

#### (19) 「公共情報コモンズ」の普及促進

総務省においては、地域住民への公共情報の伝達手段の多様化を目的に、平成23年6月からサービスが開始された「公共情報コモンズ」の説明会を各都道府県で実施し、普及促進を図った。

(平成24年度決算額 0百万円)

#### (20) 全国瞬時警報伝達システム（J-ALERT）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に

瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、主局に加えて副局を含めた送信局の2局体制で運用するとともに、送信局の常時監視等の保守・管理を行った。

(平成24年度決算額 191百万円)

#### (21) 消防防災・危機管理教育におけるeラーニングの運営及びコンテンツ開発

消防庁においては、インターネットを通じた防災・危機管理e-カレッジの運用・管理を行い、地方公共団体職員、消防職団員、住民等の防災意識及び防災知識の向上を図った。

(平成24年度決算額 7百万円)

#### (22) 地域防災の推進

消防庁においては、地域防災力の向上につなげるため、少年消防クラブ等の育成等により防火・防災意識の高揚を図ったほか、自主防災組織連絡協議会の結成促進・充実強化のための出前講座等を通じて自主防災組織の活動の充実強化を図った。

(平成24年度決算額 16百万円)

#### (23) 防災ボランティアの活動環境の整備推進

消防庁においては、地方公共団体等における災害ボランティアの活動環境整備の取組状況等の情報を相互に共有する連絡協議会を開催する等して、地方公共団体における災害ボランティアの活動環境整備の促進を図った。

(平成24年度決算額 1百万円)

#### (24) 緊急消防援助隊派遣体制の整備

消防庁においては、計画・通知等を盛り込んだ参考資料を作成・配付、関係機関との連携体制の整備を行ったほか、都道府県や大都市消防の担当者と緊急消防援助隊の運用について、意見調整のための会議を開催するとともに、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施した。

(平成24年度決算額 55百万円)

**(25) 緊急消防援助隊派遣体制の整備**

消防庁においては、緊急消防援助隊の大規模災害への対応力を強化するため、国有財産等の無償使用制度（「消防組織法」第50条）を活用して、必要な設備（ヘリ動態管理システム、緊急消防援助隊指揮支援資機材）の配備を実施した。

（平成24年度決算額 196百万円）

消防庁においては、東日本大震災を教訓として、大規模地震災害発生時、被災地へのアクセス道路が相当程度寸断される事態においても確実に被災地に消防力が投入でき、長期に及ぶ活動の後方支援にも資する活動拠点の整備手法について、ヘリコプターによる部隊の搬送手法まで含めた検討を実施した。

（平成24年度決算額 15百万円）

**(26) 緊急消防援助隊の情報通信機能の確保**

消防庁においては、緊急消防援助隊を迅速かつ効果的に運用するため緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システムについて、適切に保守運用を行ったほか、システムの更新に向け、基本設計等のための調査を開始した。

（平成24年度決算額 47百万円）

**(27) 防災情報通信体制の整備**

消防庁においては、大規模災害発生時に映像情報等の災害情報収集・伝達体制の充実強化を図るため、災害現場の映像等を通信衛星を介して消防関係機関へ配信することを想定した映像送受信訓練を行うほか、消防庁が保有する各種システムの整備を図った。

（平成24年度決算額 197百万円）

**(28) 消防・救急無線等のデジタル化の推進**

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するに当たり、複数の消防本部が早期かつ効率的に無線設備の広域化・共同化を行うため、アドバイザー派遣等を行った。

（平成24年度決算額 36百万円）

**(29) 消防団の充実強化・活性化**

消防庁においては、消防団の認知度を高めるためのPR、消防団協力事業所表示制度の全国展開、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化、全国女性消防操法大会の開催、災害対応指導者育成支援事業、消防団・自主防災組織の連携推進シンポジウム等の開催等により、消防団の充実強化を図った。

（平成24年度決算額 119百万円）

**(30) 救助技術高度化の推進**

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会を設置し、新たな救助事象に対応する活動技術の検討を行うとともに、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

（平成24年度決算額 13百万円）

**(31) 地域防災計画情報システムの維持管理**

消防庁においては、インターネットを通じて公開している都道府県の地域防災計画データベースの維持管理を行い、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図った。

**(32) 市町村の消防の広域化の推進**

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、消防広域化セミナーの開催、「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会」の開催、消防の広域化の周知・広報のためのパンフレットの作成及び消防広域化推進アドバイザーの派遣を行うとともに、消防広域化支援策として、所要の地方財政措置を講じ、市町村の消防の広域化の推進を図った。

（平成24年度決算額 4百万円）

**(33) 全国瞬時警報伝達システム****（J-ALERT）の整備**

消防庁においては、高度化したシステムに対応した受信機等を整備する都道府県及び市区町村に交付金（10/10）を措置することとし、J-ALERTの全国的整備を進めた。

(平成24年度決算額 0百万円)

#### (34) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題について調査・検討し、①消防機関と医療機関の連携推進、②救急隊員の教育の在り方の検討、③救急業務における統計学的見地からの評価等を行うことで、救急業務全般の充実強化を行い、救命率の向上を図った。

(平成24年度決算額 63百万円)

#### (35) 大規模災害等に係る惨事ストレス対策の検討

消防庁においては、東日本大震災に係る各消防本部等での惨事ストレス対策の実態を調査、分析するなどして、今後、大規模災害等が発生した場合、どのような惨事ストレス対策が必要で効果的であるのか検討を行った。

(平成24年度決算額 3百万円)

#### (36) 法務省における災害時の対処能力の強化

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の強化維持を図った。

(平成24年度決算額 1,281百万円)

#### (37) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、学校施設の非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化の推進を図るとともに、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(平成24年度決算額 21百万円)

#### (38) 災害医療調査ヘリコプターの運用

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行った。

(平成24年度決算額 10百万円)

#### (39) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用の補助を行った。

(平成24年度決算額 21百万円)

#### (40) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域住民に対する山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進した。

(平成24年度決算額 6,594百万円の内数)

#### (41) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムに行政機関、施設管理者等が共有できるシステムの整備のため、システム基本設計等を行った。

(平成24年度決算額 19,279百万円の内数)

#### (42) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行った。

(平成24年度決算額 517百万円)

#### (43) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫においては、中小企業が策定した事業継続計画に基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進した。

#### (44) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備

国土交通省においては、災害時における交

通関連施設の被害状況・交通機関の運行状況の迅速・安定的・確実な入手・伝達手段を確保し、緊急輸送を実施するため衛星携帯電話の整備を行った。

(平成24年度決算額 11百万円)

#### (45) 土地分類調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて、わかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(平成24年度決算額 80百万円)

#### (46) 道路交通情報の充実

警察庁、総務省及び国土交通省においては、災害情報、渋滞情報、交通規制情報等の情報をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供するVICS（道路交通情報通信システム）について、積極的に取組を推進し、情報内容の充実等を図った。

また、警察庁及び国土交通省においては、道路利用者等に対して交通情報板、道路情報板、(財)日本道路交通情報センター等から提供する道路交通情報の充実等に向けて情報収集・提供業務の推進を図った。

さらに、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等の異常気象時において、事前通行規制区間における規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

#### (47) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制の整備を図った。

#### (48) 地籍整備の推進

国土交通省においては、東日本大震災の被災地での迅速な復旧・復興に貢献する地籍整

備のほか、東日本大震災の教訓を踏まえて、災害対応力を高める地籍調査を実施する市町村を支援するとともに、地籍調査の前段となる調査を国が実施すること等を通じて地籍整備を推進した。

(平成24年度決算額 14,160百万円)

#### (49) 電子国土基本図（地図情報）整備

国土地理院においては、従来の地形図データに替わる新たなデジタルの基本図データとして、国土管理や防災に必要な地貌や土地状況、構造物等の地形情報を表す地理空間情報を、位置の基準である道路、建物等の基盤地図情報に整合させ、電子国土基本図として整備を進めた。

(平成24年度決算額 205百万円)

#### (50) 公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発

国土地理院においては、屋外の三次元GISデータと一体として扱えるよう屋内空間のGISデータのデータ項目や位置の表し方、精度等を規定する基本的仕様案を作成するとともに、既存の設計図面等とGISデータを結合させることで公共的屋内空間の三次元GISデータを効率的に整備する方法の開発を行った。

(平成24年度決算額 8百万円)

#### (51) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について、気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。さらに、アジア太平洋域各国へ台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像の提供を行った。また、アジア太平洋域各国に台風の解析及び予報に関する資料や、季節予報資料、気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行った。

### (52) 沿岸防災情報図の整備

海上保安庁においては、災害時に海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報、災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を引き続き行った。

(平成24年度決算額 2百万円)

### (53) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、無人航空機や無人車両の取得等原子力災害等への対処能力の向上を図る。また、庁舎の耐震化、非常用電源の確保等災害派遣の際に活動の拠点となる駐屯地・基地等の整備を推進した。

(平成24年度決算額 14,253百万円)

## 2 地震災害対策

### 2-1 教育訓練

#### (1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と12月に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

#### (2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

また、緊急災害警備本部の設置運営訓練、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練、官邸等への映像伝送通信訓練等、各種災害警備訓練を行った。

さらに、指定自動車教習所における教習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、東海地震に係る警戒宣言発令時及び大規模地震発生時並びに「災害対策基本法」による交通規制時における運転者の採るべき措置について周知徹底が図られるよう、都道府県警察に対し指導した。

#### (3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、震災時の救急・救助、避難誘導等の消防活動や震災対策に関する教育訓練を行った。また、都道府県、市町村の首長及び幹部等に対して、大規模災害発生時の対応能力向上のための教育訓練を実施した。

消防庁においては、国の総合防災訓練のほか、参集訓練、情報収集訓練等を行うとともに、地域の実情に応じた実践的な各種訓練の実施等、災害に強いまちづくりのために必要となる重要な事項について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

#### (4) 大規模津波総合防災訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、南海トラフの巨大地震による津波を想定し、国土交通省が作成した計画により、岡山県の沿岸住民と防災関係団体・関係機関が協力・連携し、住民の避難訓練、地震津波情報の収集・伝達、漂流者救助・救急、応急復旧、物資輸送訓練等を行った。

#### (5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るため、地震発生時における震源の決定及び津波判定並びに津波警報等の発表作業の訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体が行う訓練にも積極的に参加協力した。また、地震予知情報を報告するための異常発見、地震防災対策強化地域判定会、東海地震に関連する情報等に係る業務の円滑な遂行を期するための訓練を実施した。

#### (6) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練の一環として、政府対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続等の訓練を実施したほか、海上における実働訓練等の大規模地震災害対策訓練を実施した。

**(1) 広域防災拠点施設の維持管理**

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った。

（平成24年度決算額 85百万円）

**(2) 公共施設等耐震化事業の推進**

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進した。

**(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備**

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。

（平成24年度決算額 12,583百万円）

**(4) 国立大学等施設の整備**

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備への支援を行い、防災機能の強化を実施した。

（平成24年度決算額 119,916百万円の内数）

**(5) 公立学校施設等の整備**

文部科学省においては、公立学校等の防災機能の強化のため、次の施策を行った。

- ・公立小中学校等施設について、地方公共団体からの要望に応じた予算措置を行い、耐震化事業を積極的に推進した。

（平成24年度決算額 272,947百万円の内数）

- ・浄水型プール等の整備事業及び学校給食施

設の整備事業に対し補助を行った。

（平成24年度決算額 215,822百万円の内数）

**(6) 私立学校施設の整備**

文部科学省においては、大規模災害時における幼児、児童、生徒及び学生の安全確保を図る観点から、私立学校の施設について、防災機能の強化のための施設整備事業に対し補助を行った。

（平成24年度決算額 17,563百万円の内数）

**(7) 医療施設の耐震化**

厚生労働省においては、都道府県において災害拠点病院等の耐震整備に対する補助を行うための基金を設置するため、医療施設耐震化臨時特例交付金を都道府県に交付した。

（平成24年度決算額 22,029百万円）

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

（平成24年度決算額 7百万円）

**(8) 緊急時給水拠点確保等事業**

厚生労働省及び国土交通省においては、地震の被害が予想される地域において、配水管等管路を利用した貯留施設及び緊急遮断弁の整備並びに貯水池容量の増大及び連絡管整備を促進するとともに、配水池や浄水場等の耐震補強事業等を推進するため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

（平成24年度決算額 9,581百万円）

**(9) 水道管路近代化推進事業**

厚生労働省及び国土交通省においては、地震等による被害を受けやすい石綿セメント管、老朽化した鋳鉄管等の更新の推進を図るため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

（平成24年度決算額 7,832百万円）

**(10) 独立行政法人国立病院機構の施設整備**

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図った。

**(11) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の施設整備**

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園においては、共同溝と貯水槽の耐震化工事を行った。

(平成24年度決算額 500百万円)

**(12) 心身障害児総合医療療育センターの施設整備**

心身障害児総合医療療育センターにおいては、高圧非常用発電機の更新工事を行った。

(平成24年度決算額 33百万円)

**(13) 国立更生援護機関の施設整備事業**

国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、病院の耐震化工事を実施するとともに、秩父学園において水道管の耐震化工事を実施した。

(平成24年度決算額 1,363百万円)

**(14) 山地災害に対する整備**

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施した。

(平成24年度決算額 33,067百万円の内数)

**(15) 漁港・漁村の防災力の向上**

農林水産省においては、平成24年3月に策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、地震発生後においても水産物供給機能の維持を図るとともに、地震発生時に漁港で作業する人々の人命や資産の防護を図るため、水産物流通拠点となる漁港において、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁の耐震化を促進した。また、地震・津波に対する漁港及び背後集落の安全確保のための避難施設・避難路の整備、地震・津波に対応した外郭・係留施設などの防災対策を推進した。

**(16) 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生**

東日本大震災で被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意

形成の状況等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進した。

(平成24年度決算額 4,162百万円の内数)

**(17) 海岸保全施設の整備**

農林水産省及び国土交通省においては、地震・津波対策として、堤防・護岸等の整備や陸こう等の自動化・遠隔操作化等を実施した。

(平成24年度決算額 3,495百万円の内数

(農水) 25,389百万円の内数 (国交))

**(18) 水力発電施設の耐震性能調査**

経済産業省においては、昨今国民の関心が高まっているダム等水力発電設備の耐震性能について検証した。また、水力発電施設の耐震設計の方法について定めている「電気事業法」に基づく発電用水力設備の技術基準等についても検討した。

(平成24年度決算額 0百万円)

**(19) 防災拠点となる官庁施設等の耐震化**

国土交通省においては、官庁施設の総合耐震診断結果に基づき、田辺港湾合同庁舎等の緊急性の高い要整備施設54件の耐震補強等整備を行った。

(平成24年度決算額 20,381百万円の内数)

**(20) 建設機械の整備**

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備した。

**(21) 震災に強いまちづくりの推進**

国土交通省においては、都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(平成24年度決算額 24,234百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数)

- ・密集市街地等において避難路として活用さ

れる道路等における街路事業の実施

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の整備
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付  
(平成24年度決算額 1,734百万円の内数)

また、災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施  
(平成24年度決算額 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)
- ・三大都市圏の木造密集市街地等における都市再生区画整理事業の実施  
(平成24年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数)
- ・低層木造建築物の密集した既成市街地における市街地再開発事業の促進  
(平成24年度決算額 5,310百万円の内数 この他に社会資本整備総合交付金の内数)
- ・都市再生整備計画事業を活用した耐水性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援
- ・災害時における都市交通施設の有効活用に関する調査  
(平成24年度決算額 9百万円)
- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施  
(平成24年度決算額 1百万円)

## (22) 下水道における震災対策

国土交通省においては、「下水道総合地震対策事業」を活用し、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため、重要な施設の耐震化・耐津波化を推進するとともに、被

災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進めた。

また、液状化対策によるマンホールの浮き上がり防止等、災害に強い下水道づくりを推進するとともに、下水処理場間のネットワーク化による代替路の確保、下水道管渠を利用した情報通信網の整備、下水処理場等の避難地等としての活用等を推進した。さらに、耐震化等の機能向上や長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進した。

(平成24年度決算額 4,993百万円の内数  
この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

## (23) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図った。

## (24) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等による被害の発生及び拡大、長期化による我が国の国民生活や経済活動への甚大な影響の発生などに備え、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生の要因等が想定される土砂災害危険箇所について、土砂災害防止施設の整備、維持管理・更新等を戦略的に推進した。

特に、南海トラフ地震対策として、強い揺れが想定される紀伊半島や四国等の内陸部の山間地において緊急対応に不可欠な交通網の寸断や二次被害の恐れのある箇所等での砂防堰堤整備等の土砂災害対策を推進するとともに静岡県由比地区における大規模土砂災害対策を重点的に実施した。

## (25) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保などネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強等各種道路事業を実施した。

**(26) 住宅市街地の防災性の向上の推進**

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅（改良住宅）を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行った。

国土交通省においては、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対応するため住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

（平成24年度決算額  
社会資本整備総合交付金等の内数）

**(27) 老朽公営住宅の建替の推進**

国土交通省においては、耐震性の低い既存の公営住宅団地について、早急に建替事業を実施し、防災性の強化を図った。

（平成24年度決算額  
社会資本整備総合交付金等の内数）

**(28) 港湾の大規模地震対策**

国土交通省においては、人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能、経済活動に資する一定の海上輸送機能を確保するため、基幹的広域防災拠点や耐震強化岸壁を整備するとともに、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震強化、緑地等オープンスペースの確保を行った。

（平成24年度決算額 <港湾整備事業>  
直轄 212,909百万円の内数  
補助 12,190百万円の内数）

**(29) 総合的な宅地防災対策の推進**

国土交通省においては、大地震時の大規模盛土造成地の被害を軽減するため、「宅地造成等規制法」に宅地の耐震基準を導入し、住民への情報提供等を図る変動予測調査（大規模盛土造成地マップ作成）及び滑動崩落を防止する工事に要する費用について補助を行い、造成された宅地等の安全性の確保を図る

等の総合的な宅地防災対策を推進した。

（平成24年度決算額 社会資本整備総合  
交付金、地域自主戦略交付金及び  
防災・安全交付金の内数）

**(30) 情報通信基盤の整備**

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進した。

さらに、東日本大震災を踏まえて、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等の検討を行った。

公共施設の耐震化・津波対策等の推進

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、津波による被災の恐れがある全国の港湾整備事業に必要な情報システム等の、想定浸水区域外への移設等を行った。

（平成24年度決算額 189百万円）

**(31) 地震観測施設の整備等**

気象庁においては、東日本大震災を受けて、緊急地震速報の予想精度の向上や情報発表の迅速化を図るため、多機能型地震観測施設を新設するとともに、関係機関が海域や地中深くに設置した地震計のデータを計算システムに取り込む装置の整備を行った。

また、大規模停電や通信回線途絶等の障害発生時も観測データが活用できるように、歪観測施設について非常電源の強化や衛星通信機器の整備を行った。

（平成24年度決算額 495百万円）

**2-3 その他****(1) 地震対策等の推進**

内閣府においては、地方都市等における地震防災の在り方を検討するとともに、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の被害想定を検討を行った。また、津波避難に関する検討も行った。その他、住宅・建築物の耐震化や火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備、防災見える化等を推進した。

（平成24年度決算額 1,021百万円）

## (2) 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画に係る調査

内閣府においては、大規模広域災害が発生した場合に、人員・物資を具体的にどこから、どこに、どれだけ配備するのか等について、関係機関間で申し合わせる「具体的な活動内容に係る計画」を策定するにあたり、必要となる基礎資料を調査するとともに、被害想定に基づき必要となる人員・物資の量の解析を実施した。

(平成24年度決算額 32百万円)

## (3) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、基礎データの収集・分析等に対して支援を行い、官民による都市再生安全確保計画の作成を促進した。

(平成24年度決算額 63百万円)

## (4) 震災対策に資する地域再生推進費による整備

内閣府においては、地方公共団体が緊急に即効性のある地震及び津波対策の防災事業を実施する地域再生計画に対して支援を行った。

(平成24年度決算額 3,699百万円)

## (5) 大震災警備対策の推進

警察庁においては、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震発生時における広域部隊派遣計画の検討を行った。

## (6) 交通対策の推進

警察庁においては、首都直下地震発生時の交通規制計画原案を策定した。また、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進した。

## (7) 消防団の安全対策

消防庁においては、東日本大震災で多数の消防団員が活動中に犠牲になったことを踏まえ、ライフジャケットや投光器などの安全装備品について緊急整備するために国庫補助に

より整備を行った。

(平成24年度決算額 763百万円)

## (8) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を実施した。

(平成24年度決算額 5,606百万円)

## (9) 建築物の耐震化の推進

法務省の維持管理する耐震診断対象施設としては収容施設が該当するが、そのうち、昭和56年の「新建築基準法」施行以前に設計・施工された施設で、中央防災会議における被災予想地域に存在する収容施設について、優先して最適な耐震改修計画を策定し、耐震改修を促進するために、耐震診断を実施した。

(平成24年度決算額 14百万円)

## (10) 税関省庁別宿舎の耐震化の推進

財務省においては、税関が管理する省庁別宿舎の安全性の向上を図るため、耐震診断結果に基づき必要な耐震改修のための耐震設計を実施した。

(平成24年度決算額 3百万円)

## (11) 休廃止鉱山鉱害防止技術等調査研究事業

経済産業省においては、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震により東北や関東地方の集積場（鉱山で金属を採取した後発生する残渣を集積処分する場所）において、集積物の流出等の被害が発生したことを踏まえ、被害が発生した集積場又は類似の条件を有する全国の集積場のうち主要なものを対象に集積場における安定性の状態を調査した。

(平成24年度決算額 119百万円)

## (12) 休廃止鉱山鉱害防止等事業

経済産業省においては、東日本大震災における停電により休廃止鉱山から一部の未処理坑廃水が河川へ流出したことに鑑み、停電の際に貯留設備等がなく未処理水を河川等に排

出する可能性のある事業場に対し、非常用発電機及び燃料供給設備の設置に要する費用の一部を補助した。

(平成24年度決算額 13百万円)

### (13) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生に備え、より多くの鉄道利用者の安全確保や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的な機能を考慮し、主要駅や高架橋等の耐震補強に要する費用について、一部補助を行い、地震防災対策の推進を図った。

(平成24年度決算額 1,756百万円)

### (14) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

(平成24年度決算額 64,469百万円の内数  
社会資本整備総合交付金等の内数)

### (15) 本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強

国土交通省においては、南海トラフ地震等の大規模地震による被害を回避・軽減するため、本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強を実施した。

(平成24年度決算額 750百万円)

### (16) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

### (17) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施した。

(平成24年度決算額 6,267百万円)

### (18) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、都市域周辺部（山間地を含む。）の特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯の情報整備として、空中写真判読、資料分析等により、活断層の詳細な位置や関連する地形の分布等を明らかにした都市圏活断層図の作成を行った。

(平成24年度決算額 17百万円)

### (19) 基幹的広域防災拠点の運用体制の構築

国土交通省においては、首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の非常災害発生時に広域的な災害応急対策が円滑に実施できるよう、港湾広域防災拠点支援施設を適切に維持管理し、非常災害時に備えた訓練を実施するとともに事業継続計画（BCP）の策定に向け検討を行った。

(平成24年度決算額 75百万円)

### (20) 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備

国土交通省においては、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区において、基幹的広域防災拠点の整備を推進した。

- ・高次支援機能を担う緑地及び直背後の耐震強化岸壁等とを結ぶ臨港道路の整備

- ・港湾広域防災拠点支援施設の整備

(平成24年度決算額 <港湾整備事業>

直轄 212,909百万円の内数

補助 12,190百万円の内数)

### (21) 災害時の支援物資物流における官民連携・協力体制の構築等

国土交通省においては、首都直下、東海、東南海、南海地震の被害が想定される地域を中心に災害に強い物流システムの構築に関する協議会を設置し、災害時の支援物資物流における官民連携・協力体制の構築等を推進するとともに、同協議会において選定された民

間物流施設に対して、非常用電源設備等の導入に関する支援を行った。

(平成24年度決算額  
補助金以外：12百万円  
補助金部分：216百万円)

## (22) 既設昇降機安全確保緊急促進事業

地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保の促進を図るため、安全装置等の設置を行う防災対策改修（P波感知型地震時管制運転装置、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置）について支援を行う。

## (23) 東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁においては、関係機関の協力を得て、地震防災対策強化地域の地震・地殻活動の監視・観測を行い、その観測成果等を東海地震に関連する情報として発表し、防災関係機関、報道機関等関係機関で適切な防災体制がとられるよう努めた。

## (24) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、平成25年3月より「長周期地震動に関する観測情報」の提供を試行的に開始した。

(平成24年度決算額 1,605百万円の内数)

# 3 津波災害対策

## 3-1 教育訓練

### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

### (2) 総務省における非常通信訓練の実施等

(再掲 第3章1-1 (3))

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会と連携し災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進した。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行った。

(平成24年度決算額 6百万円)

## 3-2 防災施設設備の整備

### (1) 災害対策用移動通信機器の配備

(再掲 第3章1-2 (7))

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、備蓄所を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう整備した。

(平成24年度決算額 48百万円)

### (2) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行う。

(平成24年度決算額 198,182百万円の内数)

### (3) 河川の津波対策

国土交通省においては、津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図った。

### (4) 漁港・漁村の防災力の向上

(再掲 第3章2-2 (15))

農林水産省においては、平成24年3月に策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、地震発生後においても水産物供給機能の維持を図るとともに、地震発生時に漁港で作業する人々の人命や資産の防護を図るため、水産

物流拠点となる漁港において、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁の耐震化を促進した。また、地震・津波に対する漁港及び背後集落の安全確保のための避難施設・避難路の整備、地震・津波に対応した外郭・係留施設などの防災対策を推進した。

#### (5) 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生

(再掲 第3章2-2 (16))

東日本大震災で被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進した。

(平成24年度決算額 4,162百万円の内数)

#### (6) 津波災害に強いまちづくりの推進

津波災害に強いまちづくりの推進として、次の事業を実施した。

- ・東海、東南海及び南海の地震をはじめとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(平成24年度決算額 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(平成24年度決算額 24,234百万円の内数  
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数)

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(平成24年度決算額 1,734百万円の内数)

- ・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

(平成24年度決算額  
社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(平成24年度決算額 社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数)

### 3-3 その他

#### (1) 震災対策に資する地域再生推進費による整備

内閣府においては、地方公共団体が緊急に即効性のある地震及び津波対策の防災事業を実施する地域再生計画に対して支援を行った。

(平成24年度決算額 3,699百万円)

#### (2) 無線局における災害対策

(再掲 第3章1-3 (17))

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備等、非常災害時に備えた訓練の実施及びこれらを踏まえた地域防災計画における災害予防対策の見直しを行うよう指導することとし、特に、防災行政用無線局に対しては、自家発電装置を設置する等の停電対策を指導した。

#### (3) 津波避難計画の策定促進

消防庁においては、市町村における津波避難計画の策定等を推進するため、有識者や地方公共団体関係者等による検討会を開催し、平成25年3月に「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を公表するとともに、地方公共団体に通知した。

(平成24年度決算額 13百万円)

#### (4) 津波警報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもと

に津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、これを防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。  
(平成24年度決算額 1,605百万円の内数)

## 4 風水害対策

### 4-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

#### (2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、風水害対策に関する教育訓練を行った。

### 4-2 防災施設設備の整備

#### (1) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりや水源地域の機能強化を図るための治山施設の整備等を推進した。

(平成24年度決算額 33,067百万円の内数)

#### (2) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を実施した。

(平成24年度決算額 3,495百万円の内数  
(農水) 25,389百万円の内数 (国交))

#### (3) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

#### (4) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータ設備、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備や大都市圏のゲリラ豪雨を詳細かつリアルタイムに捉えるためのXバンドMPレーダを引き続き整備した。

また、高機能化を図った河川情報システムの普及を推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を図る情報システム整備を推進した。

さらに、東日本大震災を踏まえて、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等の検討を行った。

#### (5) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を実施した。

(平成24年度決算額 119百万円)

#### (6) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進した。加えて、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木の流出対策等による総合的な土砂災害対策を推進した。

#### (7) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保などネットワークの整備を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施した。

## 4-3 その他

**(1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進**

内閣府においては、近年の風水害、土砂災害及び雪害の被害状況及び被害の発生要因の分析及び被害軽減手法の検討を行った。

**(2) 風水害に対する警戒体制の強化**

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立及び、部隊派遣の検討及び実施並びに自治体、関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示する等、警戒警備体制の強化を図った。

**(3) 風水害対策の推進**

消防庁においては、要配慮者の避難誘導體制を含めた避難体制の整備、避難勧告等の迅速かつ的確な発令・伝達、災害危険箇所の把握及び周知、二次災害防災対策の強化、実践的な防災訓練の実施及び防災知識の普及等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

**(4) 山地災害防止のための普及啓発活動**

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施した。

**(5) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進**

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進した。

（平成24年度決算額 33,067百万円の内数）

国土交通省においては、災害時要援護者関連施設における土砂災害対策について、砂防関係施設等による保全対策を重点的に推進するとともに、「災害弱者関連施設に係る総合

的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日付関係5省庁連名通知）及び「平成21年7月中国・九州北部号豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」（平成21年8月13日付関係7府省庁連名通知）を踏まえ、次の対策を促進することにより災害時要援護者関連施設等の防災力強化を図った。

- ・都道府県における「土砂災害防止法」に基づく基礎調査の実施及び速やかな土砂災害警戒区域等の指定
- ・市町村による土砂災害警戒区域ごとの土砂災害に関する情報伝達方法等、必要な事項について定める地域防災計画の策定
- ・住民の円滑な避難のための警戒避難体制等、防災体制の整備及び消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力による迅速かつ適切な避難誘導體制の構築
- ・都道府県による災害時要援護者の安全かつ迅速な避難を可能とする防災情報システム等の整備及び市町村による過去の災害や危険箇所、情報入手方法、避難場所、避難経路等を具体的に示したハザードマップ等による住民へのきめ細かな情報の提供

**(6) 河川情報基盤整備の推進**

国土交通省においては、雨量観測にあたっては、従来のレーダ雨量計（Cバンドレーダ）・地上観測網に加え、近年増加する集中豪雨や局所的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による水害や土砂災害等に対して、適切な河川管理や防災活動等に役立てるために、リアルタイムでより詳細な雨量観測が可能なXRAIN（国土交通省XバンドMPレーダネットワーク）の整備を行っている。インターネット上でも雨量情報の提供を行っており、24年度までに27基での観測体制を構築している。また、これらレーダ雨量計のデータを用いて詳細な流出解析を行う洪水予測システムの整備を進めた。

### (7) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進した。

### (8) 国土交通省及び気象庁における河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省及び気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を実施した。

### (9) 流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進した。

また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進した。

### (10) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河川管理者が河道改修等を行う総合的な都市型水害対策を推進した。

### (11) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、浸水想定区域図及び土砂災害危険区域図の作成・公表を推進するとともに、市町村が災害が発生した場合の状況を想定して避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示

すハザードマップを作成することを支援し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。市町村への支援としては、「洪水ハザードマップ作成の手引き（改定版）」の公表や全国の河川事務所等に設置している災害情報普及支援室における技術的助言等を推進した。また、国土交通省のホームページ上では、全国のハザードマップをweb上で閲覧できるハザードマップポータルサイトの充実を図った。

さらに平成17年7月の「土砂災害防止法」の改正により、土砂災害警戒区域における土砂災害ハザードマップ等の周知措置の徹底を図るとともに、「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）」により、土砂災害ハザードマップの作成・活用を支援した。

### (12) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図った。

### (13) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害のおそれのある区域の指定を促進し、既存の諸制度とあわせ総合的な土砂災害対策を実施した。また、土砂災害による被害の軽減を図るため、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月国土交通省砂防部）」及び「土砂災害警戒避難事例集（平成21年9月国土交通省砂防部）」により市町村の警戒避難体制整備を支援するとともに、避難勧告発令や住民の警戒避難行動等を支援するため都道府県と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報の作成・伝達を支援した。

このほか、土砂災害予警報システム等の整備等、適切な警戒避難体制の確立に向けた各種施策を講じた。

河道閉塞、火山噴火に伴う土石流、地すべり等といった大規模な土砂災害が急迫してい

る状況において、住民に対し市町村長が行う避難指示等の適切な判断を支援するため、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査及び土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を適切に周知するために必要な体制の整備を推進し、土砂災害から国民の生命・身体を保護するための取組を進めた。

深層崩壊に対しては平成22年8月に、過去の深層崩壊発生箇所と地形・地質条件との関連を統計的に分析した「深層崩壊推定頻度マップ」を公表し、さらに、平成24年9月、深層崩壊の推定頻度が特に高い地域を中心に、地質条件等が同質の一定区域内における深層崩壊の相対的な危険度を示した「深層崩壊溪流レベル評価マップ」を公表した。

対策としては、警戒避難体制の強化に向け、大規模崩壊監視警戒システムの整備に加え、深層崩壊に対するハード対策及びソフト対策を検討するため、モデル地区を設定し、深層崩壊の規模や影響範囲等の推定手法、避難路を含む警戒避難体制の整備、既存砂防施設の効果検証及び改良手法の検討等を行った。

#### (14) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害に関する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施した。

月間中には、土砂災害防止「全国の集い」を長崎県で開催したほか、「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰及び土砂災害防止に関する絵画・作文の募集を行うとともに、各地で講演会及び見学会の開催、土砂災害危険箇所の周知、砂防ボランティア等と連携した土砂災害危険箇所点検等を実施した。

また、教育関係者等への土砂災害に関する講習会の開催や、教材等の情報提供等、土砂災害防止教育の充実を推進した。

#### (15) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防の意識及び重要性について国民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する国民の協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施した。

特に、関係団体と連携して、水防団員等に対して水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及を図るため、利根川等9河川において洪水時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護避難訓練等の総合的な演習を実施した。

また、都道府県及び市町村の職員に対し、水防に関する実務的知識を修得させるため、関係団体と連携して水防研修を実施するとともに、主として水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施した。

#### (16) 風水害基礎情報整備

国土地理院においては、ハザードマップ作成の基礎情報とするため、地形分類、防災関係施設等の分布に関する事項を空中写真判読、現地調査等により調査し、防災数値データを整備するとともに、土地条件図（2万5千分の1）の作成を行った。

（平成24年度決算額 35百万円）

#### (17) 航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究

国土地理院においては、航空レーザーデータを活用し、樹高や疎密度等の植生関連情報を加えた新たな土地被覆分類手法の構築を行った。

（平成24年度決算額 9百万円）

#### (18) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、以下のような防災気象情報の発表及び伝達を行った。

- ・気象、高潮、洪水に関する予報及び警報（警報は市町村等を対象区域として発表）

- ・「水防法」等に基づく、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する洪水予報指定河川を対象とした洪水予報（国土交通省又は都道府県と共同で発表）
- ・土砂災害警戒情報（都道府県と共同で発表）
- ・竜巻注意情報
- ・警報・注意報を補完する気象情報
- ・降水ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト及び雷ナウキャスト

## 5 火山災害対策

### 5-1 教育訓練

#### （1）警察庁における教育訓練

警察庁においては、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した火山災害対策上必要な教育訓練の実施、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底等について指示した。

### 5-2 防災施設設備の整備

#### （1）火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進した。

（平成24年度決算額 33,067百万円の内数）

#### （2）火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため、火山砂防事業を推進するとともに、火山噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、火山ごとに、砂防堰堤の整備、緊急除石等の緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山砂防ハザードマップによる危険区域の設定等の緊急対応等、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進した。

### 5-3 その他

#### （1）活動火山対策の推進

消防庁においては、火山噴火災害に対する防災対策の充実強化を図るため、平常時等における協議会の設置、噴火時等の異常発生時における合同対策本部等の設置、具体的で実践的な避難計画の策定、住民等への啓発等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請等を行うとともに、各地域における火山防災対策の取組の現状や課題等について、意見交換等を通じて共有することにより、火山防災協議会の設置の促進や運営の活性化を図ることを目的とした「火山防災協議会等連絡・連携会議」（事務局：内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁）を開催した。

#### （2）火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行った。

#### （3）火山災害基礎情報整備

国土地理院においては、活動的火山の自然条件及び既往災害等を把握し、火山ハザードマップ作成のための基礎資料とするため、地形分類、防災関係施設の分布等を空中写真判読、現地調査等により調査し、火山防災数値データを整備するとともに、火山土地条件図及び火山基本図の作成を行った。

（平成24年度決算額 2百万円）

#### （4）火山地域における地殻変動の連続監視

国土地理院においては、霧島山、桜島を始めとする火山地域において、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点（GNSS連続観測施設）、GNSS火山変動リモート観測装置（REGMOS）、自動測距測角装置（APS）等による地殻変動の三次元的な連続監視を行った。

（平成24年度決算額 9百万円）

### (5) 噴火警報、予報その他の情報の発表、伝達等

気象庁においては、噴火を始め火山活動に異常が認められた場合等には、その状況に応じて噴火警報及び噴火予報を発表するとともに、一般及び防災関係機関への周知に努めた。また、必要に応じて火山機動観測班を現地に派遣し、各種の観測及び調査を行った。さらに、平常時から各火山の地元の都道府県、市町村、気象台、砂防部局、火山専門家等で構成される火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進した。

(平成24年度決算額 618百万円)

### (6) 火山観測施設の整備

気象庁においては、東北地方太平洋沖地震後に活動の活発化が継続した草津白根山、吾妻山、白山、および過去10年間に噴火警報に相当する噴火が発生し、社会へ影響を及ぼした三宅島、有珠山について、火山活動監視体制の強化のため、各種観測機器（地震計、傾斜計、空振計、GNSS）を更新した。

(平成24年度決算額 852百万円)

## 6 雪害対策

### 6-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して、関係機関と連携した救出救助訓練の実施、的確な警戒警備及び救助活動のための体制の確立について指示する等、雪害警備訓練の積極的な推進を図った。

### 6-2 防災施設設備の整備

#### (1) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯における民間社会福祉施設に対し、除雪助成事業を行った。

#### (2) 雪崩防止林造成

農林水産省においては、積雪地帯における

雪崩による被害から集落等を守るため、柵工等の整備と一体的に森林の造成等を推進した。

(平成24年度決算額 33,067百万円)

#### (3) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械設備に係る事業を実施した。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等において、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を実施した。

#### (4) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行った。また、下水処理水や下水道施設等を活用した流雪・融雪等の積雪対策のより一層の推進を図った。

(平成24年度決算額 4,993百万円の内数  
この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

#### (5) 雪崩対策

国土交通省においては、環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設の設計・施工・管理等について調査・研究を推進した。

#### (6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止する施設整備を推進した。

#### (7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。

(平成24年度決算額 1,453百万円)

## 6-3 その他

### (1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

内閣府においては、近年の風水害、土砂災害及び雪害の被害状況及び被害の発生要因の分析及び被害軽減手法の検討を行った。

### (2) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、都道府県警察に対して、雪害の発生実態を把握し、国民への情報提供を行うとともに、雪害の発生実態の分析検討、部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施について指示する等、広報啓発活動の推進を図った。

### (3) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行った。

### (4) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命及び財産の被害防止に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止セミナーの開催を始めとした広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施した。

### (5) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関、報道機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

## 7 火災対策

### 7-1 教育訓練

#### (1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、火災予防、火災防御及び火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

#### (2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施した。

### 7-2 防災施設設備の整備

#### (1) 林野火災の予防

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道を整備する事業について助成を行った。また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施した。

(平成24年度決算額 7,172百万円の内数)

#### (2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

#### (3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、仙台空港2台、東京国際空港1台及び福岡空港1台の化学消防車の性能向上を図って更新した。また、「空港保安防災教育訓練センター」においては、実機大の航空機モックアップを使用しての実火災消火訓練を実施し、空港消防職員の消防技術及び救急医療等の技量向上に努めた。

(平成24年度決算額 991百万円)

#### (4) 海上消防能力の整備

海上保安庁においては、海上火災に対してよりの確に対処するため、消防機能を備えた巡視艇を整備した。

### 7-3 その他

#### (1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減

するため、次のとおり火災予防体制の整備を図った。

- ・火災予防対策、消防用機器器具業界の指導育成等  
(平成24年度決算額 1百万円)
- ・消防庁長官が行う大規模火災等における火災原因調査の実施
- ・製品火災対策の推進  
(平成24年度決算額 8百万円)
- ・防火対象物の大規模・複雑化等に伴う防火安全体制の向上についての検討・火災予防に係る規制体系の再構築  
(平成24年度決算額 16百万円)
- ・消防用設備等の国際標準化・消防用機器等の国際動向への対応  
(平成24年度決算額 11百万円)
- ・住宅用火災警報器等の普及促進・住宅防火対策の推進  
(平成24年度決算額 19百万円)
- ・消防法令に係る違反是正推進  
(平成24年度決算額 13百万円)
- ・消防防災分野におけるICT活用のための連携推進

## (2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努めた。

## (3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査、検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。

## (4) 火災気象通報等

気象庁においては、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、「消防法」に基づきその状況を直ちに都道府県知事に通報し、地方公共団体の火災予防対策に協力した。一般に対しては、乾燥注意報、暴風警報及び強風注意報を適時発表して警戒・注意を喚起した。

# 8 危険物災害対策

## 8-1 教育訓練

### (1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対して、危険物災害及び石油コンビナート災害に関する教育訓練を行った。

### (2) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、石油コンビナートや国家石油備蓄基地の周辺海域を中心に、官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施した。また、危険物管理施設の従業員等を対象に、危険物排出時や海上災害発生時の通報、応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導した。

## 8-2 防災施設設備の整備

### (1) 大規模石油災害対策

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究、国際会議の開催等に補助を行い、原油流出災害等への対応体制の整備を行った。

(平成24年度決算額 838百万円)

## 8-3 その他

### (1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所への立入検査の徹底及

び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示した。

## (2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化、安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示した。

## (3) 危険物規制についての要請・助言等

(再掲 第2章8(1))

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備

(平成24年度決算額 45百万円)

- ・危険物施設の安全確保対策及びその推進に関する調査検討等

(平成24年度決算額 17百万円)

- ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

(平成24年度決算額 14百万円)

## (4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取扱う事業所の新設等の際し、事業所内の施設のレイアウトについて審査を実施するとともに、必要な要請、助言等を行った。

(平成24年度決算額 2百万円)

消防庁においては、石油コンビナート等の大規模な災害に係る防災対策の充実強化の検討、とりまとめ及び防災アセスメント指針の改定等を行った。

(平成24年度決算額 7百万円)

## (5) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導、都道府県取締担当者に対する研修等を行った。

## (6) 高圧ガス、火薬類及び都市ガスの保安対策の強化と拡充

経済産業省においては、高圧ガス、火薬類及び都市ガスに係る事故の原因調査・分析及び技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討に係る事業を行った。

(平成24年度決算額 73百万円)

## (7) 石油精製業保安対策事業

経済産業省においては、石油精製プラント等における事故の防止や、「高圧ガス保安法」における技術基準等の制定・改正等に必要となる各データの取得に向け、事故の原因分析や実験等を行った。

(平成24年度決算額 180百万円)

## (8) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じた。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施した。

(平成24年度決算額 26百万円)

## (9) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、危険物による災害を防止するため、次の施策を講じた。

- ・危険物積載船舶に関する交通安全対策
- ・危険物荷役に関する安全防災対策
- ・大型タンカーバースの安全防災対策
- ・国家石油備蓄の安全防災対策
- ・排出油の防除対策

## (10) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて電子画面上に表示できる沿岸海域環境保全情報の整備を行った。

(平成24年度決算額 8百万円)

**(11) 漂流予測体制の強化**

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために精度の高い漂流予測が必要であることから、現場の巡視船からリアルタイムに海象・風等のデータが取得できる「船舶観測データ集積・伝送システム」を運用するとともに、ブイの移動結果から漂流予測の評価・逐次補正を行うための「漂流予測補正用ブイ」を引き続き整備した。

(平成24年度決算額 12百万円)

**(12) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録**

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努めた。

**(13) 沿岸海域環境保全情報の整備**

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のための情報収集を引き続き実施した。

(平成24年度決算額 1百万円)

**9 原子力災害対策****9-1 教育訓練****(1) 警察庁における教育訓練**

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング及び個人被ばく線量の管理等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示した。

**(2) 消防庁消防大学校における教育訓練**

消防庁消防大学校においては、都道府県の

消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対して、原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

**(3) 放射性物質安全輸送講習会**

国土交通省においては、放射性物質安全輸送の確保のため、輸送作業従事者等に対し、法令に基づく基準及び具体的運用方針の普及並びに安全知識の向上を図るとともに、輸送責任者に対する専門的知識の徹底を図った。

(平成24年度決算額 1百万円)

**9-2 防災施設設備の整備****(1) 原子力関係施設等立地地域の防災対策の支援**

内閣府においては、原子力防災対策の充実強化を図るため、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備、各種防災資機材の整備、緊急事態応急対策拠点施設及び緊急時における通信・連絡体制の維持等を行った。

(平成24年度決算額 3,759百万円)

**9-3 その他****(1) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション**

消費者庁においては、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等の関係府省、地方公共団体等と連携しつつ、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションとしてシンポジウム等を全国175箇所で開催した。

(平成24年度決算額 127百万円の内数)

**(2) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備**

地域の子育て、環境、福祉、産業等の多様な主体による消費者問題への取組を支援するため、地方公共団体への基金の上積みとして地方消費者行政活性化交付金を交付した。

(平成24年度決算額 5,981百万円の内数)

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、放射性物質検査機器の貸与及び検査機器等に関する

る研修会を開催した。

### (3) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体においてハンドブック等の活用を普及させるとともに、東京電力福島原発事故を踏まえ、消防職員が安全管理を図った上での確かな消火、救助、救急等の消防活動が実施できるよう消防活動対策マニュアルの見直しの検討を行った。

(平成24年度決算額 0百万円)

## 10 その他の災害対策

### 10-1 教育訓練

#### (1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員、市町村の消防職員に対して、生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

#### (2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

(平成24年度決算額 2百万円)

#### (3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、第9次船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害の防止を効果的かつ具体的に推進するため、平成24年度船員災害防止実施計画を作成し、各事業者における自主的な船員災害防止体制の確立等を図るとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

(平成24年度決算額 69百万円)

### 10-2 その他

#### (1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図

るため、消防活動や防災体制を検討した。

#### (2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。また、トンネル工事、橋梁工事等大規模建設工事等に対し、安全衛生管理の徹底のため、監督指導等を行うとともに、計画の事前審査を実施し、自主的労働災害防止活動の促進を図った。

#### (3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行った。

#### (4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行った。

#### (5) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶(サブスタンダード船)を排除し、海難事故を未然に防止するため、「外国船舶監督官」の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督(PSC)を実施した。

(平成24年度決算額 101百万円)

## 第4章 国土保全

### 1 治水事業等

国土交通省においては、東日本大震災対応として、本復旧の速やかな実施や復興に資する整備を着実に推進するとともに、今後発生すると想定されている東海、東南海・南海地震等の大規模地震等への備えを全国で集中的に推進した。また、新潟・福島豪雨、台風第12号、台風第15号等による激甚な水害・土砂災害の発生状況も踏まえ、災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施した。さらに、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮して、予防的な治水対策を推進した。

(平成24年度決算額 645,710百万円)

#### 1-1 維持管理

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行った。また、増大している老朽化した河川管理施設のうち、著しい劣化等により、機能に重大な支障が生じ、洪水被害を助長するおそれがある等、故障した場合に影響が大きいもの等について、優先的かつ計画的に更新・補修を行う等の戦略的な維持管理・更新を推進した。

#### 1-2 災害対応・危機管理対策

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を重点的に推進するとともに、危機管理体制の充実を図った。

平成23年7月新潟・福島豪雨により浸水被害が発生した信濃川下流域等、床上浸水が頻発する等繰り返しの水害の発生により、国民の生活に大きな支障が生じている地域において河川改修等を推進した。また、平成23年9月の台風第12号等による土砂災害により甚大な被害が発生した紀伊山地等において再度災害防止対策を図った。

#### 1-3 予防的な治水対策

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に推進した。

水害が一度発生すると多くの人命・財産が失われ、地域経済活動に多大な影響を与えるだけでなく、事後的な対応にも復旧費用等の多大なコストを要するため、水害を未然に防ぐ対策として、堤防の築造や河道掘削等の改修や堤防等の強化対策を計画的に推進した。また、土石流等の土砂災害による人命被害や生活に深刻な影響を及ぼす被害の軽減対策に重点を置いて、砂防設備の整備、地すべり防止施設の整備等を実施した。

#### 1-4 ダム建設事業

直轄事業で34事業、水資源機構事業で7事業及び補助事業で69事業を実施した。

### 2 治山事業

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり等を図るため、「森林整備保全事業計画」に基づき、治山事業を計画的かつ総合的に推進することとして、次の事業を実施した。

#### 2-1 国有林治山事業

国有林野内における荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊の予防等を目的として、山地治山事業を実施した。また、奥地荒廃地域の荒廃地や荒廃森林等において、水源かん養機能や土砂流出防止機能の発揮に資する整備等を目的として、水源地域等保安林整備事業を実施した。

(平成24年度決算額 23,504百万円)

#### 2-2 民有林治山事業

##### (1) 直轄事業

##### ・直轄治山事業

新規1地区、継続16地区について、民

有林直轄治山事業を実施した。

- ・ 治山計画等に関する調査  
治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、流域山地災害等対策調査等を実施した。
- ・ 直轄地すべり防止事業  
後掲（3-1）  
（平成24年度決算額 9,665百万円）

## （2）補助事業

- ・ 治山等激甚災害対策特別緊急事業  
台風、集中豪雨等により、甚大な被害を受けた災害に係る5地区について、治山等激甚災害対策特別緊急事業を実施した。
- ・ 山地治山総合対策事業  
都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等における荒廃地の復旧を図るため、復旧治山事業を実施した。  
集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について、地すべり防止事業を実施した（後掲3-2）。  
治山施設の適切な配置と森林の造成により、海岸部における飛砂害や風害、潮害等の防備並びに内陸部における風害の防備、なだれ等の防止及び軽減を図る防災林造成事業を実施した。
- ・ 水源地域等保安林整備事業  
ダム上流等の水資源確保上重要な水源地域において、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施する水源森林再生対策事業を45地区において実施した。  
奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、従来工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施する奥地保安林保全緊急対策事業を実施した。  
山村集落周辺の荒廃地や荒廃森林におい

て、山村集落における安全と安心を緊急に確保しつつ、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止等の高度発揮に資するため、地域住民等の参画も得ながら、治山施設の整備と荒廃森林等の整備を一体的に実施した。

被災した保安林の機能の回復・強化や、治山事業を施行した箇所等の保育等の事業を実施した。  
（平成24年度決算額 33,067百万円の内数）

## 3 地すべり対策事業

### 3-1 直轄事業

#### 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

- ・ 直轄地すべり対策事業  
農地、農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について事業を実施した。  
（平成24年度決算額 1,365百万円）
- ・ 地すべり調査  
地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。  
（平成24年度決算額 基礎技術調査費 192百万円の内数）
- ・ 直轄地すべり防止事業  
林野の保全に係る地すべりについて、継続11地区（直轄治山と重複している5地区を含む。）において事業を実施した。  
（平成24年度決算額 3,967百万円）

### 3-2 補助事業

- 農林水産省においては、次の事業を実施した。
- ・ 地すべり対策事業  
農地及び農業用施設に被害を及ぼすおそ

れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められるなど緊急に対策を必要とする区域に重点を置き事業を実施した。

(平成24年度決算額 4,502百万円)

- ・地すべり防止事業  
集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施した。

(平成24年度決算額 33,067百万円の内数)

### 3-3 国土交通省所管事業

#### (1) 予防的対策

人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定のため、地すべり防止工事を推進した。

#### (2) 再度災害防止・危機管理対策

風水害、震災等により新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止工事を推進し、再度災害防止を図った。

## 4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省において、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めるとともに、崩壊等の危険がある崖地等を把握し、「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定を促し、危険な区域の周知、警戒避難体制の整備、土地利用規制及び危険箇所の増加抑制を促進した。加えて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示したハザードマップの整備及び土砂災害が発生する前に危険な区域から避難する判断基準となる土砂災害警戒情報の利用促進などにより、警戒避難体制の強化を図った。

## 5 海岸事業

### 5-1 直轄事業

#### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、3地区において海岸保全施設の整備を行うとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成24年度決算額 3,081百万円)

#### (2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、高潮対策や侵食対策等の海岸保全施設の整備を実施するとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成24年度決算額 25,389百万円の内数(国交))

### 5-2 補助事業

#### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、高潮対策事業を3地区、侵食対策事業を1地区でそれぞれ実施した。

(平成24年度決算額 413百万円)

## 6 農地防災事業

### 6-1 直轄事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

- ・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地及び農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

(平成24年度決算額 19,279百万円)

### 6-2 補助事業

- ・農地防災事業

農地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、震災対策

農業水利施設整備事業、農地防災事業等について実施した。

＊農地防災事業のうち、地すべり対策事業及び地盤沈下対策事業を除く。

(平成24年度決算額 2,663百万円)

- ・地すべり対策事業  
(再掲 第4章3-2)

農地及び農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められるなど緊急に対策を必要とする区域に重点を置き事業を実施した。

(平成24年度決算額 4,502百万円)

- ・地盤沈下対策事業等

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地、農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

## 7 災害関連事業

### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施した。

- ・直轄地すべり対策災害関連緊急事業  
融雪等による地すべりに緊急に対処するための事業を実施した。

- ・災害関連緊急地すべり対策事業  
豪雨等による地すべりに緊急に対処するための事業を実施した。

- ・農業用施設等災害関連事業  
農業用施設等の効用を増加し、災害の再発を防止するための農業用施設等災害関連事業を実施した。  
(平成24年度決算額 5,012百万円)

- ・直轄治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業  
災害の再発防止のため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地、雪崩発生地又は地すべり地について、当該災害発

生年に緊急に復旧整備を行う事業を実施した。

(平成24年度決算額 12,835百万円)

- ・災害関連山村環境施設復旧事業  
被災した山村環境施設については、災害関連山村環境施設復旧事業により、被災施設の早期復旧を図った。

- ・林地崩壊対策事業  
激甚災害により発生した林地荒廃地のうち、早期に復旧する必要がある箇所について事業を実施した。

(平成24年度決算額 123百万円)

- ・後進地域特例法適用団体補助率差額  
農村振興局  
(平成24年度決算額 1百万円)

林野庁  
(平成24年度決算額 333百万円)

- ・漁港施設災害関連事業  
漁港施設等の再度災害を防止するための漁港災害関連事業、漁業集落環境施設を復旧するための災害関連漁業集落環境施設復旧事業及び海岸に漂着した大規模な流木等を緊急的に処理する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施した。  
(平成24年度決算額 148百万円)

### (2) 国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を実施した。

(平成24年度決算額 直轄 6,158百万円  
補助 21,931百万円の内数)

### (3) 国土交通省所管事業（港湾）

国土交通省においては、港湾施設及び海岸保全施設の効用を増加し、災害の再発を防止するため、災害関連事業を実施した。

(平成24年度決算額 525百万円)

## 8 地盤沈下対策事業

(再掲 第4章6-2)

### (1) 地盤沈下対策事業等

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地、農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

### (2) 地下水調査(保全調査)

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施した。

(平成24年度決算額 基礎技術調査費  
192百万円の内数)

### (3) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、次の事業を実施した。

#### ・地盤沈下防止対策

工業用水道事業地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築1事業を実施した。

(平成24年度決算額 65百万円)

#### ・地下水位観測調査

工業用水法に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(平成24年度決算額 1百万円)

### (4) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

#### ・地盤沈下対策調査

河川管理施設の沈下対策を検討するため、水準測量を実施した。

#### ・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行っ

た。

(平成24年度決算額 12百万円)

### (5) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行ったほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係を定量的に評価した。これらの結果を活用し、地下水の利用と保全をより適正に運用していくための検討を行った。

(平成24年度決算額 30百万円)

### (6) 地盤沈下対策調査

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行った。また、地盤沈下を防止しつつ地下水の保全と有効利用を図るための管理方策を検討した。

(平成24年度決算額 6百万円)

## 9 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市の雨水を排除し、浸水被害を防ぐため、下水道の整備を推進しており、近年の都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大を踏まえ、浸水対策の強化を図った。

また、下水道の浸水対策として、平成21年度に創設した「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、浸水実績のある地区等において、緊急かつ重点的に浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図った。

(平成24年度決算額 4,993百万円の内数  
この他に防災・安全交付金及び  
社会資本整備総合交付金の内数)

### (1) 公共下水道事業

主として市街地内に降った雨水を河川等に排除するため、市町村が主な事業主体となって実施した。

(平成24年度決算額 4,993百万円の内数  
この他に防災・安全交付金及び  
社会資本整備総合交付金の内数)

## (2) 都市下水道事業

公共下水道整備地域以外における市街地内の雨水排除を図るため、市町村等が事業主体となって実施した。

(平成24年度決算額 4,993百万円の内数  
この他に防災・安全交付金及び  
社会資本整備総合交付金の内数)

## (3) 雨水流域下水道事業

市町村が個々に汚水処理を実施する地域において、都道府県が事業主体となって、複数の市町村の区域に跨る広域的な浸水対策を実施した。

(平成24年度決算額 4,993百万円の内数  
この他に防災・安全交付金及び  
社会資本整備総合交付金の内数)

# 10 その他の事業

## (1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、690億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とした。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、843億円の一般事業債（河川等分）を措置した。

## (2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

(平成24年度決算額 447百万円)

## (3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業

経済産業省においては、鉱害防止義務者が

不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、鉱害防止義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。

(平成24年度決算額 1,911百万円)

## (4) 特殊地下壕対策事業

国土交通省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行った。

(平成24年度決算額 3,157百万円の内数)

## (5) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道（株）が施行する落石・雪崩等対策及び海岸等保全のための防災事業、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行った。

(平成24年度決算額 1,713百万円)

## (6) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、平成24年度及び平成23年度に発生した自然災害により被災した地域等において緊急に再度災害防止対策等の事業84件を実施した。

(平成24年度決算額 12,308百万円の内数)

## (7) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、橋梁やトンネルなど規模が大きい老朽化施設について適切な改良が進むよう、地域鉄道における老朽化対策のための改良・補修事業に対して補助を行った。

(平成24年度決算額 2,275百万円)

## 第5章 災害復旧等

### 1 災害応急対策

1-1

平成24年5月に発生した突風等に対してとった措置

#### (1) 警察庁における対応

警察庁、関東管区警察局及び関係県警察においては、「災害警備連絡室」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、被災地の警戒等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに、警察庁は政府調査団として警察庁職員を派遣した。

#### (2) 総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

#### (3) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

茨城県	85件	289千円
栃木県	13件	43千円

#### (4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、教育委員会等の関係機関から被害情報等の収集に努めた。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、現地で災害調査を実施した。

#### (5) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、茨城県及び栃木県内の政府系企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災害復旧貸付の適用及び既往債務の返済条件緩和等の措置を行うとともに、本省の担当官を派遣し、中小企業者の被害状況等の現地調査を実施した（5月7日：茨城県、12日・24日：茨城県・栃木県）。

1-2

平成24年7月九州北部豪雨に対してとった措置

#### (1) 警察庁における対応

警察庁、九州管区警察局及び関係県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動に当たった。また、熊本県公安委員会からの援助要求を受け、福岡・佐賀及び宮崎の各県警察広域緊急援助隊等約50名を派遣し、行方不明者の捜索等の活動に当たった。機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに、警察庁は政府調査団として警察庁職員を派遣した。

#### (2) 総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

#### (3) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

大分県	728件	2,486千円
熊本県	1,204件	4,162千円
福岡県	673件	2,188千円

#### (4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、7月12日に災害情報連絡室を設置した。また、関係都道府県教育委員会に対して、防災体制の強化を図り、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請するとともに、教育委員会等の関係機関から被害情報等の収集に努めた。さらに、7月13日に、担当官1名を政府調査団として派遣した。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、現地で災害調査を実施した。

#### (5) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、大分県、福岡県及び熊本県内の政府系企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災

害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行うとともに、本省の担当官を派遣し、中小企業者の被害状況等の現地調査を実施した（7月8日・9日：大分県・福岡県、15日・16日：大分県・福岡県・熊本県）。

また、本災害が激甚災害に指定されたことを受け、熊本県阿蘇市において追加措置として災害関係保証の特例措置、「小規模企業者等設備導入資金助成法」による貸付金等の償還期間の延長、災害復旧貸付の金利引下げを行った。

1-3

平成24年8月13日からの大雨等に対してとった措置

### （1）警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係道府県警察においては、「災害警備連絡室」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

### （2）総務省における対応

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

### （3）総務省における対応

（再掲 第3章1-2（7））

総務省においては、平成24年8月13日からの大雨等における被災自治体からの災害対策用移動通信機器の貸出要請に基づき、総務省保有の移動通信機器を無償貸出した。

### （4）NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

京都府 187件 650千円

### （5）文部科学省における対応

文部科学省においては、教育委員会等の関係機関から被害情報等の収集に努めた。

### （6）中小企業庁における対応

中小企業庁においては、京都府内の政府系企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災害復旧貸付の適用及び既往債務の返済条件緩和等の措置を行うとともに、本省の担当官を派遣し、中小企業者の被害状況等の現地調査を実施した（8月16日：京都府）。

1-4

平成24年台風第17号に対してとった措置

### （1）警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係道府県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

### （2）文部科学省における対応

文部科学省においては、都道府県教育委員会に対して、防災体制の強化を図り、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請するとともに、教育委員会等の関係機関から被害情報等の収集に努めた。

### （3）中小企業庁における対応

中小企業庁においては、鹿児島県内の政府系企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

1-5

平成24年11月からの大雪等に対してとった措置

### （1）警察庁における対応

警察庁及び関係管区警察局においては、連絡体制を強化し、情報の収集に当たるとともに、各都道府県警察に対して、除排雪作業に伴う事故防止に関する広報啓発活動、必要な交通規制その他の交通管理対策の実施、大規模な雪害事案に対する的確な対応等を指示し

た。

**(2) 総務省における対応**

総務省においては、「災害救助法」を適用された地域において電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

**(3) 文部科学省における対応**

文部科学省においては、12月26日に災害情報連絡室を設置した。また、関係都道府県教育委員会に対して、防災体制の強化を図り、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請するとともに、教育委員会等の関係機関から被害情報等の収集に努めた。さらに、3月4日に担当官1名を政府調査団として派遣した。

また、独立行政法人防災科学技術研究所においては、現地で災害調査を実施した。

**(4) 中小企業庁における対応**

中小企業庁においては、北海道内の政府系企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者に対し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、の措置を行った。

**1-6 その他の災害に対してとった措置**

**(1) 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定**

政府においては、別表に掲げる災害に対し、「激甚災害に対処するための特別の財政

援助等に関する法律」に基づき、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の政令指定を行った。

**(2) 災害救助法に基づく救助費用**

厚生労働省においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担した。

(平成24年度決算額 109,750百万円)

**(3) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付**

厚生労働省においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行った。

- ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の国庫負担  
厚生労働省においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の一部負担を行った。

(平成24年度決算額 3,092百万円)

- ・災害援護資金の原資の貸付  
厚生労働省においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行った。

(平成24年度決算額 15,620百万円)

**a 激甚災害指定基準によるもの(本激)**

災 害 名	適 用 措 置							主な被災地
	3,4条	5条	6条	16条	17条	19条	24条	
平成24年6月8日から7月23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 ※	○	○	○	○	○	○	○	福岡県 熊本県 大分県

※b 局地激甚災害指定基準によるもの(局激)にも記載有

(注) 表中の適用措置は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する次の措置

- 3, 4条 = 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条 = 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 6条 = 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 16条 = 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条 = 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 19条 = 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

b 局地激甚災害指定基準によるもの（局激）

災 害 名	適 用 措 置				対 象 地 区	
	3, 4条	5条	12, 13条	24条	都道府県名	市町村名
平成23年3月12日から平成24年6月29日までの間の地滑りによる災害		○		○	長野県	栄村
平成23年9月1日から平成24年10月15日までの間の地滑りによる災害		○		○	和歌山県	那智勝浦町
平成23年9月1日から平成24年11月1日までの間の地滑りによる災害		○		○	三重県	大台町
平成23年12月15日から平成24年3月31日までの間の低温による災害		○		○	青森県 岩手県 宮城県 山形県 福島県	三戸町 八幡平市、葛巻町、岩泉町、一戸町 蔵王町、七ヶ宿町、丸森町 金山町、真室川町、大蔵村、鮭川村 会津美里町
平成24年6月8日から7月23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害			○		熊本県	阿蘇市
平成24年8月13日及び同月14日の豪雨による災害		○		○	京都府 奈良県	宇治市、宇治田原町 生駒市
平成24年8月17日から11月27日までの間の地滑りによる災害	○			○	奈良県	東吉野村
平成24年8月24日から同月29日までの間の暴風雨による災害（台風15号）	○	○		○	高知県 鹿児島県 沖縄県	仁淀川町 奄美市、瀬戸内町、徳之島町、宇検村、大和村 国頭村、大宜味村、伊平屋村
平成24年9月14日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風16号）		○		○	岐阜県 高知県	大垣市、揖斐川町 室戸市、仁淀川町、檜原町
平成24年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による災害（台風17号）	○	○		○	山梨県 奈良県 和歌山県 鹿児島県	身延町 山添村、野迫川村 白浜町 奄美市、宇検村、大和村、和泊町、瀬戸内町

(注) 表中の適用措置は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する次の措置  
 3, 4条 = 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助  
 5条 = 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置  
 12条 = 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例  
 13条 = 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例  
 24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(4) 防衛省における対応

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費については、訓練演習費、油購入費等から充当するとともに災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上した。

(平成24年度決算額 61百万円)

1 平成24年度災害派遣の実績（防衛省）

	件数（件）	人員（人）	車両（両）	航空機（機）	艦船（隻）
風水害・地震等	6	5,515	1,347	35	0
急患輸送	410	2,115	10	446	0
捜索救助	26	3,072	470	100	1
消火活動	62	989	99	62	0
その他	16	719	142	41	0
合計	520	12,410	2,068	684	1

気象等警報の発表回数（平成24年4月～平成25年3月）

種類	官署発表総数
暴風	299
暴風雪	148
大雨	1,071
大雪	103
高潮	68
波浪	365
洪水	879
計	2,933

津波警報・注意報の発表回数（平成24年4月～平成25年3月）（気象庁）

津波予報区中枢	津波警報	津波注意報
全国中枢	1	2
計	1	2

緊急地震速報（警報・予報）の発表回数（平成24年4月～平成25年3月）（気象庁）

発表官署	緊急地震速報（警報）	緊急地震速報（予報）
本庁	10	1,207

噴火警報・予報の発表回数（平成24年4月～平成25年3月）（気象庁）

発表官署	噴火警報（居住地域） 噴火警報（山麓）	噴火警報（火口周辺） 噴火警報（周辺海域）	噴火予報
札幌	-	-	-
仙台	-	-	-
本庁	-	-	-
大阪	-	-	-
福岡	-	1	1
沖縄	-	-	-
計	0	1	1

## 2 災害復旧事業

### 2-1 公共土木施設災害復旧事業

#### (1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧を実施した。

##### ・直轄事業

治山施設について、平成23年災害及び平成24年災害に係る復旧事業を実施した。

また、漁港施設について、平成22年災害に係る復旧事業を実施した。

東日本大震災により被災した漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、被災施設の管理者に代わって国が復旧事業を実施した。

（平成24年度決算額 9,550百万円）

##### ・補助事業

治山施設について、平成23年災害及び平成24年災害に係る復旧事業を実施した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設については、平成22年災害及び平成23年災害に係る復旧事業を実施した。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成22年災害、平成23年災害及び平成24年災害に係る復旧事業を実施した。

（平成24年度決算額 18,923百万円）

#### (2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

##### ・直轄事業

河川、ダム、海岸及び砂防設備について、平成23年災害及び平成24年災害に係る復旧事業を実施した。また、道路については、豪雨等で被災した直轄国道における

復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 85,802百万円)

・補助事業

平成22年災害の復旧を完了し、平成23年災害及び平成24年災害についてそれぞれ復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 259,360百万円)

### (3) 港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成23年災害に係る復旧事業を完了し、平成24年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 53,400百万円)

・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成22年災害に係る復旧事業を完了し、平成23年及び平成24年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 26,253百万円)

## 2-2 農林水産業施設災害復旧事業

### (1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、平成23年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。

(平成24年度決算額 14,550百万円)

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生の年を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、海岸保全施設等、林業用施設、漁業用施設及び農林水産業共

同利用施設について事業の進捗を図った。

(平成24年度決算額 57,708百万円)

### (2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成23年災害については復旧を完了し、平成24年災害については、88.2%を復旧した。

(平成24年度決算額 1,346百万円)

## 2-3 文教施設等災害復旧事業

文部科学省においては、次の学校施設等の災害復旧事業を実施した。

### (1) 国立大学等施設災害復旧事業

国立大学等施設の災害復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 16,451百万円)

### (2) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設の災害復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 23,059百万円)

### (3) 私立学校施設災害復旧事業

私立学校施設の災害復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 8,594百万円)

### (4) 公立社会教育・体育・文化施設災害復旧事業

公立社会教育・体育・文化施設の災害復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 10,094百万円)

### (5) 国立青少年教育施設災害復旧事業

国立青少年教育施設の災害復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 3百万円)

### (6) 文化財災害復旧事業等

災害により被害を受けた国指定等文化財の災害復旧事業に対し、国庫補助を行った。また、被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置した資料の収蔵場所確保等への支援も行った。

(平成24年度決算額 2,409百万円)

**2-4 厚生施設等災害復旧事業**

厚生労働省においては、別表（平成23年度厚生施設等災害復旧事業費）のとおり災害復旧事業を実施した。

**2-5 その他災害復旧事業**

**(1) 合同宿舍等**

内閣府においては、平成24年度災害（台風第17号等）により被害を受けた公務員宿舍（合同宿舍）の復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 5百万円)

財務省においては、平成24年度災害（台風第17号等）により被害を受けた公務員宿舍（合同宿舍）の復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 2百万円)

**(2) 都市災害復旧事業等**

国土交通省においては、公園の災害の復旧事業に対し、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、また、地方公共団体等が施行する街路等の都市施設の災害復旧及び市街地内の堆積土砂除去の事業に対し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針により補助を行い、平成24年災害の復旧事業の円滑な施工を図るとともに、火山の噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う公園等の

施設及び宅地に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

(平成24年度決算額 6,119百万円)

・東日本大震災における公共土木施設（公園）の災害復旧事業に対し、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき補助を行った。

(平成24年度決算額 3百万円)

**(3) 公営住宅等**

国土交通省においては、平成24年災害により被害を受けた既設公営住宅について、復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 (4,208百万円の  
内数))

**(4) 鉄道災害復旧事業**

国土交通省においては、東日本大震災により被災した鉄道の早期復旧に向けた災害復旧事業や、鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧に要する費用の一部を補助した。

(平成24年度決算額 2,301百万円)

**(5) 廃棄物処理施設の災害復旧事業**

環境省においては、地方公共団体が実施する、災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成24年度決算額 114百万円)

平成24年度厚生施設等災害復旧事業費

(単位：千円)

項目	平成23年災害		平成24年災害		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
社会福祉施設	10,898,362	974,519	6,647,910	907,630	17,546,272	1,882,149
医療施設	0	3,258,325		1,676,609	0	4,934,934
うち 公的医療機関施設	0	1,503,563		1,037,257	0	2,540,820
政策医療実施機関施設	0	1,645,853		449,767	0	2,095,620
医療関係者養成施設	0	81,047		189,585	0	270,632
看護師宿舍	0	14,177		0	0	14,177
その他	0	13,685		0	0	13,685
保健衛生施設	0	0	9,498	9,285	9,498	9,285
水道施設	0	12,543,340	350,000	140,675	350,000	12,684,015
うち 上水道施設	0	10,381,336		84,114	0	10,465,450
簡易水道施設	0	2,162,004		56,561	0	2,218,565
合計	10,898,362	16,776,184	7,007,408	2,734,199	17,905,770	19,510,383

### 3 財政金融措置

#### 3-1 災害融資

##### (1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、東日本大震災及び台風災害により被害を受けた中小・小規模事業者、農林漁業者に対し災害融資を行った。

(平成24年度決算額 641百万円)

##### (2) 財政融資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

地方長期資金等の貸付  
通常収支分、東日本大震災分 合計  
財政融資資金 (単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債発行（予定）額	
通常収支分	82,979,500
東日本大震災復旧・復興事業分	5,428,600
合 計	88,408,100

##### (3) (株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）

(株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者に対し、災害融資を行った。

(平成24年度決算額 473,959百万円  
(うち震災関連融資 472,204百万円))

(単位：件、千円)

災 害 名	災 害 貸 付	
	件 数	金 額
平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨災害に伴う災害貸付	1	2,000
平成23年台風第12号による災害に伴う災害貸付	64	650,800
平成24年6月8日から7月23日までの豪雨等災害に伴う災害貸付	117	940,300
平成24年8月13日からの大雨による災害に伴う災害貸付	14	124,000
平成24年台風第16号による災害に伴う災害貸付	4	15,000
平成24年11月27日の暴風雪等による災害に伴う災害貸付	5	22,200
東日本大震災復興特別貸付（※）	47,961	472,204,510
合 計	48,166	473,958,810

(※) 東日本大震災復興特別貸付及び制度創設前の災害貸付等を含む

**(4) (株) 日本政策金融公庫 (農林水産業者向け業務) の融資**

(株) 日本政策金融公庫においては、被害農林漁業者等の経営維持安定等に必要な資金として、融資を行った。

(平成24年度貸付額 75,824百万円  
(うち震災関連融資 74,894百万円))

**(5) (株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) の融資**

(株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) においては、被災中小企業者に対し、災害融資を行った。

(平成24年度決算額 295,375百万円  
(うち震災関連融資 295,027百万円))

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災害名	災害貸付	
		件数	金額
平成23年3月	東日本大震災	47,963	472,604
平成23年7月	平成23年7月新潟・福島豪雨	1	2
平成23年8月	平成23年台風第12号	64	650
平成24年6月	平成24年6月、7月豪雨 (九州)	126	1,288
平成24年8月	平成24年8月豪雨 (京都)	14	124
平成24年9月	平成24年台風第16号	4	15
平成24年11月	平成24年11月の暴風雪	5	22
合計		48,177	474,705

**(6) (株) 商工組合中央金庫の融資**

(株) 商工組合中央金庫においては、被災中小企業者に対し、災害融資を行った。

(平成24年度決算額 349,656百万円  
(うち震災関連融資 349,656百万円))

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災害名	災害貸付	
		件数	金額
平成23年3月	東日本大震災	6,146	349,656
合計		6,146	349,656

**(7) 信用保証協会による信用保証の特例措置**

信用保証協会においては、被災中小企業に対し、信用保証の特例措置を行った。

(平成24年度保証承諾実績 249,533百万円  
(うち震災関連 249,383百万円))

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災害名	災害関係保証	
		件数	金額
平成23年3月	東日本大震災	107	1,561
平成23年8月	平成23年台風第12号	9	121
平成24年6月	平成24年6月、7月豪雨 (九州)	3	29
合計		119	1,711

**(8) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資**

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資等を行った。

**3-2 災害保険****(1) 地震再保険**

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、平成24年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を、当初予算において5兆7,120億円と定めて実施した。

(平成24年度決算額 24,277百万円)

**(2) 農林漁業災害補償等**

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施した。

(平成24年度決算額 53,961百万円)

・「森林国営保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施した。

(平成24年度決算額 1,775百万円)

3-3 地方交付税及び地方債

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。

(平成24年度決算額 9,457百万円)

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施した。

(平成24年度決算額 11,102百万円)

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政支援措置を行った。

(1) 地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区 分	都道府県分	市町村分	合 計
現年災に係るもの	20,453	45,581	66,034
過年災に係るもの	6	1,646	1,652
その他	14,735	30,603	45,337
合計	35,193	77,830	113,024

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況 (単位：百万円)

区 分	都道府県分	市町村分	合 計
災害復旧費	90,302	25,833	116,135

c 普通交付税の繰上交付の状況

(単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
平成				
24.5.16	市町村分	2,292	7	5月に発生した突風等
24.7.18	市町村分	2,303	3	6月21日から7月7日までの大雨
24.7.25	市町村分	8,125	14	7月11日からの大雨(平成24年7月九州北部豪雨)
24.8.27	市町村分	452	1	8月13日からの大雨等
24.10.1	市町村分	145	1	台風第16号
24年度計	県 分	-	-	
	市町村分	13,317	26	
	合 計	13,317	26	

(2) 災害関係地方債の発行(予定)額状況(通常収支分)

(単位：百万円)

区 分	都道府県分	指定都市分	市町村分	指定都市及び市町村分計	合 計
現年補助・直轄災害復旧事業	37,336.7	661.6	16,397.5	17,059.1	54,395.8
過年補助・直轄災害復旧事業	10,919.5	150.7	2,652.7	2,803.4	13,722.9
現年一般単独災害復旧事業	3,851.5	784.9	5,477.6	6,262.5	10,114.0
過年一般単独災害復旧事業	1,513.0	21.8	1,596.5	1,618.3	3,131.3
歳入欠かん等債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公共土木施設等小災害復旧事業	0.0	0.0	211.1	211.1	211.1
農地等小災害復旧事業	0.0	10.4	862.2	872.6	872.6
地方公営企業等災害復旧事業	0.7	9.9	521.2	531.1	531.8
火災復旧事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	53,621.4	1,639.3	27,718.8	29,358.1	82,979.5

## 4 災害復興対策等

### 4-1 被災者生活再建支援金の支給等

内閣府においては、都道府県が「被災者生活再建支援法」を適用した自然災害において、要件に合致する被災世帯に支給された被災者生活再建支援金の半額（東日本大震災においては5分の4）の補助を行った。

（平成24年度決算額 44,705百万円）

### 4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

#### （1）農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

#### （2）国土交通省の対策

国土交通省においては、インターネットを通じた情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備促進を推進した。水無川流域等において、砂防設備等を整備した。

### 4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

#### （1）震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするるとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

#### （2）被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、住宅市街地総合整備事業により、住宅建設と道路・公園等の整備の総合的な実施及び密集住宅市街地における老朽住宅の除却や建て替えと公共施設の整備等の総合的な実施を行った。

また、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資による住宅の再建について、

引き続き支援した。

（平成24年度決算額 64,469百万円の内数  
社会資本整備総合交付金等の内数）

#### （3）被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市の整備のため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等について、引き続き制度拡充等により推進・支援した。

（平成24年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数）

### 4-4 三宅島噴火による災害に対してもとった措置

#### （1）内閣府の対応

内閣府においては、東京都が三宅村に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計53万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

#### （2）農林水産省における対応

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

（平成24年度決算額 28,905百万円の内数）

#### （3）国土交通省の対策

国土交通省においては、泥石流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を実施した。

### 4-5 平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に対してもとった措置

#### （1）農林水産省の対策

・錦鯉養殖業の復興に向けた支援

農林水産省においては、新潟県中越地震により被災した錦鯉養殖業の復興を図るべく、養殖場における魚病調査、検討会の開催等について事業を支援した。

(平成24年度決算額 7百万円)

・治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、地震によって発生した激甚な山地災害に対応するため、平成16年度に実施した災害関連緊急治山事業に引き続き、平成17年度より大規模な地すべり災害が発生した長岡市・小千谷市を中心とした広範囲において直轄地すべり防止事業を集中的かつ迅速に実施するとともに、長岡市等において復旧治山事業を実施し、山地災害対策を推進・支援した。

(平成24年度決算額 32,586百万円の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を推進した。

・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な土砂災害対策を推進した。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい信濃川水系魚野川右支川の芋川流域において直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業により、集中的かつ迅速な対策を行った。

・居住確保への支援

独立行政法人住宅金融支援機構においては、災害復興住宅融資により被災住宅の改修、建替え等住宅の再建について、引き続き支援した。

4-6

平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

(1) 国土交通省の対策

国土交通省においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な対策を推進した。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい栗駒山系において、特定緊急砂防事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行った。

(平成24年度決算額 7,008百万円の内数)

4-7

霧島山(新燃岳)災害による復興対策

(1) 国土交通省の対策

国土交通省においては、火山噴火に起因する土石流対策として、市町が適切に住民の避難指示の判断等が行えるよう、降灰等の調査・解析を行い、降灰による土石流の想定区域及び時期について、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害緊急情報として情報提供を行った。

また、土石流の発生に備え、土石流検知センサーによる監視体制の構築や砂防設備の整備等の対策を推進した。

(2) 霧島山(新燃岳)火山総合観測点の増設

気象庁においては、今後さらなる活動の活発化及び長期化が懸念されることから、霧島山(新燃岳)に火山総合観測点(地震計、傾斜計、空振計、GNSS)を2か所増設した。

(平成24年度決算額 183百万円)

4-8

東日本大震災に関する復興対策

(1) 復興庁における対応

復興庁が、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、公共事業、原子力災害復興関係、災害廃棄物処理事業、災害関連融資等の東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を一括して計上した。

復興庁においては、東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、復興庁の運営等に

係る経費等を執行し、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進した。

(平成24年度決算額 57,069百万円)

### (2) 内閣府における対応

内閣府においては、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県が全域に、埼玉県が2市に、東京都が板橋区に、新潟県が1市1町に、長野県が栄村に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計435億8,180万円の被災者生活再建支援金の5分の4の補助を行った。

### (3) 個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用して債務整理をする場合に必要となる弁護士費用の補助等、運用支援を行った。

(平成24年度決算額 633百万円)

### (4) 消防防災施設・設備の災害復旧

消防庁においては、地方公共団体が実施する、東日本大震災により被害を受けた消防防災施設・設備を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成24年度決算額 19,160百万円)

### (5) 法務省における対応

法務省においては、東日本大震災で被災した法務省施設について、復旧・耐震化を実施した。

(平成24年度決算額 88百万円)

### (6) 法務省における対応

法務省においては、日本司法支援センター(法テラス)で、通常の情報提供業務・民事法律扶助業務に加え、以下の取組を実施した。

- ・法テラスの常勤弁護士が、避難所に赴き、被災者に対する生活再建等に関する法制度等の情報提供。

- ・日本弁護士連合会等と共催で、被災者等に対する無料の電話相談。

- ・被災地の弁護士会等の関係団体と連携協力して、宮城県、岩手県、福島県の避難所等を中心に、弁護士による出張・巡回相談。

- ・被災者の抱える法的問題の解決について増加する専門家による支援の需要に対応するため、被災地の沿岸部に出張所を設置して弁護士による無料法律相談や各種専門家による無料よろず相談を実施するとともに、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅での巡回相談等を実施。

- ・「震災 法テラスダイヤル(フリーダイヤル0120-078309)」において、二重ローン問題や原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施。

- ・「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、東日本大震災法律援助事業(東日本大震災に際し「災害救助法」が適用された市町村の区域(東京都を除く。)に平成23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力の状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務)を実施。

(平成24年度決算額 2,045百万円)

法務省においては、災害被災者の支援として、職員を派遣して被災者等への診療支援を実施した。

法務省においては、「法務局震災相談フリーダイヤル」の設置や避難所等において特設相談所を開設すること等により、被災者からの登記・戸籍等に関する相談を行った。

(平成24年度決算額 85百万円)

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方司法局本局及び仙台北法務局気仙沼

支局について仮庁舎に移転し、事務処理を継続した。

(平成24年度決算額 61百万円)

法務省においては、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため、更生保護拠点を運営するとともに、更生保護被災地域就労支援対策強化事業を行った。

(平成24年度決算額 258百万円)

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）にて、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、これらの人権問題をテーマとしたシンポジウムの開催、人権教室の実施等、人権問題の発生を防止するための啓発活動を実施した。

(平成24年度決算額 25百万円)

法務省においては、外国人の出入国管理業務として、以下の取組を実施した。

- ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条第2項の規定に基づく法務省告示（平成23年3月16日法務省告示第123号）の対象となる外国人について、在留期間の満了日を、特段の手續を要することなく、一律に平成23年8月31日まで延長する措置を実施。
- ・上記告示に該当しない外国人でも、本震災により被害を受け、地方入国管理局長あて申出を行うことにより、同法第3条第3項に該当すると判断された外国人については、在留期間等の満了日を平成23年8月31日まで延長する措置を実施。
- ・海外からの緊急救助隊の上陸審査にあたり、入国審査官があらかじめ作成した仮上陸許可書を交付することで、旅券への上陸許可証印を省略する等、到着時の手續きを簡便・迅速な方法により実施。

- ・外国人又は代理人が被災のために遠隔地に一時避難している場合について、避難先の最寄りの地方入国管理官署において在留資格関係諸申請を受理。

- ・外国人の安否確認のため被災外国人の親族や在日外国公館等に対して各種情報を提供。

- ・被災市町村の外国人登録事務に係る業務処理を代行。

- ・成田空港（第1・第2ターミナル）に出入国関係の相談カウンターを設置し、一時帰国を希望する外国人の相談対応を実施。

法務省においては、心理的支援の体制を整備し、矯正施設に勤務する職員（心理技官）により、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を抱えた被災者等の心理的支援を行った。

(平成24年度決算額 187百万円の内数)

### (7) 庁舎及び合同宿舎等

財務省においては、平成22年度災害（東日本大震災）により被害を受けた税関庁舎及び公務員宿舎（合同宿舎）の復旧事業を実施した。

(平成24年度決算額 188百万円)

### (8) 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等

農林水産省においては、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことについて、食の安全・安心を確保するとともに、肉用牛肥育農家等が安心して経営できる環境を整えるため、独立行政法人農畜産業振興機構を通じ、肉用牛肥育農家支援対策等に補助を実施した。

### (9) 農林水産省における対応

被災した水産動植物の養殖施設の整備、被災海域における種苗放流数の確保について支

援を実施した。

(平成24年度決算額 575百万円)

被害を受けた農林水産業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付した。

(平成24年度決算額 12,861百万円)

#### (10) 原子力被災者健康確保・管理関連

経済産業省においては、福島県民の健康調査を実施すべく、全県民を対象として放射線量の推定調査等を実施するとともに、子ども等に対する放射線影響の防止策として、子どもの心身の健康確保事業等を実施した。

#### (11) 工業用水道施設の災害復旧

経済産業省においては、東日本大震災により被害を受けた工業用水道施設の速やかな復旧を図るため、工業用水道施設災害復旧事業費補助（東日本大震災災害復旧事業）を実施した。

(平成24年度決算額 2,533百万円)

#### (12) 被災した観測ネットワークの復旧等

国土地理院では復旧・復興計画策定等のために共通に使用する空中写真及び地図として、東北太平洋沿岸地域を対象に災害復興計画基図を整備し、国、地方公共団体等の関係機関へ提供を行った。

(平成24年度決算額 209百万円)

#### (13) 国土交通省における対応

- ・津波による著しい被害を受けた被災地域における復興まちづくり計画の策定や公共施設、修景施設等の整備を支援する都市防災総合推進事業の実施

(平成24年度決算額  
東日本大震災復興交付金の内数)

- ・東日本大震災により滑動崩落等の被害を受けた造成宅地において再度災害を防止するため、滑動崩落防止工事及びその設計を支援する造成宅地滑動崩落緊急対策事業の実施

(平成24年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

- ・東日本大震災により被災した地域において住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を促進する防災集団移転促進事業を実施

(平成24年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

- ・液状化被害を受けた市街地の再液状化を防止する市街地液状化対策事業の実施

(平成24年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

- ・既成市街地における公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の推進を図るため、効率的かつ効果的な工法等の調査の実施

(平成24年度決算額 100百万円)

- ・津波被害を受けた市街地の復興の一環として、浸水区域内における津波被害を直接的に軽減する津波防災緑地や避難地としての機能を有する都市公園等の整備

(平成24年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

- ・津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備（土地区画整理事業）の実施

(平成24年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

- ・広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、都市再生区画整理事業（被災市街地 復興土地区画整理事業等）による緊急かつ健全な市街地の復興の推進

(平成24年度決算額

東日本大震災復興交付金の内数)

- ・復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業の推進

(平成24年度決算額  
東日本大震災復興交付金の内数)

- ・東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策（都市再生区画整理事業、都市防災推進事業）の推進

(平成24年度決算額  
東日本大震災復興交付金の内数)

**(14) 気象官署施設等における災害対応体制の強化等**

気象庁においては、津波・地震観測ネットワークの増設と非常電源・バックアップ回線の強化を行うとともに、東日本大震災で被災した庁舎の復旧及び気象官署の非常電源設備の修復を行った。

(平成24年度決算額 5,915百万円)

**(15) 津波警報の改善**

気象庁においては、巨大地震に対する津波警報の第一報での津波の高さに「巨大」などの定性的な表現を用いる等、東日本大震災の教訓を踏まえた新しい津波警報の運用を平成25年3月7日から開始した。

また、津波警報の発表をより確度の高いものとし、かつ、迅速確実に行うため、巨大地震でも測定可能な広帯域強震計を国内に整備（全国80箇所）し、ブイ式海底津波計を東北地方太平洋沖の3箇所に設置するとともに、衛星回線を利用した通信の二重化や非常用電源の長時間化など津波観測施設の強化を実施した。

(平成24年度決算額 2,290百万円)

**(16) 災害廃棄物の処理**

環境省においては、地方公共団体が東日本大震災のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(平成24年度決算額 322,125百万円)

**(17) 廃棄物処理施設の災害復旧事業**

環境省においては、地方公共団体が実施す

る、東日本大震災により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成24年度決算額 4,832百万円)

**(18) 各種通信システム等の整備**

防衛省においては、東日本大震災時に、各部隊の通信システムが新旧異種であることにより、円滑な情報通信に制約が生じたことも踏まえ、各種事態への対応において、自衛隊部隊等が迅速かつ的確に情報の伝達・共有を行い得るよう、各種通信システム等を整備した。

(平成24年度決算額 44,289百万円)

**(19) 全国駐屯地・基地等の機能維持・強化**

防衛省においては、大規模災害等の各種事態へ対応するに当たり、全国から部隊を集結させる際の活動拠点、活動に従事した隊員のケアや必要な物資等の集積・補給を行う拠点となる、全国の駐屯地・基地等の機能を維持・強化した。

(平成24年度決算額 1,277百万円)

**(20) 各種整備品、資機材の整備**

防衛省においては、大規模災害等の各種事態発生時に、被災者の救出・救助や物資輸送、現地状況の偵察、生活支援等の活動を長期にわたり実施するために必要な各種整備品や資機材を整備した。

(平成24年度決算額 13,854百万円)

**4-9 その他の災害に対してとった措置**

**(1) 平成21年7月中国・九州北部豪雨災害に対してとった措置**

内閣府においては、山口県が2市に、福岡県が飯塚市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計175万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

**(2) 台風第9号災害（平成21年）に対してとった措置**

内閣府においては、兵庫県が全域に、岡山

県が美作市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1,194万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (3) 平成22年梅雨前線による大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、長野県が飯田市（旧南信濃村）に、岐阜県が八百津町に、広島県が2市に、山口県が2市に、鹿児島県が曾於市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計275万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (4) 平成23年7月新潟・福島豪雨災害に対してとった措置

内閣府においては、福島県が3町に、新潟県が7市1町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計4,056万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (5) 平成23年台風第12号災害に対してとった措置

内閣府においては、三重県が1市1町に、奈良県が1市3村に、和歌山県が全域に、岡山県が2市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計2億9,519万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (6) 平成23年台風第15号災害に対してとった措置

内閣府においては、青森県が南部町に、岩手県が二戸市に、宮城県が石巻市に、福島県が郡山市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1億4,631万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (7) 平成24年5月6日に発生した突風災害に対してとった措置

内閣府においては、茨城県がつくば市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害

において、要件に合致する被災世帯に支給された合計8,231万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (8) 平成24年梅雨前線による大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、福岡県が5市に、熊本県が全域に、大分県が3市に、鹿児島県が肝付町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計3億8,969万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (9) 平成24年8月13日から大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、大阪府が2市に、京都府が宇治市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1,388万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (10) 平成24年台風第16号災害に対してとった措置

内閣府においては、鹿児島県が与論町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計6,550万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (11) 平成24年台風第17号災害に対してとった措置

内閣府においては、鹿児島県が4町に、沖縄県が1市1町2村に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計7,263万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

### (12) 有珠山噴火災害に関する復興対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

## 第6章 国際防災協力

### 1 多国間協力

#### (1) 国際防災協力の推進

内閣府においては、国連国際防災戦略（UNISDR）事務局を通じた国際防災協力の推進、アジア防災センター等を通じた地域内防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進した。また、各国実務レベルの国際会議の開催等を通じ、東日本大震災から得られた知見・教訓共有のための情報発信を行った。

（平成24年度決算額 120百万円）

#### (2) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、全国3か所で実施された消防本部主催の国際消防救助隊連携訓練の支援や全ての国際消防救助隊登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など、隊員の教育訓練等の一層の充実を図った。

（平成24年度決算額 15百万円）

#### (3) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術・制度・体制等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを開催し、アジア諸国の消防防災能力の向上を図るとともに、日韓間における消防行政の現状と課題について、情報交換、改善策の検討等を行う日韓消防行政セミナーを開催するなど、消防の連携・協力、消防制度の発展、地方レベルでの消防交流等を実施した。

（平成24年度決算額 4百万円）

#### (4) 国連・国際機関への拠出

外務省においては、国連等と協力し「兵庫行動枠組2005-2015」の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略（UNISDR）への拠出を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリーフウェブ等を管理・運営する国連人間

題調整事務所（UNOCHA）の活動を支援した。

（平成24年度決算額 584百万円）

#### (5) 防災関係者招へい事業の実施

外務省においては、東日本大震災の後の復興状況や我が国の防災体制等について正確な情報を提供することを目的として、平成24年2月12日～18日の7日間、途上国22か国から、98名の行政機関の防災関係者等を招へいした。また、被災地視察やセミナー等について被招へい者が帰国後に行った対日理解の促進と風評被害の防止、抑制に資する活動の状況についてフォローアップを実施した。

（平成24年度決算額 0百万円）

#### (6) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域において災害関連情報を共有することを目的として我が国が主導する「センチネル・アジア」プロジェクトの推進及び参加宇宙機関が最善の努力で大規模災害被災地の衛星画像を無償提供する国際協力枠組みである国際災害チャータとの連携により、海外の災害状況把握に貢献した。（「センチネル・アジア」に126件、国際災害チャータに154件データを提供（平成18年度～平成24年3月末））

「センチネル・アジア」の枠組みを通じて、超高速インターネット衛星「きずな」による衛星通信を利用し、アジア太平洋地域のブロードバンド環境の整っていない地域に対して、陸域観測技術衛星「だいち」によって撮影した画像の配信を行い、情報共有を推進した。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、「センチネル・アジア」及び同プロジェクトと連携している国際災害チャータを通じ、インドやタイ等14か国・地域から、27機の衛星によるデータ提供を受け、中央省庁、地方公共団体等の我が国の災害対応機関に提供した。

（平成24年度決算額 138,670百万円の内数）

### (7) 地球地図整備

国土地理院においては、地球環境の現状を正確に表すため、地球全陸域の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を地球地図国際運営委員会の事務局として推進し、地球地図第2版の整備を行った。また、海外で発生した大規模災害の際には、整備した地球地図データを用いて、災害対策のための地図を作成し、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）などの関係機関に提供を行った。

（平成24年度決算額 36百万円）

### (8) 北西太平洋津波情報、インド洋津波監視情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、北西太平洋域各国からの要請を受け、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋津波情報として北西太平洋関係各国に対して提供した。

また、インド洋における津波災害の軽減に資するため、インド洋沿岸各国からの要請を受け、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、インド洋において津波早期警戒システムが構築されるまでの当面の間の暫定的な措置として、津波の到達予想時刻等をインド洋津波監視情報としてインド洋沿岸各国に対して提供した。平成23年10月にインド洋における津波警報体制が運用を開始した後も、引き続き暫定的な情報提供を行っていたが、同体制の円滑な運用を確認したICG/IOTWS（インド洋津波警戒・減災システムのための政府間調整グループ）の要請を受け、平成25年3月31日以降の提供を終了した。

## 2 二国間協力

### (1) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人

科学技術振興機構（JST）においては、「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS:Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）」を活用し、防災分野に対する協力を行った。平成20年度以降、継続的に協力を実施しており、平成24年度はトルコを対象とした案件を採択した。

（平成24年度決算額（外）JICA運営費交付金の内数（文）JST運営費交付金の内数）

### (2) 研修員受入、専門家派遣等の実施

外務省においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、防災体制・能力の向上等を目的として研修員受入850名、専門家派遣887名等の技術協力を行った。

（平成24年度決算額 7,594百万円）

### (3) 国際緊急援助の実施

外務省においては、平成24年7月にナイジェリアで発生した洪水被害や同年12月にフィリピンで発生した台風被害等に対して、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な国際緊急援助物資の供与を行った（17回）。

（平成24年度決算額 261百万円）

外務省においては、平成24年9月の豪雨で発生したパキスタンにおける洪水被害及び同年12月に発生したフィリピンにおける台風被害等に対する緊急無償資金協力を始め、台風、洪水、地震等に対する災害復興及びその予防のための無償資金協力を行った。

（平成24年度決算額 924百万円）

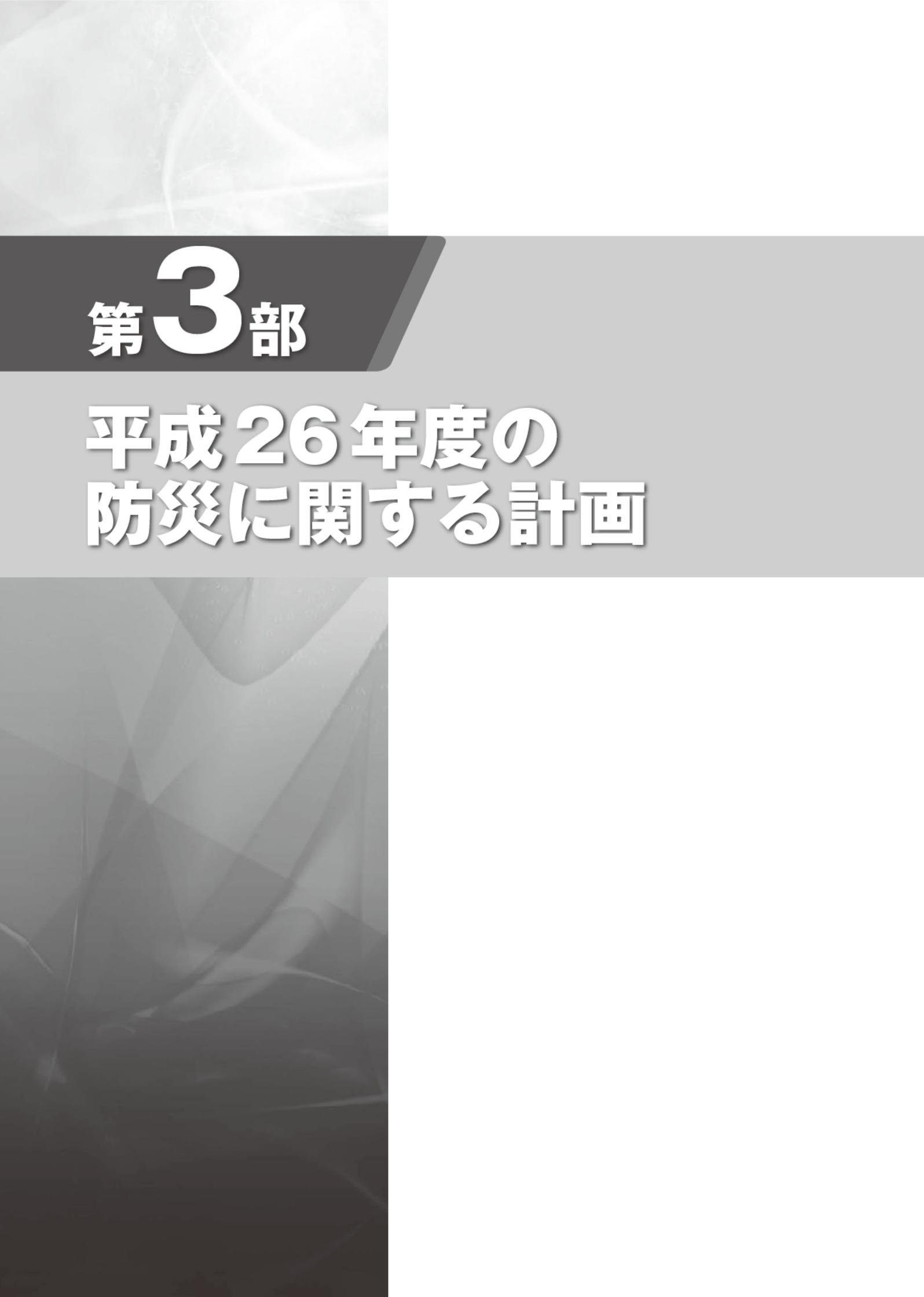
外務省においては、洪水予防等の災害リスクの軽減に資する活動や災害後の復旧・復興等を支援するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、開発途上国に対して有償資金協力（円借款）を行った。

### (4) 防災・気候変動対策に関する国際協力の推進

国土交通省においては、開発途上国等にお

ける災害に強い安全・安心な社会の実現を支援するとともに、我が国と開発途上国等との協力関係の強化を図るため、防災や気候変動対策に関するワークショップの開催や開発途上国における危機管理・防災体制の構築支援等の施策を行った。

(平成24年度決算額 1,088百万円の内数)



# 第3部

## 平成26年度の 防災に関する計画

## 概要

### 1 科学技術の研究

科学技術の研究については、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とした地震防災研究戦略プロジェクトを実施するほか、地震や津波、火山及び気象に関する調査研究等を推進する。

### 2 災害予防

災害予防については、学校施設等の建築物の耐震化を促進していくほか、地域防災力の向上支援として、孤立集落への衛星携帯電話等の整備を促進する。また、警察の災害警備活動や緊急消防援助隊の活動に必要なヘリコプターの整備、災害医療関係、災害に強い地域づくりなどを実施する。

### 3 国土保全

国土保全については、基幹大河川、浸水被害が頻発している中小河川及び緊急度の高い危険地等に重点を置いて治山治水事業の一層の推進を図るほか、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業等各般の施策を推進する。

### 4 災害応急対策及び災害復旧・復興対策

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動等が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧については、被災者生活再建支援金の支給、治山施設、河川、港湾等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

### 5 国際防災協力

第2回国連防災世界会議（2005年1月開催）の成果である「兵庫行動枠組2005-2015」が各国で実施され、特に途上国における災害に強い国づくりが行われることを支援するた

め、ODA、国際機関への拠出金、アジア防災センターを通じた多国間防災協力等、我が国の知識や技術を活用した国際防災協力を積極的に推進する。

また、平成27年3月に我が国で開催される第3回国連防災世界会議においては、兵庫行動枠組の後継枠組の策定を行うとともに、東日本大震災の被災地の復興の現状や我が国の防災に関する経験と知見を国際社会に発信する。

## 第1章 科学技術の研究

### 1 災害一般共通事項

#### (1) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。

特に、府省横断の科学技術イノベーションを実現するため、戦略的イノベーション創造プログラムを創設し、その対象課題の一つとして「レジリエントな防災・減災機能の強化」を設定して、研究開発を推進する。

26年度予算額 2,450百万円

#### (2) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、これらを用いた災害把握のための地上面変動の把握技術及び迅速なデータ提供技術の開発を進める。

また、総務省においては、航空機搭載合成開口レーダーの小型化のための研究開発を行う。

さらに、独立行政法人情報通信研究機構においては、煙霧や火災下での負傷者発見や、有害物質等の検出、建造物の健全性診断等を非破壊・非接触で行い、災害時の被災者救援や二次災害防止等に貢献するミリ波、テラヘルツ波等によるイメージング／センシング技術を実現するための要素技術に関する研究開発を行う。

26年度予算額 700百万円

※この他に情報通信研究機構運営費交付金の内数

25年度予算額 950

※この他に情報通信研究機構運営費交付金の内数

差引増△減 △250

#### (3) 災害情報通信システムの研究開発等

独立行政法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の風向・風速を精密かつ立体的に観測する技術の研究開発を行う。

#### (4) 大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、東日本大

震災で発生した想定を越える規模の大地震とそれによる津波により、多くの被害が発生したことを踏まえ、消防及び市町村の職員が未経験の大規模災害に直面することとなった場合でも、適切な意思決定ができるように、対応力の向上を支援するための情報提供手段の研究開発を行う。

26年度予算額	29百万円
25年度予算額	25
差引増△減	4

#### (5) 消防活動の安全確保のための研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、消防活動の安全確保のため、次の研究開発を行う。

- ・断熱・気密性が高い住宅の火災は急激であり、対応可能な消防ヘルメット等の装備・活動基準の作成
  - ・津波の浸水域で活動するための消防車両及び要素技術の研究
  - ・土砂崩落現場の救助活動の2次崩落による被害を予防するため、2次崩落の予測機器実用化開発
- |         |       |
|---------|-------|
| 26年度予算額 | 35百万円 |
| 25年度予算額 | 38    |
| 差引増△減   | △3    |

#### (6) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）により、消防防災科学技術に係る総合的な研究を積極的に促進する。

26年度予算額	153百万円
25年度予算額	182

差引増△減

△29

25年度予算額

運営費交付金6,542百万円の内数

### (7) 災害対策のための消防ロボットの研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、エネルギー・産業基盤災害において、G空間×ICTを活用した精度の高い遠隔操作により人が近づけない現場で接近し、情報収集や放水を行うための消防ロボットを研究開発する。

26年度予算額

205百万円

### (8) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」を打ち上げ、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。

26年度予算額

運営費交付金112,133百万円の内数

25年度予算額

運営費交付金109,769百万円の内数

### (9) 観測・予測研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震、火山、豪雨、土砂、豪雪等の自然災害による被害を軽減するため、それらの自然災害の発生メカニズムの解明を進めるとともに、より高精度に観測・予測する技術の開発を行う。

26年度予算額

運営費交付金7,020百万円の内数

25年度予算額

運営費交付金6,542百万円の内数

### (10) 社会防災システム研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、一人ひとりの個人や地域、国がそれぞれ、自ら「防災」を計画・実行することができるよう、地震災害を始め各種災害に関する質の高いハザード・リスク情報やその情報を活用する利便性の高いシステムを提供するための研究を行う。

26年度予算額

運営費交付金7,020百万円の内数

### (11) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構及び独立行政法人農業環境技術研究所においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性品種の育成、冷害・雪害・風害・凍霜害・湿害・干害、高温障害等の作物への気象災害の防止技術に関する研究を行う。

また、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、高精度モニタリング等による農地と地盤の災害を防止する技術に関する研究や、東日本大震災による被害を踏まえつつ、大規模地震、豪雨、津波等による農業用施設及び農地海岸施設の防災・減災技術に関する研究を行う。

### (12) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁村地域の防災機能を強化するために、大規模な地震・津波に耐える漁港施設・海岸保全施設の研究等を行う。

### (13) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地における沿岸域の安全確保のため、流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性向上に関する研究を行う。

### (14) 船舶における防災技術の研究

独立行政法人海上技術安全研究所においては、船舶運航に関するリスクを評価し、安全確保・対策を行うため、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行う。

### (15) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、安全・安心な社会を形成するために、次

の研究を行う。

・大規模地震・津波から地域社会を守る研究

・気候変動が高波・高潮・地形変化に及ぼす影響の評価と対策に関する研究

#### (16) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、火山観測に特に有効な技術である航空機SAR（映像レーダ）等を搭載した航空機により、地震、火山噴火、水害等による被災状況を迅速に把握・提供する検討を行う。

26年度予算額	99百万円
25年度予算額	98
差引増△減	1

#### (17) 超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、東日本大震災による激甚な大災害を踏まえ、地震、豪雨、火山による自然災害を対象に、従来十分に考慮されてこなかった超過外力と地震等と洪水とが複合した自然災害の影響を最小化することを目的として、平成26年度は、災害の超過外力に応じて生じる被害と影響度の大きさを最小化するためのハード・ソフト技術を組み合わせた対策の検討手法、並びに複合した自然災害による被害の低減対策（基幹防災施設等）の効果を体系的に評価する手法を提案する。

26年度予算額	25百万円
25年度予算額	25
差引増△減	0

#### (18) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、台風、集中豪雨等の防災対策強化に資するため、予測精度向上や竜巻等の極端な現象の監視・予測技術の開発に関する研究等を行う。また、我が国の地球温暖化対策の推進に資するため、日本付近の詳細な気候変

化予測を行う数値モデルの改良を行う。

26年度予算額	933百万円
25年度予算額	937
差引増△減	△4

## 2 地震災害対策

### 2-1 地震に関する調査研究

#### (1) 地震調査研究推進本部

政府の地震調査研究を一元的に推進する地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣。以下「地震本部」という。）は、「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（平成24年9月改訂）等の方針に基づき、地震調査研究を推進する。文部科学省においては、地震本部の方針等に基づき、活断層調査の総合的推進などを行う。

26年度予算額	1,542百万円
25年度予算額	1,532
差引増△減	10

#### (2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する。なお、東南海域のシステムについてはすでに運用を開始しており、南海域のシステムについては平成27年度中からの運用を目指して整備を行う。

26年度予算額	247百万円
25年度予算額	818
差引増△減	△571

#### (3) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を平成27年度から

の運用開始を目指して整備する。

26年度予算額	1,826百万円
25年度予算額	300
差引増△減	1,526

#### (4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成26～30年度）に基づき、国立大学法人等における地震発生や活動予測及び、地震の発生によって災害をもたらす津波や強震動など（災害誘因）の予測に関する基礎的研究を推進する。

#### (5) 地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境変遷等についての知見を蓄積するため、地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動（ダイナミクス）に関する研究を行う。

26年度予算額	運営費交付金 33,512百万円の内数
25年度予算額	運営費交付金 34,449百万円の内数

#### (6) 海底地震総合観測システム等の運用

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム並びに相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行う。

26年度予算額	運営費交付金 33,512百万円の内数
25年度予算額	運営費交付金 34,449百万円の内数

#### (7) 深海地球ドリリング計画推進

独立行政法人海洋研究開発機構においては、国際科学プロジェクトである国際深海科学掘削計画を推進し、南海トラフ巨大地震の震源域である南海トラフにおける地震発生メカニズムの解明等を目指して、地球深部探査船「ちきゅう」による「南海トラフ地震発生

帯掘削計画」を引き続き実施する。

26年度予算額	運営費交付金 33,512百万円の内数
25年度予算額	運営費交付金 34,449百万円の内数

#### (8) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、地震被害の軽減を図るため、「都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト」や「南海トラフ広域地震対策プロジェクト」等を実施する。

26年度予算額	1,577百万円
25年度予算額	1,824
差引増△減	△247

#### (9) 活断層評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学の知見を取り入れて社会的に重要度の高い地域及び沿岸海域、巨大地震により誘発されて活動が予想される活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明する。また、活断層で発生する地震の予測精度向上のために物理モデルの研究を推進する。

#### (10) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大地震の解明及び津波規模予測を行う。

#### (11) 地震災害予測の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、地盤の液状化ポテンシャル等を含む地震動評価や環境への影響を含めた地震活動による被害や影響の総合的評価・予測に貢献するため、大都市圏の立地する平野部において総合的な地質情報と各種地質構造を統合的に取りまとめる。また、地下の震源断層モデルや地表変形を評価するための地下の変形メカニ

ズムを解明する。

### (12) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行う。また、国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集する。

26年度予算額	11百万円
25年度予算額	12
差引増△減	△1

### (13) 地殻活動総合解析

国土地理院においては、GNSS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻変動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告する。

26年度予算額	3百万円
25年度予算額	3
差引増△減	0

### (14) 測地的方法による地殻変動調査

国土地理院においては、全国の電子基準点等におけるGNSS連続観測、干渉SAR技術による高精度地盤変動測量、高密度で短周期の水準測量等により地殻変動を調査し、調査結果や情報を地震防災対策強化地域判定会等に提供する。

さらに、機動的な地殻変動連続観測及び重要活断層の地形学的調査等を行い、その他、定常観測として地磁気観測、地殻変動連続観測、潮位の連続観測及び地殻変動研究推進等のためのデータ提供、GNSS衛星の精密軌道決定のための観測・データ提供を行う。

26年度予算額	1,293百万円
25年度予算額	1,298
差引増△減	△5

### (15) ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究

国土地理院においては、新潟-神戸ひずみ集中帯の新潟県中部において、稠密地殻変動観測によりひずみ集中帯内部の地殻変動分布を把握し、数値シミュレーション等によるモ

デリングを通して、地殻構造の不均質や断層深部すべりに伴う地殻の変形過程を解明し、内陸地震の長期予測の基礎データを提供する。

26年度予算額	8百万円
25年度予算額	9
差引増△減	△1

### (16) 地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究

国土地理院においては、地面反射マルチパス誤差を定量的に評価する手法を開発するとともに、電子基準点観測データに含まれる誤差特性情報を総合的に分析するシステムを構築し、地殻変動監視能力の向上に必要な電子基準点観測データの誤差特性情報の提供を目指す。

26年度予算額	7百万円
25年度予算額	7
差引増△減	0

### (17) 衛星干渉SARによる高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究

国土地理院においては、電子基準点データに基づく電離層補正技術を開発し、ALOS-2衛星干渉SARによる国土の地盤変動監視へ適合した電離層補正システムを構築する。

26年度予算額	9百万円
25年度予算額	13
差引増△減	△4

### (18) 地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究

国土地理院においては、航空レーザーのデータや衛星画像などを活用して、地震ハザードマップ（地震防災マップ、液状化ハザードマップ）の作成に必要な土地の脆弱性情報（地形・地盤情報）を体系的に整理し、主に平野部において効率的、安価に整備する手法を開発する。

26年度予算額	12百万円
25年度予算額	13

差引増△減

△1

**(19) 広域地殻変動データに基づくプレート境界の固着とすべりのモニタリングシステムの開発**

国土地理院においては、プレート境界の固着状態の推定精度をあげるため、既存の解析手法を改良し、半自動でプレート境界の固着状態を推定できるシステムを構築する。

26年度予算額 16百万円

**(20) 干渉SAR時系列解析による国土の地盤変動の時間的推移の面的検出に関する研究**

国土地理院においては、地上に観測機器を設置することなく、蓄積した衛星画像から地殻変動や地盤沈下など地面の変化を広域に捉える干渉SAR技術を発展させ、mm単位の地盤変化を捉えることができるようにするための解析システムを構築する。

26年度予算額 12百万円

**(21) GNSSによる地殻変動推定における時間分解能向上のための技術開発**

国土地理院においては、時々刻々と変化する地殻変動をより細かい時間間隔で捉える技術を開発し、地震や火山噴火の発生過程の解明及び迅速な変化検出を可能とする研究を行う。

26年度予算額 7百万円

**(22) 地震に関する調査研究**

気象庁においては、気象研究所を中心に緊急地震速報の高度化や巨大地震における地震像の即時的把握等の地震に関する研究を推進する。また、巨大地震の発生が想定される東海地域等における異常な地震活動・地殻変動現象の検知能力を向上させるため、監視技術及び地震発生シミュレーション技術の高度化に関する研究を行う。

26年度予算額 30百万円

25年度予算額 31

差引増△減 △1

**(23) 地震観測等**

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測を行う。また、関係機関の地震に関するデータに加え、地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供する。

26年度予算額 1,839百万円

25年度予算額 1,722

差引増△減 117

**(24) 海底地殻変動観測等**

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行う。

26年度予算額 236百万円

25年度予算額 193

差引増△減 43

**2-2 震災対策一般の研究**

**(1) 減災実験研究領域**

独立行政法人防災科学技術研究所においては、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）等を用いて、将来起こりうる海溝型巨大地震が引き起こす長時間・長周期地震動の影響を受けやすい建物等の耐震技術研究を実施する。

26年度予算額

運営費交付金7,020百万円の内数

25年度予算額

運営費交付金6,542百万円の内数

**(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止に関する研究**

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港漁村地域における地震観測の実施、漁港・海岸保全施設の耐震性に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

### (3) 農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ため池の耐震性照査技術・耐震補強技術の開発、老朽ダム及び周辺斜面の耐震性照査技術に関する研究、農業用幹線大口径パイプラインのレベル2地震動に対する照査方法開発に関する研究を行う。

### (4) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理及び地震動の観測や解析を継続する。

26年度予算額	11百万円
25年度予算額	12
差引増△減	△1

### (5) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

独立行政法人建築研究所においては、長周期地震動に対する超高層建築物等の安全性評価手法の確立など、巨大地震による建築物の被害抑制方策に関する研究を行った。さらに、構造計算における工学的判断基準の明確化に関する研究を行う。

### (6) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、性能目標に応じた橋の地震時限界状態の評価技術の開発、橋梁基礎の地震時挙動の推定法の開発、地盤変状の影響を受ける橋の耐震性能評価技術の開発、新設の山岳トンネルにおいて要求される耐震性能ごとの耐震対策の選定手法の提案、土工構造物の要求性能に応じた耐震性評価技術の開発、堤防システムの耐震性評価技術の開発、再開発ダムや新形式ダムを含めたダムの耐震性能照査技術の開発、液状化判定法の高精度化等に関する研究を行う。

### (7) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、劣化状態を踏まえた橋の耐震補強技術の開発、既設道路橋基礎の耐震性能評価技術の提案、支承の劣化特性の解明と診断手法の提案、既設

の山岳トンネルにおいて要求される耐震性能ごとの耐震対策の選定手法の提案、土工構造物の耐震補強技術の開発、河川堤防の耐震補強技術の合理化等に関する研究を行う。

### (8) 寒冷地における橋梁等の耐震設計法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地特有の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震時における構造物の耐震性評価技術及び耐震補強技術に関する研究を行う。

### (9) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、地震災害の防止、軽減のために、強震観測・被害調査・被災モニタリングによる地震被災メカニズムの把握、強震動予測手法の精度向上、地震災害軽減のための地盤と構造物の挙動予測と対策技術の開発を行う。

### (10) 大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震発生直後に得られる強震記録から地震動分布を推定する手法及び地震動分布と河川施設・道路施設等のデータをもとに施設の被害状況を精度良く推測する手法を高度化し、前年度構築した即時被害推測プロトタイプシステムを改良する。さらに施設管理者と連携の上、プロトタイプシステムの検証・改善を行う。

26年度予算額	11百万円
25年度予算額	12
差引増△減	△1

### (11) 外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、既往の地震被害において、タイル・モルタル等の外装材が、軽度な地震動でも被害発生率が高いこと、及び、東日本大震災では外装材等の非構造部材で剥離・剥落等の損傷が多く発生したことを踏まえ、外装材の耐震

安全性を考慮した信頼できる技術基準を提案するための調査・実験研究及び地震後の外装材の健全性を評価する方法を提案するための調査・実証実験を実施する。

26年度予算額	15百万円
25年度予算額	15
差引増△減	0

### (12) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、沿岸都市における防災構造化の進展を図るため、巨大地震時の住民の津波からの迅速・円滑な避難、津波被災時の都市機能の維持及び宅地液状化の防止に関して、計画策定や支援策の充実に当たって拠り所となる技術的な指針・基準類や計画手法を検討する。

平成26年度は、津波避難安全性評価システムの完成と、これを活用した市街地整備による避難安全性向上の評価、効果的な対策の立案等を行うための計画手法の開発や、防災拠点機能リダンダンシー確保の計画の作成方法・手順等のとりまとめ、液状化対策工法の施工管理実態の検証に基づいた施工管理の数値基準策定に向けたデータ整備等を行う。

26年度予算額	13百万円
25年度予算額	15
差引増△減	△2

### (13) 下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、重要なライフラインである下水道施設に関して、被災しても最低限の機能維持（水洗トイレの利用、溢水防止）と早期機能回復を実現することを目的とし、限られた予算制約下で耐震対策効果を早期に発現させる耐震対策優先度評価手法を確立する。

26年度予算額	10百万円
25年度予算額	10
差引増△減	0

### (14) 巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所におい

ては、巨大地震による被災からの迅速な復興という観点から、建築物の多くを占める中低層建築物を対象に、使用材料や基礎構造と上部構造のバランス等の工夫を加えることで、建築物への地震被害を建物の継続利用を可能とする範囲まで低減させる耐震技術と、これら技術の普及のためのガイドラインや基準の適用合理化を検討する。

26年度予算額	17百万円
---------	-------

### (15) 地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、大地震時に市街地火災等の深刻な被害が想定される密集市街地の防災性能を向上させるため、なお十分に評価しきれていない防災面での脆弱部分と大きな被害をもたらすおそれのある新たな災害事象について、その発災想定エリア、発災プロセス、発災条件、被害レベル、被害影響範囲等を最新の知見をもとに解明し、効果的な対策とその効果を明らかにする。

26年度予算額	13百万円
---------	-------

### (16) 防災・減災、老朽化対策に資する技術開発

国土交通省においては、大規模地震に備えるために、耐震性の評価手法等の防災・減災対策に資する技術開発を行う。また、鉄道施設の維持管理の効率化を図る観点から、メンテナンスコスト低減等に資する技術開発を行う。

26年度予算額	330百万円の内数
25年度予算額	334百万円の内数

## 3 津波災害対策

### 3-1 津波に関する調査研究

#### (1) 地震・津波観測監視システム

(再掲 第1章2-1(2))

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確

かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する。なお、東南海域のシステムについてはすでに運用を開始しており、南海域のシステムについては平成27年度中からの運用を目指して整備を行う。

26年度予算額	247百万円
25年度予算額	818
差引増△減	△571

### (2) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

(再掲 第1章2-1 (3))

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網(地震計・水圧計)を平成27年度からの運用開始を目指して整備する。

26年度予算額	1,826百万円
25年度予算額	300
差引増△減	1,526

### (3) 海溝型地震評価の研究

(再掲 第1章2-1 (10))

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備と観測データの解析及び地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明と津波規模予測を行う。

### (4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行う。

26年度予算額	12百万円
25年度予算額	6
差引増△減	6

## 3-2 津波対策一般の研究

### (1) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地や農業用施設を減勢施設として活用した総合的な減災・防災システムの開発と災害に対して強靱な地域コミュニティの形成手法に関する実証研究を実施する。

### (2) 土木構造物の津波対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川津波に対する河川堤防等の被災軽減技術の開発、津波の影響を受ける橋に対する防災・減災対策技術の開発等に関する研究を行う。

### (3) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

(再掲 第1章2-2 (12))

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、沿岸都市における防災構造化の進展を図るため、巨大地震時の住民の津波からの迅速・円滑な避難、津波被災時の都市機能の維持及び宅地液状化の防止に関して、計画策定や支援策の充実に当たって拠り所となる技術的な指針・基準類や計画手法を検討する。平成26年度は、津波避難安全性評価システムの完成と、これを活用した市街地整備による避難安全性向上の評価、効果的な対策の立案等を行うための計画手法の開発や、防災拠点機能リダンダンシー確保の計画の作成方法・手順等のとりまとめ、液状化対策工法の施工管理実態の検証に基づいた施工管理の数値基準策定に向けたデータ整備等を行う。

26年度予算額	13百万円
25年度予算額	15
差引増△減	△2

### (4) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、津波災害の防止・軽減のために、地震・津波複合災害に関する研究、津波災害低減・

早期復旧のためのハード技術に関する研究、津波災害低減・早期復旧のためのソフト技術に関する研究を行う。

#### (5) 津波災害時における港湾活動の安定的な維持方策に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、港湾地域における効果的な津波避難の計画手法を提案していくため、短波海洋レーダーによる津波観測技術の開発、津波避難シミュレーション技術の開発を行う。また津波によって悪化した港湾域の環境を修復していくため、現地調査等を基に、湾口防波堤の海水交換技術の評価、放射性物質を含んだ底泥の取扱技術の開発、アマモ場の再生促進手法の開発を行う。

26年度予算額	7百万円
25年度予算額	6
差引増△減	1

#### (6) 津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、南海トラフを震源とする地震による津波に対して講じることができる迅速かつ現実的な方策として、砂丘、湿地、水路及び塚のような地物を減災効果を有する自然・地域インフラととらえ、津波防災地域づくりに反映できるようにすることを目的とし、自然・地域インフラとしての減災効果を算定するための数値計算、効果の発揮限界等を明らかにするためのモデル実験、現場における適用性を確認するためのモデル自治体におけるワークショップを開催する。

26年度予算額	18百万円
---------	-------

#### (7) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の津波対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

## 4 風水害対策

### (1) リモートセンシングによる気象稠密観測

独立行政法人情報通信研究機構においては、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市スケールで詳細に計測するために、地表付近及び上空を約100mの空間間隔で立体的に計測するセンサ技術と、計測データを用途に応じてネットワーク上でほぼ実時間で処理・配信するシステムの研究開発を行う。

### (2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の発生機構や森林の崩壊防止機能に関する研究を行う。

### (3) 豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、大規模土石流・深層崩壊・天然ダム等異常土砂災害の推定・対策に関する研究、流動化する地すべりの発生個所・到達範囲の予測に関する研究を行う。

### (4) 風水害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川災害防除に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を実施する。

### (5) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の運営

独立行政法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、研究・研修（人材育成）・情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

### (6) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

独立行政法人土木研究所においては、不確

実性を考慮した地球温暖化が洪水・濁水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防及び基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施する。

#### (7) 港湾・海岸及び空港土木施設の高波・高潮災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、高波・高潮災害の防止・軽減のため、沖合波浪観測網と高精度気象・波浪推算モデルを活用した沿岸海象のモニタリング、高波・高潮による沿岸部の被災防止のための外郭施設の設計技術の高度化、地球温暖化が沿岸部にもたらすリスク予測と対策を行う。

#### (8) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

## 5 火山災害対策

### (1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成26～30年度）に基づき、国立大学法人等における火山噴火発生予測、噴火推移予測や火山灰、マグマの噴出の予測などに関する基礎的研究を推進する。

国土地理院においては、火山噴火予知の基礎資料とするため、火山変動測量及び機動観測を行う。

26年度予算額	18百万円
25年度予算額	15
差引増△減	3

独立行政法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行

う。

八丈島火山及び北海道の活動的な火山について火山地質図のための噴火履歴調査を実施する。その他、口之永良部島、霧島火山、浅間山、伊豆大島等において岩石学的解析や観測調査を実施し、その噴火過程や地殻変動要因を明らかにする。

### (2) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術の開発に関する研究を行う。

### (3) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山監視業務を高度化するため、火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究や地殻変動観測による火山活動評価・予測の高度化に関する研究等を推進する。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進する。

26年度予算額	24百万円
25年度予算額	14
差引増△減	10

### (4) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行う。また、海域における火山噴火の予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行う。

26年度予算額	12百万円
25年度予算額	11
差引増△減	1

## 6 雪害対策

### (1) 雪崩の発生及び流下に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する

調査研究を行う。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証する。

### (2) 雪害の防除に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、雪崩対策施設の管理技術や合理的設計手法、冬期の降雨に伴う雪崩災害の危険度評価技術の開発を行う。

### (3) 雪害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、冬期道路交通の安全性・効率性の向上を目的として、冬期道路管理の効率性、的確性向上技術の開発や冬期交通事故に有効な対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や危険度評価技術等に関する研究を行う。

## 7 火災対策

### (1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査研究

火災・危険物流出等事故原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う。

26年度予算額	27百万円
25年度予算額	29
差引増△減	△2

- ・消防防災分野におけるICT活用のための連携推進
- ・多様化する火災に対する安全確保に関する研究

東日本大震災で発生した火災事例も含めた火災の実態分析、生活に密着した建物での火災危険性や燃焼性状の把握、実効性のある警報伝達技術の確立、消火活動を支援する技術の確立により、多様化する火災に対する国民及び消防隊員の安全確保を実現

するための研究開発を行う。

26年度予算額	1百万円
25年度予算額	38
差引増△減	△37

### (2) 森林火災に関する一般研究

独立行政法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行う。

### (3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

独立行政法人建築研究所においては、防火や避難の面で改善が望まれる建築ストックが多数存在する中で、建築の火災安全性の向上を図るため、建物の利用実態を踏まえて、ハード・ソフト両面から火災安全性能を総合的に評価する手法を開発する。

## 8 危険物災害対策

### (1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・屋外貯蔵タンクの安全対策の推進

危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所は、地震等の外力により損傷して危険物が流出した場合の影響が大きい。このため、過去に発生した地震による損傷及び流出事故を教訓に技術基準の見直しを重ね、一定の耐震化が図られた。東日本大震災でも危険物の流出事故はほとんど報告されていない。

一方で、中央防災会議等において、南海トラフ地震等の大規模な地震の発生が指摘され、想定地震動に関する検討も進んでいるところであり、屋外タンク貯蔵所の実態を分析するとともに、安全性の評価・分析を行う。

26年度予算額	43百万円
25年度予算額	24
差引増△減	19

- ・危険物施設の事故防止対策

事故防止対策のため、消防庁で運用管理する統計調査系システムにより、消防本部から報告された危険物に係る事故事例や危

険物規制事務調査結果を集計し、その結果等を基に、事故の原因や傾向等を分析する。また、集計結果は都道府県等へ提供し、消防白書にも掲載する。

さらに、官民一体となって総合的な危険物事故防止対策を推進していくため、「危険物等事故防止対策情報連絡会」、「危険物事故防止ブロック会議」等を開催し、「危険物事故防止アクションプラン」の策定や参加団体との事故防止対策状況についての意見交換等を行う。

26年度予算額	12百万円
25年度予算額	11
差引増△減	1

- ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討

太陽光パネルの設置等、危険物施設の屋根の利活用に関する要望を踏まえ、危険物施設の多様な使用形態に応じた爆風を適切に逃がすための手法を明確化し、危険物施設の屋根構造等に係る技術基準について検討する。

26年度予算額	12百万円
25年度予算額	21
差引増△減	△9

- ・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

発生が危惧される連動型巨大地震発生時の大規模危険物施設の被害を予防・軽減するために、石油タンクの津波による損傷の発生メカニズム及び防止策の研究と石油コンビナート地域の揺れをより高い精度でよりきめ細かく予測する方法及び被害予測の研究を行う。また、震災後の石油類の需要増加、環境保護の観点及び資源の再利用に関する社会的要請に対して、再生資源燃料や金属スクラップ等の再生資源物質による火災を予防するため、再生資源物質の火災危険性を評価する方法の研究を行うとともに、消火困難な再生資源物質による火災の最適な消火技術の開発を行う。

26年度予算額	36百万円
25年度予算額	50

差引増△減 △14

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査研究

(再掲 第1章7(1))

火災・危険物流出等事故原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う。

26年度予算額	27百万円
25年度予算額	29
差引増△減	△2

## (2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、化学物質や水素等の可燃性ガス、新規冷媒等を対象にして、それらの発火・爆発安全に係る現象の計測技術や反応性の評価技術及びシミュレーション技術と安全利用技術の研究を行う。それらの研究成果からフィジカルハザード評価技術を開発する。また、産業保安に関する研究では、爆発安全情報データベース、化学災害データベースの整備等の共通基盤技術の研究を実施する。

## 9 原子力災害対策

### (1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、高濃度汚染土壌等の除染技術の開発と農地土壌からの放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行う。

### (2) 原子炉施設の耐震安全性の評価

原子力規制委員会においては、「原子炉等規制法」の改訂に伴う最新の知見に基づく規制の実施(バックフィット)等に係る国の安全審査の厳正な実施に資するため、東北地方太平洋沖地震、津波の教訓・知見を反映した耐震安全性評価に係る手法、データ及び技術基準等の総合的な整備を実施する。

26年度予算額	2,396百万円
---------	----------

25年度予算額	2,252
差引増△減	144

### (3) 原子炉施設の過酷事故に対する安全確保のための評価、研究

原子力規制委員会においては、国際協力試験等に参加することにより、原子炉施設で過酷事故が生じた場合においても、その事故の拡大を阻止するための知識ベースの整備、高度化を図る。

26年度予算額	922百万円
25年度予算額	1,004
差引増△減	△82

## 10 その他の災害対策

### (1) グローバル環境計測技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、雲、降水、温室効果気体(CO<sub>2</sub>等)等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行う。

### (2) 坑廃水の水質改善に関する研究

経済産業省においては、鉱山の坑内空洞を充填することによる坑内水の水量減少・水質良化、坑内空洞の崩壊防止等の低減を図るための研究開発を行う。

26年度予算額	63百万円
25年度予算額	79
差引増△減	△16

## 第2章 災害予防

### 1 災害一般共通事項

#### 1-1 教育訓練

##### (1) 政府における教育訓練

政府においては、関係地方公共団体等との連携により、9月1日の「防災の日」総合防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」を中心に、広く国民の参加の下、大規模な津波防災訓練を実施し、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚を図る。

26年度予算額	18百万円
25年度予算額	110百万円の内数
差引増△減	18

##### (2) 国と地方の防災を担う人材の育成

内閣府においては、国、地方を通じ、防災についての経験のある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「自然災害に迅速・的確に対応できる人材」、「国・地方のネットワークを形成する人材」の育成を図るため、地方公共団体等の職員に対して、内閣府の業務を体験する研修、「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した研修及び各地域へ出向いた研修などの防災スペシャリスト養成研修を実施する。

26年度予算額	135百万円
25年度予算額	127
差引増△減	8

##### (3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の災害警備担当幹部に対して、災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行うほか、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した災害警備訓練の実施を指示する。

また、警察広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊において、災害救助のための特殊技術訓練を行うほか、特別救助班では、救出救助能力を更に向上させるための、より高度な訓練

を行う。さらに、機動警察通信隊では、災害発生時における、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のため、各種情報通信システムの活用等、実践的な訓練を行う。

##### (4) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進する。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行う。

26年度予算額	16百万円
25年度予算額	16
差引増△減	0

##### (5) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という。）においては、災害時の放送及び受信を確保するため、防災に関する教育訓練及び防災知識の普及を行う。

##### (6) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害の防止や被害の軽減、消防・水防、救助・救急等の応急対策に関する幹部として必要な高度な教育訓練を行う。また、地震等の大規模災害発災時の対応能力向上のため、都道府県及び市町村の首長並びに幹部等に対し危機管理教育を行うとともに、広域的な災害に対応する緊急消防援助隊に対する教育、自主防災組織の育成及び強化、火災予防の違反是正のための教育を行う。

26年度予算額	315百万円
25年度予算額	339
差引増△減	△24

##### (7) 消防学校における教育訓練に関する検討

消防庁においては、消防職員が適切に職務を遂行するための知識・技術の基礎となる消

防学校等における教育のあり方や「消防学校の教育訓練の基準」の見直しを検討するなど、消防職員の教育訓練を更に充実させることを目的として、必要な検討を行う。

26年度予算額 3百万円

### (8) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行う。

26年度予算額 77百万円

25年度予算額 79

差引増△減 △2

### (9) 防災教育の充実

文部科学省においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、「主体的に行動する態度」等を育成するための防災教育を充実する。新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校を支援する。また、管理面でも学校における防災体制を外部の有識者が助言・チェックする取組を支援する。これらについては、南海トラフ巨大地震津波被害想定地域は重点的に実践地域を支援する。

さらに、防災教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施する。また、学校で発生した事件・事故災害の対応に関する調査研究を実施する。

26年度予算額 147百万円

25年度予算額 140

差引増△減 7

### (10) 「防災キャンプ推進事業」の実施

文部科学省においては、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するため、学校等を避難所と想定し、地域住民や保護者の協力を得て、火起こしやテント生活等の体験的な防災教育プログラムを行い、各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解を促進する。またフォーラムや広報誌の活用等により、その成果の普及啓発を行う。

26年度予算額 14百万円

25年度予算額 26

差引増△減 △12

### (11) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

### (12) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

26年度予算額 6百万円

25年度予算額 6

差引増△減 0

### (13) 災害派遣医療チーム（DMAT）研修・訓練の実施

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施する。

厚生労働省においては、DMAT隊員に対する災害訓練費用の補助を行う。

26年度予算額 67百万円

25年度予算額 77

差引増△減 △10

### (14) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行う。

26年度予算額 16百万円

25年度予算額 16

差引増△減 0

### (15) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボ

ランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する（ビッグ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施）。

26年度予算額	2百万円
25年度予算額	2
差引増△減	0

#### (16) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行う。

26年度予算額	14百万円の内数
25年度予算額	18百万円の内数

#### (17) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体等の職員を対象に、「大規模地震・津波対策」、「危機管理対策〔自然災害・事故等〕」、「緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に課題研究や演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

#### (18) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、各地で防災気象講演会を主催し、気象等に関する知識の普及等を図る。また、防災機関の担当者を対象に予報、警報その他情報の伝達等に関する説明会を適宜開催する。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質の向上を図る。

26年度予算額	127百万円
25年度予算額	124
差引増△減	3

#### (19) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施するほか、機動防除隊等を対象とした高度な防災技術等の研修の実施に努める。また、海難防止思想の普及・高揚を図り、海難の未然防止及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等を開催するほか、タンカー等危険物積載船舶の乗組員、危険物荷役事業者等の海事関係者を対象に訪船指導、タンカーバースの点検等を行う。さらに、旅客船の事故対策訓練を実施し、運航関係者に対して事故時の措置等について指導する。

#### (20) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処にあたる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加する。

26年度予算額	523百万円
25年度予算額	511
差引増△減	12

### 1-2 防災施設設備の整備

#### (1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。平成26年度も引き続き、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講ずるとともに、首都直下地震等大規模災害に備え、指定公共機関等に多重無線通信設備又は多機能型衛星通信装置により中央防災無線網を整備する。

26年度予算額	1,302百万円
25年度予算額	986
差引増△減	316

## (2) 合同庁舎8号館移転に伴う中央防災無線網の整備

内閣府においては、平成26年度に予定している内閣府（防災担当）の中央合同庁舎8号館への移転に伴い、5号館に整備している中央防災無線網設備について、8号館に新設、更新、移設を行う。

26年度予算額	289百万円
25年度予算額	1,298
差引増△減	△1,009

## (3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材やヘリコプター等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、各部隊・職員の専門性・経験・能力に応じた訓練を体系的・段階的に実施するための災害警備訓練施設の整備を推進する。

26年度予算額	25,978百万円
25年度予算額	4,190
差引増△減	21,788

## (4) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

## (5) NHKにおける非常用電源設備の整備

NHKにおいては、大規模災害における放送の安定の確保のため、非常用電源設備等の整備を図る。

## (6) 電気通信網の確保等

NTTグループ各社では、これまで以上に災害対策を強化していくため、通信ビルの停電対策・水防対策、ネットワークを中継する伝送路及び基地局の災害耐力向上等による強固な通信インフラの構築、機動性の高い各種災害対策機器の配備強化等による重要通信の確保、早期復旧対策の充実に引き続き取り組

んでいく。また、安定した電気通信サービスの提供に努めるとともに、円滑かつ適切な災害対策を遂行できるよう、NTTグループ各社との連携に加え、他機関等との連携を強化していく。加えて、訓練・演習等を実施することで発災時における機動力を高めていく。今後も、大規模災害等発生時の通信輻輳時において、被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言ダイヤ（171）」、「災害用伝言板」、「災害用伝言板（Web 171）」、「災害用音声お届けサービス」、「J - a n p i」について、社会への一層の定着を推進していく。

KDDI（株）においては、災害に強いネットワークを実現すべく、継続して、伝送路の多ルート化、電源設備等の信頼性強化、重要通信の確保、早期復旧対策の充実、非常災害対策機器の配備強化を実施する。また、首都圏直下型地震へ備え、事業継続計画の充実に図る。さらに、被災地での円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言板サービス」と「災害用音声お届けサービス」の定着を進めるとともに、「緊急速報メール」の有用性を広く広報し、より一層の利用促進を図る。

ソフトバンクグループにおいては、引き続き、重要局の電源設備の強化、伝送路の信頼性向上、水防対策及び各種災害対策用機器の追加配備等、災害に強い電気通信サービス基盤の構築を実施するとともに、国・地方自治体等との災害対策連携、大規模災害発生に備えた訓練の充実に図る。また、被災地での円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言板」、「災害用音声お届けサービス」及び気象庁が配信する緊急地震速報、津波警報や自治体の緊急速報メールの活用・定着を促進する。

## (7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう引き続き体制を整備する。

26年度予算額	38百万円
---------	-------

25年度予算額	31
差引増△減	7

### (8) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

26年度予算額	292百万円
25年度予算額	275
差引増△減	17

### (9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両や消防救急デジタル無線等の整備について、地方公共団体に対し補助を行う。

26年度予算額	4,897百万円
25年度予算額	4,896
差引増△減	1

### (10) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

26年度予算額	1,619百万円
25年度予算額	1,904
差引増△減	△285

### (11) NBCテロ災害対応資機材の維持管理

消防庁においては、特別高度救助隊等の資機材（特別高度工作車、大型除染システム車、大型プロアー搭載車及びウォーターカッター搭載車）、NBCテロ災害対応資機材の維持管理を行う。

26年度予算額	28百万円
25年度予算額	26
差引増△減	2

### (12) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を火災や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行う。

26年度予算額	25,522百万円の内数
25年度予算額	25,502百万円の内数

### (13) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

26年度予算額	2,994百万円の内数
25年度予算額	4,035百万円の内数
差引増△減	

### (14) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム（DMAT）等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行う。

26年度予算額	47百万円
※この他に15,100百万円の内数	
25年度予算額	47
※この他に22,700百万円の内数	
差引増△減	0

### (15) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

26年度予算額	3,000百万円の内数
25年度予算額	5,207百万円の内数

また、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

さらに、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

26年度予算額	3,500百万円の内数
25年度予算額	2,300百万円の内数

**(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備**

農林水産省においては、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港施設や荷捌きの機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図る。加えて、複数集落が連携した防災関連施設等の整備を始め、堤防等の海岸保全施設や避難路の整備、漁港施設・荷捌き施設の耐震化等を図り、漁業地域の防災対策を推進する。

26年度予算額	106,358百万円の内数
25年度予算額	108,820百万円の内数

**(17) 農山村の防災機能強化の促進（防火・防災対策林道整備）**

農林水産省においては、防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道等に対し助成を行う。

また、災害避難施設等の整備に対し助成を行う

26年度予算額	2,726百万円の内数
---------	-------------

※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金（内閣府計上）の内数

25年度予算額	4,500百万円の内数
---------	-------------

※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金（内閣府計上）の内数

**(18) 緊急時の農業水利施設の活用**

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枘、給水栓等の施設整備を行う。

26年度予算額	112,211百万円の内数
25年度予算額	

農山漁村地域整備交付金の内数

**(19) 被災宅地危険度判定制度の整備**

国土交通省においては、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより二次災害の軽減・防止を図る被災宅地危険度判定制度について、引き続き、危険度判定を行うための実施体制の整備支援を推進する。

**(20) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備**

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、東日本大震災等に対応した地震対策及び津波対策を実施する。また、河川・道路管理用の次期移動体通信システムの導入に向けた検討を実施する。

**(21) 緊急ダイバート運航総合支援システムの整備**

国土交通省においては、大規模災害等の発生により複数の空港が閉鎖された場合において、航空機の位置や残燃料等に応じた最適な代替空港の選定（ダイバート）を支援する緊急ダイバート運航支援システムを整備する。

26年度予算額	572百万円
25年度予算額（補正）	2,061百万円
差引増△減	△1,489

**(22) 宅地防災工事資金の融資**

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

**(23) 基幹的広域防災拠点の管理等**

災害発生時における復旧・復興の拠点として、基幹的広域防災拠点の管理等を推進する。

26年度予算額	75百万円
他に	178,459百万円の内数
25年度予算額	74
他に	173,192百万円の内数
差引増△減	1

**(24) 気象観測施設の整備等**

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るとと

もに、国際協力を行うため、次のとおり台風・集中豪雨雪監視体制の整備を行う。

・次期静止気象衛星ひまわりの整備	
・地上気象観測基盤の強化	
・海洋情報処理装置の整備	
26年度予算額	19,458百万円
25年度予算額	19,229
差引増△減	229

#### (25) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行う。

26年度予算額	80,474百万円
25年度予算額	80,283
差引増△減	191

#### (26) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等により、迅速的確に対処しうる体制の確保を図る。

26年度予算額	103百万円
25年度予算額	101
差引増△減	2

#### (27) 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入

環境省においては、地震や台風等による大規模な災害に備え、地方公共団体が実施する公共または民間の防災拠点となりえる施設等に再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入する事業への支援を目的とした基金の設置事業を行う。

26年度予算額	22,000百万円
25年度予算額	24,500
差引増△減	△2,500

### 1-3 災害危険地住宅移転等

#### (1) 防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害の発生した地域又は「建築基準法」第39条第1項の災

害危険区域のうち、住民の居住に相当でない地域内にある住居の集団的移転を支援する。

26年度予算額	44百万円
25年度予算額	44
差引増△減	0

### 1-4 その他

#### (1) 国土強靱化の推進

切迫する大規模災害が懸念される中、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を推進するため、国土強靱化基本計画の策定、重点施策の効率的・効果的な推進方策、課題等の検討を行う。

26年度予算額	163百万円
---------	--------

#### (2) 実践的な防災行動推進事業経費

「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する

基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する。

26年度予算額	99百万円
---------	-------

#### (3) 防災ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、防災ボランティア活動者・有識者による「防災ボランティア活動検討会」において、首都直下地震を想定して、中間支援組織の中核機関が機能を喪失する事態への対応、帰宅困難者への対応、企業によるボランティア活動の促進などの課題を整理し、実践的な訓練を通じてその課題解決の方向性を抽出し、対策をまとめる。

26年度予算額	21百万円
25年度予算額	41
差引増△減	△20

#### (4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁の業務継続体制の確保のため、①各省庁の業務継続計画を評価する手法の構築及び評価の実施、②代替拠点の移転に係る執務環境確保の検討、③首都直下地震発生時の業務継続を目的とする物資備蓄の検討を行う。

また、民間企業の事業継続計画の策定促進のため、④企業における事業継続の取組に関する実態調査、⑤BCMの目的を共有化する評価指標の開発・検討、⑥事業継続に関する企業間等での連携訓練及び協定促進の検討を行う。

(①評価する中央省庁の業務継続計画の数100% (平成28年度目標)、④⑤：民間企業のBCP策定率 大企業72.3% (平成23年度調査結果) →100% (平成32年度目標)、中堅企業35.7% (平成23年度調査結果) →50%)

26年度予算額	62百万円
25年度予算額	65
差引増△減	△3

#### (5) 地区防災計画の全国展開

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、平成25年「災害対策基本法」の改正により規定されたコミュニティレベルで共同して行う地区防災計画制度について、全国展開を図るための調査及び情報発信を実施する。

26年度予算額	35百万円
25年度予算額	0
差引増△減	35

#### (6) 復興対策の調査検討

内閣府においては、被災者生活再建支援制度の適宜な運用を図るための、「被災者生活再建支援法」の適用状況や支援金支給世帯の生活再建実態の調査、被災者台帳の整備・推進を図るための、地方公共団体等に対する調査、被災者の資力やニーズを踏まえた効率的・効果的な住まいの確保策に関する調査等を行い、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を

行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。

26年度予算額	62百万円
25年度予算額	46
差引増△減	16

#### (7) 特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター)の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター)において行われる、①阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、②防災に関する総合的・実践的能力を有する人材の育成③復旧・復興対策の在り方等を含めた総合的な防災に関する調査研究等の事業に要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

26年度予算額	251百万円
25年度予算額	251
差引増△減	0

#### (8) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、最近の防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

26年度予算額	18百万円
25年度予算額	20
差引増△減	△2

#### (9) 地域防災における男女共同参画の推進

男女共同参画センター等が中心となり、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題を明らかにする。

26年度予算額	31百万円
---------	-------

#### (10) 防災計画に関する調査・検討

内閣府においては、防災基本計画の実効性

を高め、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図るため、防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画の指針性の向上について調査・検討を行う。

26年度予算額	10百万円
25年度予算額	27
差引増△減	△17

#### (11) 民間船舶を活用した医療機能の実証訓練

内閣府においては、災害時の民間船舶を活用した海からのアプローチによる医療機能の提供について、その可能性と課題を明らかにするため、実証訓練を行う。

26年度予算額	51百万円
---------	-------

#### (12) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、平成26年度に発生する災害について、災害発生と同時に職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行わせる。

26年度予算額	69百万円
25年度予算額	67
差引増△減	2

#### (13) 官民が連携した物資調達の仕組み構築に要する検討経費

内閣府においては、非常災害時に被災地へ円滑な物資の供給を行うため、民間事業者等の物流ノウハウについて幅広い調査・検討を実施し、官民が連携した物資調達の仕組みの構築について検討を行う。

26年度予算額	10百万円
---------	-------

#### (14) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、国、地方公共団体、指定公共機関等における迅速かつ効果的な災害対応推進のため、その標準化について検討を行うとともに普及を推進する。

26年度予算額	33百万円
---------	-------

#### (15) 災害時要援護者対策、避難所の運営状況等に関する取組状況調査

内閣府においては、平成25年度における、「災害対策基本法」の改正、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直し、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定等を踏まえた地方公共団体の取組が徹底されるよう、制度運用を行っていくために必要な調査等を行う。また、応急期の避難所における要配慮者の生活環境の整備も促進する。

26年度予算額	15百万円
25年度予算額	20
差引増△減	△5

#### (16) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討を行うとともに、災害に強い警察情報通信基盤の整備等や、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による現場情報の収集・伝達に努める等、災害警備対策の強化を図る。

26年度予算額	931百万円
25年度予算額	554
差引増△減	377

#### (17) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、災害発生時においても安全で円滑な交通を確保し、住民の避難路や緊急交通路を的確に確保することを可能とするため、車両感知器、光ビーコン、自起動式発動発電機及び交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進する。

26年度予算額	18,939百万円の内数
25年度予算額	18,493百万円の内数

#### (18) 道路交通情報の充実

警察庁、総務省及び国土交通省においては、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、災害情報、渋滞情報、交通規制情報等をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供するVICIS（道路交通情報通信システム）の整備を推進し、本年度も提供エリアの拡大や情報内容の充実を図る。

警察庁及び国土交通省においては、交通情報板、道路情報板や（公財）日本道路交通情報センター等を通じて、道路交通情報を道路利用者に提供するため、情報収集・提供業務の高度化を図る。さらに、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

警察庁においては、災害発生時に被災地の交通情報を、警察活動にいかすとともに、国民に迅速に提供できるようにするため、警察が光ビーコンにより収集する車両の走行軌跡（プローブ情報）とカーナビメーカーが保有する民間プローブ情報を融合するシステムの整備を推進する。また、交通情報を提供する装置を分散設置し、災害に強いシステム整備を推進する。

26年度予算額	17百万円
---------	-------

### (19) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

### (20) 非常時情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用する。

26年度予算額	6百万円
25年度予算額	7
差引増△減	△1

### (21) 「公共情報コモンズ」の普及促進

総務省においては、「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」の検討結果も踏まえ、地域住民への公共情報の伝達手段の多様化を図るため、「公共情報コモンズ」の全国での活用に向けて普及促進を行うとともに、ライフラインの供給情報等、災害情報の拡充を図る。

ズ」の全国での活用に向けて普及促進を行うとともに、ライフラインの供給情報等、災害情報の拡充を図る。

### (22) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、主局と同等の機能を有する第2主局との2局体制で運用するとともに、各局の常時監視等の保守・管理を行う。

26年度予算額	369百万円
25年度予算額	405
差引増△減	△36

### (23) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを推進する。

### (24) 防災・危機管理教育におけるe-カレッジの運用及び充実・強化

消防庁においては、防災・危機管理教育について、集合教育では受講が困難な者等も対象とできるようにするため、また、教育内容の充実強化を図るため、インターネットを活用した防災・危機管理教育用システムであるe-カレッジを運用するとともに、コンテンツ等の充実・強化を行う。

26年度予算額	18百万円
25年度予算額	17
差引増△減	1

**(25) 自主防災組織等の活性化**

消防庁においては、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織連絡協議会の結成促進・充実強化のための出前講座の実施、自主防災組織の手引の周知、優良活動事例の紹介、防災教材の周知等により、自主防災組織等の活性化を図る。また、地方公共団体によるボランティアの活動環境整備の促進を目的とした連絡協議会を開催する。

26年度予算額	21 百万円
25年度予算額	18
差引増△減	3

**(26) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備**

消防庁においては、国内の大規模災害発生時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、全国の消防機関の援助体制として創設された緊急消防援助隊の出動が円滑に行われるよう、早期出動体制や各種マニュアル等の見直し、関係機関との連携体制の整備を進めるとともに、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施する。

また、緊急消防援助隊を迅速かつ効果的に運用するため、緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システム及びヘリ関連システムの改修を実施するとともに保守管理を適切に行う。

26年度予算額	257 百万円
25年度予算額	172
差引増△減	85

**(27) 緊急消防援助隊の出動に要する経費の確保**

消防庁においては、東海地震等の大規模地震災害や毒性物質の発散等の特殊災害の発生に際し、「消防組織法」第44条第5項の規定に基づき全国的観点から消防庁長官の指示を受けて出動する緊急消防援助隊について、その迅速かつ効果的な活動のため、当該緊急消防援助隊の活動により増加又は新たに必要となる消防に要する特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の経費について、国庫負担とするための経費を確保する。

26年度予算額	10 百万円
25年度予算額	10
差引増△減	0

**(28) 消防・救急無線等のデジタル化の推進**

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するに当たり、複数の消防本部が早期かつ効率的に無線設備の広域化・共同化を行うため、アドバイザー派遣等の支援を行う。

26年度予算額	13 百万円
25年度予算額	14
差引増△減	△1

総務省においては、東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る費用の一部を補助し、更なる周波数の有効利用の促進を図る。

26年度予算額	3,361 百万円
25年度予算額	2,499
差引増△減	862

**(29) 消防団の充実強化・消防団員の安全対策の推進**

消防庁においては、消防団の認知度を高めるためのPR、消防団協力事業所表示制度の全国展開、消防団充実強化アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化、全国女性消防操法大会の開催等により、消防団の充実強化を図るとともに、消防団の装備、訓練の充実強化を推進することにより消防団員の安全対策を図る。

26年度予算額	585 百万円
25年度予算額	197
差引増△減	388

**(30) 救急業務の充実強化**

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題について調査・検討し、①消防機関と医療機関の連携推進、②救急隊員の教育の在り方の検討、③救急業務における統計学的見地からの評価等を行うことで、救急業務全般の充実強化を行い、救命率の向上を図る。(心

原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.5%（平成24年中）の向上）

26年度予算額	83百万円
25年度予算額	61
差引増△減	22

### (31) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウム及び実践的訓練を開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

26年度予算額	15百万円
25年度予算額	21
差引増△減	△6

### (32) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、消防広域化推進アドバイザーの派遣、消防の広域化の周知・広報等を行うとともに、消防広域化支援対策として所要の地方財政措置を講じ、市町村の消防の広域化の推進を図る。

26年度予算額	8百万円
25年度予算額	6
差引増△減	2

### (33) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、惨事ストレス対策の充実強化を図るため、都道府県レベルでの広域的な体制整備への支援を行うとともに、緊急時メンタルサポートチーム登録者の増員等に係る取組を行う。

26年度予算額	4百万円
25年度予算額	4
差引増△減	0

### (34) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（「消防組織法」第50条）を活用して、必要なヘリコプター、車両資機材等を整備する。

26年度予算額	350百万円
---------	--------

25年度予算額	763
差引増△減	△413

### (35) 地方公共団体における災害対応力の向上

消防庁においては、地震や津波等に対する市町村の災害対応力の向上を図るため、防災の専門家等を講師として派遣する。

26年度予算額	15百万円
25年度予算額	23
差引増△減	△8

### (36) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に関する調査・検討

消防庁においては、東日本大震災において消防施設等の被災による消防活動上の支障が生じたことなどから、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づく消防力の適正配置の考え方等について、必要な見直しを図るため調査・検討を行う。

26年度予算額	4百万円
25年度予算額	4
差引増△減	0

### (37) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行う。

26年度予算額	5百万円
25年度予算額	10
差引増△減	△5

### (38) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

消防庁においては、災害情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、J-ALERTの未整備市町村を対象として自動起動機の整備費を全額交付することとしており、未整備市町村解消のため平成25年度補正予算において7.8億円を確保している。

26年度予算額	0百万円
---------	------

25年度予算額	500
差引増△減	△500

### (39) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図る。

26年度予算額	73百万円
25年度予算額	66
差引増△減	7

### (40) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、以下の施策を実施する。

- ・矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備

- ・矯正施設のデジタル無線機の更新整備

- ・矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築

26年度予算額	1,046百万円
25年度予算額	1,022
差引増△減	24

### (41) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、屋内運動場等の天井等について、落下防止対策等を加速化するとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

26年度予算額	201百万円
25年度予算額	222
差引増△減	△21

### (42) 災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の体制整備

厚生労働省においては、DMATを統轄

し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行う。

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行う。

26年度予算額	74百万円
25年度予算額	66
差引増△減	8

### (43) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用

- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の活動費

26年度予算額	8百万円
25年度予算額	8
差引増△減	0

### (44) 在宅医療連携体制の推進

厚生労働省においては、災害が発生した場合にも、在宅医療を必要とする人が安心して医療サービスを受けることができるよう、地域での多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、医療機関等による連携の推進に補助を行う。

### (45) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行う。

26年度予算額	15,000百万円の内数
25年度予算額	1,686百万円の内数

### (46) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハー

ド対策と併せて、地域住民に対する山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進する。

26年度予算額	2,200百万円の内数
25年度予算額	1,612百万円の内数

#### (47) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備する。

26年度予算額	445百万円
25年度予算額	423
差引増△減	22

#### (48) 農地・農業用施設の減災対策の推進

農林水産省においては、重点的・効率的に農地・農業用施設に関する減災対策を実施するための基準・指針等を作成することにより、人的被害を含めた総合的な減災を図る即効性のある対策を推進する。

26年度予算額	61百万円
---------	-------

#### (49) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫では、中小企業が策定した事業継続計画に基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進する。

#### (50) 災害に強い電気設備検討調査費

経済産業省においては、今後発生の可能性が指摘されている巨大地震や津波、過酷化する集中豪雨や突風等の自然災害による発電設備送配電設備の事故・災害を未然防止又は軽減するための調査を行い、技術基準（安全基準）の改定等を行うための技術的な調査を行う。

26年度予算額	120百万円
25年度予算額	101
差引増△減	19

#### (51) 再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金

経済産業省においては、事業者の協力を得て、風力発電や水力発電などの再生可能エネルギー発電設備の耐力調査・解析等を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて技術基準の見直しに反映することで、より安全性の高い再生可能エネルギー発電設備の構築を可能とし、ライフラインとしての電力の確保につなげる。

26年度予算額	130百万円
---------	--------

#### (52) 石油製品出荷機能強化事業

経済産業省においては、製油所における非常時3点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム（衛星通信等）、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入支援を行う。

26年度予算額	5,100百万円
25年度予算額	5,100
差引増△減	0

#### (53) 石油製品貯蔵供給機能強化補助金

経済産業省においては、国家製品備蓄をより戦略的に分散蔵置し、非常時に高い機動性をもって石油を供給しうよう、タンク等貯蔵供給設備の新設・改修工事費を補助する。

26年度予算額	750百万円
---------	--------

#### (54) 国家備蓄石油管理等委託費

（石油分）

経済産業省においては、国家石油備蓄基地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施する。

26年度予算額	44,302百万円の内数
25年度予算額	63,444百万円の内数

#### (55) 国家備蓄石油管理等委託費

（石油ガス分）

経済産業省においては、国家石油ガス備蓄基地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施する。

26年度予算額	9,038百万円の内数
25年度予算額	8,762百万円の内数

**(56) 石油備蓄事業補給金**

経済産業省においては、国家備蓄の石油製品について、民間の石油精製業者等が所有するタンクを借り上げて保有することが必要であるため、石油精製業者等に対し、タンク借上げ経費相当額を補給金として支払う。

26年度予算額	30,200百万円の内数
25年度予算額	31,138百万円の内数

**(57) 石油製品利用促進対策事業**

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、病院等に石油製品貯槽、発電機等を設置するために必要な経費の一部を補助する。

26年度予算額	600百万円
---------	--------

**(58) 石油製品流通網維持強化事業**

経済産業省においては、地域及び災害等緊急時において石油製品の安定供給を確保するため、石油製品販売業者の運営コスト削減等による経営安定化、SSの災害対応能力強化に向けた人材の育成を支援する。

26年度予算額	1,249百万円
25年度予算額	487
差引増△減	762

**(59) 地域エネルギー供給拠点整備事業**

経済産業省においては、石油製品の安定供給を確保するため、SSにおける地下タンク等の撤去、災害対応能力を強化するための地下タンクの入換え・大型化や自家発電機導入、SS過疎地における簡易計量器の設置に係る費用について支援する。

26年度予算額	4,204百万円
25年度予算額	4,204
差引増△減	0

**(60) LPガス地域防災対応体制整備支援事業**

経済産業省においては、今後想定される大規模災害等に備え、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくため、販売事業者等の防災体制の整備や訓練の実施を支援する。

26年度予算額

794百万円の内数

**(61) 国土交通省内の防災情報の一元的提供**

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を集約し、国民にわかりやすく提供することを目的としたホームページ「防災情報提供センター」(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるように一元的な提供を行う。

**(62) 災害発生時における情報連絡体制の整備**

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制を整備する。

**(63) 地籍整備の推進**

国土交通省においては、災害危険性の高い地域を中心として、大規模災害が発生した場合の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査を促進する。また、地籍調査の前段となる調査を国が実施すること等を通じて地籍整備を推進する（地籍調査進捗率目標 50%（平成24年度末）→57%（平成31年度目標））。

26年度予算額	11,793百万円
25年度予算額	12,070
差引増△減	△277

**(64) TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による大規模災害時の対応体制の強化**

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等職員により組織するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進する。

26年度予算額	2,126,889百万円の内数
25年度予算額	2,082,155百万円の内数

**(65) 土地分類調査の実施**

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせてわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

26年度予算額	59百万円
25年度予算額	79
差引増△減	△20

**(66) 災害に強い物流システムの構築**

物流事業者等多様な関係者から構成される協議会を開催し、災害時における鉄道、内航海運、トラック等の多様な輸送手段の活用について検討を行うとともに、想定シナリオに基づく訓練を行う。また、荷主と物流事業者が連携した災害時における代替輸送の確保を含む事業継続計画（BCP）の検討を行う。

26年度予算額	20百万円
---------	-------

**(67) 電子国土基本図整備**

国土地理院においては、従来の地形図データに替わる新たなデジタルの基本図データとして、国土管理や防災に必要な地貌や土地状況及び構造物等の地形情報を表す地理空間情報を、位置の基準である道路、建物等の基盤地図情報に整合させた電子国土基本図の整備・更新を行う。

26年度予算額	236百万円
25年度予算額	211
差引増△減	25

**(68) 電子防災情報システムの整備による災害発生時の応急活動の強化・充実**

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模災害を想定し、事前に準備する基盤地図情報や航空レーザ測量による3次元の精密標高データ等の基本情報と、災害発生直後から刻々と変化するリアルタイムの情報を1枚の電子地図上に重ね合わせて分析、共有できる電子防災情報システムを整備することにより、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等による応急活動の強化・充実を図る。

26年度予算額

105百万円

**(69) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達**

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について、気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行う。

**(70) 訪日外国人旅行者への初動対応体制の構築**

観光庁においては、平成25年度に作成した、宿泊施設・観光施設における訪日外国人旅行者への対応マニュアル、地方自治体が訪日外国人旅行者への対応を地域防災計画等に盛り込むための指針について、全国の宿泊施設・観光施設、地方自治体等関係者への周知を図る。また、訪日外国人旅行者への情報提供システムとして開発しているプッシュ型情報発信アプリについて、利用のPRをするとともにアプリの更なる機能向上を検討し、より迅速かつ正確な情報提供の実現を図る。

**(71) 自然災害基礎情報整備**

国土地理院においては、ハザードマップ作成の基礎情報とするため、地形分類、防災関係施設等の分布に関する事項を空中写真判読、現地調査等により調査し、土地条件データ、脆弱地形データの整備を行った。活動的火山の自然条件及び既往災害等を把握し、火山ハザードマップ作成のための基礎資料とするため、地形分類、防災関係施設の分布等を空中写真判読、現地調査等により調査し、火山防災地形データを整備を行った。

26年度予算額	14百万円
25年度予算額	33
差引増△減	△19

**(72) 浄化槽の台帳システムの整備推進**

環境省においては、自治体における浄化槽台帳システムの整備を推進するため、マニュアルの整備やモデル事業を実施する。

26年度予算額	16百万円
---------	-------

### (73) 自然生態系の有する防災・減災機能の評価・検証

環境省においては、国内外において自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策が実施されている事例を収集するとともに、自然生態系が有する防災・減災機能の評価・検証を行う。

26年度予算額	28百万円
25年度予算額	27
差引増△減	1

### (74) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、原子力災害等への対処能力の向上を図る。また、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進する。

26年度予算額	148,892百万円
25年度予算額	75,830
差引増△減	73,062

## 2 地震災害対策

### 2-1 教育訓練

#### (1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と11月（津波防災の日を予定）に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかける。

#### (2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、地震災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等各種訓練を実施する。また、都道府県警察に対して、地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

また、指定自動車教習所における教習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、東海地震に係る警戒宣言発令時及び大規模地震発生時並びに「災害対策基本法」による交通規制時における運転者の採るべき措置

について周知徹底が図られるよう、都道府県警察に対し指導する。

#### (3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震対応図上訓練や参集訓練を実施する。

また、緊急消防援助隊については、隊員の技術向上と部隊間及び他機関との連携強化を図るため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施する。

#### (4) 大規模津波防災総合訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、国土交通省が作成した計画により、関係地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地震津波防災応急対策・地震津波災害応急対策現地訓練を実施する。

#### (5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るため、地震発生時における震源の決定及び津波判定並びに津波警報等の発表作業の訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。また、地震予知情報を報告するための異常発見、地震防災対策強化地域判定会、東海地震に関連する情報等に係る業務の円滑な遂行を期するための訓練を実施する。

#### (6) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練に参加するとともに対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続等の訓練を実施するほか、地方公共団体、関係機関と連携し大規模地震災害対策訓練等を行う。

### 2-2 防災施設設備の整備

#### (1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震により広

域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行う。

26年度予算額	137百万円
25年度予算額	179
差引増△減	△42

## （2）政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

内閣府においては、南海トラフ巨大地震が発生し、愛知県に現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である名古屋合同庁舎第2号館において、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修と情報通信基盤の整備に必要な設計検討を行う。

26年度予算額	7百万円
---------	------

## （3）公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進する。

## （4）地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を実施する。

26年度予算額	12,783百万円
25年度予算額	8,227
差引増△減	4,556

## （5）国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備等への支援を行い、防災機能の強化を推進する。（国立大学等施設における耐震化率の目標 91.5%（平

成25年5月1日現在）→100%（平成27年度まで）

26年度予算額	48,625百万円の内数
25年度予算額	46,468百万円の内数

## （6）公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、防災機能の強化の観点から、校舎等の耐震化等を図る。（公立学校施設における耐震化率の目標 88.9%（平成25年4月1日現在。公立小中学校施設）→100%（平成27年度末まで）

26年度予算額	73,007百万円の内数 （内閣府で計上している沖縄分を含む）
25年度予算額	62,049百万円の内数 （内閣府で計上している沖縄分を含む）

## （7）私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備等を支援する。

また、耐震性能が著しく低い建物や技術的に補強工事を行うことが困難な建物に対する耐震改築（建替え）事業を創設する。

26年度予算額	12,314百万円
25年度予算額	12,422
差引増△減	△108

## （8）社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行う。

26年度予算額	25,828百万円の内数 （※内閣府で計上している沖縄分を含む）
25年度予算額	39,477百万円の内数

**(9) 医療施設の耐震化**

厚生労働省においては、「地震防災対策特別措置法」第2条に基づき、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療機関に対し補助を行う。

26年度予算額	2,994百万円の内数
25年度予算額	4,035百万円の内数

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

26年度予算額	21百万円
25年度予算額	21
差引増△減	0

さらに、政策医療を担う病院やI s値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行う。

26年度予算額	2,994百万円の内数
25年度予算額	4,035百万円の内数

**(10) 水道水源開発等施設整備事業**

厚生労働省及び国土交通省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道水源開発等施設の耐震化・老朽化対策等を推進する。

26年度予算額	11,513百万円
25年度予算額	22,226
差引増△減	△10,713

**(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備**

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図る。

**(12) 国立更生援護機関の施設整備事業**

国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、病院の耐震化工事を実施する。

26年度予算額	2,424百万円
25年度予算額	3,187
差引増△減	△763

**(13) 簡易水道等施設整備事業**

厚生労働省、国土交通省及び内閣府におい

ては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する簡易水道等施設の耐震化・老朽化対策等を推進する。

26年度予算額	13,853百万円
25年度予算額	12,068
差引増△減	1,785

**(14) 指導監督事務費補助等**

厚生労働省、国土交通省及び内閣府においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設等の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に関する事務の一部を委任するための補助等を行う。

26年度予算額	91百万円
25年度予算額	99
差引増△減	△8

**(15) 治山事業の推進**

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施する。

26年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
25年度予算額	58,070百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

**(16) 漁港・漁村の防災力の向上**

農林水産省においては、平成24年3月に策定された新たな「漁港漁場整備長期計画」に基づき、東日本大震災の経験も踏まえ、避難施設・避難路の整備、漁港施設の耐震化、漁港施設や海岸保全施設による多重防護等の推進を図る。

(陸揚げ岸壁が耐震化された水産物の流通拠点漁港の割合20% (平成21) →概ね65% (平成28))

**(17) 海岸保全施設の整備**

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進

する。

26年度予算額 34,385百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

25年度予算額 30,140百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

### (18) 官庁施設の耐震化の推進

国土交通省においては、「建築基準法」に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保を図るとともに、防災機能の強化と災害に強い地域づくりを推進するため、総合的な耐震安全性を確保する。

(官庁施設の耐震化の目標(面積率) 86%(平成24年度末)→90%(平成27年度末))

また、東日本大震災における天井脱落事故を踏まえ定められた新たな技術基準に適合させるため、大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井耐震対策を実施する。

あわせて、防災拠点となる官庁施設等における業務継続の着実な実施に資するため、官庁施設の機能確保の観点から適切な支援を行う。

26年度予算額 17,633百万円の内数

25年度予算額 17,700百万円の内数

### (19) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備する。

26年度予算額 2,008,180百万円の内数

※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 1,963,220百万円の内数

### (20) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活

動拠点となる都市公園の整備

26年度予算額 27,797百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額 27,153百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

26年度予算額 1,356,151百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備交付金の内数

25年度予算額 1,332,676百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額 1,332,676百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

26年度予算額 1,453百万円の内数

25年度予算額 1,485百万円の内数

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

・密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

26年度予算額 防災・安全交付金の内数

25年度予算額 防災・安全交付金の内数

・三大都市圏の木造密集市街地の解消及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

## 25年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・低層木造建築物の密集した既成市街地における市街地再開発事業等を促進する。

26年度予算額 6,461百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額 6,914百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

26年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

26年度予算額 240百万円

25年度予算額 430

差引増△減 △190

- ・南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

26年度予算額 3,000百万円

- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援。

26年度予算額 800百万円

- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援。

26年度予算額 57百万円

## (21) 下水道における震災対策

国土交通省においては、平成21年度に創設した「下水道総合地震対策事業」、平成24年3月に策定した「下水道BCP策定マニュアル（地震・津波編）第2版」等を活用し、地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために耐震化・耐津波化を図る「防災」、被災を想定して下水道機能の被害の最小化を図る「減災」（マンホールトイレ、備蓄倉庫の整備等）を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

また、耐震化等の機能向上や長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進する。

（地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率 約41%（平成24年度末）→約70%（平成28年度末目標）（下水道津波BCP策定率 約9%（平成24年度末）→約100%（平成28年度末目標））

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額5,350百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

## (22) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図る。

26年度予算額 652,029百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

## (23) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等による被害の発生及び拡大、長期化による我が国の国民生活や経済活動への甚大な影響の発生などに備え、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通

網、避難路等への影響、孤立集落発生の要因等が想定される土砂災害危険箇所について土砂災害防止施設の整備、維持管理・更新等を戦略的に推進する。

特に、南海トラフ地震対策として、強い揺れが想定される紀伊半島や四国等の内陸部の山間地において緊急対応に不可欠な交通網の寸断や二次被害の恐れのある箇所等での砂防堰堤整備等の土砂災害対策を推進するとともに、静岡県由比地区における大規模土砂災害対策を重点的に実施する。

26年度予算額 652,029百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

#### (24) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保などネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強等各種道路事業を実施する。

26年度予算額 1,356,151百万円の内数

※この他に防災・安全交付金等の内数

25年度予算額 1,332,676百万円の内数

※この他に防災・安全交付金等の内数

#### (25) 住宅市街地の防災性の向上の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅（改良住宅）を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行う。

26年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

25年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

国土交通省においては、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更

新、密集市街地の整備改善等都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対応するため住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

26年度予算額 27,395百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

25年度予算額 12,760百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

#### (26) 老朽公営住宅の建て替えの推進

国土交通省においては、耐震性の低い既存の公営住宅団地について、早急に建て替え事業を実施し、防災性の強化を図る。

26年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

25年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

#### (27) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等の甚大な被害が想定される災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保し、我が国の競争力を向上させ、国際的な信頼を獲得するため、災害の切迫性や港湾機能の重要度に応じて国内外の広域ネットワークの拠点となる港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図る。

26年度予算額 178,459百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

25年度予算額 173,192百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

#### (28) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による宅地の滑動崩落や液状化による被害を軽減するため、大規模盛土造成地等の変動予測（大規模盛土造成地マップ・宅地液状化マップ作成）に基づく住民への情報提供や大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等（宅地耐震化工事）の実施により、宅地の安全性の向上を推進する。

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

### (29) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進する。

さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を推進する。

### (30) コンテナ港の強靱化の推進

国土交通省においては、大規模地震発生時におけるコンテナ港の防災・減災を図るとともに、発災後も耐震強化岸壁や石油製品の入出荷設備に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保するため、資源エネルギー庁における製油所等の災害対応力の強化に向けた取組みと連携しつつ、民間事業者が所有する航路沿いの護岸等の耐震改修に対する無利子貸付制度及び法人税の特例措置を創設することにより、民間事業者による耐震改修を支援し、コンテナ港の強靱化を推進する。

26年度予算額 150百万円

### (31) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、災害時において迅速な復旧・復興を可能とする。

26年度予算額 37,942百万円

25年度予算額 30,962

差引増△減 6,980

## 2-3 その他

### (1) 地震対策等の推進

内閣府においては、最新の科学的知見を用いた想定地震の再評価及び被害想定等を行う。その他、火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備等を推進する。

26年度予算額 696百万円

25年度予算額 749

差引増△減 △53

### (2) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、基礎データの収集・分析等に対して支援を行い、官民連携による都市再生安全確保計画の作成を促進する。(計画の作成実績2エリア(平成25年12月現在))

→10エリア(平成26年度目標)

26年度予算額 90百万円

25年度予算額 100

差引増△減 △10

### (3) 交通対策の推進

警察庁においては、今後発生が想定される大規模災害について、関係都府県警察等と調整した上、交通規制計画の策定を行う。また、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進する。

### (4) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

26年度予算額 19,247百万円

25年度予算額 11,548

差引増△減 7,699

### (5) 庁舎及び合同宿舎等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施する。

26年度予算額	4,995百万円
25年度予算額	4,950
差引増△減	45

### (6) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、地震による鉄道施設の被害を防止するため、鉄道事業者に対して鉄道施設の地震防災対策を推進するよう指導を行う。また、南海トラフ地震、首都直下地震等に備えて、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策を一層推進する。さらに、本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強を着実に実施し、南海トラフ地震等の大規模地震による被害を回避・軽減するとともに、本州と四国を結ぶ鉄道ネットワークの確保を図る。

26年度予算額	5,261百万円
※この他に都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）	12,358百万円の内数
25年度予算額	1,836
※この他に都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）	13,944百万円の内数
差引増△減	3,425

### (7) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

26年度予算額	20,000百万円
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
25年度予算額	10,000
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
差引増△減	10,000

### (8) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

### (9) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

26年度予算額	365,613百万円の内数
25年度予算額	22,560百万円の内数

### (10) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層について、詳細な位置や地形の分類等の情報の整備・提供を実施する。

26年度予算額	18百万円
25年度予算額	17
差引増△減	1

### (11) 海上輸送機能を維持する取組

国土交通省においては、大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、津波来襲時の大型船の待避場所の確保、重要な拠点に至る航路機能の確保などの事前防災・減災対策を推進する。また、災害時にも地域の最低限の経済活動を維持するとともに、被災した施設の早期復旧を図るため、港湾広域防災協議会等を設置し国・港湾管理者・港湾利用者等が協働して、港湾の広域的な連携を通じた、港湾機能の継続及び災害時の早期復旧のための協力体制の構築を推進する。

26年度予算額	178,459百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
25年度予算額	173,192百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

### (12) 地震予知情報の報告及び東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁長官は、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあるとき、直ちに、内閣総理大臣に地震予知情報を報告する。また、気象庁は、地震防災対策強化地域に係る観測成果等を東海地震に関連する情報として発表するとともに、防災関係機関、報道機関に通報し、関係機関で適切な防災体制が執られるよう努める。

**(13) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達**

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

26年度予算額	1,839百万円
25年度予算額	1,722
差引増△減	117

**3 津波災害対策****3-1 教育訓練****(1) 警察庁における教育訓練**

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を実施する。また、都道府県警察に対して、津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

**(2) 大規模津波防災総合訓練**

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、国土交通省が作成した計画により、関係地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地震津波防災応急対策・地震津波災害応急対策現地訓練を実施する。

**3-2 防災施設設備の整備****(1) 広域防災拠点の維持管理**

(再掲 第2章2-2(1))

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘地区及び東扇島地区)の維持管理を行う。

26年度予算額	137百万円
25年度予算額	179
差引増△減	△42

**(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進**

(再掲 第2章2-2(2))

内閣府においては、南海トラフ巨大地震が発生し、愛知県に現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である名古屋合同庁舎第2号館において、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修と情報通信基盤の整備に必要な設計検討を行う。

26年度予算額	7百万円
---------	------

**(3) 海岸防災林の整備**

農林水産省においては、海岸防災林について、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を図ることに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。

26年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
25年度予算額	58,070百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

**(4) 漁港・漁村の防災力の向上**

(再掲 第2章2-2(16))

農林水産省においては、平成24年3月に策定された新たな「漁港漁場整備長期計画」に基づき、東日本大震災の経験も踏まえ、避難施設・避難路の整備、漁港施設の耐震化、漁港施設や海岸施設による多重防護等の推進を図る。(陸揚げ岸壁が耐震化された水産物の流通拠点漁港の割合

20%(平成21年)→概ね65%(平成28年))

**(5) 海岸保全施設の整備**

(再掲 第2章2-2(17))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する。

26年度予算額	34,385百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
25年度予算額	30,140百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

## (6) 河川の津波対策

国土交通省においては、津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図る。

26年度予算額 652,029百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

## (7) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

(再掲 第2章2-2 (27))

国土交通省においては、南海トラフ地震や首都直下地震等の甚大な被害が想定される災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保し、我が国の競争力を向上させ、国際的な信頼を獲得するため、災害の切迫性や港湾機能の重要度に応じて国内外の広域ネットワークの拠点となる港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図る。

26年度予算額 178,459百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

25年度予算額 173,192百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

## (8) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

26年度予算額 27,797百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額 27,153百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

26年度予算額 1,356,151百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額 1,332,676百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額1,332,676百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

26年度予算額 1,453百万円の内数

25年度予算額 1,485百万円の内数

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

・南海トラフ地震をはじめとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

26年度予算額

防災・安全交付金の内数

25年度予算額

防災・安全交付金の内数

・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

26年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支

援

26年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

### (9) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

26年度予算額 17,633百万円の内数

25年度予算額 17,700百万円の内数

### (10) 港湾における津波避難対策の実施

国土交通省においては、地方公共団体による津波避難施設等の整備に加え、民間活力を活用し、港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能（退避施設、退避経路等）を備えた物流施設等の整備に対する民間事業者への支援制度を創設し、港湾における災害時避難機能を確保する。

26年度予算額 178,459百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

25年度予算額 173,192百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

## 3-3 その他

### (1) 地震対策等の推進

(再掲 第2章2-3(1))

内閣府においては、最新の科学的知見を用いた想定地震の再評価及び被害想定等を行う。その他、火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備等を推進する。

26年度予算額 696百万円

25年度予算額 749

差引増△減 △53

### (2) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システム

を的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進する。

### (3) 海上輸送機能を維持する取組

(再掲 第2章2-3(11))

国土交通省においては、大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、津波来襲時の大型船の待避場所の確保、重要な拠点に至る航路機能の確保などの事前防災・減災対策を推進する。また、災害時にも地域の最低限の経済活動を維持するとともに、被災した施設の早期復旧を図るため、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等が協働して、港湾の広域的な連携を通じた港湾機能の継続及び災害時の早期復旧のための協力体制の構築を推進する。

26年度予算額 178,459百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

25年度予算額 173,192百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

### (4) 船舶防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の安全で確実な避難に資する津波等災害情報の迅速・確実な伝達体制の構築等、津波発生時の船舶避難態勢の改善に向けた検討を実施する。

26年度予算額 0百万円

25年度予算額 13

差引増△減 △13

### (5) 津波警報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

26年度予算額 1,839百万円

25年度予算額 1,722

差引増△減 117

### (6) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、東海・東南海・南海地震による津波襲来に備え、津波防災情報

図を整備して各港湾や港湾付近の船舶の津波防災対策に活用するとともに、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップの作成を支援するため海底地形データの提供を行う。

26年度予算額	153百万円
25年度予算額	96
差引増△減	57

## 4 風水害対策

### 4-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

### 4-2 防災施設設備の整備

#### (1) 医療施設の土砂災害防止整備

厚生労働省においては、「災害弱者関連施設等に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年、建設省）により、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に所在する医療施設が実施した土砂災害防止整備について補助を行う。

26年度予算額	2,994百万円の内数
25年度予算額	4,035百万円の内数

#### (2) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進する。

26年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
25年度予算額	58,070百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

#### (3) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、高

潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進する。

26年度予算額	34,385百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
25年度予算額	30,140百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

#### (4) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるためのため池等の総合的な整備を推進する。（湛水被害等のおそれを解消する農地面積 約10万ha以上（平成24～平成28の5年間））

26年度予算額	27,368百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
25年度予算額	16,830百万円
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

#### (5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

26年度予算額	652,029百万円の内数
※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む	
25年度予算額	630,544百万円の内数

#### (6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP（マルチパラメータ）レーダ等の整備を行う。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進する。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実

施する。

### (7) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を実施する。

26年度予算額	115百万円
25年度予算額	120
差引増△減	△5

### (8) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設の整備を支援する。加えて、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出対策等による総合的な土砂災害対策を推進する。

26年度予算額	652,029百万円の内数
※1	この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置
※2	社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む
25年度予算額	630,544百万円の内数
※この他に	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

### (9) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保などネットワークの整備を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施する。

26年度予算額	1,356,151百万円の内数
※この他に	防災・安全交付金等の内数
25年度予算額	1,332,676百万円の内数
※この他に	防災・安全交付金等の内数

### (10) 港湾の風水害対策

国土交通省においては、風水害対策として、港湾機能の低下等の危険性を回避するための港湾施設の整備を推進する。

26年度予算額	178,459百万円の内数
※この他に	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

25年度予算額	173,192百万円の内数
※この他に	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

### (11) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水路事業等を推進する。

(下水道による都市浸水対策達成率 約55% (平成24年度末) → 約60% (平成28年度末目標))

26年度予算額	防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
25年度予算額	5,350百万円の内数
※この他に	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

## 4-3 その他

### (1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

内閣府においては、風水害・土砂災害・雪害による被害を軽減するため、被害状況の把握や犠牲者の発生する要因等について調査を行うとともに、その対策を検討する。

26年度予算額	5百万円
25年度予算額	5
差引増△減	0

### (2) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討及び実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示する等、警戒警備体制

の強化を図る。

### (3) 風水害対策の推進

消防庁においては、要配慮者の避難誘導體制を含めた避難体制の整備、避難勧告等の迅速かつ確かな発令・伝達、災害危険個所の把握及び周知、二次災害防災対策の強化、実践的な防災訓練の実施、防災知識の普及等について地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行う。

### (4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、次の対策を図る。

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

26年度予算額

61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

25年度予算額

58,070百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

国土交通省においては、災害時要援護者関連施設における土砂災害対策について、砂防関係施設等による保全対策を重点的に推進するとともに、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日付関係5省庁連名通知）及び「平成21年7月中国・九州北部号及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」（平成21年8月13日付関係7府省庁連名通知）を踏まえ、次の対策を促進することにより災害時要援護者関連施設の防災力強化を図る。

- ・都道府県による「土砂災害防止法」に基づく基礎調査の実施及び速やかな土砂災害警戒区域等の指定

- ・市町村による土砂災害警戒区域ごとの土砂災害に関する情報伝達方法等必要な事項について定める地域防災計画の策定

- ・住民の円滑な避難のための警戒避難体制等防災体制の整備及び消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力による迅速かつ適切な避難誘導體制の構築

- ・都道府県による災害時要援護者の安全かつ迅速な避難を可能とする防災情報システム等の整備及び市町村による過去の災害や危険箇所、情報入手方法、避難場所、避難経路等を具体的に示したハザードマップ等による住民へのきめ細やかな情報の提供

26年度予算額 652,029百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

### (5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施する。

### (6) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、人口、資産が集中している政令指定都市や、近年、甚大な水害、土砂災害等が発生した地域において、重点的にXRAIN（国土交通省XバンドMP（マルチパラメータ）レーダネットワーク）の整備を行っており、平成26年度においては、北海道、九州において、新たに運用開始する。また、これらレーダ雨量計のデータを用いたより詳細な流出解析の活用等により、洪水予測の更なる精度向上を図る。

### (7) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅

速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供する。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進することにより、住民の適切な避難行動等を支援する。

#### (8) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行う。

#### (9) 流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進する。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進する。

#### (10) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河川管理者が河道改修等を行う総合的な都市型水害対策を推進する。

#### (11) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、浸水想定区域図及び土砂災害危険区域図の作成・公表を推進するとともに、市町村による災害が発生した場合の状況を想定して避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示すハザードマップの作成及び都道府県による浸水想定区域の設定を支援し、住民の防

災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。また、平成24年度末に公表した「洪水ハザードマップ作成の手引き（改訂版）」や、全国の河川事務所等に設置している災害情報普及支援室における技術的助言等により、市町村の洪水ハザードマップ作成を一層推進する。さらに、平成17年7月の「土砂災害防止法」の改正により、土砂災害警戒区域における土砂災害ハザードマップ等の周知措置の徹底を図るとともに、「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）」により、土砂災害ハザードマップの作成・活用を支援する。併せて、平成21年3月に改定した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」により内水ハザードマップの作成、活用を支援する。さらに、ハザードマップをweb上で閲覧可能なハザードマップポータルサイトの充実を図る。

加えて、火山噴火において、平常時からの避難体制の構築のため、平成25年3月に策定した「火山防災マップ作成指針」に基づき火山防災マップ作成・活用を支援する。

#### (12) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図る。

#### (13) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、土砂災害のおそれのある区域の指定を促進し、既存の諸制度と相まって総合的な土砂災害対策を実施する。また、土砂災害による被害の軽減を図るため、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月国土交通省砂防部）」及び「土砂災害警戒避難事例集（平成21年9月国土交通省砂防部）」により市町村の警戒避難体制整備を支援するとともに、避難勧告発令や住民の警戒避難行動を支援するため都道府県と気象庁が共同発表する土砂災害警戒

情報の作成・伝達を支援する。

河道閉塞、火山噴火に伴う土石流、地すべり等といった大規模な土砂災害が急迫している状況において、住民に対し市町村長が行う避難指示等の適切な判断を支援するため、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査及び土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を適切に周知するために必要な体制の整備を推進し、土砂災害から国民の生命・身体を保護するための取組を進める。

深層崩壊に対しては平成22年8月に、過去の深層崩壊発生箇所と地形・地質条件との関連を統計的に分析した「深層崩壊推定頻度マップ」を公表し、さらに、平成24年9月、深層崩壊の推定頻度が特に高い地域を中心に、地質条件等が同質の一定区域内における深層崩壊の相対的な危険度を示した「深層崩壊溪流レベル評価マップ」を公表した。対策としては、警戒避難体制の強化に向け、大規模崩壊監視警戒システムの整備に加え、深層崩壊に対するハード対策及びソフト対策を検討するため、モデル地区を設定し、深層崩壊の規模や影響範囲等の推定手法、避難路を含む警戒避難体制の整備、既存砂防施設の効果検証及び改良手法の検討等を行う。

26年度予算額 652,029百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

#### (14) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施する。

月間中には、土砂災害防止「全国の集い」の開催、「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施、広報活動の推進、土砂災害防止功労者

の表彰、土砂災害防止に関する絵画・作文の募集を行うとともに、各地で講演会、見学会の開催、土砂災害危険箇所の周知、砂防ボランティア等と連携した土砂災害危険箇所点検等を実施する。

また、教育関係者等への土砂災害に関する講習会の開催や、教材等の情報提供等、土砂災害防止教育の充実を推進する。

#### (15) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防の意識及び重要性について国民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する国民の協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体、その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。特に、関係団体と連携して、水防団員等に対して水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及を図るため、利根川等9河川において洪水時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護避難訓練等の総合的な演習を実施する。

また、都道府県及び市町村の職員に対し、水防に関する実務的知識を修得させるため、関係団体と連携の下に水防研修を実施するとともに、主として水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施する。

#### (16) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、以下のような防災気象情報の発表及び伝達を行う。

- ・気象、高潮及び洪水に関する予報及び警報（警報は市町村等を対象区域として発表）
- ・「水防法」等に基づく、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する洪水予報指定河川を対象とした洪水予報（国土交通省又は都道府県と共同で発表）
- ・土砂災害警戒情報（都道府県と共同で発表）
- ・竜巻注意情報
- ・警報・注意報を補完する情報
- ・降水ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャ

スト及び雷ナウキャスト

## 5 火山災害対策

### 5-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

### 5-2 防災施設設備の整備

#### (1) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進する。

26年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

25年度予算額 58,070百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

#### (2) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため、火山砂防事業を推進するとともに、火山噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、火山ごとに、砂防堰堤の整備、緊急除石等の緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山砂防ハザードマップによる危険区域の設定等の緊急対応等、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進する。加えて、近年の火山噴火における経験を踏まえ、「土砂災害防止法」に基づく、噴火による降灰等の堆積後の降雨を発生原因とする土石流に対する緊急調査の体制の迅速化を目的とした技術的な基準を改定する。

26年度予算額 652,029百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

#### (3) 降灰対策用機械の整備

国土交通省においては、桜島降灰除去事業に必要な機械の整備を実施する。

26年度予算額 1,356,151百万円の内数

25年度予算額 1,332,676百万円の内数

### 5-3 その他

#### (1) 地震対策等の推進

(再掲 第3章2-3(1))

内閣府においては、最新の科学的知見を用いた想定地震の再評価及び被害想定等を行う。その他、火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備等を推進する。

26年度予算額 696百万円

25年度予算額 749

差引増△減 △53

#### (2) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山噴火災害に対する防災対策の充実強化を図るため、地域防災計画の整備充実、関係機関との連携、広域的な防災体制の確立、警戒避難体制の整備、防災知識の普及及び実践的な防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行う。

#### (3) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等火山災害防止のための啓発活動を行う。

#### (4) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土地理院においては、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基

準点（GNSS連続観測施設）、GNSS火山変動リモート観測装置（REGMOS）、自動測距測角光波測距連続観測装置（APS）等による地殻変動の三次元的な連続監視を行う。

### （5）噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、一般及び防災関係機関への警戒等を呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努めるとともに、必要に応じて火山機動観測班を現地に派遣し、各種の観測及び調査を行う。また、火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

26年度予算額	810百万円
25年度予算額	756
差引増△減	54

## 6 雪害対策

### 6-1 教育訓練

#### （1）警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して、地域住民及び関係機関との合同による雪害警備訓練の積極的な実施について指導する。

### 6-2 防災施設設備の整備

#### （1）民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯における民間社会福祉施設に対し、除雪助成事業を行う。

26年度予算額	62百万円
25年度予算額	60
差引増△減	2

#### （2）積雪地帯における治山事業の推進

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、なだれの防止を目的とする森林の造成や防護柵の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩

壊箇所等の復旧整備等を図る。

26年度予算額	61,570百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
25年度予算額	58,070百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

#### （3）冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械に係る事業を推進する。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を推進する。

26年度予算額	1,356,151百万円の内数
※この他に防災・安全交付金等の内数	
25年度予算額	1,332,676百万円の内数
※この他に防災・安全交付金等の内数	

#### （4）雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

26年度予算額	
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	
25年度予算額	5,350百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

#### （5）雪崩対策

国土交通省においては、環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設の設計・施工・管理等について調査・研究を推進する。

#### （6）融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止する施設整備を推進する。

26年度予算額	652,029百万円の内数
---------	---------------

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

### (7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

26年度予算額	1,257百万円
25年度予算額	1,137
差引増△減	120

## 6-3 その他

### (1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

(再掲 第2章4-3(1))

内閣府においては、風水害・土砂災害・雪害による被害を軽減するため、被害状況の把握や犠牲者の発生する要因等について調査を行うとともに、その対策を検討する。

26年度予算額	5百万円
25年度予算額	5
差引増△減	0

### (2) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を的確に把握し、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して、雪害の発生実態の分析検討及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施等について指導する。

### (3) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化を図るため、防災体制の確立、除雪中の事故防止対策の徹底、要配慮者の避難誘導体制を含めた避難体制の整備等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行う。

### (4) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

### (5) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関、報道機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

## 7 火災対策

### 7-1 教育訓練

#### (1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する幹部として必要な高度な教育訓練を行う。

#### (2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施する。

### 7-2 防災施設設備の整備

#### (1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道整備を行う。

また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施する。

26年度予算額	4,987百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再	

生基盤強化交付金の内数

25年度予算額 167,765百万円の内数

**(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資**

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

**(3) 空港における消防体制の整備**

国土交通省においては、東京及び福岡空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行い、高知空港の空港用給水車の性能向上を図る。また、「空港保安防災教育訓練センター」については、専門的かつ総合的な消火救難訓練等の運用を行う。一方、空港救急医療体制については、老朽化した野外治療用テント等の更新を行う。

26年度予算額	1,091百万円
25年度予算額	1,495
差引増△減	△404

**7-3 その他**

**(1) 火災予防体制の整備等**

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

26年度予算額	2百万円
25年度予算額	2
差引増△減	0

- ・消防庁長官による火災原因調査の実施
- ・製品火災対策の推進

26年度予算額	15百万円
25年度予算額	16
差引増△減	△1

- ・消防用機器等の国際動向への対応

26年度予算額	20百万円
25年度予算額	13
差引増△減	7

- ・住宅防火対策の推進

26年度予算額	14百万円
25年度予算額	13
差引増△減	1

- ・消防法令に係る違反是正推進

26年度予算額	29百万円
25年度予算額	19
差引増△減	10

- ・消防の技術に関する総合的な企画立案

26年度予算額	8百万円
25年度予算額	8
差引増△減	0

- ・火災予防に係る規制体系の再構築の検討

26年度予算額	39百万円
25年度予算額	32
差引増△減	7

- ・ホテル・旅館等における安全・安心の強化に要する経費

26年度予算額	0百万円
25年度予算額	22
差引増△減	△22

**(2) 林野火災予防体制の整備等**

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行う。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努める。

**(3) 建築物の安全対策の推進**

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査、検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

## 8 危険物災害対策

### 8-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、関東管区警察学校で、各種危険物の災害防止等保安対策推進のため、都道府県警察の危険物担当者に対して、関係法令、指導取締り要領、危険物の基礎知識等について必要な教育訓練を行う。

#### (2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害の応急対応に関する教育訓練を行う。

#### (3) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、石油コンビナートや国家石油備蓄基地の周辺海域を中心に、官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施する。また、危険物管理施設の従業員等を対象に、危険物排出時や海上災害発生時の通報及び応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導する。

### 8-2 防災施設設備の整備

#### (1) 大規模石油災害対策

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究、国際会議の開催等に補助を行い、原油流出災害等への対応体制の整備を行う。

26年度予算額	920百万円
25年度予算額	830
差引増△減	90

### 8-3 その他

#### (1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図る

ため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示する。

#### (2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示する。

#### (3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進する。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備

「新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討」

「給油取扱所における複合災害防止に係る安全対策の検討」

「屋外貯蔵タンクの安全対策の推進」

26年度予算額	85百万円
25年度予算額	45
差引増△減	40

- ・危険物施設の事故防止対策等

26年度予算額	12百万円
25年度予算額	11
差引増△減	1

- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

26年度予算額	14百万円
25年度予算額	17
差引増△減	△3

#### (4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、大規模災害時において石油コンビナート等防災本部がとるべき活動のあり方について調査研究を行う。

26年度予算額	14百万円
25年度予算額	17
差引増△減	△3

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等

に際し、事業所内の施設のレイアウトについて審査を実施するとともに、必要な要請、助言等を行う。

26年度予算額	3百万円
25年度予算額	3
差引増△減	0

#### (5) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の再編新設

消防庁においては、緊急消防援助隊の中から、石油タンク火災や化学プラント爆発等のエネルギー・産業基盤災害に特化した即応部隊を再編・新設し、その部隊の中核となる車両資機材を、国有財産等の無償使用制度（「消防組織法」第50条）を活用して整備する。

26年度予算額	460百万円
25年度予算額	0
差引増△減	460

#### (6) 高圧ガス、火薬類及び都市ガス保安対策の強化と拡充

経済産業省においては、高圧ガス、火薬類及び都市ガスに係る事故の原因調査・分析、技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討を行う。

26年度予算額	109百万円の内数
25年度予算額	80百万円の内数

#### (7) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行う。

#### (8) 石油コンビナート等の現場保安力向上事業

経済産業省においては、石油コンビナート等の現場保安力の向上に向け、規制を行う行政側で取り組むべき課題、事業者側が自主的に取り組む課題の抽出を行う。

26年度予算額	24百万円
25年度予算額	24
差引増△減	0

#### (9) 石油ガス供給事業安全管理技術開発等

経済産業省においては、災害に備え停電時でも稼働する無線機能を備えたマイコンメーター等を活用する次世代液化石油ガス保安システムやバルク貯槽検査高度効率化の調査研究、LPガス事故低減のための事故データの分析・対策及び消費者等に対する保安啓発を実施する。

26年度予算額	350百万円
25年度予算額	314
差引増△減	36

#### (10) 石油精製業保安対策事業

経済産業省においては、石油精製プラント等における事故の防止や、「高圧ガス保安法」における技術基準等の制定・改正等に必要となる各データの取得に向け、事故の原因分析や実験等を行う。

26年度予算額	231百万円
25年度予算額	229
差引増△減	2

#### (11) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じる。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施する。

26年度予算額	23百万円
25年度予算額	29
差引増△減	△6

#### (12) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、輻輳海域等における危険物積載船舶の航行安全、荷役安全管理体制、大型タンカーバースにおける防災体制等について指導し、荷役時の安全防災対策の充実を図る。また、船舶所有者、施設の設置者等に対し、排出油等防除資機材を備えるように指導する。

#### (13) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生

した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて電子画面上に表示できる沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

26年度予算額	1百万円
25年度予算額	8
差引増△減	△7

#### (14) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために精度の高い漂流予測が必要であることから、現場の巡視船からリアルタイムに海象・風等のデータを取得できる「船舶観測データ集積・伝送システム」を運用するとともに、ブイの移動結果から漂流予測の評価・逐次補正を行うための常時監視可能な「漂流予測補正用ブイ」を整備する。

26年度予算額	11百万円
25年度予算額	10
差引増△減	1

#### (15) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努める。

#### (16) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のための情報収集を実施する。

26年度予算額	3百万円
25年度予算額	3
差引増△減	0

## 9 原子力災害対策

### 9-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング、個人被ばく線量の管理等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示する。

#### (2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県並びに市町村の防災担当者及び消防職員に対し、原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

#### (3) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施する。

26年度予算額	1百万円
25年度予算額	1
差引増△減	0

#### (4) 原子力防災対策のための研修等

原子力規制委員会においては、原子力災害に対応する防災要員を対象に災害対応能力向上のための研修等を実施する。

26年度予算額	209百万円
25年度予算額	504
差引増△減	△295

### 9-2 防災施設設備の整備

#### (1) 原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

26年度予算額	4,553百万円
25年度予算額	4,224
差引増△減	329

**9-3 その他**

**(1) 地方公共団体が行う防災対策への支援**

内閣府においては、国及び地方公共団体の原子力防災対策の充実強化を図るため、地方公共団体が実施する統合原子力防災ネットワークを含む緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）及び各種防災資機材等の整備・維持、訓練の実施等原子力防災の取組を支援する。

26年度予算額	12,047百万円
25年度予算額	11,047
差引増△減	1,000

**(2) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション**

消費者庁においては、消費者の目線に立ち、消費者が食品中の放射性物質について理解を深め自らの考えで行動できるよう、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる専門家（コミュニケーター）の養成研修の開催等、リスクコミュニケーションを実施する。

また、情報提供の取組みとして、食品中の放射性物質に関する正しい情報提供や問題等をわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を継続して提供する。

26年度予算額	29百万円の内数
25年度予算額	28

**(3) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備**

消費者庁においては、食品偽装問題をはじめ食の安全・安心の確保に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、地域における食の安全・安心に関する取組を支援するとともに、地域の子育て、環境、福祉、産業等の多様な主体による消費者問題への取組を支援するため、地方公共団体への基金の上積みとして地方消費者行政活性化交付金を交付する。

26年度予算額	3,000百万円の内数
25年度予算額	500百万円の内数

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、放射性物質検査機器の貸与及び検査機器等に関する研修会を開催する。

**(4) 原子力災害対策の推進**

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、ハンドブック等の活用の普及、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、放射性物質や放射線に関する事故時の消防活動に必要な資機材の調査・整理を行い、方向性をまとめる。また、消防職員向けの放射性物質事故対応教材の改訂を行う。

26年度予算額	10百万円
※この他に15百万円の内数	
25年度予算額	6
※この他に21百万円の内数	
差引増△減	4

**10 その他の災害対策**

**10-1 教育訓練**

**(1) 消防庁消防大学校における教育訓練**

消防庁消防大学校においては、都道府県並びに市町村の防災担当者及び消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

**(2) 船員の災害防止のための教育**

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

26年度予算額	2百万円
25年度予算額	2
差引増△減	0

**(3) 船員労働災害防止対策**

国土交通省においては、第10次船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害の防止を効果的かつ具体的に推進するため、平成26年度船員災害防止実施計画を作成し、各事業者における自主的な船員災害防止体制の確立等を図るとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。（平成

26年度船員災害防止実施計画での目標は、死傷災害発生率前年度比3%減（内、一般船舶3%減、漁船4%減）、疾病発生率同比3%減（内、一般船舶3%減、漁船2%減）

26年度予算額	67百万円
25年度予算額	69
差引増△減	△2

## 10-2 その他

### （1）特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制の検討を行う。

26年度予算額	1百万円
25年度予算額	1
差引増△減	0

### （2）労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。トンネル建設工事の計画届の審査等を通じて可燃性ガス対策等に関する指導を行うほか、水底下を掘削するシールドトンネル工事への実地調査を行う。化学プラント等において重大な爆発火災災害が相次いでいることから、非定常作業や異常事態をも想定してのリスクアセスメントの実施等を徹底する。道路復旧工事等の生活基盤の復旧工事における土砂崩壊災害など、東日本大震災の復旧・復興工事に伴う労働災害の防止を図る。また、東京電力（株）福島第一原発における事故の教訓等を踏まえ、緊急作業時に使用可能な十分な数の予備の線量計を確保するとともに、被ばく線量管理の非常時対応計画をあらかじめ策定する等、電力会社等が緊急作業に対する準備を行うよう、指導する。

26年度予算額	271百万円の内数
25年度予算額	306百万円の内数

### （3）鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づ

き、立入検査を行う。

### （4）ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行う。

### （5）ガス導管劣化検査等支援事業

経済産業省においては、公共の安全を確保するため、保安上重要な建物等の敷地内に埋設された、腐食のおそれのある経年埋設内管（ガス管）の交換・修繕に必要な土木工事費等の一部について補助を行う。

26年度予算額	200百万円
25年度予算額	350
差引増△減	△150

### （6）都市ガス安全情報広報事業

経済産業省においては、地震等大規模災害時に国や業界団体、ガス事業者等の関係者間で被災情報の共有化を図るため、ガス防災支援システムの維持・管理を行う。

26年度予算額	50百万円の内数
25年度予算額	50百万円の内数

### （7）外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、「外国船舶監督官」の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を的確に実施する。

26年度予算額	95百万円
25年度予算額	110
差引増△減	△15

## 第3章 国土保全

### 1 治水事業等

国土交通省においては、発生のおそれが指摘されている南海トラフ地震、首都直下地震、巨大台風等による水害・土砂災害に備えるための防災・減災対策や、高度経済成長期に整備した河川管理施設等の老朽化対策に緊急的に取り組む必要がある。

このような認識の下、平成26年度予算については、以下の項目に重点化し、これら課題に対応した施策の効果の早期実現を図る。

- ・地震・津波や水害・土砂災害に対して、ハード・ソフト一体となった予防的対策や、甚大な災害が発生した地域における再度災害防止対策を重点的に進める等、国土強靱化に向けた防災・減災の取組を推進。
- ・維持管理・更新費用の増大に備え、技術開発や長寿命化計画策定を通じたトータルコストの縮減を図る等の戦略的維持管理・更新を推進。
- ・東日本大震災被災地の復旧・復興を加速させるため、堤防等の復旧・整備を推進。

26年度予算額 652,029百万円の内数

※1この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

#### 1-1 防災・減災

#### (1) 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震に備えた地震・津波対策

発生のおそれが指摘されている大規模地震に備え、人命を守るとともに災害時においても機能不全に陥りにくい経済社会システムを確保するため、津波防災地域づくりを進め、必要な社会資本を重点的に整備するとともに、イノベーションと現場力を組み合わせた防災対策を推進する。

#### (2) 大規模水害等に備えた治水対策

国民の生活の安全・安心を確保するため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策を重点的に実施する。また、激甚な水害が発生した地域において再度災害防止対策を集中的に実施する。

#### (3) 深層崩壊や火山噴火等に備えた土砂災害対策

深層崩壊による土砂災害から防災拠点となる地域を保全するとともに、火山噴火時の緊急的な減災対策を迅速かつ効果的に実施するための対策を推進する。また、激甚な土砂災害が発生した地域において再度災害防止対策を集中的に実施する。

#### 1-2 戦略的維持管理・更新

効率的な点検のためのレーザスキャナ等新たな観測技術を活用した迅速な一次診断やクラウド技術を活用した現場との情報共有等に取り組むとともに、経年劣化等により機能が低下した河川管理施設等の補修・更新等をトータルコストの縮減に努めつつ推進する。

#### 1-3 水辺の未来創造

豊かな河川環境を保全・再生し、川の魅力を活かした都市・地域づくりをさらに進めるため、地方公共団体や住民、民間企業等と連携した総合的な取組を実施する。

### 2 治山事業

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり等を図るため「森林整備保全事業計画」に基づき、治山事業を計画的、かつ総合的に推進する。

このため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え

方に立ち、地域の安全・安心を確保するため、効果的・効率的な治山対策を推進する。具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等を推進するとともに、重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。特に、梅雨前線豪雨や平成25年台風第18号・第26号等に伴う集中豪雨により発生した山地災害の復旧整備を推進するとともに、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の長寿命化対策、海岸防災林の整備等を推進する。

また、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策と連携した取組、生物多様性の保全等に資する治山対策を推進する。

さらに大規模災害発生時には、被害箇所の調査や災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、森林管理局等による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施する。

26年度予算額	61,570百万円
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
25年度予算額	58,070
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
差引増△減	3,500

## 2-1 国有林治山事業

国有林野内における治山事業を実施する。

26年度予算額	21,121百万円
25年度予算額	20,847
差引増△減	274

## 2-2 民有林治山事業

### (1) 直轄事業

・直轄治山事業  
継続16地区について、民有林直轄治山事業を実施する。

26年度予算額	12,994百万円の内数
25年度予算額	13,897百万円の内数

・治山計画等に関する調査  
治山事業の効果的な推進を図るため、山地

保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山技術高度化調査及び流域山地災害等対策調査を実施する。

26年度予算額	184百万円
25年度予算額	184
差引増△減	0

### (2) 補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や保安林の機能を維持強化するための森林整備、海岸防災林の整備・保全等を実施する。

26年度予算額	23,569百万円
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
25年度予算額	25,094
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
差引増△減	△1,525

## 3 地すべり対策事業

### 3-1 農林水産省所管事業

#### (1) 直轄事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

・直轄地すべり対策事業

農地及び農業用施設に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

26年度予算額	1,480百万円
25年度予算額	1,570
差引増△減	△90

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続10地区（直轄治山と重複している地区を含む。）について、直轄地すべり防止事業を実施する。

26年度予算額	12,994百万円の内数
25年度予算額	12,897百万円の内数

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を

保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

26年度予算額

基礎技術調査費 212百万円の内数

25年度予算額

基礎技術調査費 181百万円の内数

## (2) 補助事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

### ・地すべり対策事業

農地、農業用施設に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

26年度予算額 27,368百万円の内数

25年度予算額 2,880

### ・地すべり防止事業

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施する。

26年度予算額 3,307百万円

25年度予算額 3,574

差引増△減 △267

## 3-2 国土交通省所管事業

### (1) 予防的対策

人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定のため、地すべり防止工事を実施する。

26年度予算額 652,029百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

### (2) 再度災害防止・危機管理対策

風水害、震災等により新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象が活発となり、危険度

を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止工事を実施し、再度災害防止を図る。

26年度予算額 652,029百万円の内数

※1 この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

※2 社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

## 4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省において、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設の整備を支援するとともに、都道府県において、崩壊等の危険がある崖地等を把握し、「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定を促し、危険な区域の周知、警戒避難体制の整備、土地利用規制及び危険箇所の増加抑制を促進する。加えて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示したハザードマップの整備及び土砂災害が発生する前に危険な区域から避難する判断基準となる土砂災害警戒情報の利用促進などにより、警戒避難体制の強化を図る。

26年度予算額

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

25年度予算額

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

## 5 海岸事業

### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、安全で活力のある農村漁村づくりを推進し、ゼロメートル地帯、大規模地震発生による災害リスクが高い地域等において、国土保全上特に重要な海岸における高潮対策、侵食対策を重点的に実施する。

26年度予算額 4,137百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

25年度予算額 4,039百万円の内数  
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

## (2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、津波、高潮及び侵食対策として、近年津波、高潮等による被害が発生した海岸の再度災害対応や、背後に人口・資産集積地区や重要交通基盤・生産基盤を抱える海岸の保全対策を重点的に実施する。

26年度予算額 30,248百万円の内数  
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

25年度予算額 26,101百万円の内数  
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

## 6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

### 6-1 直轄事業

#### ・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地、農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

26年度予算額 16,101百万円  
25年度予算額 16,320  
差引増△減 △219

### 6-2 補助事業

#### ・農地防災事業

農地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業について実施する。(湛水被害等のおそれを解消する農地面積 約10万ha以上(平成24年~平成28年の5年間))

26年度予算額 27,468百万円の内数  
25年度予算額 24,229

## 7 災害関連事業

### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施する。

#### ・直轄地すべり対策災害関連緊急事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処する事業を実施する。

26年度予算額 22百万円  
25年度予算額 22  
差引増△減 0

#### ・災害関連緊急地すべり対策事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処するため、災害関連緊急地すべり対策事業を実施する。

26年度予算額 54百万円  
25年度予算額 54  
差引増△減 0

#### ・農業用施設等災害関連事業

農業用施設等の効用を増加し、災害の再発防止のため、農業用施設等災害関連事業等を実施する。

26年度予算額 185百万円  
25年度予算額 96  
差引増△減 89

#### ・直轄治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業

災害の再発防止のため、豪雨等により新たに発生した荒廃林地等について、緊急に復旧整備を行う事業を実施する。

26年度予算額 4,264百万円  
25年度予算額 4,264  
差引増△減 0

#### ・治山施設災害関連事業

災害の再発防止のため、被災施設の改良等を行う治山施設災害関連事業を実施する。

26年度予算額 10百万円  
25年度予算額 10  
差引増△減 0

- ・林地崩壊対策事業  
 激甚災害に伴い発生した小規模な山腹崩壊地の早期復旧を図るとともに、山地災害危険地区において発生した土砂の崩壊等の災害に緊急に対処する事業を実施する。  
 26年度予算額 22百万円  
 25年度予算額 41  
 差引増△減 △19

- ・森林災害復旧事業  
 民有林の激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。  
 26年度予算額 1百万円  
 25年度予算額 1  
 差引増△減 0

- ・国有林森林災害復旧造林事業  
 激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。  
 26年度予算額 1百万円  
 25年度予算額 1  
 差引増△減 0

- ・漁港関係災害関連事業  
 再度災害防止のため、被災施設の改良等を行う漁港災害関連事業を実施する。  
 26年度予算額 3百万円  
 25年度予算額 3  
 差引増△減 0

## (2) 国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を次のとおり実施する。

26年度予算額	15,460百万円
25年度予算額	15,981
差引増△減	△521

- ・河川等災害関連緊急事業  
 被災箇所の単独復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、災害復旧と併せて必要な改良事業を実施する。また、砂防設備、地すべり防止施設の改良復旧や豪雨等により生じた土砂の崩壊等に関連し、緊急的的施工を必要とする砂防工事、地すべり防止工事を実施する。

26年度予算額	2,890百万円
25年度予算額	2,890
差引増△減	0

- ・河川等災害関連事業  
 河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、道路及び橋梁について、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止等するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。また、激甚な災害によるがけ地の崩壊等が発生した箇所、緊急に施行する必要がある箇所についてがけ崩れ防止工事を実施する。

26年度予算額	699百万円
25年度予算額	1,714
差引増△減	△1,015

- ・河川等災害復旧助成事業  
 河川又は海岸について、被害が激甚であって災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。また、河川、砂防において災害復旧助成事業及び災害関連事業の実施に関し、改良事業による再度災害防止の効果を確保するため、障害物等支障となる原因の除去等を実施する。

26年度予算額	7,231百万円
25年度予算額	6,774
差引増△減	457

- ・災害関連緊急砂防等事業  
 平成26年に発生する災害について緊急的の施行を必要とする砂防工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、雪崩防止工事及び大規模漂着流木対策工事を実施する。

26年度予算額	2,757百万円
25年度予算額	2,757
差引増△減	0

- ・河川等大規模災害関連事業  
 堤防の整備水準を大きく上回る大規模な洪水が発生し、被災施設の原形復旧のみで

は公益上必要な治水安全度が得られない場合において、災害復旧事業と併せてその災害要因を除去する河道掘削や横断工作物の改築等を実施する。

26年度予算額	1,312百万円
25年度予算額	1,313
差引増△減	△1

### (3) 国土交通省所管事業（港湾）

国土交通省においては、港湾施設及び海岸保全施設の効用を増加し、災害の再発を防止するため、災害関連事業を実施する。また、「後進地域特例法」適用団体等補助率差額を補助する。

26年度予算額	20百万円
25年度予算額	10
差引増△減	10

## 8 地盤沈下対策事業

### (1) 地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施する。

26年度予算額	基礎技術調査費 212百万円の内数
25年度予算額	基礎技術調査費 181百万円の内数

### (2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施する。

#### ・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築3事業を実施する。

26年度予算額	321百万円
25年度予算額	184
差引増△減	137

#### ・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

26年度予算額	2百万円
25年度予算額	2
差引増△減	0

### (3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

#### ・地盤沈下対策調査

河川管理施設の沈下対策を検討するため、水準測量を実施する。

#### ・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行う。

26年度予算額	8百万円
25年度予算額	8
差引増△減	0

#### ・地盤沈下関連水準測量

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において水準測量を行い、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤沈下実態の把握を行う。

26年度予算額	16百万円
25年度予算額	16
差引増△減	0

### (4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行う。これらの結果を活用し、地下水をより適正に利用・保全していくための検討を行う。

26年度予算額	31百万円
25年度予算額	31
差引増△減	0

### (5) 地盤沈下防止対策事業等

環境省においては、全国の地盤沈下地域の

概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行うほか、地盤沈下を防止しつつ地下水の保全と有効利用を図るための管理方策を検討する。また、広域の地盤高を高精度で計測可能な衛星データを活用する観測手法の実用性について評価し地盤沈下監視体制への導入を検討する。

26年度予算額	14百万円
25年度予算額	17
差引増△減	△3

## 9 下水道における浸水対策

(再掲 第2章4-2 (11))

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水道事業等を推進する。

また、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、対象地区を限定し、下水道幹線やポンプ場、雨水貯留施設等の重点的な施設整備を行う。さらに、内水ハザードマップの作成・公表や降雨データのリアルタイム提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る。

(下水道による都市浸水対策達成率 約55% (平成24年度末) → 約60% (平成28年度末目標))

26年度予算額	
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	
25年度予算額	5,350百万円の内数
※その他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

## 10 その他の事業

### (1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、防災対策事業債(自然災害防止事業)の対象とすることとしている。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、一般事業債(河川等事業)の対象とすることとしている。

### (2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

26年度予算額	493百万円
25年度予算額	493
差引増△減	0

### (3) 特殊地下壕等対策事業

農林水産省、国土交通省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行う。

(農林水産省)	
26年度予算額	14百万円
25年度予算額	14
差引増△減	0
(国土交通省)	
26年度予算額	250百万円
25年度予算額	250
差引増△減	0

### (4) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、鉱害防止義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助

を行う。

26年度予算額	1,906百万円
25年度予算額	1,915
差引増△減	△9

また、坑廃水処理に係る現場導入が想定される新技術について、実際の現場での適用の可否の評価、費用対効果等についての調査を行う。

26年度予算額	20百万円
25年度予算額	28
差引増△減	△8

### (5) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道（株）が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行う。

26年度予算額	1,119百万円
25年度予算額	1,059
差引増△減	60

### (6) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者の多数が開業後70年以上を経過しており、橋りょうやトンネル等の構造物の平均年齢が耐用年数を超える状況にあることから、地方の鉄道について、鉄道施設の倒壊等による被害を事前に防ぐための橋りょう、トンネルの大規模な改良を引き続き推進するとともに、長寿化に資する改良に対する新たな補助制度を創設し、安全性の長期的な向上を図る。

26年度予算額	285百万円
25年度予算額	83
差引増△減	202

### (7) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域、又は重大な交通事故が発生した箇所等において、緊急に再度災害の防止対策又は事故の再発防止対策を実施し、住民及び利用者の安全・安心の確保を図る。

26年度予算額	17,811百万円
25年度予算額	17,900

差引増△減

△89

### (8) 港湾の老朽化対策

国土交通省においては、港湾の老朽化対策として、点検結果を踏まえた早急な対策、長寿命化等に資する計画や港湾単位の維持管理・更新計画の策定及び活用や、港湾施設の維持管理技術の開発等を推進するとともに、効率的な物流網の形成や防災機能の向上に資する、老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化を促進する。

26年度予算額

178,459百万円の内数

897百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

25年度予算額 173,192百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

### (9) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

(再掲 第2章2-2 (31))

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設の約4割が老朽化し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保する。

26年度予算額	37,942百万円
25年度予算額	30,962
差引増△減	6,980

### (10) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するため、浄化槽整備に関する市町村の事業に対して国庫助成を行う。

26年度予算額	8,421百万円
25年度予算額	8,421
差引増△減	0

## 第4章 災害復旧等

### 1 災害応急対策

#### 1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費については、訓練演習費、油購入費等から充当するとともに、災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上している。

26年度予算額	729百万円
25年度予算額	711
差引増△減	18

#### 1-2 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

26年度予算額	200百万円
25年度予算額	200
差引増△減	0

#### 1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

##### (1) 災害弔慰金の国庫負担

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行う。

26年度予算額	140百万円
25年度予算額	140
差引増△減	0

##### (2) 災害援護資金の原資の貸付

市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行う。

26年度予算額	200百万円
25年度予算額	200
差引増△減	0

#### 1-4 被災者生活再建支援金の支給

##### (1) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

#### 1-5 その他の災害応急対策

##### (1) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

26年度予算額	206百万円
25年度予算額	200
差引増△減	6

## 2 災害復旧事業

#### 2-1 公共土木施設災害復旧事業

##### (1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

###### ・直轄事業

治山施設について、平成26年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、平成26年災害に係る復旧事業の円滑な推進を図る。

さらに、漁港施設について、平成26年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

26年度予算額	947百万円
25年度予算額	874
差引増△減	73

###### ・補助事業

治山施設について、平成24年災害の復

旧を完了し、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成24年災害の復旧を完了し、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成24年災害の復旧を完了し、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

26年度予算額 1,058百万円

他に910百万円の内数

25年度予算額 1,913百万円の内数

## (2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

26年度予算額 36,237百万円

25年度予算額 35,716

差引増△減 521

### ・直轄事業

河川、ダム、海岸、砂防設備及び地すべり防止施設について、平成23年災害、平成25年災害及び平成26年災害について復旧事業の円滑な施行を図る。また、道路について、平成26年災害の復旧事業の円滑な施行を図る。

26年度予算額 10,751百万円

25年度予算額 10,478

差引増△減 273

### ・補助事業

河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道について、平成24年災害、平成25年災害及び平成26年災害の復旧事業の円滑な施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

26年度予算額 25,486百万円

25年度予算額 25,238

差引増△減 248

## (3) 港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

### ・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成25年災害の復旧を完了し、平成26年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

26年度予算額 591百万円

25年度予算額 614

差引増△減 △23

### ・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成24年災害の復旧を完了し、平成25年災害及び平成26年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

26年度予算額 641百万円

25年度予算額 628

差引増△減 13

## 2-2 農林水産業施設災害復旧事業

### (1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

### ・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、災害発生の年を含めて2箇年で復旧を完了する基本方針の下に、平成26年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

26年度予算額 139百万円

25年度予算額 139

差引増△減 0

### ・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生の年を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について

事業の進捗を図る。

26年度予算額	7,735百万円
他に3,017百万円の内数	
25年度予算額	10,858百万円の内数

## (2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成25年災害の復旧を完了するとともに、平成26年災害について、所要の復旧事業を実施する。

26年度予算額	1,217百万円
25年度予算額	1,189
差引増△減	28

## 2-3 文教施設等災害復旧事業

### (1) 国立大学等施設災害復旧事業

文部科学省においては、国立大学法人施設整備費補助金等をもって、平成26年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

26年度予算額	48,625百万円の内数
25年度予算額	46,468百万円の内数

### (2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、公立学校施設の災害について、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」等により、平成26年発生災害に係る被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行う。

26年度予算額	337百万円
25年度予算額	327
差引増△減	10

### (3) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

26年度予算額	25,522百万円の内数
25年度予算額	25,502百万円の内数

## 2-4 水道施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施する。

26年度予算額	350百万円
25年度予算額	350
差引増△減	0

## 2-5 その他の災害復旧事業

### (1) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施する。

26年度予算額	1,180百万円
25年度予算額	0
差引増△減	1,180

### (2) 保護観察体制の復旧

法務省においては、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため、更生保護拠点を運営する。

### (3) 法務局の復旧

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局及び仙台北法務局気仙沼支局について仮庁舎に移転し、事務処理を継続する。

### (4) 都市災害復旧事業等

国土交通省においては、公園の災害の復旧事業に対し、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、また、地方公共団体等が施行する街路等の都市施設の災害復旧及び市街地内の堆積土砂除去の事業に対し、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」により補助を行い、平成26年災害の復旧事業の円滑な施行を図るとともに、火山の噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う公園等の施設及び宅地に係る降灰除去事業に対して補助を行う。

26年度予算額	150百万円
25年度予算額	150
差引増△減	0

**(5) 公営住宅等**

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、平成26年度災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

26年度予算額	100百万円
25年度予算額	100
差引増△減	0

**(6) 鉄道災害復旧事業**

国土交通省においては、平成26年度の鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄軌道施設の災害復旧事業に対して補助を行う。

26年度予算額	68百万円
25年度予算額	968
差引増△減	△900

**(7) 廃棄物処理施設の災害復旧事業**

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

26年度予算額	30百万円
---------	-------

**3 財政金融措置****3-1 災害融資****(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資**

沖縄振興開発金融公庫においては、本土における政策金融機関の業務を、沖縄において一元的に行う総合政策金融機関として、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

**(2) 災害融資（私立学校施設）**

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校に対して貸付条件を緩和した復旧措置を講ずる。

26年度予算額	200百万円
25年度予算額	1,100
差引増△減	△900

**(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資**

独立行政法人福祉医療機構の融資においては、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

**(4) 農林漁業関係融資**

農林水産省においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」等に基づき、農業協同組合等からの災害融資について利子補給費及び損失補償費の補助を行うほか、所要の貸付資金の確保に配慮する。

26年度予算額	11百万円
25年度予算額	20
差引増△減	△9

**(5) (株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）**

(株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者等の再建・復興を支援するため、所要の貸付資金の確保につき十分配慮するとともに、個々の実情に応じた弾力的な融資措置を講じる。」

**(6) (株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資**

(株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）においては、被災した農林漁業者の経営維持安定、施設の復旧等に必要な資金を融通する。

**(7) (株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）による融資**

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者等の再建・復興を支援するため、所要の貸付資金の確保につき十分配慮するとともに、個々の実情に応じた弾力的な融資措置を講じる。

**(8) 信用保証協会の信用保証の特別措置**

信用保証協会においては、被災中小企業者の再建・復興を支援するため、信用保証の別枠化及び保証料率の引下げ等の特例措置を講

じる。

### (9) 災害復旧高度化事業

大規模な災害により既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧に当たって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

### (10) 小規模企業共済災害時即日貸付

中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」適用地域で被災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で融資を行う。

### (11) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

## 3-2 災害保険

### (1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、平成26年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を6兆7,386億円と定めて実施する。

26年度予算額	129,380百万円
25年度予算額	113,365
差引増△減	16,015

### (2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

- ・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施する。

26年度予算額	93,844百万円
25年度予算額	97,942
差引増△減	△4,098

- ・「森林国営保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施する。

26年度予算額	4,167百万円
25年度予算額	4,147
差引増△減	20

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。

26年度予算額	9,453百万円
25年度予算額	9,517
差引増△減	△64

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施する。

26年度予算額	8,485百万円
25年度予算額	10,694
差引増△減	△2,209

## 3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について平成26年度地方債計画（通常収支分）において502億円を計上している。

26年度地方債計画額	〔50,200〕百万円
25年度地方債計画額	〔43,500〕
差引増△減	〔6,700〕

## 4 災害復興対策等

### 4-1 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）を補助する。

26年度予算額	600百万円
25年度予算額	600
差引増△減	0

**4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策****(1) 農林水産省の対策**

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

26年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

25年度予算額 58,070百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

**(2) 国土交通省の対策**

国土交通省においては、インターネットを通じた情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備を推進する。また、水無川流域等において、砂防設備等を整備する。

26年度予算額 652,029百万円の内数

※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

25年度予算額 630,544百万円の内数

**4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策****(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置**

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

**(2) 被災者向け住宅確保対策**

国土交通省においては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建築制限の行われている地域で制限解除後6箇月以内に行う住宅の再建について、引き続き支援する。

**(3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進**

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及

び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援する。

26年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

25年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

**4-4 三宅島噴火災害に関する対策****(1) 農林水産省の対策**

(再掲 第4章4-2(1))

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

26年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

25年度予算額 58,070百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

**(2) 国土交通省の対策**

国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を推進する。

26年度予算額

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

25年度予算額

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

**4-5 平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に関する復興対策****(1) 農林水産省の対策**

(再掲 第4章4-2(1))

・治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

26年度予算額 61,570百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

25年度予算額 58,070百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

## (2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講ずる。

### ・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道〔中越〕」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を引き続き推進する。

### ・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な土砂災害対策を推進する。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい信濃川水系魚野川右支川の芋川流域において、直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業により、集中的かつ迅速な対策を行う。

26年度予算額 652,029百万円の内数  
※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む

### 4-6

平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

## (1) 農林水産省の対策

(再掲 第4章4-2(1))

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

26年度予算額 61,570百万円の内数  
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数  
25年度予算額 58,070百万円の内数  
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

## (2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な土砂災害対策を推進する。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい栗

駒山系において、特定緊急砂防事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行う。

26年度予算額 652,029百万円の内数  
※社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む  
25年度予算額 630,544百万円の内数

### 4-7 霧島山(新燃岳)災害による復興対策

国土交通省においては、火山噴火に起因する土石流対策として、市町が適切に住民の避難指示の判断等が行えるよう、降灰等の調査・解析を行い、降灰による土石流の想定区域及び時期について、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害緊急情報として情報提供を行う。

また、土石流の発生に備え、土石流検知センサーによる監視体制の構築や砂防設備の整備等の対策を推進する。

26年度予算額 652,029百万円の内数  
※1この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置  
※2社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を一部含む  
25年度予算額 630,544百万円の内数

### 4-8 東日本大震災に関する復興対策

## (1) 被災者支援

被災者の方々の住宅再建、被災した学生の修学等を引き続き支援するとともに、被災者の避難の長期化が見込まれる中、心のケア等の被災者の健康・生活面での支援を着実に進める。

(主な事業)

26年度予算額 111,676百万円  
25年度予算額 188,253  
差引増△減 △76,577

### ①災害救助法による災害救助等

26年度予算額 47,490百万円  
25年度予算額 52,948  
差引増△減 △5,458

### ②被災者生活再建支援金補助金

26年度予算額	9,600百万円	②災害復旧事業	
25年度予算額	83,978	26年度予算額	585,487百万円
差引増△減	△74,378	25年度予算額	661,129
		差引増△減	△75,642
③被災地健康支援事業		③復興道路・復興支援道路の整備等	
26年度予算額	1,000百万円	26年度予算額	170,585百万円
④被災者の心のケア支援事業		25年度予算額	138,383
26年度予算額	1,817百万円	差引増△減	32,202
25年度予算額	1,817	④社会資本整備総合交付金（復興）	
差引増△減	0	26年度予算額	76,306百万円
⑤緊急スクールカウンセラー等派遣事業		25年度予算額	44,111
26年度予算額	3,709百万円	差引増△減	32,195
25年度予算額	3,913	⑤農林水産基盤整備	
差引増△減	△204	26年度予算額	50,710百万円
⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業		25年度予算額	47,774
26年度予算額	4,029百万円	差引増△減	2,936
⑦被災地における福祉・介護人材確保対策事業		⑥災害廃棄物の処理	
26年度予算額	192百万円	26年度予算額	23,633百万円
⑧被災した学生への修学支援		25年度予算額	126,567
26年度予算額	17,783百万円	差引増△減	△102,934
25年度予算額	16,705		
差引増△減	1,078		
		<b>(3) 産業の振興・雇用の確保</b>	
		着実に進んでいる産業の復興の動きを確実なものとするため、被災した中小企業や農林漁業者等の復旧・復興の取組を引き続き支援する。	
<b>(2) まちの復旧・復興</b>		(主な事業)	
津波被災地において、防災集団移転促進事業等の事業着手が着実に進展しており、まちづくりの動きが本格化しつつある状況を踏まえ、東日本大震災復興交付金等により、引き続き復興まちづくりの加速化を図る。		26年度予算額	130,556百万円
(主な事業)		25年度予算額	307,451
26年度予算額	1,329,615百万円	差引増△減	△176,895
25年度予算額	1,667,047	①津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	
差引増△減	△337,432	26年度予算額	30,000百万円
①東日本大震災復興交付金		25年度予算額	110,000
26年度予算額	363,794百万円	差引増△減	△80,000
25年度予算額	591,774	②中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	
差引増△減	△227,980	26年度予算額	22,066百万円
		25年度予算額	25,006
		差引増△減	△2,940

③災害関連融資		差引増△減	△239,622
26年度予算額	22,142百万円		
25年度予算額	96,306		
差引増△減	△74,164		

④東日本大震災農業生産対策交付金			
26年度予算額	7,487百万円		
25年度予算額	10,427		
差引増△減	△2,940		

⑤復興特区利子補給金			
26年度予算額	1,250百万円		
25年度予算額	1,119		
差引増△減	131		

#### (4) 原子力災害からの復興・再生

福島の復興・再生について、除染・放射性物質汚染廃棄物処理を加速するとともに、避難指示区域の見直し完了を受け、長期避難者のための支援策、早期帰還支援策等を引き続き推進する。

(主な事業)

26年度予算額	659,974百万円
25年度予算額	726,436
差引増△減	△66,462

①福島再生加速化交付金			
26年度予算額	108,761百万円		
25年度予算額	0		
差引増△減	108,761		

②福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業			
26年度予算額	7,966百万円		
25年度予算額	4,795		
差引増△減	3,171		

③福島避難解除等区域生活環境整備事業			
26年度予算額	1,872百万円		
25年度予算額	2,350		
差引増△減	△478		

④放射性物質により汚染された土壌等の除染			
26年度予算額	258,174百万円		
25年度予算額	497,796		

⑤放射性物質汚染廃棄物処理事業			
26年度予算額	133,012百万円		
25年度予算額	97,100		
差引増△減	35,912		

⑥中間貯蔵施設の整備			
26年度予算額	101,190百万円		
25年度予算額	14,645		
差引増△減	86,545		

⑦再生可能エネルギー支援			
26年度予算額	1,700百万円		
25年度予算額	10,300		
差引増△減	△8,600		

⑧風評被害対策			
26年度予算額	898百万円		
25年度予算額	1,263		
差引増△減	△365		

⑨福島県双葉郡中高一貫校の設置に係る支援			
26年度予算額	331百万円		
25年度予算額	0		
差引増△減	331		

#### (5) 東日本大震災復興推進調整費

復興庁の司令塔機能を強化しつつ、諸制度の隙間を埋め、復興に関し国が実施する調査・企画事業の委託や被災県が実施するソフト事業に対する補助等を実施する。

26年度予算額	5,000百万円
25年度予算額	10,000
差引増△減	△5,000

#### (6) 「新しい東北」先導モデル事業等

「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を支援。

26年度予算額	1,483百万円
---------	----------

被災地はもとより、全国から東北の復興を進めるための事業参加を促進するため、広く被災地における事業提案を公募するとともに、各種の専門家が参画する場を設け、事業化に向けた支援を実施。

26年度予算額 103百万円

### (7) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分する。

26年度予算額

地方財政計画額 572,332百万円

25年度予算額

地方財政計画額 619,802

### (8) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センター（法テラス）にて、以下の施策を実施する。

- 被災者の抱える法的問題の解決について増加する専門家による支援の需要に対応するため、被災地に設置された出張所において、弁護士による無料法律相談や各種専門家による無料よろず相談を実施するとともに、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅での巡回相談等を実施する。
- 「震災 法テラスダイヤル（フリーダイヤル0120-078309）」において、二重ローン問題や原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施する。
- 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し「災害救助法」が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所

等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力の状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施する。

### (9) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。

- 大規模被災地における地図の修正（土地の境界復元）
- 登記特設相談所の開設・被災者専用フリーダイヤルの設置
- 復興に伴う登記事務処理体制の強化

### (10) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）にて、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱いや、仮設住宅での生活の長期化、雇用の不安等から発生するおそれのある人権問題等、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、これらの人権問題をテーマとしたシンポジウムの開催、人権教室の実施等、人権問題の発生を防止するための啓発活動を実施する。

26年度予算額 25百万円

25年度予算額 25

差引増△減 0

### (11) 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生

農林水産省においては、東日本大震災で被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進する。

26年度予算額

東日本大震災復興交付金 363,794百万円の内数

災害復旧事業費 585,487百万円の内数

25年度予算額

東日本大震災復興交付金 591,774百万円の内数

災害復旧事業費 661,129百万円の内数

#### 4-9 その他の災害に関する復興対策

農林水産省においては、有珠山において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

## 第5章 国際防災協力

### 1 多国間協力

#### (1) 国際防災協力の推進

内閣府においては、国連国際防災戦略（UNISDR）事務局を通じた国際防災協力の推進、アジア防災センター等を通じた地域内防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進する。また、第3回国連防災世界会議の開催国として、2015年以降の新たな国際的な防災の取組指針策定に向けて貢献していくための調査及び情報発信を行う。

26年度予算額	190百万円
25年度予算額	177
差引増△減	13

#### (2) 国連防災世界会議の開催

平成27年3月に我が国で開催される第3回国連防災世界会議においては、兵庫行動枠組（HFA）の後継枠組の策定を行うとともに、東日本大震災の被災地の復興の現状や我が国の防災に関する経験と知見を国際社会に発信する。

26年度予算額	508百万円
---------	--------

#### (3) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国が蓄積する知見を効果的に活用した内容の国際消防防災フォーラムをアジア諸国の消防防災分野に携わる人材を対象に海外で開催し、アジア諸外国の消防防災能力の向上を図る。また、日韓間における消防行政の現状と課題について、情報交換、改善策の検討等を行い、消防の連携・協力、消防制度の発展、地方レベルでの消防交流等を推進する。

26年度予算額	6百万円
25年度予算額	9
差引増△減	△3

#### (4) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、全国で展開される国際消防救

助隊の連携訓練の支援や教育訓練の核となる指導員の育成、また全ての国際消防救助隊登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など国際消防救助隊員の教育訓練等の一層の充実を図る。

26年度予算額	17百万円
25年度予算額	16
差引増△減	1

#### (5) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、火災や爆発のリスクの増大が指摘されている新興国に対して消防防災設備、車両、資機材等の展示・実演等の現地ワークショップ、フォローアップやトップセールスなどを実施し、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する。

26年度予算額	3百万円
25年度予算額	0
差引増△減	3

#### (6) 国際機関への拠出

外務省においては、国連等と協力し「兵庫行動枠組2005—2015」の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略（UNISDR）への拠出を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリーフウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の活動を支援する。

26年度予算額	216百万円
25年度予算額	262
差引増△減	△46

#### (7) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域において災害関連情報を共有することを目的として我が国が主導する「センチネル・アジア」プロジェクトや、参加国が最善の努力で大規模災害被災地の衛星画像を無償提供する国際協力枠組みである国際災害チャータと連携して、陸域観測技術衛星「だいち」によって撮影した被災地のアーカイブデータの提

供、超高速インターネット衛星「きずな」により、アジア太平洋地域のブロードバンド環境の整っていない地域等に対し、「センチネル・アジア」の緊急観測データ等の配信を行う等、海外の災害状況把握に貢献する。

26年度予算額

運営費交付金 112,133百万円の内数

25年度予算額

運営費交付金 109,769百万円の内数

### (8) 地球地図整備

国土地理院においては、世界の地理空間情報当局が協力して地球全陸域の統一仕様の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を地球地図国際運営委員会の事務局として推進し、地球地図の整備を進めるとともに、開発途上国における円滑なデータ更新に関わる技術開発を行う。また、整備されたデータの防災分野での活用を行う。

26年度予算額 32百万円

25年度予算額 31

差引増△減 1

### (9) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連における水防災に係る国際目標・指標等の策定に関する活動を推進する。

26年度予算額 65百万円

25年度予算額 65

差引増△減 0

### (10) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国へ台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像の提供を行う。また、アジア太平洋域各国に台風の解析及び予報に関する資料や、季節予報資料、気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

### (11) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気

庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。

### (12) 生態系を活用した防災・減災対策の推進

環境省では、三陸復興国立公園の取組や、平成25年11月に仙台市で開催した「第1回アジア国立公園会議」の結果を踏まえ、平成26年11月にオーストラリアで開催される「第6回世界国立公園会議」において、「自然災害からの復興や減災に対する保護地域の役割」について議論を主導し、ガイドラインをとりまとめる。

26年度予算額 34百万円

25年度予算額 96

差引増△減 △62

## 2 二国間協力

### (1) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力をを行う。

### (2) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構 (JICA) 及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構 (JST) は、地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見を獲得するとともに、国際共同研究を通じて途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に役立つ持続的な活動体制づくりを目的に、日本と途上国の研究者が国際共同研究を行う「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)」を実施する。研究分野の一つとして、防災分野に対する協力をを行う。

26年度予算額

(外務省) JICA運営費交付金の内数

(文部科学省) JST運営費交付金の内数

### (3) 地震防災研究分野における日中間の新たな協力関係の構築

文部科学省においては、「地震分野における科学技術協力の強化に関する覚書」（平成21年5月）及び独立行政法人科学技術振興機構（JST）と中華人民共和国科学技術部合同合作司（MOST）の間における「地震防災」を共同支援する研究分野とすることについての合意（平成23年5月）に基づき、今後の両国の研究協力の進展に資することを目的として、観測・予測研究、構造物の耐震技術、地震減災研究を始めとする研究分野の推進を図る。

### (4) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、過去の災害経験で培った我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、アジアを中心とする新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、両国の産学官が一体となった継続的な協力体制を構築することを内容とする「防災協働対話」の取組を国別に展開する。

26年度予算額	1,048百万円の内数
25年度予算額	1,110百万円の内数